



平成30年 第1回定例会

# 会 議 録

(平成30年3月2日～3月27日)

枕 崎 市 議 会

平成 30 年  
枕崎市議会第 1 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 26 日間（3 月 2 日～3 月 27 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
3 月 2 日 (金)	本会議	前 9 : 30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程（日程第4号－第30号） 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程（日程第31号） 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 散 会
3 月 3 日 (土)	休 会		
3 月 4 日 (日)	休 会		
3 月 5 日 (月)	本会議	前 9 : 30	1 開 議 2 一般質問（5 名） 3 散 会
3 月 6 日 (火)	本会議	前 9 : 30	1 開 議 2 一般質問（1 名） 3 散 会
		委員会 前 10 : 56	1 国保運営健全化・健康増進対策特別委員会
3 月 7 日 (水)	休 会	委員会 前 9 : 26	1 総務文教委員会
3 月 8 日 (木)	休 会	委員会 前 9 : 24	1 産業厚生委員会
3 月 9 日 (金)	休 会	委員会 前 9 : 24	1 予算特別委員会（補正）
3 月 10 日 (土)	休 会		

3月11日(日)	休会			
3月12日(月)	休会	委員会	前 9:27	1 予算特別委員会(当初)
3月13日(火)	休会	委員会	後 1:08	1 予算特別委員会(当初)
3月14日(水)	休会	委員会	前 9:26	1 予算特別委員会(当初)
3月15日(木)	休会	委員会	前 9:25	1 予算特別委員会(当初)
3月16日(金)	休会	委員会	前 9:26	1 議会運営委員会
3月17日(土)	休会			
3月18日(日)	休会			
3月19日(月)	休会			
3月20日(火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第8号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第9号-第15号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第16号-第20号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 散 会
3月21日(水)	休会			
3月22日(木)	休会			
3月23日(金)	休会	委員会	前 9:23	1 議会運営委員会
3月24日(土)	休会			
3月25日(日)	休会			
3月26日(月)	休会			

3月27日(火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第7号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第8号) 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第9号) 9 提案理由の説明 10 質疑、討論、表決 11 委員会調査期限の延期について 12 閉 会
----------	-----	--	--------	---

# 本 会 議 第 1 日

(平成30年3月2日)

平成30年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第1号）

平成30年3月2日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	1	平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	予 特
5	2	平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
6	3	平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
7	4	平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃
8	5	平成30年度枕崎市一般会計予算	〃
9	6	平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
10	7	平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
11	8	平成30年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
12	9	平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
13	10	平成30年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
14	11	平成30年度枕崎市水道事業会計予算	〃
15	12	市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
16	13	枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
17	14	枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条	〃

		例の制定について	
18	15	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	総文
19	16	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
20	17	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
21	18	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
22	19	枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	〃
23	20	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	総文
24	21	枕崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
25	22	枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	〃
26	23	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
27	24	枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃
28	25	枕崎市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
29	26	公の施設の指定管理者の指定について	産厚
30	27	専決処分の承認を求めることについて	予特
31	28	公平委員会委員の選任について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
7 番 清 水 和 弘 議員  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

4 番 城 森 史 明 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
本 田 親 行 総務課長  
下 山 忠 志 水産商工課長  
佐 藤 祐 司 財政課長  
松 崎 信 二 建設課長  
田 中 義 文 健康課長  
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長  
中原田 修 二 下水道課長  
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長  
松 田 博 監査委員事務局長  
吉 留 謙 二 建設課参事  
加 藤 省 三 市民生活課参事  
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長  
丸 山 屋 敏 教育長  
田 淵 修 学校教育課長  
中 嶋 章 浩 文化課長  
中 原 浩 二 消防長  
永 留 正 文 警防課長兼消防署長  
中 山 俊 吾 総務課行政係主任

久木田 敏 副市長  
東中川 徹 企画調整課長  
原 田 博 明 市民生活課長  
山 口 英 雄 福祉課長  
川 崎 満 農政課長  
神 園 信 二 税務課長  
松 田 誠 水道課長  
神 山 芳 文 市立病院事務長  
山 崎 公 広 監査委員  
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長  
永 江 隆 水産商工課参事  
俵積田 光 昭 選管事務局長  
田 中 幸 喜 総務課参事  
田 代 芳 輝 教委総務課長  
末 永 俊 英 生涯学習課長  
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長  
森 蘭 智 之 消防総務課長  
山 口 太 総務課行政係長  
東 園 美 紀 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成30年第1回定例会が本日招集されましたが、出席議員13人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、5番吉松幸夫議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月27日までの26日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成29年12月、平成30年1月及び2月執行の例月現金出納検査結果報告書、平成29年11月及び平成30年1月に実施されました定期監査の結果並びに平成30年2月に実施されました随時監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成29年第5回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第30号までの27件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 平成30年3月議会の開会に当たりまして、市政運営についての所信について申し述べたいと思います。

さきの枕崎市長選挙におきまして、市民の皆様の御信任をいただき、枕崎市長の重責を担うことになりました。市長選挙は、28年ぶりの新人同士の選挙となり、ここ数回の市長選挙とは様相の違うものになったと、私の周りでも、また報道等でも評価がなされました。

私は、出馬表明当初から、今までの選挙とは違う戦い方を模索し、枕崎を何とかひとつにしたいの思いから、組織の力に頼らず、市民の皆様に直接、自身の政治姿勢を伝えてまいりました。

結果、この重責を担ったわけですが、これから先、枕崎をひとつにとの思いで行政運営を進めていく覚悟です。私が覚悟と申し上げましたのは、政治に携わる者に限らず、人は人生をかけて仕事に取り組むときに、その思いを覚悟に変えて取り組むものです。この議会に臨むすべての人が、枕崎のために、枕崎をもっとよい自治体にしようという思いで、覚悟を持って臨んでいただけるよう、あえて覚悟という言葉を上げました。この枕崎をもっとよい自治体にしよう、もっとよいまちにしようという覚悟をそれぞれが持つことが、まず枕崎をひとつにするという第一

歩であると私は考えております。そのお互いの強い覚悟の中で、よりよい議論が進み、議会が活性化し、行政運営も緊張感を持った中で進んでいくものと信じます。自治体の経営、つまり行政運営が常に緊張感を持ち、市民ファーストで進むことで、市民の皆さんの参加意識、そして枕崎で経済活動をされる組織の皆さんの活動にもよい影響が及び、結果、人も組織もひとつになって前へ進んでいくものと考えます。

就任から約1カ月が経過しました。その間、課長職からの各課のヒアリングを経て現状を確認するとともに、選挙期間中に私の掲げてきた公約とのすり合わせを始めたところです。

私が掲げた「持続的財政強化のための産業競争力向上」、「子育て支援」、「地域と人のつながり、コミュニティデザインの再構築」については、実現に向けて個別具体的に実行プランを立ててまいります。施策によっては、達成への工程が困難なものもあろうかと思いますが、一つ一つ丁寧に、そして既存の枠に捉われない新しい考え方で取り組んでまいります。

私は、毎週の課長会議の中で、庁内の5Sの徹底を常に訴えています。御存じとは思いますが、整理・整頓・清潔・清掃・しつけの5つの頭文字S、これの5Sはトヨタ生産方式の基本となり、トヨタを世界的企業に押し上げたメソッド、いわゆる方法です。庁内に5Sを設定することで、最終的にはコスト削減、業務の整理整頓を進め、限られたリソース、いわゆる資源を有効に使う工夫で庁内の仕事の仕方を変革し、困難と思われる課題にも積極的に取り組んでまいります。

これから、全職員と力を合わせて、枕崎のために丁寧に確実な仕事をしてまいります。市民の皆様、そして議会の皆様の御理解と御協力を何とぞよろしくお願いいたします。

次に、提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係11件、条例14件、公の施設の指定管理者の指定について1件、専決処分の承認を求めることについて1件、人事案件1件の計28件であります。このうち、人事案件を除く27件について説明を申し上げます。

まず、議案第1号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,780万円を追加し、予算総額を118億9,000万円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は、市営住宅建設事業の追加によるものです。

地方債の補正は、過疎対策事業ほか8事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、市営住宅建設事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第2号平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,716万円を減額し、予算総額を42億5,141万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、償還金及び還付加算金の増額と、療養諸費、高額療養費及び共同事業拠出金の減額であります。

以上の財源として、繰入金の増並びに国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金、共同事業交付金及び諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第3号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,839万円を減額し、予算総額を8億1,835万4,000円にしようとするものです。

繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業の一部を平成30年度に繰り越して使用するもの

です。

債務負担行為の補正は、公営企業会計適用業務委託契約の締結に伴うものです。

地方債の補正は、事業債の変更に伴うものです。

補正の内容は、公営企業会計適用費の委託料の減、社会資本整備総合交付金額確定に伴う下水道整備費の委託料の減及び公債費元金の財源内訳変更であります。

以上の財源として、繰越金の増並びに国庫支出金、繰入金及び事業債の減で措置いたしました。

次に、議案第4号平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量において、年間患者数及び1日平均患者数を補正し、収益的収入においては、入院収益等の増に伴い、医業収益を1,720万円追加し、負担金の増に伴い、医業外収益を3,922万1,000円追加するほか、一般会計補助金の増に伴い、附帯事業収益を2万3,000円追加し、収益的支出においては、給与費及び経費の減に伴い、医業費用を1,439万2,000円減額し、医業外費用を1,000円増額しようとするものです。

また、資本的収入及び支出においては、一般会計負担金の増に伴い、収入を251万7,000円追加し、収入額が支出額に対し不足する3,865万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第5号平成30年度枕崎一般会計予算について申し上げます。

新年度の予算編成に当たっては、「入るを量りて出づるを制す」を基本姿勢として、最大限の歳入確保に努め、事業の優先度を見きわめて、限られた財源を効果的・効率的に配分し、第6次総合振興計画の各分野における取り組みを着実に進めるとともに、地方創生総合戦略に係る施策、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策等に取り組んでいくこととしました。

しかし、市長就任後間もないため、今回の予算は年間予算ではありますが、人件費や公債費などの経常的な経費や継続的な事業に係る経費などの計上を基本とした「骨格予算」としました。

その結果、新年度の予算総額は101億7,440万円となり、前年度当初予算額に対し2.2%の減となっています。

歳出予算を性質別に申し上げますと、義務的経費は、公債費が減となったものの、障害児通所支援事業の増などに伴い、扶助費及び人件費が増となったことから、対前年度比0.3%増の60億3,934万4,000円となっています。投資的経費は、政策経費の大部分を計上していないため、対前年度比40.7%減の7億0,556万2,000円と大幅な減となっています。主なものとしては、普通建設事業費において、補助事業費では前年度から継続している浜の活力再生施設整備事業を、単独事業費では南浜館大規模改造事業や小型動力ポンプ付水槽車更新事業などを計上しています。

その他の経費は、対前年度比7.3%増の34億2,949万4,000円となっていますが、これは、ふるさと応援寄附金が増となった影響で、積立金や物件費が増となったことなどによるものです。

次に、歳入予算の主なものについて申し上げますと、まず市税は、最近における景気動向や税制改正などを踏まえ、対前年度比2.1%減の21億2,651万円を計上しています。

地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、対前年度比0.3%増の32億8,000万円を計上しています。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の増により、対前年度比139.4%増の4億5,688万9,000円を計上しています。

繰入金は、財政調整基金や地域振興基金、ふるさと応援基金などからの繰り入れで、対前年度比25.0%増の4億0,195万1,000円を計上しています。

市債は、政策経費の大部分を計上していないため、対前年度比48.8%減の5億3,095万1,000円を計上しています。

その他の歳入につきましても、それぞれ見込み得る額を計上しています。

なお、当初予算の主な施策の内容等につきましては、当初予算のあらましに掲載してありますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案第6号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算は、平成30年度から新制度へ移行することに伴い、会計科目において国民健康保険事業費納付金が新設されるなど、全体的な見直しが行われています。

新年度の予算総額は36億8,842万1,000円で、前年度当初予算に対し16.5%の減となります。

歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保健事業費、公債費などであり

ます。以上の財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金、諸収入などで措置いたしました。

次に、議案第7号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は3億2,603万9,000円で、前年度当初予算に対し1.8%の減となります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金などであり

ます。以上の財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第8号平成30年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は26億3,445万5,000円で、前年度当初予算に対し5.5%の増となります。

歳出の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費などであり

ます。以上の財源として、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金などで措置いたしました。

次に、議案第9号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

新年度の予算総額は8億1,567万4,000円で、前年度当初予算に対し8.8%の減となります。

主な事業としては、立神北町地区の補助支線等污水管路施設工事による面的整備、終末処理場及び松の尾ポンプ場の改築更新事業、終末処理場のストックマネジメント基本計画策定などを予定しています。

以上の財源として、事業収入、分担金及び負担金、国庫支出金、繰入金、事業債などで措置いたしました。

次に、議案第10号平成30年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、病床数55床、年間患者数を入院で1万7,885人、外来で1万4,025人、1日平均患者数を入院で49人、外来で55人と決めました。

収益的収入及び支出では、収入額を6億1,687万2,000円、支出額を7億3,195万7,000円とし、差し引き1億1,508万5,000円の当年度純損失を予定しています。

資本的収入及び支出では、支出額を5,885万5,000円とし、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第11号平成30年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

新年度の業務の予定量として、給水戸数を1万0,500戸、年間総給水量を275万5,000立方メートル、1日平均給水量を7,548立方メートルと決めました。

主な事業として、老朽管更新事業、連絡管新設事業、片平山配水池更新事業に伴う計画作成業務委託等を予定しています。

収益的収入及び支出では、収入額を4億4,367万6,000円、支出額を4億2,579万2,000円とし、税抜き後で801万8,000円の当年度純利益を予定しています。

資本的収入及び支出では、収入額を3,602万5,000円、支出額を2億4,863万3,000円とし、差し引き2億1,260万8,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第12号市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する

条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、本市の厳しい財政状況を考慮し、平成30年4月1日以後の市長、副市長、教育長及び医師でない病院事業管理者の給料の月額を減額しようとするものです。

次の議案第13号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職務の級が6級以上である職員の給料の減額措置を廃止するほか、人事院勧告に準じ、当該職員のうち55歳を超える者の給料等の減額措置を廃止する等のため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第14号枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務について、個人番号及び特定個人情報を利用する事務を追加するほか、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第15号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置許可申請に対する審査等に係る手数料の額を改定しようとするものです。

次の議案第16号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第17号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年度から32年度までの保険料率を定めるほか、介護保険法の一部改正等に伴い、罰則規定の一部を改正するものです。

次の議案第18号枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、これに準じ所要の改正を行うほか、条文の整備をしようとするものです。

次の議案第19号枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、同法の規定により国が定める基準に準じ、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものです。

次の議案第20号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額等に係る規定が整備されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第21号枕崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、後期高齢者医療制度加入時における住所地特例の見直しがなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第22号枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきましては、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限を定めるものです。

次の議案第23号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額の改定をしようとするものです。

次の議案第24号枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物に係る公表制度を定めようとするものです。

次の議案第25号枕崎市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につき

ましては、適切な管理が行われていない空き家等の状態に起因して生じる市民の生命、身体または財産への危害を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができるよう所要の改正を行うものです。

次の議案第26号公の施設の指定管理者の指定につきましては、枕崎駅前観光案内所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。

次の議案第27号専決処分承認を求めることにつきましては、ふるさと応援寄附金の額の増加に伴い、平成29年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしました。御報告申し上げるとともに、議会の承認を求めるものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

**○新屋敷幸隆議長** ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

**○7番清水和弘議員** 私は、議案13号と議案25号について質疑いたします。

まず、この議案第13号においては、55歳を超える者の給料等の減額措置を廃止するというふうにありますけど、これによる本市の財政に与える影響。それとですね、ラスパイレスも変化すると思うんですけど、このラスパイレスの変化はどのようになるのか、その辺を質問いたします。

**○本田親行総務課長** まず、55歳を超える者の給料等の1.5%の減額措置の廃止についてでございますが、平成22年の人事院勧告に準じて職務の級が6級以上の管理職のうち55歳を超える者につきましては、当分の間の措置として、平成22年度から1.5%の給料等の減額措置が行われてきました。

平成26年の人事院勧告において、給与制度の総合的見直しにおいては、55歳を超える職員の給与の適正化を含めた給料表の水準の引き下げが講じられたことから、この減額措置については、給与制度の総合的見直しが完全実施される平成30年3月31日をもって廃止することとされ、本市におきましても、既に平成27年の3月議会において、人事院勧告に準じた条例改正がなされております。

なお、影響額についてですが、職務の級が6級以上の管理職のうち55歳を超える者の1.5%の給料等の減額措置につきましては、平成29年度において、全会計32人の管理職のうち24人が対象となっております。影響額については、全体で280万円程度となっているところでございます。

ラスパイレスに与える影響につきましては、1.5%の廃止ですけれども、それから独自カットで2%の減額措置も行っておりますけれども、それもあわせて廃止することとしております。

平成29年4月1日の本市のラスパイレス指数につきましては、12月26日に公表されましたけれども、98.0%で、前年度と比較して0.5ポイント低くなっており、19市の中では、高いほうから12番目となっております。

それらの管理職の独自削減等をすべて含めまして、現在の試算では0.2ポイント程度上昇するのではないかと見込んでいるところでございます。

**○7番清水和弘議員** それとですね、私はこの25号について質問しますけど、この25号のですね、危険家屋、枕崎市空き家等の適切な管理に関する条例の一部改正なんですけど、ここに提案理由としてですね、最小限度の措置を講ずることができるような所要の改正をするものがあるんですけど、この国の空き家等という法律があるんですけど、これを見ますと、この第14条ですか、これは厳しいものになっているんですけど、本市の場合、この最小限度の措置というのはどのような内容なのかをお尋ねします。

**○田中幸喜総務課参事** 必要最小限度の措置ということでお尋ねだと思いますが、まず、需用費

での対応、それから委託料での対応を考えているところでございます。

簡易な需用費等での必要最小限度の措置と申しますと、立ち入り禁止措置、危険家屋等へのコーンの設定及びトラロープなどを展張しての措置、それから、例えばプラスチック看板等をぶら下げて進入禁止の措置などの周知措置を考えております。それと、危険が切迫して二次的災害が予想されるという場合におきましては、物件全体をネット等で被覆いたしまして飛散防止を図るということです。

あくまでも個人の財産ですので、財産権の侵害等を考慮して、必要最小限度の措置により対応すべきものと考えておりますが、物件によっては、その都度状況が違ってくとも考えられますので、その都度、適切に対応していきたいと考えております。

**○7番清水和弘議員** 今、ここに29年8月31日現在における危険家屋等の対応状況の資料があるんですけど、ここにですね、勧告中の家屋として桜山が1棟、ほかにないんですよ。

私がずっと、市内76公民館ですか、その辺ずっと回りますとですね、まず一番目につくのはこの市内なんですよ。当局も確認していると思うんですけど、台風のたびに飛散して、屋根瓦が飛散したりですよ、そういう家屋があるんですよ。

なぜ、この枕崎校区の勧告中という家屋はないんですか。したくないんですか。

**○本田親行総務課長** 指導・助言それから勧告という段階的な措置を行っているわけですけども、ある一定期間を置いて指導・助言、それから勧告・命令といったような段階を踏むわけですけども、急に勧告ということはできませんので、段階を何回か踏みつつ、所有者等には指導・助言を行っているところでございます。

今回の措置につきましては、本人の自発的な措置を待っておりましては、差し迫った人身、財産等への危険を回避するために行う措置でございます。指導・助言を数回繰り返しても適正な管理が行われなければ、勧告に移っていくということでございます。現在、そのような段階を踏んで勧告を行っているのが、桜山地区に1棟あるということでありまして。

**○13番立石幸徳議員** 私は、多くの議案が提案されましたけれども、その中で予算関係は、先ほど市長が申しあげましたように、政策的なものは次の6月議会で提案をしたいということでございますので、この議案第1号、それから第2号も当然関連しますけど、この国保関係の法定外繰り入れについて質疑をいたします。

それから、条例関係では、住民負担を伴う介護保険料の改定の関係、議案第17号についてですね、質疑をいたしたいと思っております。

まず、国保関係の法定外繰り入れ、今回の補正第2号でですね、昨年9月議会で法定外繰り入れ、いわゆる財政安定化支援事業の不足に伴う法定外繰り入れ、890万ぐらいございました。今度の2号補正で1億4,100万ぐらい、合わせて29年度の法定外繰り入れが、一般会計から国保会計へ1億5,000万ぐらい計上されております。そういったしますと、28年度までに、本市の法定外繰り入れは約6億4,800万ありましたのでね、今度の1億5,000万をそのまま繰り入れるということになりますと、7億9,800万円、おおよそ約8億円がですね、国保会計へ他会計から繰り入れられるという状況になります。

ちなみに、平成28年度の法定外繰り入れの経緯を申しますと、最終補正で1億8,000万ぐらいあったんですが、決算で1億2,000万ぐらいになっております。今度の29年度補正、1億5,000万繰り入れますが、決算の見込みとしてはですね、どういう状況を想定されているのか。不確定要素もございましてけれども、現時点で決算見込みをどの程度法定外を見込んでいるのか説明をいただきたいと思っております。

それから、介護保険料の関係、今回、30年度から32年度までの第7期の保険料を試算してございますが、新旧対照表によりまして、第1段階から第9段階までですね、一番少ない段階で約5,500円、一番値上げが出てくるのが第9段階の1万8,700円が年間上がる、そういった状況に

なるんですね。

まず、この過去3カ年の第6期の保険料収納必要額とですね、30年度からの第7期の保険料収納必要額、これはいかほど差が出ているのかですね。それから、保険料の収納率も関係ございますけれども、本市の介護保険第1号被保険者の数、これは、6期と7期でどれぐらい違ってきているのか。その保険料収納必要額が、6期と7期で幾ら違うか、違ってきている理由もあわせて説明をいただきたいと思います。

**○田中義文健康課長** 平成29年度補正予算後の法定外繰り入れにつきましては、議員の御質問にもありましたように、単年度財源不足分といたしまして1億5,000万円を計上しているところでございます。決算においては、この財源不足額が縮減されると考えております。

縮減される主な要素につきまして申し上げますと、歳入につきましては、療養給付費等負担金に係る変更交付決定時の加算額、2点目といたしまして、国普通調整交付金に係る仮係数と本係数の差額、3点目といたしまして、国特別調整交付金の保険者努力支援制度及び経営姿勢分の増額などが考えられます。

歳出につきましては、1番目に保険給付費の執行残、2番目として、その他の執行残などが考えられるところでございます。

最終的な財源不足見込み額につきましては、1億5,000万円から縮減されると考えておりますが、どの程度まで縮減されるかということにつきましては、先ほど申し上げました項目が、すべて金額が未定となっているところでございますので、現時点における具体的な金額についての回答ということは難しいところでございます。

**○山口英雄福祉課長** 介護保険料の関係の御質問でございますが、まず第6期と第7期の保険料収納必要額、これにつきましては、第6期の計画期間、平成27年度から平成29年度までの3年間で、保険料収納必要額は12億2,700万円程度でございました。平成30年度から32年度までの第7期計画におきましては、保険料収納必要額として15億1,060万円程度を見込んでいるところでございます。そういったことで、3年間の保険料収納必要見込額が3億円程度増加しているということでございます。

それから、2点目の被保険者数の差でございますが、第6期計画期間中におきましては、3年間で延べ2万4,174人の1号被保険者数を見込んでおりました。第7期におきましては、30年度から32年度までの3年間で、延べ2万4,599人の被保険者数を見込んでいるところでございます。

それから、3点目の保険料収納必要額の差が出た理由でございますけれども、第7期計画におきましては、施設給付といたしまして、新たに介護医療院を51床新設するというのが一つ、それから定員50名の特別養護老人ホームを1カ所増設するというのが主な原因でございまして、こういった施設整備を見込んでいることが、保険料必要額が違ってきた大きな理由であるというふうに考えております。

**○13番立石幸徳議員** まず、この国保関係ですね、決算見込みは不確定要素があるので、まだ今のところはっきりと見通しができないということですね、いずれにしても、先ほど私の質疑で申し上げましたが、もう本市は約8億近くの法定外繰り入れ、これを過去5年間で割り算をしましても、1億6,000万ぐらいずつずっと繰り入れをしている、他会計から国保会計へ繰り入れをしている。

30年度から大きな制度改革もございますけれども、なぜこういった状態がですね、続いてきているのか。この点について、担当課を含め、本市全体でどういう分析、整理をされているのか。4月からの制度改正、大きな制度改正を目前にしてですね、この点をはっきりと整理をしておかなければならないことだと思いますので、この点について、どういう見解を持っているのか。国保については、その点をお聞かせください。

それから、介護保険の関係、現在この7期の事業計画、本日までパブリックコメントも実施さ

れているんですね。パブコメを実施していながら、最終的に終了していないのに議案が出されるということも、いかがなものかと思うんですけれどもね。

この保険料について、既に県下19市も同様、いろいろと介護保険事業計画、出されているわけですが、現在の本市のこの介護保険料、県内19市の中でこれまでは一番低い保険料であったと思うんですが、今回のこの保険料改定で、県内19市の中でどの程度のところまで来るのか。

それからもう一点、この附則のところですね、第1段階は、今度の条例改正は2万8,300円から3万3,800円に改正する条例案なんですけれども、附則におきまして、当面というより、条例改正にかかわらず3万0,400円にするという附則がございますが、この理由はどういうことなのかお答えいただきたいと思います。

**○田中義文健康課長** ただいま質問がありましたように、法定外繰り入れを現在、28年度までで約6億5,000万円、そして今回、最終補正におきまして1億5,000万円の予算計上を行っておりますので、それを合計いたしますと8億円程度という状況になっております。

法定外繰り入れに対する基本的な考え方につきましては、従来から申し上げておりますように、この国保の特別会計というものは、国費などの公費負担と被保険者の保険税で賄うことが基本原則であり、一般会計からの法定外繰り入れというのは国保被保険者以外の市民の方に御負担をお願いするということになりますので、本来実施すべきではないというふうに考えているところでございます。

しかしながら、直ちに法定外繰り入れをなくすことは、被保険者の急激な国保税負担の増加を招くことになりますので、段階的な、また、計画的な縮減を求めていかなければならないというふうに考えております。

議員がおっしゃるように、この法定外繰り入れを実施しなければ運営できない実態の分析ということにつきましては、歳出面においては医療費適正化などの取り組み、また、歳入面においては国保税の適正賦課及び収納率向上対策、また、歳入財源の確保などを取り組んでいかなければならないと考えておきまして、また、その中では、やはり国保税の適正賦課という点も、この法定外繰り入れを実施している要因の一つにはなろうかというふうに考えているところでございます。

**○山口英雄福祉課長** 今回提案しております介護保険条例の改正によります改正後の保険料についてのお尋ねですが、まず現在の19市中の保険料の順位につきましては、県内19市中、議員が言われるとおり、最も安い19位というふうになっております。

今回、介護保険料を改定いたしますと、各自治体では、今議会で議案を上程し審議中ですので、まだ正確な、確定したものは言えませんけれども、現在の段階で私どもがつかんでいる情報によりますと、改定後の保険料の19市中の順位といたしましては、県内19市中17番目、高いほうから17番目ですから、安いほうから3番目ということになる見込みでございます。

それから2番目の、第1段階の保険料の軽減の部分でございますが、この部分につきましては、介護保険料の保険料率の基準につきましては、介護保険法施行令の中で、それぞれ基準が定まっております。第5段階を保険料基準額といたしまして、第1段階におきましては、その10分の5、半分が基準というふうにされているところでございますが、消費税が5%から8%に引き上げられた際に、その消費税増税の分を介護保険料の軽減に一部充当するという措置がございまして、第1段階につきましては、基準の第5段階に対しまして0.5というふうになっておりますけれども、さらに0.05引き下げて0.45という措置になっていたところでございます。この制度が、当初、平成29年4月からは、消費税が10%に、またさらに引き上げられるという見込みでございましたので、さらなる軽減措置を拡充するという当初はそういった予定でございましたが、御承知のとおり、消費税の10%引き上げが延期された関係で、さらなる軽減措置は見送られ、現段階の第1段階に対する0.05の軽減措置がそのまま継続するというような状況になっておりま

す。そういったことで、今回、条例の附則で、第1段階の保険料につきましては、現行の軽減の特例措置ですね、基準であります0.5よりも0.05引き下げるという規定を改正条例の附則に盛り込んでいただいております。

**○新屋敷幸隆議長** ほかにありませんか。

**○8番禰占通男議員** 私も、1号議案と5号議案ということで、国保についてお尋ねいたします。

市長もかわりましたので、確認という意味もあるんですけど、平成30年度から都道府県も国民健康保険の保険者となるわけですけど、以前、前市長が保険料を値上げしました。そのときに、もう値上げはしませんと断言しまして、そのとおりになってきましたが、それからずっと平成26年度からこの5号議案まで、繰り入れ分がのっております。実施されてきました。

それで、この法定外繰り入れと本市の保険料の額、料というのが妥当であったのか。妥当であれば、繰り入れはしなくても運営できたと思うんですが、延々と繰り入れされてきたわけですから、その保険料が妥当であったのかどうかをまずお伺いいたします。

**○久木田敏副市長** 今の御質疑ですけれども、その保険料が妥当であったかどうかということの前に、これまでいろいろと議会の中でも委員会の中でも御審議いただいたように、国保会計上、一般会計からの繰り入れをしなければならなかったという理由につきましては、御承知のとおり、保険税を上げるか、それとも一般会計から繰り入れをするか、いずれかでしかないわけでありまして、数年前までは、繰り入れをする前までは税の引き上げということを重点的に考えてきておりました。しかし、被保険者の負担というものを考えた場合には、もうこれ以上、税を引き上げるのは限度であるというようなことから、皆さんの御意見等もお聞きしながら、税の引き上げについては抑制してきたということでございます。そのかわり、一般会計からの繰り入れということをしてきたわけでありまして、その点は御理解いただきたいと思います。それが妥当であったかどうかということについては、ちょっと御回答申し上げにくいところでございます。

**○8番禰占通男議員** 今、副市長が言うことも理解できますけど、一時的な理由で法定外繰り入れを取り入れる。単年度で赤字を解消するというならわかりますけど、もう延々と、6、7、8、9、10、もう5年間でしょう。それを法定外繰り入れの常態化と、延々と内容が変わらないわけですから、それで、最終的に言わせれば、本市の国保に対する政策の判断が正しかったのかどうかということですよ。

それで、私も夕べ、いろいろ時間的というか、あれもあつたんですけど、大都市であれば、ある程度収入も余裕がある、それでどうなのかということで、たまたま検索したところが、横浜と東京都が出てきたんですけど、やはり所得が高くて、今、副市長が言われるように、税率を下げる、安くするというので、横浜市でも法定外繰り入れをやっていると。それが出てきて、やはり今、副市長が言うのも、結局、被保険者の保険料を低く抑えて、住民サービスというのはおかしいけど、そういうふうな政策を取り組んでいるというのがわかりましてですね、特に今、地方の本市の所得の状態から見ると、それも一理と思うんですけど、本市のこの5年間延々と続いた分の本市の政策としての判断は、まあ市長がかわったから聞くんですよ。これからどうするかは、本市の市長の考えですけど、政策としては間違いでなかったのか、よかったのかというのは、その点はどうなんですか。

**○久木田敏副市長** 国保税を引き下げのために、一般会計からの繰り入れ、これをすべきかどうかということの妥当性につきましては、国保税を引き下げのためにということでの政策ではございません。国保会計上、税を引き上げて、その収支を保つためにどうするのか。当然、本来なら税を引き上げていくことが当然のことでございます。

ほかの国保に入っていない方々に対する税も含めて、一般会計から繰り入れをするということについては、あるいは税を引き下げることについては、それはちょっとどうかということでございますので、これまで、さっきから申し上げますように、被保険者の所

得状況等、もうこれ以上税を引き上げるわけにはいかないというようなこと等から、このような措置をとってきたわけでございまして、それが妥当であったかどうかということに對しまして、あえてお答え申し上げますと、それはこれまでの政策上、妥当であったという判断をしております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

なお、傍聴席に申し上げます。ぜひ帽子はお取りください。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第31号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第28号公平委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員、上野稔氏は、平成30年3月16日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第31号公平委員会委員の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は12人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。  
点呼を行います。  
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。  
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、2番永野慶一郎議員、3番吉嶺周作議員、  
5番吉松幸夫議員を指名いたします。  
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。  
投票総数12票。  
これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。  
そのうち賛成11票、反対1票。  
以上のとおり、賛成多数であります。  
よって、議案第28号は、同意することに決定いたしました。  
以上で、本日の日程はすべて終了しました。  
本日は、これをもって散会いたします。

午前10時40分 散会

# 本 会 議 第 2 日

(平成30年3月5日)

平成30年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第2号）

平成30年3月5日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	禰 占 通 男 議員（21ページ～30ページ）
		豊 留 榮 子 議員（30ページ～37ページ）
		永 野 慶一郎 議員（37ページ～47ページ）
		立 石 幸 徳 議員（47ページ～56ページ）
		城 森 史 明 議員（57ページ～66ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
7 番 清 水 和 弘 議員  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番禰占通男議員、2番豊留榮子議員、3番永野慶一郎議員、4番立石幸徳議員、5番城森史明議員、6番清水和弘議員の順に行います。

禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 おはようございます。1時間よろしくお願ひいたします。

初日本会議において、市長は選挙公約について触れられましたが、期待しております。どんどん進めてほしいと思います。

今回の一般質問は、日本全国に関係あると思って、ちょうど枕崎にも関係あることということで、人口減ということを念頭に置いて質問してまいりたいと思います。

政府は、とまらない少子化を国難と位置づけ、予算案に待機児童対策など、少子化対策費約2兆円を盛り込んだとのこと。

今回の質問では、人口減少の及ぼす影響が本市でも現実味を帯びてきました。昨年12月に発表されたJR九州のダイヤ改正、また同じくこれも12月ですけど、鹿児島県警も小規模警察署の再編整備を検討することを明記した素案を公表しています。2件とも人口減が関連しておりますし、JRについては、社長も人口減で利用低迷、あと利益が上がらないことを念頭においてのダイヤ改正と、そういうことも新聞等で発表しております。

初めに、JR九州は、3月ダイヤ改正で県内すべての在来線において減便することを発表した。本市への影響について伺いたい。よろしくお願ひいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 おはようございます。

今、質問がございました今回の指宿枕崎線のダイヤ改正につきましては、上り線4本、下り線5本、計9本の減便がされ、指宿・山川間を中心に10本の区間短縮がなされております。

枕崎市に対しての影響ですけれども、枕崎市に限って申し上げますと、減便自体はないんですが、上下線の枕崎駅最終発着時刻、これがいずれも34分遅くなっております。時間的には、午後8時台及び9時台ということでありますので、お年寄りの通院等への大きな影響はないというふうに考えておりますが、特に高校生の帰宅時間、これがおくれる場合があるのではないかとということで、市内の2校ですね、確認をさせていただきました。枕崎高校では6名の生徒、そして鹿児島水産高校では50名の生徒が通学にJRを利用しているということで、下校には基本的にですね、最終便の1便前の便を利用しているということでした。そういうことで、下校に対しては大きな影響はないというふうに考えていると、そういうふうな返事をいただいております。

しかしながら、指宿枕崎線全線、この中でですね、9本の減便、10本の区間短縮がなされているということで、観光客を含め人の流れが損なわれる、南薩地域へのですね、振興という面では影響があるというふうに懸念されるのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○8番禰占通男議員 今、市長の答弁で、通学、通院等には悪い影響はないということでしたが、これを枕崎の観光ですよ、本市も前市長が肝いって新しい駅舎もつくったわけですけど、一応、駅とか観光案内所のあそこら辺に休日なんか行くと、結構観光客というのが多いですよ。

いろいろ観光案内所も、私が市議会議員になってからとすると、いろいろ整備もされてきております。観光客にもいろいろな便宜が図られていると思いますが、このダイヤ改正、西郷娃から鹿児島寄り、山川、指宿、篤姫で有名になったところの駅とか、そういうところも結構影響があ

るようなことを報道されていますけど、指宿から鹿児島寄りの減便、そういった影響というのは、観光に対しての影響というのは、何かこう検討とか、そういうのはされているんでしょうかね。ダイヤ改正は3月17日ということですけど。

**○東中川徹企画調整課長** 指宿のほうから鹿児島中央駅のほうにかけての減便といいますのは、喜入発の鹿児島中央駅行きの朝早い便ですね、5時半台、あと指宿から鹿児島中央駅への9時42分の便、そういったものが減便をされます。

そういうことで、時間的な面で見ますと、観光面全体への影響というのは最小限にとどめられているのではないかと思いますけれども、減便をすることによって全体の人の流れというものに影響が出てまいりますので、やはり影響というのは少なからずあるものというふうに思っております。

**○8番禰占通男議員** 次の質問ですけど、中止を要請する九州各県の知事連名の要請書や九州地域鉄道整備促進協議会の要望書が提出されておりますけど、指宿枕崎線沿線自治体としての対応はどのようになされたのかをお伺いいたします。

**○久木田敏副市長** JR九州に対しましては、これまでも指宿枕崎線沿線の4市で構成いたします指宿枕崎線輸送強化促進期成会、それと県と県内のJR沿線自治体、これには先ほどの指宿枕崎線輸送強化促進期成会も入っておりますが、これで構成いたします鹿児島県鉄道整備促進協議会で、指宿枕崎線としては、通学や高齢者等の移動手段として地域の日常生活に欠かすことのできない交通手段であることから、採算性の観点のみによる路線廃止の検討を行うことのないよう、全区間の維持・存続ということを中心に要望活動を行ってきております。

昨年12月15日に公表されました今回のダイヤ改正を受けまして、議員からありましたように、県レベルでの見直しに関する要望がなされておりますけれども、今回は指宿枕崎線沿線4市も加盟する鹿児島県鉄道整備促進協議会におきまして、年明けの1月18日にJR九州鹿児島支社を訪れまして、書面で要望書を手渡し、減便等の見直しに関する要請活動を行っております。これには、指宿枕崎線沿線4市の副市長等も出席しておりまして、自治体側からもそれぞれ個別の要請も行ったところでございます。

**○8番禰占通男議員** 副市長が今おっしゃったように、JR九州支社ですかね、そこに要望をしたということで、要望のときも前副市長の地頭所さんも同席したと、テレビ・新聞等でも報道もありました。

それで、その中で、新聞の記事なんですけど、そこに要望ですね、そのときに自治体の首長も出席したところとそうでないところというのがありましたけど、ちょうどこの時期が本市の市長選の真ただ中だったみたいで、そういう関係で、本市はこの要望をするときに、どなたか出席されているんですか。

**○東中川徹企画調整課長** 1月18日の要望活動につきましては、本市のほうからは、当時、副市長が職務代理者となっておりましたので、副市長と私のほうで出席をいたしました。

**○8番禰占通男議員** このダイヤ改正がなった後に、吉都線なんかも要望して、廃止された便が臨時便として通学のために用意されたりして、何とか逃れたような感じですけど、常務ですかね、古宮常務も言っておりますけど、要望とかいろいろあったらそれに対応してできることはすると述べられていますので、やはり要望、希望なんかね、やはりその時期時期で要望するべきだと思います。本市としては、対応できたのはよかったのかなと思っております。

3番目の質問ですけど、将来的な人口減に対して、上下分離方式にも言及している。沿線自治体や本市の考えはどのようなものか。この上下分離方式になるのかどうか、まだ先のことですけど、そういう考えについてお伺いいたします。

**○東中川徹企画調整課長** 今、お尋ねにありました上下分離の関係でありますけど、昨年7月にJR九州のほうで輸送密度というのを公表した際、そのときのJR九州の青柳社長の会見の中で、

鉄道関連施設を自治体が保有して、ＪＲ九州が運行をする上下分離方式への移行について問われたのに対し、「そういう議論が将来起こってくることはいいことだと思う。議論には真摯に対応したい。」と述べたとの報道がなされております。また、10月には、ローカル路線について、これから先はすべてＪＲが面倒を見るというのでは済まない。路線維持のための地元負担のあり方を、今後地元と話し合う方針を明らかにした。具体的な路線名とか時期は示さなかったとの報道もなされております。

お尋ねの上下分離方式となりますと、さきの肥薩おれんじ鉄道への支援策におきましては、線路等の鉄道基盤、いわゆる下の部分の整備等に係る赤字部分の費用負担について、同路線で行われておりますＪＲ貨物による貨物輸送というのは、県内全域がその便益というのを享受しているということとして、県下全市町村による支援が求められました。そして、市長会や議長会等での大きな議論を経まして、市町村振興協会が積み立てております市町村振興基金10億円の充当というのが実現をいたしました。

しかし、この下の部分を、今、報道等にありますが自治体が保有してということになりますと、これも県、それから沿線自治体、これを含めまして、全県的な検討・議論というのを要するものと考えておりますし、本市の考えといったものはまだ持ち合わせておりませんので、現時点での上下分離方式についての本市の考え方というのはお示しできないところでございます。

ただ、しかしながら、ＪＲとしても鉄道の事業に大きな赤字を抱えているということの中で、完全民営化に伴う税制上の特例措置というのも来年3月末にその適用期限というのを迎えて、固定資産税の負担増も予定されている中で、特に輸送密度の少ない指宿・枕崎間に対する今後の展開というものについては懸念がありますので、今後、沿線自治体と先を見据えた協議・検討というものは進めていかなければならないというふうに考えております。

**○8番禰占通男議員** いろいろと踏み込んだことも答弁してくれましたが、一番の問題は、本市の財政で上下分離方式になったときの費用、経費の負担が可能かどうかということですけど、財源的に見て、おれんじ鉄道等は川内、あそこが抱えているような感じでいいんですけど、本市がそうなった場合、指宿市もどう考えるのか、南九州市もどう考えるのかということだろうと思うんですけど、簡単に言って、今、課長からもありましたように、市町村振興基金とかいろいろ、我々も、2年前でしたかね、関係した事案に対して反対はしていない、賛成したんですけど、そういうことで、この費用負担というのは本市では可能なんですかね、どうなんですか短く言って。

**○東中川徹企画調整課長** 上下分離方式とした場合の下の部分の費用負担を担うということになりますと、設備の更新といったもののほか、災害があった場合の復旧などを含めまして、財政的に大きな負担が生ずるものと思いますが、ただいま申し上げましたように上下分離方式についての本市の考えというものをまだ持ち合わせておりませんので、本市財政で対応可能かどうかということについても、今の時点ではお答えができないところであります。

**○8番禰占通男議員** 次の質問ですけど、社長発言で、将来路線を残したければ、国、自治体の費用負担が必要ととれる内容もあるが、先ほどの3番目の質問と同じですけど、本市財政で対応は可能かどうかということですけど、今の答弁もありましたけど、いろいろ難しい面もあると思うんですけど、この中で、そもそも今回の改正の原因は何だったのかということ、課長とも打ち合わせのときも私も提示したんですけど、それについてお伺いいたします。

**○東中川徹企画調整課長** 今回のダイヤ改正というのを決めた理由として、ＪＲ九州の青柳社長のほうからは、路線存続のために効率的な鉄道事業をやっていかなければならないと、また、古宮常務のほうからは、人口減に加え高速道路網が進み、マイカー利用がふえたことから、路線ごとの利用状況を調査した上で、現状に合わせたかたちにしなければならなかったということの報道がなされておりますので、大筋としてはそのようなことが今回のダイヤ改正の理由であるものと認識をしております。

○8 番禰占通男議員 いろいろ要望も必要だと思うんですけど、これから指宿枕崎線をどうしていくかということに、いろいろ腐心すると思うんですけど、JRが株式上場を果たしたということで、いずれはこうなるだろうというのは皆さんも予測できたと思うんですよ、上場企業は利益を出さないとやっていけない、赤字を垂れ流すわけにもいかないということで。ほかの不動産部門とか、一応貸しビルとか、そういうことでは相当な利益を上げているようです、JR九州は。それなりに赤字というか経費がかかる路線を整理したい、統合したいということは、会社の方針とは思いますが、そういった中で、この費用負担ですけど、こういうのは、今先ほどもありましたけど県鉄道促進協議会、指宿枕崎線で4市、こういうことで何か以前からこういう、何かそういう指宿枕崎線に対してのこれからの対応とか、いろいろそういった話し合う機会というのは今まであったんでしょうかね、どうなんですか。今回、こういう問題が突きつけられてそれなりの話し合いなんかが持たれていると思うんですけど、それ以前はそういうのが、対応とかがなされているんですか。

○東中川徹企画調整課長 先ほど申しあげました沿線4市で構成いたします期成会、これはこれまでも継続してJRのほうに対して要請活動を行ってきている団体でありまして、毎年総会なりして、その後、鹿児島市支社、また福岡のJR九州本社のほうに要望活動を続けてきております。また、先ほど申しあげました県も含めて構成しております鹿児島県鉄道整備促進協議会、ここも毎年、幹事会なり総会なり開催いたしますして、要望活動はずっと続けているところであります。特に、本年度については、7月末にJRのほうの輸送密度を公表したと、それを受けまして、その問題等に関する今後の利用促進についてということで、鹿児島県鉄道整備促進協議会のほうでは担当者による意見交換等も行っております。

それと、1月18日のJR九州鹿児島支社への要望活動の前にも、担当者のほうを集めてですね、いろんな意見交換をやって、その後1月18日に要望活動を行っているということで、これまでも毎年ですね、路線の存続、またそういったことについて要望活動はずっと続けてきているところであります。

○8 番禰占通男議員 次の質問ですけど、沿線自治体への概要説明もなされたようではあるが、本市への対応、本市からの要望などの内容について伺いたい。

今、課長もおっしゃいましたように、本市へも説明には来ているということですので、そういったどのような内容が説明されたのか、そのときに市としてのいろいろ要望もなされて、今もおっしゃられたようにされていると思うんですけど、その内容についてお伺いいたします。

○東中川徹企画調整課長 今回のダイヤ改正に係るJRからの本市への個別の対応としましては、昨年12月の公表直前、それと年明けの1月12日、そして2月14日の3回、JR九州の指宿駅長がダイヤ改正の内容説明のため来庁をしております。

こちらの対応として、特に1月12日には、副市長も同席のもとで対応いたしました。こちらからは、昨年7月末の輸送密度の公表を受けまして、特に指宿・枕崎間、これについては、将来に向けて危機感を持っていた中で、今回のダイヤ改正というのが唐突に出てきたことに対し、決定する過程において、沿線自治体、また生徒の通学等への影響が懸念される高校等に対しては、あらかじめ説明をしていただきたかったといったことや、本市としても、これまで市民の寄附による駅舎の建設、また駅前広場の整備、それと「枕崎駅」から始まる街づくり事業など、イベントの実施によりまして市外からの誘客に努めてきていると。今後においても、JRともお互いに協力のもと、新たな利用促進のための取り組みを進めていってほしいといったことを申し上げたところでです。

○8 番禰占通男議員 私も、これを確認するために、本市へも説明に来られた方に話を伺いまして、その方も水産高校、枕崎高校にも説明に回ったと。それも、課長の一言があったからそういうふうにしたのかはわかりませんが、丁寧に説明はするというので、また2月14日ですか

ね、それもぜひ回りたいということも言うておりましたので、丁寧な対応はしてくれるんですけどね、やはり何かそれも7月、8月の説明がなかったからということで、九州全域からのブーイングを買ってからのことだと思うんですけど、やはりこの問題については注視していかなければならないと私は思っております。本市の要望は要望として、これからも出し続けてもらいたいと思います。

6番目にまいりますけど、今後について、九州新幹線長崎ルート暫定開業の22年度まで、新たな大規模改正に踏み切らない考えを示しておりますけど、今後の指宿枕崎線の利用促進についての考えを市長にもお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○前田祝成市長** 指宿枕崎線の全区間の維持・存続ということについてなんですけれども、交通機関としての公共性、そういう面から、その必要性ですね、今後も引き続き訴えてまいりますけど、そのためには利用促進策、その強化というのが非常に重要であるというふうに認識しております。

今やっておりますが、各種イベントそうした開催、イベント列車そういうところをですね運行していく、このあたりにつきましては、関連の枕崎市、南九州市、指宿市だけではなくて、鹿児島県の薩摩半島西部を含めたですね関係自治体等、そして観光協会等ですね民間団体、JRとも協力しながら、一体となって新しい利用促進、PRに取り組んでいかなければならない、そういうふうに考えております。

**○8番禰占通男議員** 今、市長からも、イベントに対しての活用とか、県内全域の協力、観光協会等の協力ということで、いろいろ利用方法はあると思うんですけど、やはり人口も減っていく、利用者もどんどん減っていく。冒頭ありましたように、枕高6人でしたかね、水産高校50人ぐらいの利用でもっているような枕崎線ですけど、JR九州も輸送密度というのを7月に公表しているということで、私も調べたけど、今までこういうことを発表していたのかなと、今度が初めてだと思うんですけど、本当に今、指宿枕崎間は利用者が少ない。指宿までは通勤圏ということで相当多いんですけど、やっぱりそういった中で、いかに利用客をふやすかということが、この廃線を防止するものだと思っております。

それで、一番私が議員になって感じたのは、幼児教育を担っている方が、1年に1回は幼児をバスで連れて行って列車で帰ってくるのに利用していると。今も続いていると思うんですけど、そして今回も、市長もこの前在席していましたが、枕高の32キロでしたかね、遠行のバスを3台使っていると校長が言いましたけど、本当は、私はバスを使わないで1台ぐらいは列車を使ってよと、本当は言いたかったんですよ。だけど、それは向こうの計画ですから、我々がとかく言うことはないんですけど、やっぱりそうした、今までの議会でも何度か教育問題で話をしているんですけど、遠行、遠足ですよ、枕崎、知覧というか南九州市ですけど、指宿市、そっちへの教育機関の交流ということで、沿線を利用した遠足、その交流、向こうさんはこっちに来る、こっちは向こうに出かける、あと老人クラブとかそういうのでも、市の福祉バスなんかを使ってあっちのほうに温泉めぐりじゃないけど、そういった憩いということで利用しているみたいですけど、そういうのもやはり連れて行くときは市のバスでもいいけど、帰りぐらいは指宿枕崎線を利用してよと、ちょっとお金はかかるけど、指宿までやったら970円か980円ですから、そういう利用を呼びかけて、やはり向こうの老人会、いろいろな場と交流できる、こちらにも来てもらう、そういった地味な活動しか私はできないと思うんですよ。

こだけ人口も減って行って、通勤に利用するというのもなかなか難しい。通学という、この前、もうすぐ試験も始まりますよね。それで、水産高校は、定員目いっぱい、枕崎高校は半分ぐらいしか受験者もない。

いろいろ難しい面もありますけど、そういった面で、私は利用をふやしてもらえたらと思っております。市長も今回、市長ということで、いろいろ取り組むのにはチャンスじゃないかと思うんです。

それで、市長は、私が言ったそういったことに対して、いろいろ利用促進の旗振り役になってくればいいんじゃないだろうか。議員が言うより市長が、首長が言ったほうが私は効果があると思うんですよ。そういった取り組みについて、市長の意見をお伺いいたします。

**○前田祝成市長** まさに今、議員がおっしゃられたように、本当に利用促進、その強化ということはやっていかないといけない、そういうふうに思っております。

ただ、公共の交通機関ということで、基本的には日常的に使うところをしっかりと確保するということが基本だとは思いますが、やはりそれだけでは利用が足りないということになりますと、やはりプラスアルファの利用促進ということをしなないといけない、そのように考えます。

その中では、いろいろ考えられますが、やはり一番観光というところがポイントかなと思っていて、観光商品として活用する、例えば南薩ならではの焼酎列車を走らせる、あるいは枕崎天文台ですね、このあたりの星空鑑賞に絡めたような新しい観光の新商品を商品開発していくということでもですね、どんどんどんどん積極的にやっていかないといけないのかなというふうに考えます。

そのあたりを私どもとしてもですね、積極的に後押ししたい、そのように考えておりますし、できればこういうのは若い感覚で、枕崎市ですね、若い職員の皆様方からいろんなアイデアを出していただくとか、あるいは市民の皆様からいろんなアイデアを出していただくとか、そういうことを通じて新しい商品開発、観光商品開発ができればというふうに思っておりますので、積極的に取り組んでまいりたい、そのように思います。

**○8番禰占通男議員** 一番新しい廃線ということで、1月31日に広島県と島根県を結ぶJR三江線というのが廃線になっております。これもやはり、原因というのは過疎化ということで、新聞でも報道されておりました。そうならないように利用促進、それを高めていって、廃線だけは何とか食い止めてもらいたいと思っておりますけど。

今、市長もいろいろ利用について述べられましたが、市長においても南日本新聞で記事が載っておりました。それで、その中で私も興味をそそられたのは、プラスアルファの活用という言葉を使っておりましたけど、それについて手短によろしくお伺いいたします。

**○前田祝成市長** 先般の取材の中で答えましたプラスアルファの活用方法ということですが、これはまさに今申し上げましたようなところで、プラスアルファと申し上げますのは、公共交通機関が日常的に使われている部分、通学とか通勤とかで日常的に使われている部分以外のことということでプラスアルファという答えをさせていただきました。

それは、先ほど申し上げましたような観光商品開発ということになるのかなという認識です。

**○8番禰占通男議員** 次の質問ですけど、鹿児島県警は、鹿児島県警察の機能強化基本計画（案）において、小規模警察署の再編整備について検討するとしています。枕崎警察署はどうなのかということで、県民から意見を公募しているんですけど、その内容などは把握されているのかをお伺いいたします。

**○田中幸喜総務課参事** 県民から意見の公募について内容の把握はなされているのかという御質問なんですが、鹿児島県警は、時代の変化や県民のニーズに的確に対応し、限られた警察力で機能を最大限に発揮でき、将来にわたり、より高い治安水準を保持する体制の構築を目的とし、県警本部長の諮問機関として、県内の有識者からなる鹿児島県警察の機能強化を考える懇話会の答申を踏まえ、平成29年12月に鹿児島県警察の機能強化基本計画（案）を策定しています。

鹿児島県警は、この計画案に対するパブリックコメントを平成29年12月25日から平成30年1月24日の間実施し、県民から寄せられた5件の意見及びこれに対する鹿児島県警の考え方をホームページに掲載しておりますので、このことにつきましては、私どもも承知しております。

また、県民から寄せられた意見の中の一つに、枕崎警察署を南さつま警察署に統合し、現在の枕崎警察署を枕崎交番にしてほしい、南さつま警察署も新しく作り直してほしいという意見が

あったことについても承知しております。

○8番 禰占通男議員 今の答弁にありますように、本市の住民としては本当にショッキングというか、もう本当にだれと言うんじゃないかと、現実を素直に投稿したことと思いますけど、これに対して行政はどういう考えですかね、枕崎署を統合して南さつま署と一緒に、統合してくれという、こういう市民の御意見なんですけど。

○久木田敏副市長 ただいま総務課参事のほうから、そういう県民の中の1人から意見があったということでありましたけれども、これは一県民の、1人の御意見でありまして、私も警察のほうにも確認しましたけれども、このようなことは現在、統合ということに関しては、考えていないと、今現在のところはそういう考え方はないということをはっきり聞いておりますので、それに対して、今ここでそのことについてどうのこうのということは差し控えたいと思います。

○8番 禰占通男議員 私も出初め式の時、ちょうど署長さんもおりましたので、ドローンの試運転というか公開のときに、いろいろちょこっと話を伺ったんですよ。それで、すぐではないけどという前置きをしているんですけど、私はかつて枕崎が、坊、泊、あそこら辺まで枕崎署の管轄になっていたと思うんですよ。そのときは、本市の消防もあそこまで管轄に入っていたと思うんですけど、その当時は署員も50人を超すぐらいおったと思うんですけど、ことしの1月でしたか、賀詞交歓会とかいろいろあったときも伺ったんですけど、今もう40人を切って35人ぐらいしか署員はいないと。そんだけ縮小になったのかと、実際びっくりしました。そして、警察署にあんまり用事はないんだけど、たまに行くと、確かに前とすると廊下あたりを署員がうろろろするというのが少ないなど、本当、実際感じた次第です。

本当に、実際いろいろ、次の2番目の質問になりますけど、この再編が実施された場合、本市に不都合、不便はないのかということ、そこら辺をお伺いいたします。

○田中幸喜総務課参事 副市長からもありましたとおり、現段階においては、鹿児島県警察の機能強化基本計画（案）に対するパブリックコメントが実施され、意見及びこれに対する鹿児島県警の考え方が公表されている段階であり、今後、鹿児島県警において、さらなる具体的な検討がなされ、本年3月をめどに鹿児島県警察の基本計画が作成されていくとのこととです。

今後、この鹿児島県警察の基本計画をもとに具体的な施策を示す鹿児島県の機能強化実施計画が作成されていくと伺っておりますので、現時点においては、小規模警察署再編の具体的な内容及び方向性が示されていないことや、枕崎警察署が再編の対象となることも不明であることから、本市への不都合や不便については申し上げられないところでございます。

○久木田敏副市長 先ほどの答弁につけ加えまして、本市としての考え方というものはしっかりと持っていかなければならないと。と申しますのも、枕崎市は海岸線を有しておりますし、そういうような特殊な事情もございますので、このような再編の、ここでコメントは控えさせていただきたいんですけれども、もしそのような話があった場合はですね、絶対にこれは阻止するというような気持ちでですね、対応はしていかなければならないということだけは申し上げておきたいと思っております。

○8番 禰占通男議員 副市長の言うことももっともだと思います。

北朝鮮の拉致問題、これも私が都会から帰ってきたころだったんですけど、あのころも我々市民としては、どうせ北朝鮮だということは重々知っているのに、動かなかったのは警察ということだったんですよね。皆さんも心のどこかに、隅にひっかかっていると思うんですけど、今一番問題になっているのが、いろいろニュースで取り上げられている特殊詐欺とか、パトロール、交通事故、いろいろな事故もありますけど事故対応、それとかまた、いろいろストーカー行為による相談とかいろいろあると思うんですけど、やはり警察は何かないと動かない組織ですけど、やはり期待するところは大きいと思うんですよ。これに支障を来すことになると、市民の生活も脅かされると思いますので、今、副市長が言われたとおり、そういった対応もよろしく、警察署の

存続に対しては、要望なり対応をお願いしておきます。

ただ一つ、市長の公約にもありますとおり、特定第三種漁港の振興という公約も掲げられています。そういう中で、私も最初は、これが最初に指定されたとき、政治にあんまり興味がなかったのだからわからなかったんですけど、県警から税関の検査に対しての応援という合意がなされておりまして。今もそういうことがなされているのかどうかはわかりませんが、やはりこの漁港を整備して、やはり入管の税関検査というのは大きな比重を占めてくると思うんですね。やはりそういった面にもこれは影響を及ぼすわけですから、ただコンテナヤードをつくれればいいという問題じゃないと思うんですね。そういった中には、やはりいろいろな下積み、組織の再編というのが必要になってくると思うんですけど、そのためにも、市長が今こうして公約に掲げられておりますので、ぜひ副市長も言ったように再編・縮小、それだけは阻止してもらって、最低でも現状維持をお願いします。

何か難しい問題ですので、2番目の問題はこれで打ち切って、3番目の小規模警察署の再編整備による懸案として、支援の強化と警察力の整備を上げている。治安などの面から不安な要素はないのかということで、これは今、先ほど総務課参事ですかね、言われたとおり、案にも示されておりますので、その中の5項目ですかね、これについて、本市としての検討課題と思うんですけど、それに対する検討についてどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

**○田中幸喜総務課参事** 鹿児島県警察の機能強化基本計画（案）の一つに、5、小規模警察への支援の強化と時代の要請に応じた警察力の整備が掲げられています。その中に、「長期的・全県下の視野に立ち、小規模警察署の再編整備について慎重かつ総合的に検討するとともに、時代の要請に応じた警察力の整備についても検討し、組織基盤の強化を図ります。」という記載があることから、枕崎警察署についてもその対象となるのではといった不安があることも否めませんが、現時点においては、小規模警察署再編の具体的な内容及び方向性は示されておりませんが、今後、鹿児島県警の動向を注視し、枕崎警察署との情報交換を行いながら、慎重に対応していきたいと思っております。

**○8番禰占通男議員** この5項目の中に、一番重要な本市に関することが、地域住民の不安の払拭と地域住民等の理解の獲得というのがあるんですけど、これについてはどのような対応、対策ということを考えていますか。

**○本田親行総務課長** 議員がおっしゃいました5項目を、再編整備を検討するときには、答申からあった5つの項目を尊重して検討していく、長期的・慎重に検討していくという県の方針でございます。その中の一つに、今言われました地域住民等の理解の獲得という項目につきましまして、どのようなかたちで理解が得られるように努めるかということにつきましては、県の方針ですので、市の立場として、どのような方法で住民の理解が得られるように努めるかということに関しては申し上げられないんですけども、広く市民の理解が得られるように十分努めていただきたいと思っております。

**○8番禰占通男議員** 以上、JRの問題、枕崎警察署の問題も、人口減ということが原因となっております。

それで、最後に、市長の公約等にも関係してくるんですけど、少子化及び人口減対策についての市長としての考えをお伺いいたします。よろしくをお願いします。

**○前田祝成市長** 少子化、人口減に対する私の考えということでの御質問ですけれども、基本的には、人口減少、少子化、この流れというのは全国的にそういう流れになっているということもありまして、簡単にとめられるものではないというふうには考えております。ただ、その人口減少の中で、いかにして市民一人一人の生活を充実させるか、そういうことが非常に大事になってくるのかなというふうに思います。そしてまた、人口減少におきましても、その人口減少のスピードをできるだけ少しでもおくらせる、そういうことを課題として我々は取り組む必要があると

いうふうに認識しております。

その中で、私の掲げている3つの公約、選挙公約ですけれども、1つ目の持続的財政強化のための産業競争力向上、そして子育て支援、そしてコミュニティデザインによる新たな人と情報の流れ・つながり、この3つの政策に関しましては、人口減少とか少子化、これの直接的な影響というよりも、そのスピードをおくらせるといいますか、そういう人口減少の中でのですね、市民生活の充実という部分にもしっかりとつながっていく、そういう政策、公約だというふうに私は認識して、そういう公約を立てさせていただきました。

具体的に何をということになりますとですね、なかなか今のところ直接、人口減少につながるような対策ということは思いつかないといえますか、ありますけれども、その中でもですね、産業の部分では競争力をつけるために、一つのアイデアといたしまして、例えば枕崎ブランドフェアというようなものをですね、東京で実施するとか、具体的な案としてはですね、そういうブランドの価値の向上に努めていく、そういうこと、あるいは子育てに関しましては、枕崎ならではの子育てというのを構築していかないといけないというふうに考えております。今、子育ての中でよく言われている、アクティブラーニングといたしまして、子供たちの自主性を尊重する教え方、このあたりにもですね、積極的に取り組んでいく必要があるかなというふうに考えております。

そして、まちづくりに関しましては、やはり市民参加というところが大事になってくるのかなというふうに思っています。この参加というところをですね、キーワードに、市民の機運を盛り上げて、まちの魅力を高めるということに日常的に取り組む、このようなことを、つまり私の申し上げております3つの公約ですけれども、ここをしっかりと確実に進めていくことによって、人口減少、少子化のスピードをおくらせる、うまくいけば人口増加につながるというようなところまでですね、持っていきたい、そのように今は考えております。

**○8番 瀬戸通男議員** 今、市長が申されたとおり、子育て支援ということで、公約にも学校給食費等の負担軽減も述べられておりますけど、今、2月末から3月初めに県内の議会も始まっているようですけど、その中で、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市なども、冒頭申しました国も2兆円で何とかしようとしておりますけど、薩摩川内市にしては、第2子以降の保育料軽減、そして4月から無料、無条件でと。いちき串木野市も幼稚園・保育園無償化ということを掲げて、日置市も私立幼稚園などの保護者負担軽減ということを新聞等でも発表しております。

それで、国としても、3歳から5歳児の幼稚園・保育園・認定こども園の費用を無償化し、0歳から2歳児は住民税非課税世帯について無償化にするということ、もうこれは担当大臣が、もう新聞報道にも発表しております。

今から取り組んでも、来年、再来年までなんですけど、期間を限定されますけど、やはりこういった今問題になっている第2子の壁ということで、第1子は何とかもうけるけど、第2子は教育等にお金かかるからどうしようかとためらっている世帯に対しては有効な手だてはないかと思うんですけど、こういった今、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市などが取り組んでいるこういう案件について、市長は取り組む考えはないのかをお伺いいたします。

**○前田祝成市長** 政府が昨年12月に発表しました2兆円規模の新しい経済政策パッケージ、これについては認識しております、今、議員からありましたようなかたちで進むということで、平成31年4月から一部スタートし、32年4月から全面実施ということは認識しております。

そして、鹿児島県内におきましても、いち早く薩摩川内市、いちき串木野市、日置市あたりが、平成30年度予算において、幼児教育・保育、これに係る独自の負担軽減、その政策を打ち出しているということも認識しております。

ただ、私が子育て世代に対する各種の財政的な支援、これも少子化・人口減に十分寄与すること、必要なものだというふうに認識はしておりますが、現在の厳しい財政状況の中、限られた財源で最も効率的・効果的な施策、これが何なのかというのをしっかりとですね、枕崎市としてし

っかり見きわめながら検討していく必要があるというふうには思っております。

今後、スケジュール感を持ってですね、しっかり十分検討していく必要があるというふうには考えております。

○8番禰占通男議員 まとめじゃないんですけど、人口が減ると自治体も運営できない、自治会も運営できない。そしてまた、企業についても、ものをつくってもこれは売れないわけですから、ぜひ人口減、これは食いとめるのもなかなか難しいと思うんですけど、やはりそういった考えのもとに、行政も運営をしていかないといけないし、我々議員も何とかそこら辺に知恵を絞ってこれは協力しなければならないと思うんですよね。やはり、その面については、市長もこれから4年間いろいろとあるでしょうけど、取り組んでもらいたいと思います。

一応、これで質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時38分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆さんこんにちは。

私は、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をしてみたいです。

まず、質問の前に、枕崎市長に就任されました前田祝成新市長、御就任おめでとうございます。

さて、2018年度は、安倍自公政権による社会保障の制度改悪とともに、数年ごとの改定が幾つも重なる年となっています。

まず、生活保護は、10月から3年かけて生活保護基準の引き下げが行われます。この生活保護基準の引き下げは、ほかの制度への影響が大変心配されているところです。そして、医療・介護は18年度に、診療報酬が2年に1度、そして介護報酬は3年に1度ということで、同時に改定される時期となっています。

この人件費などは、どちらもわずかの増額で、医療団体などからは、抜本的改善にはほど遠いと言われていています。

さらに、後期高齢者医療保険料、そして介護保険料も同時改定の年になります。市民にとっては値上げのラッシュが続くのでしょうか。

そのような中で、前田市長が選挙中に配布されましたパンフレットには、「枕崎の未来を支える子育て支援を積極的に進めます」という中に、学校給食費の負担軽減への取り組みが書き込まれていました。これは、大きな反響があったことと思います。この給食費の無償化は、子供の貧困の対応策としても大きな効果が期待できるのではないのでしょうか。

そこで、前田市長にお聞きします。学校給食費の無償化のために、市独自の助成制度を定めることはできないのでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 学校給食法第11条では、学校給食の実施に必要な経費は、学校の設置者と給食を受ける児童生徒の保護者とがそれぞれ分担することを定めてあります。

同条第1項では、施設及び設備に要する経費並びに給食の運営に要する経費を学校の設置者が、第2項では、その他の給食に要する経費などを、給食を受ける児童生徒の保護者の負担とすると定めてあります。

学校給食費をすべての児童生徒に対し無償化する、こういう意見ですが、そうなりますと、単年度で約7,000万円もの多額の財源が必要と枕崎のほうでは見込まれます。そのことから、市独自の助成制度を設けることにつきましては、本市の財政状況と、どのようなことが、効果がある

のかということを含めて検討を進めてまいりたいと思います。

公約の中で申し上げました学校給食、無償化ということではなくて、軽減に向けての努力ということになりますので、そのあたりはしっかりと今後検討を進めてまいりたい、そのように考えております。

**○12番豊留榮子議員** 前田市長も、まだ就任されて間もないことですから、いろいろと御検討されることと思いますので、ぜひ前向きな、市の職員の意見なども聞きながら、前向きな政策が出てくるとよいと思うんですが、一つ提案としては、全額無償ではなくてというふうに言われましたけれども、全額無償が私はあれなんですけれども、例えば小学校・中学校を区切ってとか、学年ごとにととか、という考えもあるのではないのかと思うんですが、そういう点ではどうでしょうか。

**○豊留信一給食センター所長** 中学生を、例えば無償化とした場合としまして、平成29年11月現在の市内全中学校の生徒数が523人でございます。1人当たりの学校給食費は、年間、中学生は5万0,600円ですので、全体では2,646万3,800円となります。中学校の全生徒を無償化した場合は、この2,646万3,800円の財政負担が必要となるということになります。

**○12番豊留榮子議員** で、どうなんでしょうか、この金額で。

例えば、今、中学校のお話をされたんですけども、だいぶ減りますよね、中学校だけですよ。こんなふうに軽減とは言いませんけれども、7,000万からしたら2,600万ちょっとということなんですが、そういう考え方もあるかなとは思いますが、市長、どうでしょうか。

**○前田祝成市長** いろんな考え方があります。いろんな選択肢があると思います。そこについては、冒頭申し上げましたように、いろんな選択肢を排除せずに、しっかりと一つ一つ見きわめて検討していくということでお答えしたいというふうに思います。

**○12番豊留榮子議員** すぐということはいませんので、県内でも長島町が早くから始めていますし、お隣の南さつま市などが全額、全校生徒ですね、無償化を実施しているところですが、これから学校給食費の無償化というのは、どんどん、今全国でも広がっていますから、県内でも広がってくることと思いますので、ぜひ、市長の頭の中にあることと思いますが、前向きな検討を期待しておりますので、どうかひとつ、御検討のほどよろしくお願いします。

次に、就学援助制度についてお尋ねしていきます。

小・中学生の就学援助制度ですが、義務教育は無償とした憲法26条など関係法に基づいて、小・中学生のいる家庭に、学用品をそろえるのに必要なお金、また、入学準備金ですとか給食費や医療費などを補助する制度なんですけど、この制度は2004年度までは、市区町村が実施するときに、その費用の半額を国が補助する仕組みになっていましたが、これが2005年度からは、小泉内閣の補助金改悪の強行で、国の補助金が大幅に削減されてしまいました。この国の補助金は、生活保護を受けている世帯と要保護世帯に限り、それ以外の準要保護世帯については、用途を限定しない交付税交付金、これが一般財源化してしまいました。

このことは、日本共産党が国会で取り上げたこともあり、小・中学校の入学準備金の国基準が倍額になり、本市においても入学準備金の増額、そして前倒しを要望してきましたが、昨年度、29年度に小学校が4万0,600円、そして中学校が4万7,400円、国が示した倍額が支給されました。しかし、現行の支給は7月で、保護者は大変困っているところです。

日本の義務教育は無償となっていますけれども、実際には入学する前に用意しなければならないものがたくさんあります。一つには、ランドセルや制服、そして靴などの支度にお金が必要です。こうしたことから、必要とされている時期に、入学準備金を入学前に支給してほしいという声があります。このことについて、どのように考えているのかお聞きします。

**○田淵修学校教育課長** 憲法第26条第2項において、「すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とす

る。」とあります。一方、昭和39年2月26日、最高裁、義務教育費負担請求事件の裁判で、「憲法第26条第2項後段の無償とは、授業料不徴収の意味と解するのが相当である。授業料のほかに、教科書、学用品、その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない。」という判決が下されております。つまり、義務教育のすべてが無償というわけではないということです。

しかし、学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と定められていることから、本市では枕崎市就学援助事業実施要綱を制定し、就学支援事業を行っております。

その中で、これまで当該年度の7月に支給していた新入学児童生徒学用品費等については、中学校の入学予定者に対して、平成31年度入学者から入学前支給を実施できるよう平成30年度当初予算に計上したところです。

現在、4月に学校を通じて受給申請を保護者へ配付し、6月に課税状況の確認や校長等の意見聴取をした上で支給の要否の認定をしていることから、小学校の入学予定者については、認定の時期や方法について研究をしていきたいと考えております。

**○12番豊留榮子議員** 早速、前田市長が選挙中にですね、「枕崎の未来を支える子育て支援を積極的に進めます。」と公言されていましたが子育て支援の即実行には敬意を表します。

これが、小学校はまだ検討中ということですが、中学校の入学には30年度実施ということではないんですね。

**○田淵修学校教育課長** 平成30年度当初予算に計上しているところですので、どうぞ議員の皆様方の御審議方よろしくお願ひいたします。

**○12番豊留榮子議員** そうです、まだこれからですね、決定はね。

また今後もですね、就学援助制度の活用とか充実を図っていくべきだと思うんですが、国の援助項目の中にですね、本市がまだ実施できていない項目はどういったものがあるんでしょうか。

**○田淵修学校教育課長** 国の要保護児童生徒援助費補助金の項目は、学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、修学旅行費、通学費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、給食費、医療費です。その中で本市が支給していないものは、通学費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、以上でございます。

**○12番豊留榮子議員** まだ幾つか実施できていない部分があるようなんですけども、実施できていない通学費ですとか、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費とかありますが、これに対応していくつもりはないのでしょうか。

**○田淵修学校教育課長** 本市では、徒歩または自転車による通学を基本としておりますので、通学費は不要と考えております。また、現在のところ、準要保護家庭において、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を含む学校納金について、著しく困窮している家庭は見られないということを知っておりますので、今のところは支給項目に加えることは考えておりません。

**○12番豊留榮子議員** 今、通学は徒歩ということなんですが、自転車とかはないんですか、今。

**○田淵修学校教育課長** 自転車で通学しているお子さんはいらっしゃいます。ただ、通学費とは、要保護児童生徒援助費補助金の別記1という資料の中に、通学費とは、児童または生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費となっておりますので、自転車通学に交通費はかからないということで入れてございません。

**○12番豊留榮子議員** そしたら、これは通学用品費に入るんでしょうか、この自転車というのは。通学に必要なもの。

**○田淵修学校教育課長** 通学用品費の対象は、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等というふうになっておりますので、自転車は含まれておりません。

○12番豊留榮子議員 これ、ちょっとおかしくないですか。別府で言いますと、駒水ですとか下山、あの辺あたりからが自転車通学かなと思うんですけども、歩いてくると大変ですよ、1時間以上かかるかもしれない。やっぱり自転車が必要だということで、自転車通学、板敷あたりもちょっと遠いところは自転車がありますかね。

そんなわけで、やっぱり自転車は通学に必要な乗り物ですよ。それがなぜ含まれないのか。なぜなんですか。高いですよ、今、自転車ね。それを何か認定するようないはないんですか。

○田淵修学校教育課長 要保護児童生徒援助費補助金の事務処理についてという通知がございまして、その中に個別の事項がありまして、各種の中身について説明があります。それが、先ほど言いましたように、通学用品費につきましては、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等であるということが示されておりますので、本市では自転車の購入をそれには対象と考えていないところであります。

○12番豊留榮子議員 ちょっと距離が遠いというだけで、保護者の方の負担というのはすごく大きなものになってくるような気がするんですが、これをこの項目に、本市独自に織り込むということはできないんでしょうか。

○田淵修学校教育課長 先ほど申し上げましたとおり、事務処理という通知の中に項目等が示されておりますので、今のところは、先ほど申し上げたところの通学用品費として理解しております。以上です。

○12番豊留榮子議員 ぜひこれは、別府中学校が続く限り、ほかの地域のことはちょっとわからないので何とも言えないんですが、遠くから通うお子さんを持つ御家庭のことを思うと、これも含まれていいんじゃないかなという気がしますので、ぜひ国に要望するとかして欲しいと思うところです。

また、子供の貧困は、イコール家庭の貧困でもあります。

これ、一つ確認をしておきたいのですが、国は2005年度から民生委員の助言を削除しています。しかし、本市は、必要に応じて学校や民生委員の協力を得て行うとしていますが、実際はどうなっているんでしょうか。

○田淵修学校教育課長 枕崎市就学援助事業実施要綱の中に定めておりまして、認定につきましては、「就学援助費の支給の要否の認定は、校長及び民生委員の意見聴取を経た上で、教育委員会が行うものとする。」というふうに取り決めております。

○12番豊留榮子議員 それでは、民生委員さんのお仕事というのは、以前お聞きしたときには、実際、就学援助を利用されている方のお話だと、聞き取りに来られたということなんですが、今は各家庭を民生委員の方が回って歩くというようなことはされないんでしょうか。

○田淵修学校教育課長 個別の民生委員の方々の調査方法については、こちらのほうではよく存じ上げておりませんが、学校長や民生委員の意見を聴取して行うというふうに定めております。

○12番豊留榮子議員 その辺のところの実態をよく把握しておいてほしいと思います。

また、今回の入学準備金の前倒しは、ふるさと納税を活用した施策であります。まだこれは決まっていないんですがね、これは毎回ふるさと納税の活用ということではなくて、市の根幹にしっかりと据えて、予算は一般財源で、保護者負担の軽減のためにしっかりと予算をつけて実行していくという前田市長をはじめ、市の強い意志を持って今後取り組んでほしいと思うところであります。要望しておきます。

次の質問に入ります。国民健康保険税についてです。

今回の国保の広域化に伴って、4月から県が運営主体となり、新しい仕組みがスタートしますが、これは国保の均等割額についてですが、これをせめて世帯における第3子、高校生以下の子供さんの分なんですが、これを全額免除して、保険税の負担を軽減することはできないでしょう

か、お尋ねします。

**○神園信二税務課長** 子育て世帯の負担軽減という観点から、税の減免はできないのかというお尋ねであるととらえてお答えを申し上げます。

枕崎市国民健康保険税減免の基準に関する規則というものがございますが、これにつきましては、国の示しました準則にのっとり、減免対象となる例を具体的に示しているところでございます。これは、税の公平負担という原則から、厳しい取り扱いを行っているところでありまして、これらの考え方については、既に御承知のとおりでございます。

このことから、子育て世帯の負担軽減の手法としては、税の減免というところはなじまないものというふうに考えているところでございます。

**○12番豊留榮子議員** この子育て部分の税の減免がなじまないというのは、ちょっとよくわからなかったんですが、どういうことなんでしょうか。

**○神園信二税務課長** 答弁の前段で申し上げましたとおり、税の公平負担という大原則がございますので、何らかの条件を設けて、それに対しまして負担の軽減を図ると、子育て世代の負担の軽減という主題でございますので、そのような観点での税の減免というところはなじまないというふうなお答えでございます。

**○12番豊留榮子議員** これ、例えば、お聞きしたいんですが、1世帯に高校生以下の子供さんがいる世帯数ってわかりますか。

**○神園信二税務課長** 第3子までということでの答えでございますので、第3子とも、3人のお子さんとも同一世帯で現在養育中であるという前提でございますが、そのような世帯数が全67世帯というふうな数でございます。該当のお子さんの数で申し上げますと77人というところでございます。

**○12番豊留榮子議員** やっぱり結構な数がいらっしゃいますよね、子育て中が。

これは、例えば国保の今の子供さんの均等割をめぐってはですね、会社員の皆さんが加入している被用者保険は、子供の数が増えても保険料は変わらないということですが、市町村の国保は世帯内の加入者の人数によって賦課される均等割があるために、国のいう子育て支援にも逆行するのではないかという批判の声も出ているところです。

これは、全国知事会においても、子育て支援の観点から、子供の均等割軽減を要請しているといえます。これは、全国知事会が国保の都道府県単位化を受け入れる間際の2015年1月、国への緊急要請の中で、今後、国との協議の場において、子供の均等割の軽減を検討することを要求したということです。

これから国保税がどのように変化していくのか、今、市民の不安は尽きないところなんです、これからも国保税の負担を抑えるために、一般会計からの法定外繰り入れで市民の負担は抑えていくべきだと思うんですが、この国保と会社員の方の保険ですね、やっぱり人数割に差がありますよね。これ、何とかできないんですか。

**○神園信二税務課長** ただいま議員のほうから、さまざまな要請活動が行われているという御紹介がございました。

国民健康保険税の均等割につきましては、御存じのとおり、均等割、人数によって賦課されていくという性質のものでございます。被用者保険の場合は、報酬に負担率を掛けるというふうな単純なかたちになっておりますけれども、ここにつきましては、それぞれの負担の方法をそれぞれの制度で定めているというところでございます。

先ほどの答弁の前段のところでも申し上げましたところで、子育て世帯の負担軽減という観点からというところでもございましたら、もし今回、議員がおっしゃられるような、子育て世帯の負担軽減のために税を軽減するということになってまいりますと、今度は被用者保険のほうで子育てに御苦労されていらっしゃる方々との子育てのためのコストの負担が、そのまま被用者保険のほ

うには残ってしまいますので、その辺の不公平感というものも一部は出るのかなというところは、心配はするところでございます。

おっしゃるところは、いろんな要請活動が行われているということもわかりますけれども、現在のところ、国民健康保険税でということではなかなか難しいのかなというふうに思っているところでございます。

**○12番豊留榮子議員** 何となくわかる気はするんですけども、今の話を聞いていて、すいません、突然ですけども、福祉課のほうで何かこういうことならという、そういう考えはないでしょうか。

**○山口英雄福祉課長** 子育て世代への支援につきましては、市長も公約に掲げておられますので、こちらのほうでも今後どのような政策・施策が効果的・効率的なのかというのを、十分スケジュール感を持って検討していきたいというふうに考えております。

ただ、今お尋ねの国保税の軽減ということでございますれば、税務課長が答弁申し上げたとおり、公平な税負担というのが税制の基本でございますので、そういった観点からは、税務課長が答弁申し上げましたとおり、なかなか難しいだろうということでございます。

私ども福祉課といたしましては、先ほど申しましたとおり、税としての軽減というわけではなくて、ほかの子育てしやすい環境づくりということで、今後さまざまな政策を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

**○12番豊留榮子議員** すいません、突然振ってしまって。

そうですね、税負担ということを見ると、公平性を考えると、そういうことになるかとは思いますが、今回のこの新制度は、被保険者の多くがですね、低所得者であるにもかかわらず保険税が高いという国保の構造問題は何ら解決しないばかりか、負担増と厳しい徴収が始まるのではないかと不安が募ってきます。

そもそも国保会計が苦しくなった要因は、何といっても国が国庫補助金の負担金を減らしたことにあります。ですから、国保問題の解決に必要なのは、国庫負担の負担金をふやすことではないでしょうか。国庫負担金の大幅増額を求める声を地方から迫ると同時に、県に対しては、保険税抑制のための独自の繰り入れを行うことや保険税の一元化をしないこと、そして市に対して、法定外繰り入れの解消や徴収強化の圧力をかけないことを求めていく必要があると思いますが、こういう点ではどうでしょうか。

**○田中義文健康課長** ただいまの御質問につきましては、国・県への要望等も求めておられると思うんですけども、まず法定外繰り入れの実施につきまして、現在の考え方、現状について御説明をさせていただきます。

一般会計からの法定外繰り入れにつきましては、平成24年度に策定いたしました本市国民健康保険財政健全化行動計画に基づきまして、県の広域化等支援基金貸付金の償還財源の確保や、単年度収支の均衡及び累積赤字額の解消を図る目的で、平成25年度から実施をしております。計画に基づいて、平成29年度収支の均衡を保つために、平成29年度の法定外繰り入れにつきまして、今定例会に補正予算後の予算額で1億5,000万円を計上しているところでございます。

一方で、新制度に移行する平成30年度の当初予算における単年度の財源不足額への対応方法につきましては、昨年度と同様、歳入欠陥補填収入といたしまして約9,700万円を計上しております。法定外繰り入れに係る予算計上は行っていないところでございます。

法定外繰り入れに対する基本的な考え方につきましては、従来から申し上げているとおり、国保特別会計の財政運営は、国費などの公費負担と国保被保険者の保険税で賄うことが基本原則であり、一般会計からの法定外繰り入れは、本来実施すべきではないというふうに考えております。しかしながら、直ちに法定外繰り入れをなくすことは、被保険者の国保税の急激な増加につながるため、段階的及び計画的に縮減をしていく必要があると考えているところでございます。

30年度以降の法定外繰り入れについては、国保被保険者の国保税負担のあり方と国保特別会計及び一般会計の財政状況などを見きわめながら、慎重に検討すべきことであると考えております。

このように、法定外繰り入れの段階的・計画的な縮減が求められている中で、国保税を引き下げのためのさらなる法定外繰り入れということは、現実的には難しいというふうに考えているところでございます。

**○12番豊留榮子議員** 国保財政のこれからが本当に気になるころなのですが、これは段階的に法定外繰り入れをなくしていこうという国の政策でもあるんですが、これからもですね、この法定外繰り入れ、これを維持して、今では本当に高過ぎて、また上がるかもしれない、この高過ぎる保険税の値下げも考慮していくべきではないかと考えておりますので、どうか慎重な御検討をよろしくお願いします。

次に、南薩の広域ごみ処理施設についてです。

現在、南さつま市金峰町高橋が建設候補地となっておりますが、進捗状況はいかがでしょうか。

**○加藤省三市民生活課参事** 南さつま市金峰町高橋が建設候補地となって以来、地域住民に対して、安心・安全な施設の理解を深めていただくために、先進地視察等を実施しており、今後は地元住民に対し説明会を開催し、合意形成を図っていく予定となっております。

なお、本年度、南薩地区衛生管理組合が実施いたしました6回の熊本市西部環境工場等の先進地視察に、延べ200名余りの住民が参加されているようでございます。以上です。

**○12番豊留榮子議員** 先日、私も現地がどのようなところかなと思って、現地を見てまいりました。金峰になるんですね、ここは、金峰町の砂丘地帯、あの辺になっておりまして、各3カ所ほどボーリングをした跡があったんですけども、この地域というのが、それこそ高橋集落と、ほんの50メートル離れているかどうかというような距離だったんですね。こういったところに、なぜって、またそこは液状化現象とか起こって大変なところで、ボーリングもして、以前検査をしてということもあったんですけども、これが候補地となっていて、なかなか、これだんだん取り組みがおくれてきているんじゃないかと思うんですが、建設に向けた今後のスケジュールですね、どのようになっているんですか。

**○加藤省三市民生活課参事** 南薩地区衛生管理組合及び構成市で協議しているところでは、今後、地元高橋地区の住民説明会を実施し、早い時期に地元住民の同意を得たいと考えております。

まず、地元住民の合意形成が図られ、候補地からですね、建設地へ決定がされることが前提ではございますが、地質調査・測量調査、それから生活環境衛生調査、いわゆる環境アセスでございまして、これにより建設地として適しているか確認した上で、敷地造成計画と設計業務を実施し、施設建設工事に入る予定でございまして、平成36年4月供用開始を目指していくスケジュールとなっております。以上です。

**○12番豊留榮子議員** 36年というのと、あと6年ですけども、例えば今の建設候補地ですね、高橋なんですけれども、このほかに建設候補地ってありましたっけ。もう枕崎はなしということでしたよね。あと、ここ1本で進めていくということなんですか。

**○加藤省三市民生活課参事** 建設候補地検討委員会のほうからはですね、高橋が第1位で、枕崎と川辺が第2位ということで、3地点上がっております。以上です。

**○12番豊留榮子議員** 枕崎はまだ候補地に残っているんですか。

**○加藤省三市民生活課参事** 現在、枕崎市はちょっと候補地としては、別な業者のほうに売却しておりますので、残っているとしたら、高橋がもしだめな場合は、川辺になるとは思っております。

**○12番豊留榮子議員** なかなか、この広域のごみ施設、私も以前、大隅半島のほうじゃなくて、

大隅半島じゃないですね、どこでしたっけ、鹿屋に議員の皆さんと一緒に視察に行ってきたんですが、それはそれは立派な施設で、もう見た感じは本当、何の公害も起きないだろうというようなね、いろいろ施設の中を見て、その温度で温泉をつくっているとかね、とっても静かな環境で、これが住んでいる方に悪影響を与えるだろうなんてだれも思わないと思いますね。

ですから、だけどそれがですね、今はいいけれども、ゆくゆくということ、10年後ぐらいを考えるとどうなるのかなという心配もあるんですけども、ですからこれを、本当に広域が必要なのか、もっとだんだんだんだん人口も減ってきてごみも少なくなる、そうなるとうなっていくのかなという不安もあるんですけども、そういう点はどうなんでしょうか。

**○久木田敏副市長** この新ごみ処理施設につきましては、整備の検討会というのが、これまで副市長、それから鹿児島工業高専の名誉教授、鹿大の名誉教授というふうなメンバーで、これまで5回検討委員会を開いてまいりました。その中身につきましては、処理方式、機種や整備、運営方式、一応こういうようなものまで検討をしてきたところです。これを管理者のほうに報告いたしまして、そしてそれをもって地元のほうに説明に入っていくというような流れになっております。

今おっしゃいますように、10年後、そのような施設、今は立派だけれども、どうなっていくんだろうかという不安、そういうようなものは、それぞれ個人個人の基準によっていろいろと不安を持たれたりするとは思いますが、全国的にこういう施設がですね、すごくだめな施設になったという報告というものは受けておりませんので、それがないようにしっかりとした厳しい基準を設けていかなければならないというようなことから、この検討委員会の中でも、その基準についても、国の示している基準よりさらに厳しく設定をしております。また、ごみの処理量、これにつきましても、災害等は別にいたしまして、普段のごみの処理量につきましても、どれだけの基準にしていったらいいのか、先ほど申し上げました施設の大きさにつきましても検討いたしましたわけでございますけれども、今後は当然ながらごみの減量化ということは、これまでと同様にさらに進めていかなければならないと、そういうような観点を持ちましてですね、今回、検討委員会の中でも検討し、報告をさせていただきます。

**○12番豊留榮子議員** このごみ処理施設は、本当に将来にわたって大きな事業だと思っておりますので、よく検討していただいて進めていってほしいと思うところです。

以上で、私の質問を終わります。

**○新屋敷幸隆議長** ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午後1時8分 再開

**○新屋敷幸隆議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

**○2番永野慶一郎議員** ことしの冬は厳しい寒波が何度も訪れまして、例年と比べ寒い日が続きましたが、この3月に入り、日ごとに暖かくなり、すっかり春らしい陽気になってまいりました。また、本日も暖かいというよりは少し雨が降っておりまして、蒸し暑いような日でございますが、私のきょうの一般質問のお時間、昼食後ということもございまして、皆さんにとりましてきついお時間にはなるかと思いますが、しばらくの間、おつき合いただきますようお願い申し上げます。

まず、ことしは明治維新から150年の節目に当たり、NHKの大河ドラマ「西郷どん」の放映も既に始まり、県内でも明治維新150年の記念事業やイベント等が多く予定されているようです。

さて、本市におきましては、1月に任期満了に伴う市長選挙が行われ、市民の皆様の負託を得

て、前田新市長が誕生いたしました。

若き新市長がずっと思い描いていた枕崎の姿を形としてつくれるよう、今まで民間企業で培ってきた経験やスキルを十二分に発揮していただき、明治維新ならぬ枕崎維新を実現していただきたいと強く願うところであります。

また、この3月末で定年退職される職員の皆様、長きにわたり市勢発展のために御尽力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通告に従い質問を始めさせていただきます。

まず、平成30年2月25日付の南日本新聞に、2017年の全国の75歳以上の運転免許自主返納者が25万2,677件で、過去最多だったという記事が掲載されました。鹿児島県では全体の自主返納が5,749件で、うち75歳以上は4,364件だったということですが、全国的にも高齢者の重大事故が増加しているのは、テレビ、新聞報道等で皆様御承知のことだと思います。

私も、昨年9月の定例会での一般質問におきまして、交通弱者対策について質問をいたしました。その後も市民の方から、免許をそろそろ返納しようと思うけど、車に乗れなくなると不便だよ、との声をちょくちょくお聞きいたします。

そのような高齢者の方たちの状況を、何とか1日でも早く打破できないのかと私も考えているところではありますが、市長も選挙公約の中で、乗合型デマンドタクシーを活用した新しい交通システムづくりを掲げておられますが、交通システムづくり及び交通弱者と呼ばれる方たちへの対応や対策を市長はどう考えているのか、まずお聞かせください。

[前田祝成市長 登壇]

**○前田祝成市長** 今、御質問のありました交通弱者に対する交通システムづくりということで、私も選挙の中で、公約として掲げさせていただいております。

当初、乗合型デマンドタクシーによる交通システムづくり、これを第一にというふうに考えておりました。新たな交通システム、それをつくるためには、既存の交通システムとの共存・役割分担、このあたりのトータルの交通網のデザイン、これが必要になります。その現状を踏まえて、最終的なゴールを乗合型デマンドタクシーを加えた枕崎の新交通システムの構築、これを最終のゴールとして目指す、そういうふうにしてしましても、まずは喫緊の課題であります交通弱者の足としての目的を通院・買い物、それらに限定したかたちで福祉的な意味合いのタクシー活用、この仕組みづくりも必要ではないかと、そのように現在考えております。

これは、関連部門とのヒアリング等も踏まえ、これまでの議会の進め方、あるいはそこでの意見の出方、そのあたりも踏まえ、今、私が現在考えております交通システムづくり、交通弱者と呼ばれる方たちへの対応というふうに考えております。

**○2番永野慶一郎議員** ただいま答弁いただきました、まずは通院とか病院へのですね、買い物とかで利用される方を限定的に、福祉的な活用ということでやっていきたいということで、今答弁がございましたが、ほぼほぼですね、高齢者の交通弱者といわれる方の利用は、そこら辺に限定されてくるのかなという感じではございます。

限定的でも私は全然構わないと思うんですけども、今おっしゃられた買い物・通院というのがカバーできるのであれば、抱えている高齢者の方の課題というのは、だいぶ取り除かれるのではないのかなと思います。

そういった交通手段の乏しい高齢者の実情・実態というのはですね、今、市長のほうから答弁ございましたようなそういった御意見も踏まえて、どの程度把握されているのか、当局のほうですね、情報があるのかどうかというのをお聞かせください。

[傍聴席で発言する者あり]

**○新屋敷幸隆議長** 恐れ入りますけど、傍聴席は静かにしてください。

**○鮫島寿文地域包括ケア推進課長** 高齢者の実情・実態につきまして、地域包括ケアの在宅にお

ける生活支援の観点から申し上げます。

枕崎市内には65歳以上の高齢者が約8,000人いらっしゃいますが、要介護認定の状況から見まして、その大半が比較的元気な高齢者であると思います。

しかしながら、加齢による身体機能の低下や足腰の痛み、また経済的な理由などで外出を控えている、通院や買い物などの外出に困っている方がいらっしゃるということは、昨年度実施しました高齢者等実態調査などにおいて承知しているところです。

また、今年度に入り、地域にお住まいの高齢者が日常生活においてどのようなことに困っているかということにつきまして、各地域の民生委員の方にもお伺いしております。掃除やごみ出し、家の周りの草取りや庭木の剪定などに困っているという意見のほか、外出・移動手段がないといった意見も多く寄せられています。

さらに、議員からも今説明がありましたが、枕崎警察署で手続をされている運転免許の自主返納者も、本市においても年々増加していると聞いております。

このような状況を踏まえ、高齢者等が住みなれた地域で暮らしていくために、交通手段の確保、外出支援の取り組みなど、交通弱者への対策が必要になってきていると認識しておりますが、交通手段の乏しい高齢者についての明確な定義づけが難しいということと、自己申告によるものであることから、現段階におきまして、全体的な人数や個々の詳しい実情の把握までには至っていないところです。

**○2番永野慶一郎議員** 大方、外出とか移動手段がないとの声とかってというのは、もうよく御存じだということで、今お聞きいたしました。

課長の答弁の中で、比較的元気な高齢者が枕崎には多いということでもございました。私がお見受けするのも、車に乗って出かけたりですね、元気な方はいっぱいいらっしゃると思うんですが、その車に乗っている方は元気な方がもちろん乗っていらっしゃると思うんですけれども、そういった方たちでもやっぱり免許をいつ返納しようとかかですね、御家族からもう免許を戻せやいと、もう運転するなって言われる方もたくさん、たくさんというかあれですけど、そういった方も今ふえているのが実情でございます。

1月の末にですね、私がちょっと市民の方からお聞きしたお声なんですけれども、免許の更新が去年あったそうなんです。今ですね、高齢者の講習が、必ず必須で受けないと更新ができないという規則になっているみたいでございまして、その試験のですね、内容をお聞きしました。いろんな、例えばランダムでウサギとか動物とかそういったいろんな絵を見せられて、何分か後にそれを、何がありましたかと答えないといけないみたいなんです。私ちょっとお話の中で、私がこの問題を出されても、果たしてどれだけ答えられますかね、というようなそういった話もされたんです。

そういった免許の更新もなかなか大変になってきていると、もう次回の更新は、もうこんな難儀するんだったらもう更新しないと、そういったことまでおっしゃる方もいらっしゃいます。

そういった話の中でですね、1カ月間、もうちょっと免許更新も大変だったと、またテレビ等でですね、いろんな高齢者の事故の報道を見ると、私も運転するのが怖くなりましたということで、もう免許を返そうかなという思いでですね、1カ月間車は使わない生活を試しにしてみました。

それがですね、タクシーで、本当に自分が最低限の用だけ済ませて帰ってこようというつもりでタクシーを利用して出かけたみたいなんですけれども、結局ですね、家から出て買い物をして、その後そのまま家に帰るのかということそうではなくて、やっぱりいろんな用事があってですね、また買い物をして次の目的地、その目的地からまた別の目的地までと、それからやっと家に帰って、結局ですね、1日4回タクシーを利用されたということもお聞きしております。

だから、行って帰っての往復だけのタクシー料金、まあ言えば交通費の負担で済むわけではな

いという実情もですね、私お聞きいたしました。

そういった例もあるわけですが、実際、当局のほうは、そういったことも想定されているのかどうかですね、ちょっとお聞かせいただきたいんですが、お願いします。

**○東中川徹企画調整課長** まだ具体的な内容とか、そういう詰めには、調査・研究までは進んでおりませんが、やっぱり実現するとした場合には、財源的な問題として利用される方にどれぐらいの負担を求めるのか、そういったものもあわせてですね、検討していかなければならないというふうに思っております。

**○2番永野慶一郎議員** 仮の話でございます。先ほど市長が言われた福祉のための活用というのが、まず試験的かというと、先に運行できるのであれば、今回私がお聞きした方っていうのはですね、行きはそういったデマンド交通を利用して、その後の自分の用事というのは、2回タクシーを利用して、帰りはまたそのデマンド交通を利用して帰ってくれば、負担もだいぶ軽減されるわけですが、いろんなパターンもあると思うんですけども、そういったですね、実情があるっていうのは御承知おきくださいということで、私からのお願いでございます。

今、ちょっと企画課長から、検討していかないといけないということでございましたが、昨年9月定例会の交通弱者対策の私の一般質問での答弁でですね、高齢者等の移動手段の確保・支援について、庁内関係各課と協力・連携して検討を進めていきたいとのことでありましたが、その後、実際に調査・検討は行われたのかどうかをお聞かせください。

**○東中川徹企画調整課長** 高齢者等の移動手段の確保・支援についてということで昨年の9月定例会の一般質問以降の取り組みについてであります。現時点では、ただいま申し上げましたように、具体的な調査・研究ということまでは至っていない実情にあります。

市長が就任された後、1月末から2月初めにかけて、市長の事務引継に关しますヒアリング、そういったものや、市長公約に係る関係課協議を行いました。そこで、課題等をすり合わせといいますか深掘りしていく中で、市長のほうからも、これまでの経緯というものを踏まえてクリアすべき課題というのは多いとしても、実現するためには継続して検討を進めていかなければならないと、その検討に当たってはスケジュール感というものを意識して取り組むべきであるという指示を受けておりますので、そのようなかたちで今後、対応策というものを見出すための検討というものを進めてまいりたいと思っております。

**○2番永野慶一郎議員** 市長のほうには一応、今までの経緯というのをお話されてですね、いろんな問題点とかそういったのをお伝えしてあるということなのかもしれませんが、市長、実際どうですか、お聞きして、これはもう早急に整備すべき問題だって感じたのか、もうちょっと時間をかけてじっくりと取り組んでいかないといけない問題なのか、どう感じたかちょっと私にお聞かせいただけないですか。

**○前田祝成市長** 最初でも申し上げましたが、交通システムというかたちで交通網をしっかりデザインするということに関しましてはですね、やはり、ほかのバス事業者でありますとか、JRでありますとか、いろんな関係団体等々との協議というのも当然必要になってきますので、そのシステムをつくるという部分についてはですね、慎重に、そしていろんな総合的な判断が必要になってくるなというふうに思っています。

ただ、申し上げましたように、高齢者の本当に実情にあわせたかたちで高齢者の足を確保するという意味でのですね、先ほど福祉的になってというような話をしましたが、そういう意味でのタクシーを利用した交通弱者対策というのはですね、できるところからやっていく必要があるなというふうに思っています。

そこについては、早急に取り組まなければいけないということも踏まえてですね、スケジュール感を持ってすぐに検討してくれというふうな指示を出しているところです。

**○2番永野慶一郎議員** デマンド交通もですね、いろんなかたちがございまして、バスを走らせ

ている自治体、乗り合いタクシーを利用して、あとはそれを両方併合してやってらっしゃる自治体もあるようでございます。

昨日ですね、南さつま市、加世田に、ちょっと私、用事があったんですけども、デマンドバスの立派な停留所も建っております。これは、デマンドバスをですね、走らせるためにバス停もつくったりだとか、そういった路線の整備をするのにすごいお金がかかっているんじゃないかなと、初期投資ですね、そういったものもかなり大きな金額がかかるというのは、私もお聞きしたことがございます。

確かに立派なバス停がございまして、あっ、なるほどなど、こういった整備をすれば当然最初でかかるですね、費用っていうのはかさんでくるんだなと思ったところでございました。

もう一つ私が見たのがですね、南九州市でございます。バスも運行しております。あとですね、ジャンボタクシーを使って、定時定路線といいまして、バスと同じような役割を果たしておりますですね、決まった時間に決まったところをぐるぐるぐるぐる回っているわけでございます。私が見たのは、アグリランドえいで、ジャンボタクシーがですね、とまったんですね。結局、私がいた時間、2度ほどそのジャンボタクシーが回ってきましたが、お客様が乗ってらっしゃらないんですね。

で、私が9月議会で提案というか、お話をさせていただいたのは、予約制にしてですね、ロスのないデマンド交通を生かした、乗り合いタクシーですね。見た感じ、やっぱり乗り合いタクシーのほうがロスは少ないのかなと。事業所さんは、お客さんがいてもいなくてもぐるぐるぐるぐる回ってるほうがいいんでしょうけれども、市の財政とかそういった助成をするという意味で考えましたら、一番効率的なのは予約制の乗り合いタクシーなのかなと、私がほかの自治体の今の実態を見てですね、感じたところでございます。

既に、今私がお伝えしましたが、デマンド交通を運行している自治体があるわけでございます。市長がおっしゃられますいろんな現在の交通網との共存ということで関して言えば、今運行している自治体というのは、そういったのをクリアしてやってきているわけでございます。やり方がそれぞれ違うんですけども、どっちがいいのかどうかはまだわかりませんが、事実としては、もう共存してやっているっていう事実は県内各地あるわけでございます。本市だけがですね、そういった課題をクリアできずにいるというのはですね、どうなのかなと今感じたところでございます。

既にもうやってる自治体ですね、運行しているところとの情報交換とかされてみたらどうなのかなと私は考えたところなんですけど、そういったものはなされているのかどうか、まずそこをお聞かせください。

**○東中川徹企画調整課長** 先ほど、私のほうから申しあげました市長公約に係る課題等のすり合わせをしていく中で、市長のほうからも先行して実施している自治体において、実施に当たってどのような課題があって、それをどのように解決していったのかといった詳細についてもですね、調査を行うようにという指示も受けております。

枕崎市の実態として、他の自治体と比べて行政面積が狭いとか、そういったいろいろ他と違う状況もありますが、そういう人口規模とか行政面積など、本市とですね、環境の近いというか類似した自治体の先行事例というのをですね、県内に限らず、先進事例というものを調査をいたしまして、場合によってはその自治体に出向いて聞き取りなども行うといったことも考えているところです。実際、まだ情報交換というところまでは行ってはおりません。

**○2番永野慶一郎議員** 私、今回のこの一般質問に当たりまして、今現在、運行している県内の自治体からの事業者さんへの助成額というのを、ちょっと私、先立って調べてみました。

先ほど、企画調整課長のほうからも助成金額がどういったものになるかわからないということでしたが、もういろいろお聞きしたんですけども、一番わかりやすい近隣都市、南さつ

ま市と南九州市の平成28年度のデマンド交通に対する市からの助成金額をお伝えさせていただきたいと思います。

南さつま市でございますが、これは乗り合いタクシーのかたちをとってまして、タクシー事業者の分だけお聞きしております。バスは含まれておりませんので、タクシーの部分だけです。旧加世田市街とあと南さつま市笠沙町のほうもございますので、2つタクシー業者があるみたいですね、旧笠沙町のタクシー事業者のほう年間24万4,000円、加世田市街のタクシー業者のほうに322万8,000円ですね、約323万ほど。合わせますと350万ぐらいの年間の助成額になっているということです。

ただし、南さつま市のほうは利用者の負担が100円ですので、これが200円とか300円ですね、1人当たりの1回の利用料がふえれば、まだこの金額が減額されるのではないのかなと思ったところでございました。ちなみに南さつま市のほうが、現在運行がですね、週3便、月、水、金ですね、1日4便運行しているそうです。1日4便というのは、例えば、私の住む立神ですと、立神から例えば、きょう月曜日ですけれども、月曜日は立神から朝8時の便が1便まちに向けて出て、次が10時とか出て、また帰りの便が3時に出て、最終が5時とか、そういったかたちの1日4便というようなかたち、これが週3回運行しているようでございます。

続きまして南九州市の28年度の助成額なんですけれども、先ほど私が言いましたようにジャンボタクシーでですね、予約とかとらずに決まった時間に決まった場所を巡回するかたちを取っているみたいですけど、定時定路線のかたちで運行しているみたいなんですけども、そういったかたちですと、やはり経費がかさみまして1,430万だそうです。これだけの差があるということなんです。

で、この金額をお聞きして、当局のほうは今からどうやって検討していくのか私はわかりませんが、これだけの差があるというのだけはわかっていたきたいと、効率よく回るのか、とにかく回せと言ってくるぐるぐる回すのか、どちらがいいかは、またみなさんで、事業者さんも含めてですね、そういったかたちで検討していただきたいと思います。

市長のほうからですね、指示があつて、今後もう既に運行している自治体との情報交換もやっていきたいということでございましたが、もう既に本市は後発組ですね、乗り合いタクシーデマンド交通に関しては後発組なんです。私、これこの後発組、ほかがやってるから何でやらないんだっていうのは、そこは一切責めません、いいんです。現状を見極めて、今がやるべきだっていう時がきたらやっていただければいいと思うんですが、その取り組み方が問題だと、肝になってくるんじゃないかなと思います。

要はですね、何が言いたいかといいますと、後発組は後発組の利点がございます。ほかの自治体もですね、今、南九州市も定時定路線でタクシーを出しているみたいですが、これもちょっと今後縮小していく方向、これだけ1,430万の助成金があればですね、だいぶ赤字なのかなって、採算とれてないと思います。なので縮小方向だと。先んじて始めたところっていうのはなかなかですね、今からもいろいろ改善されていくわけですね。

枕崎、今からじゃないですか。チャンスじゃないんですか。他の自治体から情報をいただくことでほかの自治体がうまくいってないところを、そこを改善していけば本当に素晴らしいものができるんじゃないですか。チャンスじゃないんですか。何か自分たちで考えてやっていくよりもやるところがあるわけですから、いろんな情報を聞いて、ちゃんとやったらうまくいくなっていうことを考えていけば、本当に無駄とか無理なくやっていけるんじゃないんですか。楽をしてというか、言い方悪いんですけど、市長どう思われますか。

**○前田祝成市長** まさに議員おっしゃるとおり、後発の利点というのは、まさにそういうところだと思います。いろんなケースがあつて、そこをベンチマークにして、一番ベストな方法でやっていく。それを我々枕崎市にとって一番ベストなかたちを作り出すというのが、やはりおっしゃ

られるとおり、まさにチャンスだというふうに思いますので、ぜひその方向で前向きに取り組んでいくべきかなというふうに思います。

**○2番永野慶一郎議員** 先ほどから私も再三申しておりますが、いろんな問題点があると思います。運行実現に向けてのですね、本当に別の交通事業者との共存ですね、これ一番大事なところだと思います。片方だけよくて片方がよくないっていうのは、私もよくないと思いますのでですね、そこはほかの自治体とも十分に情報のやりとりをしていただいでですね、どのようなかたちで運行に至ったのかとか、そこら辺はよく研究していただきたいと私は思います。

やはり、いろんな高齢者の方と話をしても、ほかの自治体ではですね、子供さんたちとか高校生なんかでもですね、そういったのを利用できるというようなところもあるみたいではございますが、喫緊の課題はやっぱり高齢者の交通手段の確保という意味では、病院への通院、買い物とかですね、そういった福祉的な活用というのを早急に検討・対応していただくようお願いをしておきます。

続きましての質問でございます。

これも市長の公約の中にございました。ふるさと納税を有効活用した子育て支援への取り組みとございますが、ふるさと納税を有効活用するためには、まず、ふるさと納税をふやしていくことが大前提であると考えます。

昨今、過剰な返礼品競争で非常にふるさと納税のあり方というものが問題視されており、総務省のほうからも指導があるとお聞きいたしますが、このような状況で、今後どのようにふるさと納税に取り組んでいこうと市長はお考えでしょうか。

**○前田祝成市長** ふるさと納税についての取り組み、今後の考えということですが、平成29年度のふるさと応援寄附金、これにつきましては、現在5億1,000万円を超える多くの寄附金をいただいております。まちづくり、その財源、本市の特産品等の販売促進、これらに大きく貢献している、そのように考えております。

今後において、ふるさと納税についてですが、さらなるまちづくり財源の確保を図るために、寄附していただく方のすそ野を広げていく取り組みを行うとともに、ふるさと納税制度のPR機能としての有用性を活用して、本市特産品のブランド化、新たな特産品の発掘、また、返礼品に体験型のメニューを加えていくなど、本市の魅力を発信して地域の活性化につなげていく取り組みを行っていききたい、そのように考えております。

国において、ふるさと納税を活用する事業の趣旨・内容・成果をできる限り明確にする取り組みとか、ふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取り組み、そのあたりを進めていくことが重要であるというふうにされております。

こういうことから、本市においても、事業を特定し賛同する方々から寄附をいただくような、クラウド・ファンディング的な募集、そういう取り組みとか、あと寄附をいただいた方々と継続的につながりを持つ、関係人口というんですけれども、関係人口の確保に努めていくと、そういうことでもですね、取り組みを進めていきたいというふうには考えております。

これらのことをですね、推進していくためには、行政の取り組みだけではなくて、民間の持つノウハウ、そういうものも必要になってくるのかなってということも考えておりますので、そのあたりについてもですね、あわせて検討していきたいと、そのように考えております。

ただ、ふるさと納税のあり方についてはですね、今、いろんな意味で、過剰な返礼品、いろんな功罪が言われております。ですので、やはりふるさと納税の本来の趣旨をもう一度確認して、節度を持って取り組む、これが必要かなというふうに思っております。

私、選挙期間中も申し上げておりましたけれども、制度に頼るのではなくて制度を利用するといえますか、頼り過ぎないという部分は必要ではないかなというふうには思っております。

**○2番永野慶一郎議員** ただいま市長の答弁のほうで、クラウド・ファンディングという言葉が

出ました。

実際にですね、今、本市のふるさと納税も、何に使ってくださいますとその用途を指定することができるんですね、ただ広いんですよ。例えば、子育て支援とか、何かそういったぼんぼんっていう大项目的なやつがあるんですけども、どういった事業に使ってくださいますっていうのも特定されたものがまだないと思うんですね。

で、いち早くそういったものに取り組んでいる町もございまして、例えば、まちであるお祭りがことし20年目を迎えるので、皆さんにこのイベントに対して、このまちづくりのイベントに対して寄附をくださいというクラウド・ファンディングで、いち早く取り組んでいるところもございまして、私も同じそのイベントの仲間でしたので、佐世保市だったんですけども、その方から電話が来て、うちのお祭りにクラウド・ファンディングで今システムをつくってやっていますので、くださいというようなお電話をいただいたこともありました。

で、実際に去年ぐらいから、だいたい寄附の額も物すごい勢いで伸びてまして、そういった中でですね、どういったところに使われるんだろうかなって私ずっと興味を持っておりました。

今、市長がおっしゃられたクラウド・ファンディング化なんですけれども、具体的にどういった事業にとか、住み分けをして何か指定してやっていくのかどうか、どこまで考えていらっしゃるのかなというのをちょっと今思ったもんですから、市長、お答えができるようであれば具体的なお答えをお聞かせいただきたいと思います。

**○前田祝成市長** クラウド・ファンディングに関してはですね、まだ具体的にどの事業をとということですね、決定しているものではありません。

これからの取り組みとしてクラウド・ファンディング、こういう事業に対する寄附金を募るということも一つの方法としてあるということですね、担当部署と今、話をしているところです。

**○2番永野慶一郎議員** 先ほど市長のほうからも、こういう制度に頼るのではなくて活用しなさいと、活用していくべきだということでございましたが、私も同意見でございまして、この制度もですね、なかなか過剰な競争になりまして、総務省のほうもですね、たびたび指導がありましたみたいなのもいろんなインターネットか新聞等でも目にするんですけども、この制度が、私、未来永劫ずっと続いていく制度ではないと思う……まあ、わからないですけども、今すぐなくなるかどうかはわかりませんが、それにずっと頼ってですね、当てにしていくようなやり方は、私はもう賛成できません。

ただ、やっぱりそういう制度があるからには活用しない手はないわけですよ。そこで、これも市長の公約にあったんですけども、ふるさと納税を生かした子育て支援というものもございました。午前中の質問でもですね、学校給食費の問題、問題というか、についてどう考えているんですかと、就学援助費とか、そういったお話もありましたが、それ以外ですね、市長、具体的にどういう、子育て支援って言っても広いんですよ、給食費の援助とか、そういったものもたくさんあると思うんですけども、その子育て支援というのはどういったお考えが、具体的に何かあれば教えていただけないでしょうか。

**○前田祝成市長** 私は、今回の市長選挙に際しまして、枕崎市の未来を支える子育て、その子育て支援を積極的に進めるという観点から、子供の個性を育むための特徴ある出前授業、あるいは情操教育の促進、この話もしました。学校給食費の負担軽減への取り組み、これも話をしております。そのために、ふるさと納税を有効活用したいという考えでお話をさせていただいております。

今、ございましたふるさと納税に関してですけども、議員のほうからありましたように、頼るのはよくない、活用するということがあったんですけども、やはりこういうふるさと納税的な費用を使う際に、あまりランニングコストがかかるものに対して費用を使うということは正しくないのかなというふうに思っております。どちらかというといニシャルコスト的な費用として使

うっていう部分には、こういうふるさと納税とかは有効なのかというふうには考えております。

ただ、子育て支援と一言に言いましても、その範囲は非常に広範囲にわたります。若者が枕崎に定着して子供を産み育てたいという環境づくりでありますとか、子育てに関する悩みを軽減する、そういうための環境づくり、あるいは学校や地域社会の中で子供が良好に学習できる環境づくりなど、いろんなものが子育てと一言に言っても考えられます。

最も大切なのは、この枕崎で子供を育てたいという、そういう枕崎で子供を育てたいんだって環境を整える、それが一番必要だというふうに思います。

そのためには、やはり、枕崎ならではの子育ての方法と言いますか、枕崎ならではの子育てのやり方というのをしっかり構築していく必要がある、そういう差別化を図っていく必要があるのかなというふうに思っております。一言で差別化と言いましても色々あると思うんですけども、一番安易なと申しますか、簡単な差別化というのは、お金で解決すること、支援することなのかもしれません。

ただ、我が枕崎市の財政状況等を考えますと、そういうことも簡単にはできない、そうすると何が必要かとなると、やはり、そこには知恵、工夫が絶対に必要になってきます。そして、やはりそこで、子育てを実際取り組んでいらっしゃる方々のいろんなアイデアだったりとか、考え方だったりとかっていうことが必要になってくるのかなというふうに思っています。

今、学校教育の面で言いますと、アクティブラーニングという言葉があるんですけども、本当に子供たちの自主性を生かした教育の仕方というのを構築していきたい、そのためにITを活用したり、いろんなワークショップ型の授業をできる、そういう先生を育てたいということもございます。いろんな意味で枕崎ならではのもの、ならではの子育ての環境というのをつくっていくということが大事だというふうに今考えております。

一方ではやはり、経済的支援というのも当然必要になってまいりますので、その重要性というのも考えておりますし、経済的支援についてもですね、午前中から出ております学校給食費の負担軽減であるとか、さまざまな方法があると思っておりますけれども、検討する課題、非常に多くございますので、そのあたりについてもですね、関連の部門と協議して、また市民の皆様方ともいろんな意見交換をしながらですね、枕崎のあるべき子育ての姿というのを作り上げていきたい、そのように考えています。

**○2番永野慶一郎議員** 全く市長と示し合わせたわけでもございませんが、私が思うようなお答えが返ってまいりました。

私は、真の子育て支援とは何かって聞いたかったんです。で、お金を使ってですね、助成するだけが子育て支援なのかっていうのもお聞きしたかったのですが、今すべて答えていただきました。ありがとうございます。

まさしくですね、おっしゃるとおりだと思います。そういった助成もですね、ないよりは間違いなくあったほうがうれしいです。子育てをする世代の親御さんにとっては、ないよりはあったほうがもちろんうれしい話だと思うんですけども、本市の財政とかいろんなことを踏まえていけば、じゃあお金でお手伝いしたいけどできない部分、じゃあどうするのかっていうのを考えていくのが大事であると思います。

例えばですね、ちょっと午前中にバーってメモをとって、ああこれだなって思って書きなぐったんですけど、例えばこういう声もあるんですね、私の周り、子育て世代の方たちが多くて、先日、南さつま市坊津町にお子さんをやってるお母さん、枕崎の学校にやってるお母さんが2人いて、まず呼ばれました、ねえって言われて、何って言ったら、こちらの御家庭は給食費ただなんだって、何で枕崎はっていうことも言われました。それを言われるともうきついなって思うんですけども、やっぱりですね、本当に継続的にそういったのが続けていけるっていう確信があれば、枕崎もやっていけるんじゃないのっていう話をしたんですね。

で、仮にやりました、でももう財政が苦しくなりました、じゃあやめましたってなったらどうなるって、考えてみてって言ったんですよ。例えば、あなたたちの子供さんが、その助成を受ける何年前まではそういうのがありましたよと、あなたたちの子供さんたちの時代になったら助成金なくなりましたって、財政が厳しくなってもう打ち切られましたってなったらどう思うって言ったら、それはもう文句を言うって言うんです。そうですよね、公平性がないんですよ。もらえる人はもらったけどもらえない人はもらえないっていう、そういったことも起こりかねないわけですね。

先ほど言ったように、ふるさと納税を活用するにしても、ふるさと納税の納税額が減れば、そういったところも削っていかざるを得ない状態も起こり得るわけでございまして、じゃあ何が子育て支援かって考えたら、どこにも負けない枕崎が特化した、例えばですね、例えばの話です、枕崎の学校に行かせたら、もう英語はすごい県内で一番進んでる授業が受けられるんだよとかですね、そういった教育とかが充実した地域、こういったのが子育て支援じゃないかなと思うんですよ。

決して、助成金を出したから、じゃあ子育て支援が手厚いとか、やっている自治体からすると私なんか負け惜しみを言ってるような感じがしないでもないんですけども、真の子育て支援というのはそういったところもあるんじゃないかなって、今、午前中お二人の議員さんが市長に対して質問して、その答弁を聞いて私も思ったところでもございました。

で、先ほど市長のほうからもあったですけども、やっぱりお金ではなくて知恵とか汗をかいでですね、この今置かれている状況を把握してですね、まちおこし、まちづくりに取り組んでいくっていうのが、このまちの活性化で、若い子育て世代とか言われる方たち、今からまたこの枕崎に残ってですね、結婚して子供を産んで育てていく世代の人たち、そういった方たちに向けてもですね、本当にこのまちじゃないとだめなんだと、このまちに住んで子育てがしたいんだといえるようなですね、そういった意識づけですかね、今いる方たちに、そういった夢が持てるようなまちづくりができたらいんじゃないかなと思います。

人口っていうのはどうしても減っていくもんだということで、私はお聞きしました。野村総研ってございますが、野村総合研究所のですね、桑津さんという先生のセミナーを受けたんですけども、人口予測って出ていますけれども、もうそれは必ず当たるんだと、そのとおりになりますと、そこは避けては通れないんですよというお話をこの間お聞きいたしました。

じゃあどうするか、なんですよ。避けては通れないけども、そういった中でも、住んでてよかったって言えるまちをつくっていくのが新たな課題なのかなと、私どももですね、そういった若い人たちにこのまちを思う気持ちとか、このまちに残りたいという、そういったですね、意識を持ってもらうのが、私どもも若い世代も近いですし、市長もまだそういった若い方たちともお話のできる年代だと思います。ぜひ、そういったですね、若い人たちの中にも飛び込んでいって、いろんな意見をですね、聞いてみてください。

夢を想う若い人たち、私、夢想家って名づけたんですけど、いっぱいいます。

私、本当にこの間うれしい思いがございまして、若い人たちを集めて、市民のですね、若い方たちに16名ほど来ていただいたんですけど、ワークショップを開催しました。テーマを決めてですね、火之神公園というテーマを決めて、ここで何かイベントするに当たって、じゃああなたたちはどういうことを考えますかっていうようなワークショップだったんですけども、私はちょっと途中で抜けたんですけど、最後まで受講して、懇親会でもですね、なんかすごいテンションが高くなって、このまちに対してこうやりたい、ああやりたいっていうすごい若い人たちの意見が出たっていうのを後からお聞きしたんですね。

その翌々日ぐらいに、参加した方にお会いして、どうだったってお聞きしたんですね、そうしたら、もう寝てるときも目を閉じて、その楽しいまちづくりのイベントをやっていることが頭

を駆け巡って寝れなかったですって言うんです。そういったですね、若い夢想家がいることが、ものすごくうれしく感じたんです。

市長、市民を巻き込んで市民参加型のまちおこしと言いますが、これ、行政指導でもうまくいかないと思うんですよ。そういった若い人たちをですね、上手に、そういった思いになってもらうように、またそういう方たちをどんどんどんどん広げていくような取り組みをですね、していければですね、枕崎、まだ私、全然明るいまちだと思ってます。

ぜひ市長、興味があればなんですけども、のぞいてみてください。そういった若い人たちがいっぱいいること、市長の知らない若い人たちの考えというのもいっぱいあると思います。本当に勉強させられることばかりでございました。

そういった方たちの意見も取り入れながらですね、それが本当の市民参加型のまちづくりではないのかなと私は考えます。そしてそういった方たちとですね、ともに、市長の掲げます日本一幸せな2万人のまちをつくっていききたいなど、それをお伝えして私の質問を終わらせていただきます。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時9分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 通告に従い一般質問をいたします。

3月議会初日、前田新市長が緊張感を持って議会に対応していきたいと申されました。私もおかげさまで、これまで4人の市長さんに質問をさせていただきましたが、これまで以上に緊張感を持って質問をしてまいりたいと考えております。

我が国の少子高齢化、そして生産年齢人口の減少は、予想以上のスピードで地域社会に大きな影響を及ぼしているようであります。福岡市の西鉄バスは、バス運転手不足により、今月、バスの減便を実施、また、ことしの春の引っ越し作業は、トラック運転手不足のため引っ越し予定が立たない。漁船員不足が起きているので、船員の資格制度を国が見直す。将来、航空機のパイロット不足により航空便が減ることが予想されるため、パイロットの養成対策が検討されております。陸・海・空、どこにおいても人手不足。

枕崎市においては、活力ある地場産業を標榜し、第6次総合振興計画を実施中ではありますが、本市の地場産業を支える担い手はどうなっているのか。本市出身のカツオ漁船員は何名になっているのか。かつおぶし製造の事業所には、社員募集、パート募集の看板が、最近、非常に目立っております。

農業においては、鹿児島県が昨年7月実施しました県内農業法人1,246法人の雇用実態調査で、8割が人手不足、この調査の枕崎市内対象法人は38法人でありました。

さらに、まちづくりを担う建設業においても、技術者を中心とした社員確保のため、募集案内を本市内でよく見かけるようになりました。

本市産業における労働力の実態はどのようになっているのか、そして実態調査はなされているのか、最初にお尋ねをいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 水産加工業、農業をはじめとしたすべての産業において、人手不足が深刻であるということは十分認識いたしております。

特に、経営者が一番欲しがっておられる若者の採用に苦労されているということも伺っております。

詳細につきましては、担当課長に答弁させます。

**○下山忠志水産商工課長** 加世田公共職業安定所（ハローワーク加世田）管内の求人、求職に関する状況といたしましては、平成29年12月における有効求人倍率が1.21倍であるのに対し、3年前の平成26年12月における有効求人倍率は0.67倍であり、ここ数年で急激な伸びを示しております。

求職者から見れば、働く場を選択できる環境となり、喜ばしいことではありますが、求人を行う事業者側から見ると、事業者間の競争が激しくなっていることが推察されます。

本市において、水産業、水産加工業とも事業者に対する実態調査は行っておりませんが、枕崎水産加工業協同組合によりますと、かつおぶし工場における職員募集は、基本的に各事業主がハローワークに求人申し込みを行っている聞いております。

本市では、産業後継者として新規に漁業や節製造業に携わる新規就業時年齢、満35歳以下の者で、1年以上就労した者に対して奨励金を支給する枕崎市産業後継者育成奨励金制度を創設し、その就業状況を把握しておりますが、節製造業における直近10年間の実績は、67名が新規就労し、そのうち62名が現在も就労中であります。

しかしながら、かつおぶし工場の業務は、手作業によるものが多く、日本人作業員の高齢化により退職する職員に対する補充について、すべてハローワークを通じた募集で確保できないことから、外国人技能実習制度を活用していると聞いております。

本市に船籍を有する遠洋カツオー本釣り船は3隻稼働しておりますが、1隻当たりの乗組員は約30名で、日本人と漁船マルシップ制度を活用した外国人で構成されているようです。

日本人船員の募集については、地元、鹿児島水産高校をはじめ県外の水産高校に対して就職ガイダンスによる確保と、減船された船の乗組員を補充することで対応しているようです。新卒者の乗船は、平成19年以降、鹿児島水産高校卒業生の乗船がなく、県外の水産高校卒業生の乗船となっているようです。

また、国においては、漁船漁業における海技免状保持者不足への対策として、新たな4級海技士養成モデルコースの創設を検討しているようでありますので、本市の漁業者や水産高校とともに、その状況を注視していきたいと考えています。

**○川崎満農政課長** 私のほうから、本市農業における人手不足の実態についてお答えしたいと思います。

本市の農業においては、農家の経営規模の拡大とともに、農家数の減少及び高齢化が進行してきております。

まず、花きの現状についてお答えします。

花きについては、従来より芽かき、出荷時などの手作業について地域のパート従業員を雇用しておりましたが、高齢化等により確保が困難になりました。そのため、経営規模の大きい農家では外国人技能実習生を受け入れて労働力の確保をしております。

平成19年より受け入れを開始し、年々増加し、現在、受け入れ農家10戸、外国人技能実習生35人を受け入れており、近年は横ばいの状況となっております。

次に、お茶についてですが、お茶の価格が低迷していることや、高齢化等から農地流動化が進み、経営規模の拡大がなされております。

また、お茶については、製造時期に集中して労力が必要となりますが、特に摘採前の被覆作業などにおいて人手不足が生じ、シルバー人材センターや人材派遣会社等を利用している状況にあります。

また、カンショや野菜農家などにおきましても、経営規模の拡大を図りながら機械化で対応してきておりますが、採苗等、苗とり作業ですが、などの人力で行う作業において労力不足を来している現状であります。

○松崎信二建設課長 枕崎市の建設業における人手不足の実態につきましては、本市の建設業組合に確認したところ、建設業者がハローワークに求人を募集しても若い建設技術者の応募がなく、若年層の建設業在職者が顕著に減っている状況にあり、さらに技能労働者の高齢化が進み、型枠工や左官などの職人も不足しているとのことです。

このような状況から、定年年齢を延長し対応している会社も少なくないとのことです。

○13番立石幸徳議員 今、それぞれ各業種ごとにいろいろ実態をわかってる範囲で教えていただきましたけれども、押しなべて、すべて人手不足と言っていいんじゃないかと思うんですね。

特に、水産課長のほうから有効求人倍率を言われましたけれども、昨年12月のですね、鹿児島県内の農林漁業に関する有効求人倍率は2.71倍なんですね。農林漁業に関する求人倍率、これは県下全体に平均すると、県下全体よりも1.48ポイント高い。それだけ、県内にもいろんな業種があるわけですけど、特に農林漁業部門の人手不足が、もう求人倍率にもはっきり出ているわけです。

そこで、まず鹿児島県はですね、県のほうでは労働力不足に対する県の対応として、2018年度に新規事業として、これ県の新規事業です、農業労働力支援センター、仮称ですが、こういったものを設置することが決まっております。

ここで何をするかといいますと、求人・求職状況の収集やマッチング、そして農業なんか特に作物によって農繁期、農閑期ありますので、忙しい時期、暇な時期、そういうものをですね、農業法人間、あるいは業種ごとに調整をして労働力を補完し合う、そういったことも検討していくと、県も、私は非常にいいことだと思うんですね。

こういう取り組みが始まってきた。そこでですね、まず市長に、選挙以来、そして本議会が始まって所信の中でも市長が一番強調、力説されているのは、本市の産業競争力を強化したいと、私も全く同感であります。ただ、本市の実態として、こういった基本的な労働力、何言っても、人・物・金とか、まず人が来るんですけどね、人がいない。

そこで、本市においては、県の、先ほどの支援センターを活用するのはもちろんですけども、実態調査すらなされておられませんのでね、枕崎の地場産業全体を網羅した、県の支援センターに当たるような組織といいたいでしょうか、そういった会議を立ち上げる考えはないのか、この点について市長の考えを聞いておきたいと思えます。

○前田祝成市長 今、議員からございました御提言ですけれども、非常に素晴らしい御提言だなと思えます。

まさに、産業競争力を強くすると一言で申し上げましても、今、議員のほうからございましたようにリソースの確保というのが非常に重要になってくると、そのように思います。そうすると、やはり人材育成というところにつきましてはですね、喫緊の課題であるというふうに思います。

現状、花きにしましても、水産加工業にしましても、外国人研修生の労働力に頼らざるを得ない環境がございます。これをずっと続けていくということは、非常に、枕崎市にとっても、あるべき姿とすると少しギャップがあるのかなというふうに認識しておりますので、その人材育成という部分については、やっていく。

そのために、そういう協議会なり、いろんな業種が交わって人材育成のための前向きな勉強会、検討会、会議、そういうものがあれば、非常に、そういう意味ではいいことではないかなというふうに思います。

ただ、今、御質問された部分について、私が既にそういう考えを持ち合わせているかどうかということについては、まだ具体的なものを持ってございませんので、当然、関係部署と協議しながらですね、前向きに、そのようなかたちでいかに人材育成ができるのかということについてはですね、取り組んでまいりたいなというふうには思います。

○13番立石幸徳議員 ぜひ、産業活性化、産業競争力強化のためにですね、これはもう取り組

まなければならぬ課題だと思っておりますので、市長の考えを庁内でまとめてですね、何らかの対応をしていただきたい。

私も今回の質問に当たり、この項目を取り上げる中でですね、実は、昨年、実にショッキングなことをある事業所の責任者から聞きまして、「もう、人がいなくなったら、将来はやめんといかん。」と、枕崎弁で言いましたよ。まだまだ本当は頑張っていたかなければならぬ事業所なんですけどね。

そういうことになっていくと、非常に私は、本市の一番武器である、あるいは強みであるこの産業がどうなるのかということ懸念しますのでね、そういった、まずその実態調査、あるいはいろんな対応する組織、会議、そういうものができることを希望しておきます。

そこで、具体的に外国人活用、この点に触れておきたいんですが、2月20日の政府の経済財政諮問会議、これは6月に向けて、いわゆる6月の俗に言う骨太方針をつくる会議でございますが、ここでも国全体がもう人手不足に陥っているということを認識し、この解決のために外国人就労の拡大を検討するため、内閣官房に検討チームを設けて、6月までに国の成長戦略に外国人活用の方策をまとめると、こういうことが出されております。

本市は、この外国人技能実習制度は割と早い時期に取り組んだと私は思っているんですが、まず、先ほども少しありましたが、もうちょっとこの外国人に特化した本市の雇用実態っていいでしょうか、本市の実習生の状況、特に推移ですね、どういった推移になっているのか。それから外国人と日本人との、大きく割合といましようか、どの程度の割合になっているのか、この辺については把握されているんですかね。

**○下山忠志水産商工課長** 外国人技能実習制度の目的は、日本で培われた技能、技術または知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う人づくりに寄与するという国際協力の一環であり、制度の内容は、外国人の技能実習生が日本において企業や個人事業主と雇用関係を結び、出身国において習得が困難な技能等の取得・習熟・熟達を図るものであります。

本市では、平成13年度からこの制度を利用して、多くの外国人が技能実習を行っております。本市における外国人技能実習生の総数については、近年大きな変化は見られません。現在200名を超える外国人技能実習生がおります。

具体的な推移、5年間を申しますと、平成25年2月時点242人、平成26年1月時点218人、平成27年3月時点212人、平成28年3月時点196人、平成29年1月時点214人、こういったかたちで200名を超える技能実習生がおります。

**○13番立石幸徳議員** 私は、国自体が外国人をどんどん入れていかんと、という方針は出ているんですけどね、ただ、私なんかのちょっと感覚的に言うと、外国人に頼って、本当に将来的にも安定した労働力、そういうことがきちっと保障といましようか、構築されるのかなど、どっかのところには心配もあるわけですね。

ただ、もう今の状況では本当に外国人に頼らざるを得ない。そういう中で、来る国もですね、つい最近までは、中国が大半でしたけれども、今、ベトナム、あるいはカンボジアとかフィリピンとか、最近は国も非常に多様化つていましようか、いっぱい聞くようになりました。

外国人に頼るということで、何といましようか、安心して、当面はつていましようか、3年間の実習期間も5年間に延ばすとか、いろいろ言っているんですけども、きちっと安定した労働力ということ、それこそ安心できるのかどうか、その辺については事業主さんなんかはどういう考えを持っているのかですね、一応最後に雇用の面で聞いておきたいと思います。

**○下山忠志水産商工課長** 今、議員がおっしゃるように、以前は中国人がほとんどでありました。平成28年度以降は、中国人の技能実習生が減少傾向にあり、ベトナム、インドネシア、フィリピン、またカンボジアからの外国人技能実習生がふえてきていると聞いております。

中国人がなぜ減ってきたかと申しますと、中国の経済発展に伴い、中国国内での労働力の確保、賃金上昇といったことなどから、これが背景となり、中国人の外国人技能実習制度への希望者が減少したことというふうなかたちで聞いているところであります。

なお、この外国人技能実習制度の将来持続性につきましてですけれども、本制度自体が、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律のもとに行われているものでありまして、法の趣旨・目的である日本で培われた技能・技術または知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の発展を担う人づくりに寄与するという国際協力のもとに行われていることをかんがみれば、法の趣旨・目的を達成しない限りは継続していくものというふうにご考えております。

**○13番立石幸徳議員** 雇用面では、最初、先ほど市長のほうから産業競争力のために何らかの対応を考えたいということをごすね、前向きの発言がございましたので、また、どういうものが出てくるか、その折に詳しくお尋ねをさせていただきます。

次に、社会保障制度が年度のかわり目になりまして、いろいろと、国保の関係、それから介護保険の関係、あるいは生活保護のいろんな基準見直し、そういうものもありますので、この点で質問をさせていただきます。

まず、新国保制度の関係でございまして、ことしになりまして1月29日付けで、厚生労働省より各都道府県国保主管課あてに、国保会計の赤字の保険者にございまして、赤字削減並びに解消に向けた計画を策定し、3月末まで、今月末までに各都道府県に提出をなささいという旨の通知が出されております。

この通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく、いわゆる法に基づく技術的助言であると最後のところに書かれているんですね。

詳細な内容は後もって、項目ごとにお尋ねしますが、まずこの通知で、赤字保険者として、定めてある計画を策定しなければならない対象市町村として、枕崎市は該当するのか。計画策定の対象市町村になるのかでございますね、最初にこの点を確認いたします。

**○田中義文健康課長** 1月29日、厚生労働省から都道府県に対して、市町村が赤字の削減及び解消するための計画策定について定めた通知を發出しております。なお、ここでいう赤字とは、決算補てん等目的の法定外繰り入れ及び繰上充用金の新規増加分を指すとされております。

この通知に基づき、本市が対象市町村になるのかという御質問につきましては、平成28年度決算において、決算補てん等目的の法定外繰り入れを本市が1億2,000万円実施しておりますことから、対象市町村、対象保険者になるところでございます。

**○13番立石幸徳議員** 28年度決算もなんですけどね、また後もって詳しく触れますけど、28年度決算で、今、最新の決算が28年度決算ですからね、まだ29年度決算はやっていないわけですから。28年度決算の法定外繰り入れもなんですけどね、この通知では、新年度、平成30年度です、赤字解消が見込めない、つまり2つの条件を満たしているところは計画を出しなさいとこういうことですよ。

30年度分については、また後で掘り下げますが、この通知を知ったとき、私自身はございまして、やっぱり来るべきものが来たという感じを持ちました。といたしますのが、新年度といってもあと20日ぐらいですけども、新国保制度のスタートに当たりまして、これまでいろいろな通知や通達、これが国・県から出されてきたんですね、納付金とか標準保険料の算定ガイドライン、その他予算編成の留意事項、公費の投入、こういったものについて。今度の国の制度改正が、何か国保問題解決の決め手であるかのような感じさえあったのではないのでしょうか。

しかし、国としての本音、本質は、赤字を減らすということですよ。この通知が、制度のスタート直前に、私は、これは最後の通牒だと見ているんですけどね。国の本音、本音がやっぱりやってきました。そこで、本市は、来年度から制度改革後、これは半世紀ぶりの制度改革ですよ、初

年度から、30年度当初予算9,700万円、約ですね、歳入補填収入と、30年度の国保会計9,700万不足してるわけですよ、赤字。

そこで、こういった制度改正がなされてくるにもかかわらず、なぜ延々と赤字、このままいったら当然、30年度も歳入不足で何とかしなきゃならない、また法定外繰り入れということになると思うんですけども、実際、この厚労省の通知に基づいて、まず本市の赤字削減・赤字解消計画は、幾らの金額を削減、解消しなければならないんですか。それと、どのような方針、あるいは具体的な取り組みでこの金額を解消していくつもりなのか、この点についてお尋ねいたします。

**○田中義文健康課長** ただいま御質問のありましたように、本市におきましては、1月29日、国の通知に基づきまして、今度は県のほうから2月23日に平成28年度決算の赤字市町村ということで、3月中に健全化対策を作成するようという指導がまいつているところでございます。

本市が赤字額の解消を行っていくその赤字額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、決算補てん等目的の法定外繰り入れを平成28年度中に1億2,000万円実施していることから、この1億2,000万円の対策が基本になってくると考えております。

基本的な部分といたしまして、原則6年を計画期間としておりますので、年度ごとに法定外繰り入れの削減など、数値目標の記載を求める内容になっているところでございます。

本市の今後の取り組みにつきましては、先ほど法定外繰り入れ、財源不足への対応ということで、法定外繰り入れを直ちに廃止するという事は、被保険者の国保税負担の急激な増加を引き起こすことにつながることから、段階的、計画的な削減を図っていく考えであります。

国のほうから示されている健全化対策といたしましては、歳入面では国保税の適正賦課、収納率向上、そして保険者努力支援制度などの財源確保対策が歳入面でありまして、歳出面につきましては、医療費適正化という内容になっております。

本市がこのような状況になっている最大の要因は、1人当たり医療費が増加を続けているということが最大の要因になっていることから、本市といたしましては、医療費適正化の取り組みにつきまして、保険者努力支援制度に掲げられている項目をもとにしながら、積極的に進めていくという考えでございます。

**○13番立石幸徳議員** 考え方はですね、おっしゃるとおりだと思います。ただ、私たちが問題にしたいのは、そういう考え方はずっとあるわけですよ。

にもかかわらず、平成25年度からですね、永遠とは言いませんが、ずっと法定外繰り入れを続けて、今なお、それが続いている。制度改正があろうがなかろうが関係なしにそんなものも続いていくような状況、これはやっぱり問題だと思いますよ。

確かに、文言としてはですね、適正賦課とか、医療費適正化とか、収納率向上対策とかいろいろ言いますよ。

しかし、本市の国保の収納率も県内ではトップぐらいのところ、非常にいい収納率になってるわけですね。適正賦課といたら、これはおいそれと、簡単に言うと税金値上げですからできる話じゃない。残された対応策としては、もう医療費適正化しかないですよ。これも大体、今のところ県内で上位3番目ぐらいの本市の医療費ですね、ここをなぜ集中的に取り組まないのか。これをやらない限り、本市の国保は、制度改正があつたにもかかわらず、やっぱり赤字会計で続いていく、そして一般会計にも迷惑をかけると、そういう状況が続いていくと思うんですね。

特に、もう少し具体的に聞きますが、今度の平成30年度の国保当初予算、納付金としては、県が示した8億1,000万ぐらいを計上しているだけですね。しかし、昨年、厚労省から出てきた予算編成に当たつての留意事項は、納付金に見合った標準保険料率を参考にして税額をきちっと予算上位置づけなさいという留意事項ですよ。この点について今度の30年度当初予算はどういう対応されたんですか、本市の場合。

○田中義文健康課長 ただいま議員がおっしゃいましたように、国のほうとしては、事業費納付金及び標準保険料率の算定のためのガイドラインを作成し、それをもとに県のほうからは事業費納付金及び標準保険料率が示されているところでございます。

平成30年度における国保税の賦課の金額と標準保険料率を算定するために必要な総額とを比較した場合に、約6,000万円程度の差が生じているところでございます。そのほか、県のほうの算定と本市の予算との差異が生じておりまして、それを含めて当初予算では9,700万円程度の財源不足が生じているという状況でございます。

国保税の適正賦課につきましては、今年度4回、市民の健康づくりと国保事業安定化対策委員会という庁内会議を開催しているところでございまして、2月2日に開催しておりまして、県の事業費納付金の本算定の数字を示されたものと国保税の適正賦課に向けての協議を進めているところでございます。まだまだ課題があるということで、現在、慎重に協議を進めているところでございまして、6月議会への税率改定を視野に入れながら、慎重に協議を進めているところでございます。

○13番立石幸徳議員 細かいことを言うとはですね、まだいっぱいあるんですけども。

6月議会に適正賦課ということで、以前、特別委員会では副市長のほうからな、本市は3方式、つまり今課税している資産割は除いた3方式で対応したいということが委員会では発言があったんですけどね、説明が。

しかし年度途中で、また資産割をな、6月というと年度中途ですからね、資産割を外すといったら、またいろいろ非常に厄介な問題も起きると思うんですよ。でも、そんなことを、今この一般質問でいろいろ細かいこと言っても時間は足りませんのでね。

ただ、いずれにしても、今、課長からあったように、6月議会を視野にその納付金に見合った適正賦課という税率改定がなされるであろうということは確認をしておきたいと思います。

で、いずれにしても本市がですね、赤字保険者として、それは赤字削減解消計画を出さなければならないこと自体がですね、私は非常に本市の国保運営上、この点は、はっきり言えば、6カ年で解消すると言いますけれども、きちっとした対応ができるような計画を希望しておきますので、また計画が策定された時点でいろいろとお尋ねをさせていただきます。

次に、介護保険の関係なんですね。

初日本会議の3月2日にも申し上げましたけれども、第7期の介護保険事業計画が、パブリックコメントがなされて、そして介護保険料は本議会に提案もされているんですけども、ずっと、7期の事業計画を策定する中で、まず本市の現在の高齢者の状況、そういったものも調査する中でですね、この事業計画の案にも書いてありますが、高齢者のいる世帯数の中でひとり暮らし世帯、これが非常にふえてきている。

これは本市に限らず全国的な動向なんですけども、このひとり暮らしの高齢者、数で申し上げますと、これちょっと古いですけど、一番新しい国勢調査になる平成27年の状況で2,086世帯、それで本市全体の世帯数の約5分の1、20.8%ですからね、5世帯のうち1世帯はひとり暮らし高齢者という状況ですよ。これは今後またずっとふえていくと思うんですけども、このひとり暮らし高齢者世帯に対する介護事業計画上の対応っていうのはですね、非常に大事ではないのかと思うんですけども、今度の7期の事業計画では、このひとり暮らし高齢者に対してどのような対応をしていく計画になっているのか、これを最初にお聞かせいただきたいと思います。

○山口英雄福祉課長 ひとり暮らし高齢者の増加についてのお尋ねでございますが、ひとり暮らしの高齢者世帯の状況につきましては、今、議員がおっしゃったとおりでございますが、平成27年の国勢調査でひとり暮らしの高齢者世帯が2,086世帯、総世帯数に占める割合が20.8%となっているところでございます。

このようにひとり暮らしの高齢者が増加いたしますと、住み慣れた地域での生活を維持してい

くことが困難な方がふえ、さらには孤独死といった不幸なケースにつながることも懸念されますので、今後、事業を進めていく中では、安否確認のための見守り活動の充実、それから日常生活の維持に必要な支援を提供するシステムの構築が必要になるというふうに考えております。

市では、各地域の民生委員の方々や市内に約230名います在宅福祉アドバイザーの皆さんの協力によりまして、安否の確認をはじめ地域における見守り活動を実施しておりますけれども、この活動を今後ともさらに充実していく考えでございます。

また、昨年3月には枕崎市通研究会、それから枕崎市内各郵便局、生活協同組合コープかごしま、この3つの団体と地域見守りに関する協定を締結したところでございますが、今後、さらに多くの事業所・団体等の協力を得て、安全・安心な地域生活の実現に向けた地域見守りのネットワーク構築に向けた取り組みをさらに推進してまいりますとともに、生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員でございますが、このコーディネーターを配置して、地域での高齢者の生活を支えていく体制の整備を推進していききたいということで計画しております。

**○13番立石幸徳議員** 今言われたように、在宅福祉アドバイザー、こういった方々のいろんな研修、それでひとり暮らしというのは、やっぱり、いろいろ介護面で問題が発生しやすい部分じゃないかと思っておりますので、これも強化していただきたいと思っております。

今度の介護保険法の改正で新しい取り組みとしてですね、介護医療院の創設、それから本市の場合は、特別養護老人ホームが増設されるということで、この計画には出されております。

で、新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されるわけなんですけど、本市の場合、今度の介護医療院は、どの程度、施設規模ですね、どの程度の施設規模になるのか。そして介護医療院の役割、機能、こういったものは、初めての施設ですので、こういったものがあるのかですね。

特別養護老人ホームについては、もう本当に、本市としては久しぶりの増設ということになるんですけど、現在の時点で、特養入所希望者のいわゆる待機者との関係では、この待機者解消という意味では、今度の増設はどの程度の役割を果たすのか、この部分についてお答えをいただきたいと思っております。

**○山口英雄福祉課長** 市では、平成30年度から32年度までの3年間で計画期間とします現在策定中の第7期介護保険事業計画の中で、介護医療院の整備と特別養護老人ホームの増床を見込んでいます。

お尋ねの介護医療院ですけれども、これは高齢化の進行に伴い、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、みとり等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設という位置づけでございまして、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、ことしの4月1日施行でございまして、この法改正により新たな介護保険施設として位置づけられたものでございます。

この介護医療院の背景でございますが、国は、平成18年度以降、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、それから在宅医療の充実などといった医療供給体制の見直しの中で、2度の期限延長を経まして、平成35年度末を期限といたしまして、介護療養病床の廃止・転換と医療療養病床の削減を進めているところでございますけれども、今回の介護医療院につきましても、市内の1医療機関が療養病床51床を介護医療院に転換するというものでございまして、平成30年度からの実施を予定しているところでございます。

また、特別養護老人ホームについての御質問もございましたけれども、特別養護老人ホームにつきましても、今回増床する背景につきましても、国が進めます医療供給体制の見直し・長期入院患者等の地域移行の推進等の流れの中で、市内の1医療機関が現在の療養病床を一部削減いたしまして、平成32年度から定員50人の特別養護老人ホームを設置するというものでございます。

なお、議員がおっしゃいましたように、第6期計画の中では施設整備を実施しておりませんでしたけれども、現在、要介護3以上の特別養護老人ホームの入所待機者が100名弱、実数にいた

しますと70名ちょっとだと思えますけれども、この程度の入所待機者がおります。

こういったことで、今回、7期計画におきまして、特別養護老人ホーム等を整備することによりまして、市内の施設入所待機者の一定の解消につながるものというふうに考えております。

**○13番立石幸徳議員** 介護医療院はですね、介護保険事業上は、当然、介護保険施設ですので、介護保険被保険者に負担増というかたちではね返っていきましますけれども、全体的に医療・介護の連携という意味で、全体的な視点から見た場合のこの介護医療院のメリットといいましょうか、これはどの辺にあるんですかね。

**○山口英雄福祉課長** 今回、本市の第7期計画におきまして整備します介護医療院につきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、医療療養病床を介護医療院に転換するというものでございます。

そうしますと、必然的に、今、実際、医療機関が運営しておりますので、当然、今言われるとおり、医療と介護の連携はもう常に確保できるということもございますし、重篤な患者で自宅に帰ることが不可能な方、あるいはそういった在宅でお世話できるような環境にない方、こういった方々のみとりの場としての機能を十分発揮するものというふうに考えております。

また、医療と介護、今回、医療療養病床が介護保険施設という位置づけになりまして、転換されることになりましますけれども、総体的な給付費の面で言いますと、まだ国のほうから最終的なものは示されておられませんけれども、介護医療院の部分につきましては、新たな介護保険施設としての位置づけで、さまざまな加算がなされるというふうに通知が来ているところでございます。

**○13番立石幸徳議員** 社会保障の関係で、生活保護の関係の確認をしておきたいと思えます。

実際上は本年10月からいろいろ見直しが行なわれるわけなんですけれども、ただ、普通どこの家庭でも、特に、小学生、中学生、そういう子供たちを抱えているところはですね、4月から年間計画と、家計の年間のやりくりを検討するわけですね。そういった意味で、やはり、早い段階でこの生活保護の影響っていうものも議会でも示していただきたいという気持ちで出しているわけです。

この生活保護費の見直しは、5年ごとに発表されるわけなんですけど、今度の見直しでは、大きく子育て世代の4割近くが減額になると、そういう見通し。特に、内容的にはですね、児童手当に当たる児童養育加算、これの3歳未満がですね、今まで月1万5,000円が月1万円に減額するんですよね。それから母子のひとり親世帯に支給する母子加算、これが平均ですね、2万1,000円から1万7,000円ぐらいに減額、教育扶助の関係でも見直されて高校生は上限を引き上げますけれども、小・中学生は、定額支給から実費支給というふうに、そういった内容が概略出されております。

こういった内容をもとに、本市への生活保護受給者への影響という意味では、福祉課のほうではどのように整理されておられるんですか、お尋ねをいたします。

**○山口英雄福祉課長** 本年10月から3年程度かけて実施されます生活保護基準の見直しにつきましては、今、議員が言われたとおり、1番目には、一般低所得世帯との消費実態との均衡を図るための生活扶助基準本体の見直し、それから2番目に、児童養育加算額の見直し、それから3番目には、母子加算の見直し、そして教育扶助・高等学校等就学費の見直しなどというのが主な内容になっております。

このうち、児童養育加算額につきましては、3歳未満児に係る月額、これ従来、3歳未満児につきましては月額1万5,000円でしたが、この5,000円の加算を廃止いたしまして、月額1万円といたしますとともに、加算対象を現行の中学生から高校生にまで拡大するというものでございます。

この児童養育加算につきましては、本年2月の本市の状況で申しますと、今回の見直しによる影響といたしましては、支給額が減少する世帯が1世帯で5,000円、逆に増加する世帯が3世帯で

4万円の増というふうに見込んでおります。

また、母子加算の関係につきましては、いろいろ世帯の状況がありますので、詳しく正確には把握はまだしてないところでございます。

**○13番立石幸徳議員** そこでですね、5年前のときにも起きたんですが、国のほう、政府は今度の2018年10月から3年かけて、大体金額としては160億円の国費を生活保護に関して削減すると決めているわけですね。

もう一個、個々の加算がどうなるという問題もあるんですが、生活保護基準の引き下げが、例えば、就学援助、あるいは先ほど言った国民健康保険、介護保険、この生活保護以外の約47の低所得者向けの制度に影響が出ると言われているんです。

この点については、政府は、これはほかの制度には影響させないというようなことも言っているらしいですけども、本市の場合の実態として、この生活保護に限らず、他の制度への影響という意味ではどういうふう整理されているんですかね、お尋ねをします。

**○山口英雄福祉課長** 今回の生活保護基準の見直しに伴いまして、今、議員が言われたとおり、国も47程度の制度について、影響が考えられるものということで挙げているところでございますけれども、今言われたとおり、国の考え方としましては、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り影響が及ばないようにすることを基本的な考え方としていただいております。

具体的なものについては、まだこちらのほうには示されておりませんが、本市としましてもこういった国の基本的な考え方に基づいて、影響が出ないようになされるものというふうに思っております。

**○13番立石幸徳議員** 最後にJR九州のですね、ダイヤ改正で午前中もいろいろ質問がありましたのでね、ただ、どうも肝心なことが抜けているんじゃないかという感じを私は持っているんですよ。

まず最初に、端的に税務課長にお聞きしますが、今の時点でJR九州が非常に経営を、盛んに鉄道事業は大変大変だと聞こえてくるんですけども、午前中、企画課長から出たJR九州の固定資産税、これが2018年3月末で切れて、報道によると55億円から60億ぐらいの固定資産税が追加をされると、19年度以降ですね。この実態については、本市の場合はどういう状況になっているのか、簡単にお答えいただきたいと思っております。

**○神園信二税務課長** JR九州が民営化するときのJR会社法の改正によりまして、事業用固定資産、こちらにつきましては平成30年度まで5分の3という軽減措置、固定資産ですね、がとられているということで、この法の優遇措置が平成31年3月31日まで続くと、以降は延長がないというふうなことは示されております。

**○13番立石幸徳議員** そういうJR九州もですね、非常にある意味で追い詰められてる状況というのは確かにあると思うんです。60億ぐらいが今後延々と、これまでの経費でないものがふえていくわけですからね。

で、私がもう端的にこれもう聞いておきますが、なぜ、いろんなダイヤ改正の減便はよくないとか要望とか要請とか行く中で、今後これからどうしようと、JRの社長も沿線自治体と話をしたいと言ってる。湧水町の一番、今度ダイヤ改正で見直しがなされた、池上町長もJRと話したいと言っているけど、具体的な案の話し合というのは、これは全然なされていないんですかね、最後に聞いておきます。

**○東中川徹企画調整課長** JR九州の青柳社長からそのようなコメントというか、新聞等でありましたけれども、今の時点では、まだそういったものは示されていないところであります。

**○新屋敷幸隆議長** ここで10分間休憩いたします。

午後3時9分 休憩

午後3時18分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 皆さん、こんにちは。

まず、新市長となられた前田市長に対し、心より敬意を表したいと思います。

アメリカでは、大統領が新しく選ばれた場合、「100日間のハネムーン期間」という慣習があります。大統領就任後、100日間は市民もマスコミも大統領の批判や性急な評価を避ける紳士協定があるとのこと。ハネムーン期間ですから、本日の私の一般質問は、市長の熱い思いを語ってもらう時間にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

南日本新聞の新市長の横顔という記事の中で、「枕崎を変えっくいやい。変えなすまんぞ。」という市民の励ましに、パワーをもらったとあります。枕崎の現状は閉塞感に覆われ、ますます活気を失っております。

その一つに、枕崎は数年前に商圈消滅を余儀なくされ、近年、全国的商業施設の撤退がうわさされております。このような現状を打開するために、市長の新しい発想とリーダーシップで枕崎を変えていただくよう大いに期待するものです。

しかしながら、市長に、枕崎の方向性を一方的に押しつけるのは、議会の一員として、あまりにも無責任であります。当局と議会は、二元代表制であり、枕崎の今後の方向性に対し、議会も市長と同様、大きな責任があります。

その意味で当局と議会は切磋琢磨し、議会でお互いの意見を大いに闘わせ、議論し、向上していくべきものと思っております。

さて、通告に従って一般質問を行います。

まず、市長は選挙公約で3つの政策課題を上げています。その中の一つに、子育て支援があるが、市長はどのような考えで臨むのか。午前中と重複しますが、まず質問いたします。

○新屋敷幸隆議長 ちょっとストップしてください。よかったですか。再開します。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 私の公約の子育て支援についての御質問ですが、先ほども申し上げました。私は、今回の市長選挙に際しまして、枕崎の未来を支える子育て支援を積極的に進めるという観点から、子供の個性をはぐくむための特徴ある出前授業や情操教育の促進、そして学校給食費の負担軽減への取り組み、ふるさと納税を有効活用した子育て支援への取り組み、それらを公約に掲げております。

大切なことは、この枕崎で子供を育てたくなるような環境をつくる。そのためにも枕崎ならではの子育て環境を必ずつくっていかないといけない、そのように考えております。

そうすることで、本当に枕崎で子供を育てたい、子育てをしたいという、そういう思いで、近隣市町にもうらやましがられるような枕崎の子育て環境、それをつくっていく。それが役目だというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが、差別化の方法はいろいろあります。本当に簡単にといいますか、安易にできるのは金銭的支援、そういう部分だと思えます。ただ、それが簡単にできないのが、枕崎の事情でございます。

そこで、やるべきは、やはり、工夫であり、いろんなアイデアであり、思いであり、そういうものを総動員して、子育てをしっかりとやっていく、そういう環境をつくらなければならない、そのように思います。

先ほど申し上げましたが、学校教育においても、今、本当に学校の先生方が一生懸命やられて、枕崎の学校教育のレベルは近隣に比べれば高いんですけども、そこで満足することなく、それ以

上のすばらしい教育を目指していただきたい。そのためのアクティブラーニング、そこはキーワードとして持ち続けたい、そのように私は思っております。

経済的な支援、これも必要でございます。ですので、経済的な支援も考えながら、しかしながら、やはり枕崎の本当にオリジナルといいますか、枕崎ならではの子育て環境、それをしっかりとつくっていく、これが私の役目ではないかなというふうに思っております。

**○4番城森史明議員** 市長が言われていることは、要は子育ての質を上げていくと、簡単に言えば質を上げたいと、それによって、枕崎で子育てしたいという市民をふやすってということだと思いますが、もう一つ、子育て支援をなぜするのかということに関してはですね、やはり、枕崎の子供をふやすという人口減少を緩やかにするっていう大きな目的があると思うんですよ。

そういう意味で、なぜ経済支援が必要なのかってということですよ。どこも確かに日本全体が経済支援、子供に対する経済支援、政府もですよ、高校まで無償化する。私たちの子供のときは全くなかったですよ、それが。なかった時代でした。

このように急激に変わってしまいましたが、そういう目的もある中で、なぜ経済的支援が必要なのかってということなんです。それについては、どうお考えですかね。

**○前田祝成市長** 経済的な支援が必要だということは、当然、経済的に厳しい市民の方がいらっしゃるといって、そういう環境があるからこそ経済支援が当然必要になってくると思います。

ただ、経済という部分について申し上げますと、やはり、地域としての経済競争力というものをつけていかないといけないという部分も当然必要ですので、そこはまた別のかたちで、私が掲げている一つの政策の中で解決していかなければいけない、そのようには思います。

経済支援がなぜ必要かと言われると、当然そういう環境に置かれている市民の方々がいらっしゃるから必要なわけで、そこはきめ細かく対応していく必要があろうかと思えます。

**○4番城森史明議員** 確かに、今は教育というのは、子育てというのは非常にお金がかかるわけですね。まあ言えばですね、経費がかかるわけですよ。そういう意味で、要は子供を昔は3人4人、多かったですが、ことしは合計特殊出生率も少ないしですね。そういう子育て世代の問題があるのかなと思います。

そういう意味で、いろんな給食支援とか、保育料の軽減とか、子育て支援が先ほども、午前中も子育て支援はどういうことなのかってということも議論されたわけですが、広くとらえればもう婚活からなんですよ。そういう意味では婚活から子育て支援といえると思います。

そういう意味で、ことしの流行じゃないですが、鹿児島県の自治体を調べますと給食費の軽減、保育料の軽減、そういうものが主流になってきてるわけです。

そういう意味で、その辺を精査してもらってですね、そういう、今、市長が言われたことに対して経済的支援になるわけですが、どの部分が効果があるのか。要は、私が言ったその枕崎の子供の人口をふやしていくってということも考えてもらってですね、その辺がどういう制度が効果があるのかということをご検討してもらってですね、進めてほしいと思います。

それと、住宅の支援というのもあるわけですよ。住宅の支援というか、新築住宅に対しても鹿児島県内では本当に人口増も、それと定住人口をふやすとかですね、そういう面で新築支援というのがあります、どこの自治体でも。霧島市なんかでは、これは人口増というのをねらって市街地から中山間地に、同じ霧島市内にしたときに定住支援というのがあるんですよ。

ですから、それも一つの子育て世代、家を建てるのは子育て世代ですから。その中に子供がいれば加算額があるわけですよ。それも含めてですね、要は、財源なくしてできませんから、その辺のいろんな広い意味で考えていただいて、一番効果のあるものをお願いしたいと思います。

次にですね、枕崎全体の産業競争力向上ということで質問をしたいと思えます。

産業競争力向上という公約がありましたが、市長の得意なプレゼンテーションを生かしたトップセールスにはですね、非常に大いに期待するものがあります。枕崎市全体の産業競争力向上の

ために、どのような考えを持っているのか、お伺いしたいと思います。

**○前田祝成市長** 産業競争力向上、プレゼンテーション、トップセールスという言葉が出てまいりました。私が考える産業競争力向上、これは枕崎の産業というのは非常に強みだというふうに以前から申し上げていますが、産業競争力を高めるポイント、一つはブランド化だというふうに思っています。

水産業、水産加工業、製造業、農業、枕崎から発信するものに可能な限り枕崎ブランドとして、地域発信のブランド力を付加することが、非常に大切ではないかなというふうに考えております。

できることならば、そのブランド力をより強固にするためには各業界が連携した活動、そのようなものができればですね、さらに強くなる。そのように考えておまして、私の構想の中では、市役所内にですね、ブランド振興のための専門部門といった、ブランドをマネジメントして関連部門をつなぐハブ的な組織、そういうものも必要ではないかなというふうに思い、準備、検討していこうというふうに思っております。

それとトップセールスとか情報発信、これにつきましてはですね、一つはやはり東京で、午前中もちょっとお話ししましたが、枕崎フェアのようなですね、そういうものを実現させたい。

流通主導のですね、今までよく参加している物産展、そういうものではなくて、枕崎のほうからしっかりとプレゼンテーションをして、枕崎のほう为主体となって動けるような枕崎フェア、そういうものを作ってブランド力の強さというのをしっかりと伝えていきたい。枕崎ブランドを見て、知って、体感してもらおう、そういうようなフェアが実行できればいいかなというふうに思っております。

これにつきましては、既に全国で事業を進められていらっしゃる事業者の方々、そういう方々のネットワークも活用したい。あるいは、これからは全国に売り出していきたい、いろんな意味で販路を広げていきたいという新規事業者の方々への応援というかたちにもなろうかと思っております。

そのようなかたちで、枕崎が主導したかたちで、枕崎ブランドを売り込める、そういうフェアというのも一つの方法かなというふうに考えてます。

産業の競争力というのは、ただ単にこういうイベント的なもの、あるいはマーケティング的なものだけではなくてですね、もっともっと構造的なものもあろうかと思っておりますけれども、一つのアイデアとして出させていただきます。

**○4番城森史明議員** 今までは、枕崎には非常にいいものはあるんだけど、非常に売り方、PRの仕方がまずいということは、いろんな中で聞いてきたんですが、やはりそれを地道に大都市でですね、とにかく大都市が消費地なんで、大都市で地道にやっていくことによって、1個でも売っていくという、そういうことが大事じゃないのかなと思っておりますが。

それと、そのブランド化ということなんですが、ひとつそういう意味では大きな問題があるんじゃないかと思っておりますね。ブランド化ということは、量的に質的に安心安全でよりよいものを、安定して供給しなきゃならないというものがあるわけですね。その製造が、つくる現場がしっかりしてないと、まずそれがベースになって、もとになってやっていくわけですが、その中で、午前中も話が出ていますが、水産業にしても農業にしても商業にしてもですね、非常にその後継者という者が少なくてですね、産業が衰退していくというのが危惧されているわけですね。

そういう意味で、ブランド的には確かに、私なんかミカンをつくっているんですが、タンカンは南さつまのブランドであります。しかしながら、非常に後継者が、あと5年したら生産量が半減するんじゃないかっていうような危機感が実際あるわけです。

そういう意味で、その辺も認識されてですね、やはりその製造のもとをいかに強くしていくかっていうことも考えていかなきゃならないと思います。

そういう意味で、やはり後継者がいなくなったら新規定住者を、そういう特に農業においてですが、そういうシステムをつくっていくことも必要じゃないかと思っております。例えば農業公社とか、

志布志市とか曾於市は、そういう農業公社をつくって毎年、二、三組、都会から新規就農者を招いているわけですね。その辺の生産力を強化するという意味ではどう考えておられますか。

**○前田祝成市長** 御質問が後継者のところだったかと思えますけれども、後継者につきましては、産業、地元小売業もそうなんですけれども、後継者不足ということはですね、問題として認識しております。

ただ、そこにつきましても親族であるとか親族以外の方であっても事業を後継していく、継いでいくってところについてはですね、やはり次の世代が本当に、このままうけ続けられるんだらうかっていうところがですね、食べていけるかどうかってところがですね、後継者が生まれるか否かのポイントであって、その解決策がですね、産業競争力の向上だというふうに考えております。

ですから、後継者がいないから産業競争力が弱くなるのではなくて、産業競争力が弱いから後継者がいないという、おっしゃられたとおりだというふうに思います。

ですから、産業競争力の向上というのが必要になってくるということですので、先ほどの質問にありましたように、どうやって産業競争力を強くしていきますかっていうことに対しては、先ほど申し上げましたブランド力というところを申し上げたい、そのように思っています。

また、あるいは商業等も今、後継者が不足しているという話もありますが、地元の小売業、そこについてもですね、小売業が生き残るための後継者を生む、そのためのノウハウっていうのもですね、しっかり身につけていかないといけないというふうに思っています。

今、枕崎のほうでは、全国どこにでもあるコンビニエンスストアであるとか、例えばドラッグストアであるとか、スーパーであるとか、そういう商業施設がふえていて、もともとある地元の商業というのがなかなか後継者がいない、あるいは続いていかないという環境があるんですけども、それでも生き残っている小売業者という方々は、やはり、商圈を枕崎に限らず、いろんなIT等を使って枕崎以外のところからも商売を広げていらっしゃる。また、そこには本当にきめ細かな大手にはないサービスで事業を続けていらっしゃる。そういう本当に生き残るためのノウハウ、そういうものを蓄積された小売業の方々というのは、しっかり生き残っていらっしゃる状況もあります。

先ほどの御質問であった後継者をつくっていくためのいろんなノウハウ、そういうのを農業、水産業限らず商業も含めてですね、いろんな意味で、枕崎の産業競争力を強くするためのそういうノウハウを植えつけるための後押しといいますか、支援というのは、やはり行政としてもしっかり取り組んでいかないといけない、そのように思っております。

ですので、商業に限って言うと商工会議所等とも連携をとりながら、農業、水産業、水産加工業についてはですね、やはりいろんな業界団体と連携をとりながらですね、後継者を育てていく、あるいは事業を発展させていくためのノウハウを得るための支援というか、そういう部分についてはどんどん積極的に取り組んでいく必要があるのかなというふうには思っています。

**○4番城森史明議員** そういう、要は枕崎全体でそういうノウハウを、情報を公開したりしてですね、そういうふうにして連携をすることによって、産業競争力をつけていくということですが、それで本当にですね、やっぱりいろんな意味で関連してるわけですね。

例えば、一番、農業に端的な例は、薩摩酒造が、市長がおられた前の会社ですが、非常に売れているときはですね、もう農地が足りない状況だったんですね、サツマイモの栽培で。最近ちょっとその農場が余ってきてですね、そういう意味で農業も衰退していく現状があるわけですね。

ですから、そういう意味で、いろんな意味で関連していると思いますので、その辺のところ、複合的っていうかですね、その辺のところの展開をお願いしたいと思います。

次にですね、本市は従来、南薩地区においては、南薩の雄と呼ばれ、リーダー的存在であったが、近年は、行政面において孤立化しているとの多数の市民の声がある。

本当に南薩の発展なくして、枕崎の発展はない。要は、枕崎単独での発展というのではないと言っても過言じゃないわけですね。今後の行政面において、南薩地区の近隣都市とどのような良好な関係を構築していくのか、お聞かせください。

**○前田祝成市長** 近隣との良好な関係性ということですからけれども、まずその第一歩はコミュニケーションです。近隣との情報交換を活発にすること、これはトップとしてもそうですし、事務レベルでもそうですし、しっかりやっていく必要があるとそのように思っています。

そのコミュニケーションをよくするというのが、まず大前提としてあるというふうに考えます。当然、枕崎からのいろんな要望もございまして、近隣からの枕崎に対しての要望、そういうものもあろうかと思えます。

そのあたりをしっかりと密なコミュニケーションをとりながら、さまざまなアイデアですとか、協働、そういうのが生まれてくるもの、そのように考えております。ですので、近隣とのしっかりとした取り組みっていうのは積極的にやっていきたい、そのように考えております。

議員のほうから以前は南薩の雄だったというようなお話もありますが、もう、そういうどちらかという回顧的なことはやめて、これから枕崎がどうやっていくんだというところをですね、すべてにおいて前向きに取り組んでいきたい、そのように考えておりますし、南薩の発展なくして枕崎の発展なしというのも、いや、そうじゃなくて、枕崎が引っ張っていくんだというぐらいのですね、気概で、しっかりと南薩を引っ張っていけるような枕崎にこれからなっていくべきかなというふうに思えます。

**○4番城森史明議員** 力強い、昔の回顧的はやめますが、逆にリーダーとなって引っ張っていくというお答えですが、私が思うのはですね、やはり例えば枕崎には漁港があるわけですね。そのときに去年から議論されてきたのは、コンテナヤード施設をどうするのかということなんですね。

そうしたときに、例えばカツオは持ってきたが、あいたコンテナがない。あいたまんまだと。それではだめなわけですね。そしたらどうするのかっていったときに、枕崎でその品物を集められるのかっていうことですよ。たぶん、集められないと思えますね。

やっぱり南薩のいろんなあれして、そこから荷物を、今度は輸出する荷物ですよ、今度は。だから、その辺のところがあるので、枕崎だけではできないんですよと私は思ってるんです。その辺は連携しなきゃですね。

例えば、冷凍カツオを持ってきて、次は輸出するもの、例えば、カツオフィーレでもいいわけですよ。そして、今マグロ養殖やってますよ、隣のまちでですね。マグロを逆に海外輸出したらいいわけですね。牛肉もありますよ、牛肉ももう輸出する。

だから、要はそういう意味で私は連携しなきゃいけないと言ってるわけですね、観光は当然ですよ。観光、いろんな、だけど観光だけにとらわれずに、言ったようにそういういろんな考えた連携をしていかなきゃ生き残れないわけですよ。

そのときに、やっぱり近隣都市との良好な環境をつくっておかないとそれはできないわけですよ。そういう意味でどう考えておりますか。

**○前田祝成市長** まさに連携は必要です。連携を否定するわけでは決してありませんで、連携は本当にとっていかなきゃいけない。それは良好な関係を近隣市町とつくっていくというのは大前提としてあろうかと思えます。

コンテナの件につきましてはですね、私もまだ勉強不足な部分がありますので、細かなところまでは精査しておりませんが、コンテナについてもですね、いろんな可能性を探っていかなきゃいけないというふうに思っております。

**○4番城森史明議員** ちょっと話はそれてはいないんですけど、コンテナヤードの経験がありますので、ちょっとそのことへの私の意見ですが、要望ですが、要は漁港にはコンテナヤード施設を置けないということになってるんですね。それは当然、規制緩和しなきゃだめなわけですよ、

規制を打破しなければ。そしたら国会レベル、国会議員レベルになるわけですから、その規制を崩すような方向性がいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、枕崎市の行政における最大の問題点は、厳しい財政であると。財政の担保なしには行政は何もできないし、市民サービスもできない。先日の南日本新聞に、「市職員の給与は高過ぎる。民間同様、財政状況に見合った水準にするべきだと市民の声は根強い。」という記事が掲載されました。

この件については、いろんな、この議会でもですね、枕崎の民間企業に、民間の人たちに、市民に見合った給料にすべきだという意見も出ております。そういうことがあるわけですね。

このような状況の中で、前市長は平成27年度から3年間でみずからの給与と期末手当4回もふやす政策を実施してきた。市長みずからがリーダーシップをとり、みずから身を切る財政改革を推進すべきではないのか。この辺についてどうお考えですか。

**○前田祝成市長** まず、財政のところですけども、確かに厳しい財政状況、それは認識するところです。しかしながら、財政の担保なしには何もできないというのは、ちょっと私はないと思ひていまして、子育て支援のところでの御質問でもお答えしましたけれども、お金だけですべてが解決するのではなくて、お金がなければ、やはり知恵と工夫、手間暇かけることでクリアできること、それはいろいろあるというふうに認識しておりますし、そういうふうに申し上げたいとこのように思ひます。

そこを考えるのが行政であり、議会であり、我々の存在価値ではないかなというふうに思ひておりますので、そのことを市民に動機づけするのも、やはり、我々の重要な役目ではないかなというふうに私は思ひていまして。

職員給与、市長給与に関しましてもですね、私たちの仕事ぶりで、今申し上げた付加価値の創出によってですね、市民の皆様にご評価いただき、これが一番正しい流れかなと、筋かなというふうに考えております。

前市長の政策に関しましては、この場で私がお答えするような立場ではございませんが、私自身は今回の市長給与に関しましては、現時点の基準でスタートするのが適当と考えております。

**○4番城森史明議員** 財政の……、要はある程度財源がなければ、はっきり言って何もできないわけですよね。何もできないということではなくて、思うような市民サービスができないということだと思ひます。

さっきいろいろ出ましたが、例えば、子育て支援政策なり、農業政策なりですね、いろんな財源をですね、近隣都市はやってるんですよ。きめ細やかな市民サービスをやってるんです。

だから、それにはお金が必要なわけですよ。そういう意味で、やはり、財源がないとある程度のものでできないわけですね。工夫と別の方面からですね、すばらしいいろんな幅広い考えで、市民サービスやらできればいいわけですね。だけど、現実的にはできないわけですよ。

そして、市民の声のほかにですね、市役所に要件を頼みに行ったらお金がないからできないという返事がある。非常にそういう声が多いんですよ。ですから、そういうことでね、お金がないからできないということは、絶対市民に対して言ったらいけないと思ひますね。

それをお金が、財政事情が悪いっていうことを、一つの、前面に出すべきじゃないと思うんです。それに市長が言われるような、知恵と工夫でですね、できると思ひますが、その辺はどう考えておりますか。

**○前田祝成市長** 私まさに、お金がないからできないというのは言っただけじゃない。お金がないからできないというのは、思考をとめてしまうことになってしまいますので、そこは一緒です。まさにお金はないところでいかに工夫して、創意工夫でいろんな施策を立てていくかということは大事です。

今、議員からお金がないとできないですという、一方の話がありましたけれども、そこに関し

まして私はやはり産業競争力を強くするということで、枕崎の強みである産業を強くすることで、枕崎の財政状況をよくしていこうというのは、本当に公約の、私の政治姿勢の一番真ん中にございますので、そこについては、しっかりとやっています。

ですので、財政がない現状をどう打破するかというところに関しては、産業競争力を強くする。財政が厳しい現状をどう打破するかというところには、工夫して、知恵を出して、全職員で頭を使って汗をかいてやっていく、そういうことです。

**○4番城森史明議員** まさに、そう言われるとおりにだと思います。それとですね、もう一つは、例えば、どういうふうに工夫されているのがあるかというところとですね、また一つは、農政課において多面的機能交付金というのがあると思います。あれは、昔はなかったんですよ。それをすることによっていろんな農地の整備ができます。

そして、その多面的交付金を出す市の負担割合は12.5%です。ですから、2,000万の工事をすると二百何万ぐらいでできるんですね。今までとは違ったと思いますよ、今までは全部一般財源でやっていたわけですから。一般財源で全部していたわけですよ、それを。

だから、それがやっぱりこの知恵を使うということじゃないかと、私は今、そういう多面的機能交付金についてはですね、思っているところです。

ですから、やはり新聞にも載っていましたが、いかに国からの交付金、補助金なりを活用して、それをやっていかないとお金が、財政がなくても、それをやらないと枕崎の財政はしぼんでいくだけですよという指摘もあったわけですよ。そういう意味で、そういう実際の知恵と工夫ってというのはそういうところかなと思います。

次に移りたいと……。それともう一つ、今、ことしの予算を見てますと、非常に大型庁舎建設とか、市民会館の建設とか市民交流センターの建設とかですね、非常に大型事業があるわけですね。

そういう意味で枕崎の例えば市庁舎に例を移しますと、10年間は耐震化をしましたから大丈夫ですよ。10年後にどうするか。そしたら、そのときにちゃんとそういう庁舎建設だという目標を持って、今から準備しなきゃいけないわけですね、もう10年前ですから。

だからどういう目標を立てるのかっていうそういうことで、お金が幾ら要るのかって決まってきますよ。別に庁舎を建てなかったらお金は要らないわけですよ。20億円か、それぐらいかかるとは思いますが、その要は支出をしなかったらお金は要らないわけですから。そういう具体的な、どういう目的を持ってそれに対して財政をつくっていくのか、それが大事だと思うんですね。何か目標があって、それで今から準備していく。そして、それに対して財政がない、お金がない、お金があるという議論になってくる、そういう考え方もあると思うんですけど、それについてはどう考えておられますか。

**○久木田敏副市長** 今、将来への財政の確保の問題ということで、御質問がありましたけれども、ハード事業におきまして、お答え申し上げますと、公共施設の管理計画というのが立てられました。これを全国的に国の指導でつくっているわけですが、ただ、これは大枠の計画でありまして、5年間にそれぞれ施設の個々の計画をつくっていかねばならないというかたちになっています。

ですので、今おっしゃったように、一つのそういうハード的な、ハードのものに対しましてですね、今後、その個々に計画を立てていかねばならないし、既に立てているものもありますけれども、そういうかたちで進めていくということになるかと思っています。

当然ですね、何をしても計画というのが必要でございますので、そこら辺は十分、それぞれの計画の中で大きな財政が伴えばなおさらのこと、それについては計画を立てていくということでございます。

**○4番城森史明議員** そういう意味で財政問題というのも、いろんな単に財政が悪い、いいじゃ

なくて、具体的にどうなのかっていうことをお金が悪くないよ、逆にお金は足りるよという答えもできるわけですから、そういう意味で財政問題を考えてもらって、要望としておきます。

次に、観光ということですが、枕崎市は南薩地区の観光の中で食のまちという位置づけとなっていると思います。例えば、家族旅行にしても、指宿で温泉に入って知覧を見物して、夕方ちょっと枕崎でおいしい魚を食べて帰ろうかなっていうそういう例が多いんじゃないかと。そして、私なんかも聞かれるわけですね、どこがうんまかかって、よその人から聞かれるわけです。

それで、その中で枕崎には公共的なのというか、小さな店じゃなくて、私どもがよくよそに行ったときに行く道の駅とか、そういう類いのものがお魚センターしかないわけですね。本当に生きた魚を食べさせる、そういう新鮮な魚をね、海の新鮮な魚を食べさせるところといえば、お魚センターがまず、頭に浮かぶと思います。

今月の新聞の何ですかね、南日本新聞あたりにもお魚センターが載ってましたね。そういうことで今、確かに、いちき串木野に私もこういう質問するに当たって、ちょっと串木野を視察してきたんですが、串木野は4店舗あるんですよ、そういう施設がですね。まぐろの館、漁協直営海鮮まぐろ家、串木野の道の駅、照島海の駅っていう、そこに行くときに確かに新鮮なすし、マグロ丼を食べさせてもらえますよ。結構、ひっきりなしにお客が来てるんですね。

ですから、そういう意味で、やはりお魚センターを今後どう充実させていくのか。その食の拠点というのを、例えばこういう新鮮な海のものを食べさせるところとなったときには当然、ほかの民間の店の展開もあると思うんですが、そういう意味で、お魚センターについてはどう考えておられますか。

**○前田祝成市長** お答えになるかどうかあれですけど、本市を訪れる観光客に対する食の提供という部分は、お魚センターを中心になされている。そして決して、市内のほかの飲食店ですね、一生懸命努力されていると思いますし、そこで、実際、枕崎の食といいますか、枕崎ならではの食というのは十分提供されているのかなというふうには認識しております。

観光客の多くは周辺自治体を含めた広域的な面的な観光を楽しんでおられて、その中で食についてはということですね、本市内飲食店を利用されて、特に団体のお客様は集客力が大きいということもあり、お魚センターを利用されている。そのようになって、お魚センターが食の拠点になっているというふうには認識しております。

お魚センターにつきましては、詳しくは担当課長のほうに答弁させていただきたいと思います。

**○下山忠志水産商工課長** 議員御指摘のようにお魚センターにつきましては、さまざまな鮮魚、それから物産、その辺を取りそろえておまして今、市長から申し上げましたように、集客力の大きいお魚センターで対応しているところでございますけれども、これに限らずですね、いちき串木野のようにお魚センター以外の漁協直営店を設けるなど、食の拠点を築く必要があるんじゃないかというふうな御指摘でございますけれども、現在、本市におきましては、そのお魚センターを中心にですね、枕崎市観光協会が主体となって第11回枕崎ぶえん鯉スタンプラリー等もですね、今年1日から開催をして5月31日まで行う予定であります。

この開催に当たってはですね、お魚センター、そして漁協、そして市内飲食店22店、宿泊施設、観光施設など合計46店舗に御協力いただいております、観光客が食、自然、文化に触れながら市内周遊を楽しめるよう取り組んでいるところであります。

今後とも、大きなキャパのあるお魚センターを中心にですね、既存の市内飲食店等と、より一層連携を図りながら、食のまち枕崎をPRしていきたいというふうなかたちで考えております。

**○4番城森史明議員** そういう意味でですね、メニュー的にも、例えばいろんな、すしなんかもですね、そういうのも充実させる。確かにお魚センターというのは、枕崎の食の拠点ですから今、発表があったようにですね。だからそのところをもっと充実させる必要はないんですかね、もっと。

○下山忠志水産商工課長 本市の特色ある物産と申しますと、かつおぶし、御承知のように鹿籠豚、紅茶、焼酎、鰹船人めしといった全国に誇れる食の宝庫というふうなかたちで考えているところでございますけれども、本市への誘客を図る上で、こういった豊かな食資源があることでですね、今回は、特にお魚センターでは、名物のカツオのわら焼きたたき体験、体験メニューですね、こういったメニュー、そして、南薩地域の関係団体とも周遊コースを含めて、お魚センターのよさ、そしてShow-1グルメグランプリで優勝した鰹船人めし、大トロ井、現在はですね、大河ドラマ「西郷どん」がありますので、「西郷どん」にちなんだゆかりのメニューも観光客向けに提供しておりますので、すしというのも大事でしょうけれども、ここの話題性に、タイムリーってというのが、観光客には必要だと考えておりますので、そういったものを研究しながらですね、今後進めてまいりたいというふうなかたちで考えています。

○4番城森史明議員 そういふことで、本当に、カツオの一番いいところをですね、お客さんが感じられるような対応をお願いしたいと思えます。

次に、企業誘致の問題であります。新聞等でですね、本市における企業誘致がマルハチ・テクノロジー以来、ここ数年実現されてないわけですね。そういう意味で、企業誘致についてどのようなお考えですか。

○前田祝成市長 今、御指摘のとおり、ここ数年工業団地等への企業誘致が実現されていない、それは事実でございます。

企業誘致については、地域の既存の産業集積や労働力といった地域資源の特性と現状をしっかりと把握することが必要でありまして、既存の地域資源を有効活用するという観点から、地場産業との連携を生むようなそういう産業分野を誘致するとともに、誘致した後も進出企業に対するきめ細かなフォローを行うなど、その競争力の継続的な向上を支援することが重要だというふう考えております。

今後も、本市産業振興につながるような産業を中心にさまざまな可能性を探ってまいります。

○4番城森史明議員 私も企業誘致について、ちょっと最近考えが変わったんですが、企業誘致をすれば、それによって雇用が始まるとか、活性化が始まるという考えでいたんですが、これは実は違うなと思ったんですね。要は、地元の産業がしっかりして繁栄しなければ、企業誘致はできないなと、そこが大事なんだなということがわかったわけです。

というのは、大隅の志布志市ですね、ここは国際バルク戦略港湾として非常に発展をしてるわけですよ。飼料の輸入量も日本一ぐらいですかね、九州一か、それぐらいの量になってきているんですが、そういうことで、港が発展することによって、どんどんその関連する企業が入ってきてるんですね。

そして、高速道路もできました、志布志に。できてないのかな……、志布志までまだ行ってないわけですね。それも、最近できるわけですね。そういうことによって、過去3年間で新規雇用者が370人なんですよ。すごい数ですよ、370人。そういうことで、やはり地元の産業が発展して非常に盛んでなければ、なかなか企業も来ないと。

だから、やはりさっき言ったコンテナヤードじゃないですが、港をいかに発展させるのかということだと思ふんですね。港が発展すれば、当然そこに来るわけですよ。コンテナヤード施設ができればそこに来るわけですね。

だから、そういう意味で地場産業は、確かに枕崎は盛んですが、さらに盛んにすることによって企業も来るんじゃないかと、気がします。その辺はどう考えておられますか。

○前田祝成市長 まさに今、申し上げましたように、地場産業との連携を生むような産業分野、そこを誘致するというのが大事だと思います。

おっしゃられるように、枕崎の地場産業が発展することによって、企業誘致もより行いやすいといえますか、企業誘致もより可能性が高くなるというふうに私も考えております。

○4番城森史明議員　そういうことで、確かに大隅半島はほんと、どんどん農業に関してでもですね、元気で加工センターもできました。大隅半島の農業を活性化することによって、農業関係の企業もどんどん来ている現状であります。

そういうことで、いかに地場産業、逆に自分たちで元気にしなきゃいけないということになると思います。

それと、企業誘致の自治体の優遇制度というのがあります。残念ながら、枕崎は雇用者が11人以上ってなってるんですね。よその自治体は5人以上というところも多いと思います。

そういうことで、カリスマ経営者である稲盛和夫京セラ会長がですね、「これからの時代は小さな企業を誘致しなければ、大きな企業はだめだ。」っていうことを述べておられるんですね。

ですから、確かに大きな企業は、もう撤退したら後が大変なことになるわけですよ。けど、そういうこの前の新聞でも、川内にまた京セラの設備が50億円かけてできると。そういうところがあるので、それは残念ながら枕崎にはそういう大型工場がないので、その辺はもう、鹿児島県にはもう川内と霧島しかそういう大規模な大企業はですね、ところは残念ながら枕崎にはないわけですよ。

そういう意味で、その企業優遇制度は中小企業、やはり中小企業を5人でも10人でもいいじゃないですか。雇用できるようなそこをやっぱり、つくり変えていかないといけないと思うんですね、企業誘致優遇制度も。その辺のところの対応を聞かせてください。

○久木田敏副市長　今、議員がおっしゃられるように、企業誘致というものに関しては、そう簡単にいくものじゃないと、相手があることですので。

そこで、時代に応じて、その企業の誘致の動きというのは変動が見られます。数年前までは、自動車産業、こういうものが景気がよくて全国的に誘致合戦が見られたりしたわけですけども、IC産業、あるいはそれに伴いコールセンターの地方への進出、そういうものも見られました。そのときでもその誘致、推進に当たっては、やはり地の利、資源、雇用などの条件というのがかなりのウエートを占めています。このことは現在でも変わらないと思います。

本市としても、今おっしゃった企業誘致の要綱、これの見直しにつきましても、何回となく、これまでも県の要綱、あるいは他市の要綱等を見比べながら、本市の財政とも見比べながら、改正、そういうものもやってはきておりますが、まだ不十分な点は、確かに否めないと思います。

企業誘致といいますと、何といたしても、やはり、さっきから話がありますように、本市の企業誘致のしやすい産業、それは何かといいますと、地場産業である水産業、加工業なんですね。

これが、議員がおっしゃるようになりしなきゃいけないと、また、その原料を求めて地の利というものを求めて企業が進出してこないと思います。

そういうことで、やはり地元の産業、それがしっかりしなければならぬというのは当然でございますので、これまでもそうでありまして、地元の企業の育成、これをですね、当然、進出企業を含めてですけども、支援していくことが大事であるというふうに考えておりますので、今後、地元の企業とも十分、これまでもしてきてはおりますけれども情報交換、こういうものもしながらですね、地場産業の育成、そういうものには行政としても力を入れていかなければならぬというふうに考えております。

○4番城森史明議員　そういうことで、本日は、忌憚のない議論ができて有意義な時間だったかと思っております。そういう意味で、本市はやるべきことがいっぱいあると思っておりますが、全員一丸でですね、一歩ずつ一歩ずつ変えていくようお願いをしたいと思います。

これで質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長　以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時11分　散会

# 本 会 議 第 3 日

(平成30年3月6日)

平成30年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第3号）

平成30年3月6日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 清水和弘 議員（69ページ～81ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
7 番 清 水 和 弘 議員  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 皆さん、おはようございます。

3月議会最後の、6人目の一般質問者になりました。

通告に従い、関連する事項も含め質問したいと考えていますので、よろしく願いいたします。

市長は、枕崎をひとつにしたい、組織に頼らずなど、いろいろなことを訴え、また、ミニ集会などを重ねた結果、6,637票を獲得、相手候補に対し1,655票差で当選されました。おめでとうございます。

投票率は、前回比4.12ポイント減少しました。この状況をどのように判断してるのか、市長にお伺いいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 おはようございます。

今、投票率についての御質問ですが、投票率は、政治に対する関心、そしていかに政治を有権者が自分のこととして、自分ごととしてとらえ、選挙に関心を持っていただくか、その結果が投票率に反映するというふうに考えます。

そういう意味では、これまでの間、政治及び市政に対する市民の関心が薄れた結果が、今回投票率が下がった結果であるというふうに思いますので、今後はしっかりと市政が市民一人一人と向き合えるように、緊張感を持って丁寧に行政運営をしてまいりたい、そのように考えております。

○7番清水和弘議員 市長選挙ではですね、10代の投票率が42.54%だったと聞いております。

10代の選挙投票は、今回の市長選挙、市議選を通じ初めての選挙であり、私も注意深く見ていました。

今回の市長選挙においては、ネットを通じた選挙戦も展開されたと聞いております。若い市民の投票率を改善するためには、今後の選挙ではネットでの選挙戦術も有効になるかと考えますが、市長は、この10代の投票率42.54%についてどのように判断しているのかをお伺いいたします。

○前田祝成市長 10代の投票率についての御質問ですけれども、私は、選挙前から投票率を上げたいという意思で選挙活動をさせていただきました。その中で、一つのやり方として、ネットを活用して、SNSを活用して選挙戦を戦ったということはございます。

そういう意味では、10代、あるいは20代に対しても、ある程度選挙に対する興味を持っていただけた、そのようには考えておりますが、ただ、今回の10代の投票率が42%というお話ですけれども、そこについてはですね、その票が、実際高かったのか低かったのか、そのあたりについてはですね、ちょっと判断しかねる部分はありますが、ただ、全体の投票率を考えますと、やはり10代、20代の投票率が低かったという部分についてはですね、選挙活動の中での私自身の活動という部分もですね、反省すべき部分はあるのかなというふうには思っております。

○新屋敷幸隆議長 傍聴席の方に申し上げます。

帽子をおとりください。お願いします。

○7番清水和弘議員 これまでの枕崎市政を振り返ったとき、偏った行政のあり方に枕崎市民が不信感を抱いており、議会運営のあり方についても多くの市民から不満があります。このような状況が多く市民の不満となり、新市長への期待となり、期日前投票数が4,268票につながった

と考えております。

しかし、期日前投票をした多くの市民の中には、多くの不満の声もあることを市長は理解してほしいものです。

市長が枕崎をひとつにといった言葉のフレーズに期待し、これで枕崎市が変わってくれるものだ信じ、市長に投票した結果が6,637人の票につながったと考えております。

市長が枕崎をひとつと言ったことの具体的な内容についてお尋ねいたします。

**○前田祝成市長** 枕崎をひとつという私の政治スローガンについての具体的な内容をという御質問ですが、このひとつというのは、まさに2つ以上に割れているものをひとつにということですか。

私が政治活動の中で行ってきた語る会で毎回述べておりましたが、私は意思決定の際に、だれが正しいのかということではなくて、何が正しいのかという意思決定の仕方をこれまでもやってきましたし、これからも続けていくという話をずっとさせていただきました。これは、すべての課題に是々非々で臨むということでもあります。

そのためには、その前提となる行政目的がひとつであることが大切であるというふうに考えます。その目的こそが枕崎をよりよい自治体に導くという目的です。ここを常に意識しておくためのスローガンとして、枕崎をひとつにというふうに言わせていただいております。

枕崎をひとつにという言葉のほかにも、市民をひとつに、あるいは思いをひとつにという言葉も使わせていただきました。すべての人の向かう方向を、つまり目的をひとつにということ、枕崎をひとつにと言わせていただきました。

具体的な内容ということでの御質問ですけれども、このスローガンの具体的な内容は、ただいま申し上げたようなことです。

**○7番清水和弘議員** この枕崎をひとつにと、2つに割れているものをひとつにと言われました。具体的にどのような部分が2つに割れとったのかお伺いいたします。

**○前田祝成市長** 議論を戦わせるということになると、どうしても意見が2つに分かれるということはあろうかと思えます。

ただ、私が立候補前に、自分自身で考えていた枕崎市政というのを見たときにですね、これ、決してひとつになっていないなど、枕崎市民の思いも決してひとつになっていないなどという思いで、今回、このようなかたちでの選挙戦を戦わせていただいたわけですので、具体的に申しますと、かなり、こう何と言いますかね、厳しい状況がある。これまでの選挙の中で、やはり2つに割れていたという現状がございますので、そのあたりが割れていたというような私の認識です。

**○7番清水和弘議員** 私はですね、この議会もほんとに枕崎市民の立場ですよ、枕崎市議会も市民の立場で活動すべきだと思ってるんですよ。まさしく今、市長は自分の口からは言われませんでしたけど、本当に市民の立場で我々は活動して枕崎財政浮揚につなげるべきだと考えております。

次に移ります。

前任者は、平成28年から平成37年までの10年間の計画期間とする第6次枕崎市総合振興計画を平成28年4月に策定しています。この計画の中には、すべての人々が健康で幸せに育ち・住まい・活動し・集い・憩い・交流する環境が整ったまちをつくとあります。目指すべき将来都市像を、活力ある地場産業に支えられ人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市と定めるとあります。

この計画は、枕崎市民全体に安らぎと潤いを与える振興計画と思いますが、市長の政権公約と具体的にどこが違うのかお伺いいたします。

**○前田祝成市長** 今、第6次総合振興計画と私の公約との違いという御質問ですけれども、大きな違いがあるというふうには考えておりません。

私は、掲げた公約の大きな3つ、持続可能な財政力強化のための産業競争力向上、そして子育て支援、そして人と地域のつながりということで、コミュニティデザインの再構築というこの3つを掲げさせていただいたわけですが、この考えは、大筋、現在掲げられている振興計画の目指す方向とそう違わないものだというふうに私は考えております。

ただ、個々のアクションプラン、それについてはですね、事業計画への落とし込み、あるいはそれぞれの課題に対する問題解決の方法のあり方というところからいうと、幾らか相違が見られるものもあろうかと思えます。

一つ例を挙げますと、私は掲げた中で、コミュニティFMというのを掲げさせていただいておりましたが、このコミュニティFMという言葉自体は総合振興計画の中には示されておられません。そこは違いととらえられるかもしれませんが、目的としましてはですね、振興計画の第2章の快適で便利なコンパクトなまちづくり（都市基盤）というところの第4項、高度な情報通信機器の整備、あるいは第6章の着実な歩みを進める連携と協働のまちづくり（行財政）、この第1項、協働のまちづくりの実践の積極的な情報の提供、広聴活動の充実、このあたりに組み込まれるものではないかなというふうに考えております。

総合振興計画を私なりに現時点で評価いたしますと、2年前に作成されたものということもありますので、若干、現状と少なからずギャップがあるものも出てきているのかなと、あるいは項目によっては総花的で、さらに深掘りが必要なもの、そういうものもあるのではないかなというふうに私自身は感じております。

しかしながら、総合振興計画のルールづけにもあるように、事業計画につきましては毎年見直すというルールがございますので、この総合振興計画の基本を踏襲しつつ、現状に即したアクションプラン、それを、やはり効果的な施策をですね、実行していくということが重要であるというふうに私は認識しております。

**○7番清水和弘議員** 次にですね、市長の公約に持続可能な財政強化を柱に、子育て支援、人と情報が活発に行き交うまちづくりなど、自治体経営を新しい視点で進める。また、市長は、持続可能な財政強化を柱とあります。

本市の財政状況は、県下19市の中で将来負担比率など最下位の状況が続いています。本市の財政状況は改善したと言われる方もおります。しかし、これに関しては、私は、過疎債の有効活用により改善されたものと考えております。

私の認識では、本市の場合、PDCAのPとD、すなわち計画、実行は実施できていますが、チェックとアクションの部分が不十分で、今日の財政状況になっていると判断しております。

市長が掲げている持続可能な財政強化を実施するための内容と具体的なプロセスについてお伺いいたします。

**○前田祝成市長** 持続可能な財政強化、そのための具体的なプロセスという御質問ですけれども、私が公約で申し上げたのは、財政強化を実施するというのではなくて、財政強化を実現するための施策として、産業競争力を上げるというようなことを言っております。ですので、やるべきは産業を強くするという事だというふうに思っております。そのあたりのPDCAサイクルを回していくという必要がある、そのように私は認識しております。

そのプロセスについては、産業によっても、それぞれ業界の事情によっても異なってくる、そういうふうに思っておりますので、個々にしっかりPDCAが回っているかどうかというのは把握する必要があるかと、そのようには思っています。

ただ、これは持続的な課題でありますし、水産業、水産加工業、農業、製造業、それぞれの現状を見ながらですね、業界のあるべき姿、それと現状とのギャップをしっかりととらえて、その問題を解決していく、そこをしっかりと課題共有した中で行政としての有効な支援を行っていくと、そういうことが必要かと思えます。

P D C Aサイクルというのは、基本的にはプロセス管理ですので、そのプロセスがどううまく進んでいるかというのをしっかりとやっていくと。財政でいいますと、財政というのはどちらかという結果管理のものでございますので、P D C Aサイクルを回すというよりも、財政の場合でいうと、しっかりとP D C Aサイクルが回っているかどうかについての財政的なK P Iを設定するということが大事だというふうに思っていますので、そのあたりについては、P D C Aサイクルの役割というのはプロセス管理、そして結果管理としてはK P Iをしっかりと設定するということが必要かなというふうには思っています。

**○7番清水和弘議員** 今、市長は、ちょっと現状とのギャップということも言われましたけど、本当にこの現状とのギャップが大き過ぎると私は考え、この財政状況になっていると感じているところです。

次にですね、市長はトヨタ流の個人生産向上のための5 Sを職員に述べたと聞いております。

私が思うに、枕崎市の職員はこの5 Sについて理解していない人も多いんじゃないかと思いません。我々民間企業で育った者については、5 Sは当たり前のことです。

そこで、ソフトバンクの孫社長は、P D C Aを数値化し財政運営に生かしたことにより、設立から三十数年で世界に通用する会社にしました。

本市職員は、優秀な職員ぞろいで、やる気のある職員と聞いています。この職員の能力を生かすためにも、また市財政状況を改善するためにもK P I、すなわち重要業績評価指標を立て、P D C Aによる数値目標設定、本市財政状況を改善すべきと考えますが、市長にお伺いいたします。

**○前田祝成市長** 今の御質問ですけれども、先ほど申し上げましたように、P D C Aサイクルというのは基本的にはプロセス管理のメソッドだというふうに私は思っています。

プロセスがうまく進めるかどうかということでP D C Aサイクルというのは活用すべきものであって、財政評価にP D C Aサイクルを活用するという点については、少し私の考えとは違って、財政評価というのは、ある面、結果ですので、結果管理ということ、そこがよくなるためにどう動かしていくかということですので、財政をよくするために産業競争力を強くするというふうに私は申し上げているわけで、産業競争力を強くするそのプロセスをしっかりとP D C Aサイクルで管理していく。結果、財政をよくしていくということですので、その使い方というのは、そのようにやっていきたい。私はそういうふうに進めていくべきかなというふうに考えております。

ただ、財政の数字を組み立てるために、財政課の中の作業としてP D C Aサイクルを活用しながら財政課の中の作業をしていくというのは当然必要だと思いますけれども、財政というのは、本当に結果として出てくるものですので、そのあたりについては、少し私が思っているその財政をよくするために産業を強くするという部分と、若干ずれているような気が、私は今、しております。

**○7番清水和弘議員** 私はですね、まず結果を出す前に計画なんですよ。計画の段階で数値目標を出す。これがP D C Aなんですよ。結果は後からついてくるもんですよ、計画の後に。それをいかに評価して前に進めるかがP D C Aサイクルなんですよ。

次に移ります。

そしたらですね、市長はP D C Aによる数値目標設定、財政改善に重要とはあまり考えていないみたいですけど、P D C Aによる数値目標の設定をどのように考えていますか。

**○前田祝成市長** 数値目標というのは当然必要になってきます。目標というのは当然数値化すべきものだというふうに思っておりますので、そこについては当然必要になってきます。

その目標ということに関していうと、財政評価の5つの評価という評価の指標がありますので、そこについてはしっかり私どものほうも見えていきながらですね、その評価をしていくということはやっていかないといけない、そのようには思っております。

○7番清水和弘議員 私はですね、先ほど来から発言しているんですけど、結局、数値目標の設定のやり方、また結果の評価の仕方、これが悪いから今、枕崎の財政状況になってるんですよ。その辺はどう考えますか。

○前田祝成市長 PDCAというのは、プラン・ドゥー・チェック・アクションという流れですよ。これってプロセスを管理する仕組みなんですね。

ですので、当然、結果が出ていないということになると、その目標に対して結果が出ていないということになると、そのPDCAサイクルのどっかが間違っている可能性があるということですので、確におっしゃられるように、結果を出すための施策としてのPDCAのチェック、アクションあるいはプラン・ドゥーもそうなんですけれども、そこは必要だというふうに、そこは同じだと思います。

ただ、PDCAというのは数値目標ではないわけですよ。数値目標というのは数値目標としてあって、PDCAというのは、その数値を達成するためのプロセス目標ですので、そこについては、おっしゃられるようにしっかり管理していく必要があるかというふうに思っています。

○7番清水和弘議員 次に、私は、これまで枕崎市は手つかずの未開発部分が多数あり、市長のやり方次第では大きく化けると言ってきました。その一つが産業の6次産業化であります。この事業により販売部門に若い労働力が必要となり、若者の雇用が生まれると考えております。

市長の公約である農業、水産業の6次産業化の推進、収益性向上とありますが、具体的な計画と実施をどのようにやっていくのかお伺いいたします。

○前田祝成市長 そもそも6次産業化というのは、1次産業従事者が加工・流通・販売、そこまで手がけていくということですので、私が掲げる公約の産業競争力向上、その農水産業への取り組みに合致するところが非常に多いというふうに考えております。

農業従事者が、加工・流通・販売まで手がけるとなると、その規模や経営方針、それらによってさまざまなケースが考えられると思います。それぞれの農家あるいは漁家、そのニーズを踏まえて、きめ細かな支援体制をとることがどこまでできるか、その辺が推進あるいは利益性の向上につながっていくものというふうに考えております。

先般、茶業協議会の中で、小売・販売の強化に対する話、それも出たんですけども、多くの農家が荒茶で販売しているという現状が報告されまして、小売・販売の課題優先度が低いのかなという印象を私は持ちました。

しかしながら、枕崎ブランドとして小売もやっていきたいというニーズ、生産者として販売の現場に立ちたいとかですね、そういうニーズも少なからずあるということもその協議会の中で感じておりますので、そのあたりにつきましてはですね、流通・販売まで見据えた枕崎ブランド、それを構築していくための方策をですね、やっていく必要があるかなというふうにも思っております。

まさに、既存の枠にとらわれずにですね、いろんなものを、いろんなところをですね、模索していくということが非常に重要だというふうに考えております。

農水産業に関しましても、その流通・販売まで見据えた施策の提案とか支援、それを進めていくことで6次産業化というのが進んでいく、そのように考えております。

きのうからの産業競争力強化につきましては、いろんな有意義な議論がされているのかなというふうに思っておりますが、後継者育成のための研修制度であるとか、スキルアップのための研修、そのあたりも非常にきのうからいろんないい議論がされてる、そのように思っておりますので、そこをしっかりとですね、一つ一つ取り組んでいって、いろんな意味で産業競争力向上に向けた積極的な取り組みを実行していきたい、そのように考えております。

○7番清水和弘議員 今、市長も言われましたけどね、私は本市の場合、流通・販売、この3次部門がほんと不足していると、欠乏とまでは言いませんけど、不足しとると考えているんですよ。

だから、この部門にですね、ここを重点的にやることによって若い人の雇用が出てくるんですよ。また、人口増にもつながると思いますよ、これ。

私は6次産業化に本当に真剣に取り組んでほしい。これは要望しときます。

次にですね、本市に若者の雇用創出の前に、若者が居住できる住居を確保することが重要と私は考えております。

本市出身で近隣自治体に居住し就職している若者の会話に、枕崎市は住居費が高く生活しにくいとの声があります。

また、新聞報道によると、枕崎市が、平成27年度、市外に住む出身者約500人を対象にした調査では、枕崎に戻りたくない理由に、勤めたい仕事がない、働く仕事がないというのが48%になっています。

本市中小零細企業からは、若者が就職してくれないとの声があります。

このギャップをどのように判断しているのか、またこの解決策を市長にお尋ねいたします。

**○前田祝成市長** 水産加工業、農業をはじめとして、すべての産業において人手不足が深刻であるということは認識しております。きのうもそういう話が出ております。特に経営者が一番欲しがっておられる若者の採用に苦勞されているというのも伺っております。

この問題についても、しっかりとその原因を分析して問題解決を図っていく必要がありますが、行政としてできるところから取り組むこと、それも大事というふうに考えています。

その一つとして、各業界の特に農林水産業・水産加工業の就職ガイダンス的なものをですね、市として取り組むのも一つの方法かなというふうに考えております。市が主催して実施するのか、それとも企業のガイダンス、例えばリクナビとかマイナビとか、ああいう企業が実施しているような既存のものに自治体として参加して、自治体が参加できるかどうかというのもあるんですが、自治体として参加して、希望する事業者のプレゼンテーションの場をつくるというような方法論はいろいろあるかと思えますけれども、市内の若者に限らず、県外の大学生、高校生も含めてですね、求人の幅を広げていって枕崎の産業の担い手を発掘する、そういうことも検討していく必要があろうかというふうに思っております。

もう一つ、住宅家賃とか、住居費が高いということがございましたけれども、これにつきましてはですね、経済活動の中での需用と供給のバランスの中で値決めされているというようなところがあるかと思えますので、何とも申し上げようがないんですけれども、不動産業界のことに深くはございませんが、他の小売業界のようにですね、全国規模のカテゴリーキラーのような企業が入ってくると、当然、価格が乱れるというようなこともあろうかと思えますし、ある意味では、正常な市場なのかなというようにも考えられるのかなというふうには思っております。

**○7番清水和弘議員** 今の住居、土地の問題について、市長は需要と供給と言われましたけど、本市で今、土地が動いているんですか、売買が動いていますか。

いや、これ関連ですよ、今、市長がですね、土地の問題については、需要と供給の問題であろうという答弁しましたよ。

だから、この土地の問題、需用と供給があればこそ値は高くなるわけじゃないですか、ないところに値は上がりませんよ、私はそこ聞いとるんですよ。

**○前田祝成市長** 私が申し上げたのは、土地の売買ではなくて家賃のことで申し上げました。

需用と供給というのは、当然需要があり供給があって、その中でバランスがとれているところに値決めというのが発生するわけですから、そこの部分については、ある面、正常とは言いませんけれども、そういうバランスがしっかり起こっている中での値段ということになっているのかなというふうに、今、考えているということです。

**○7番清水和弘議員** 今、若い人たちがですよ、枕崎は家賃が高いとか言うてるわけなんですよ。そこでバランスがとれとると市長は思ってるわけですね、バランスのとれた需用と供給の関係だ

とそう思ってるんですね。

○前田祝成市長　そこにつきましてはですね、業界の中がどういうふうになっているかというのが、ちょっと私、申しわけない、深くないのでわからない部分はあるんですけども、当然、そこには業界の値決めという部分があるかと思いますが、そのあたりで決められた値段と、決められた価格というところで、今、推移しているのだらうなというふうにしかならんと判断せざるを得ないのかなというふうには思います。

○7番清水和弘議員　私はですね、枕崎市の家賃が高いのは、収入が高いからだと言われておるんですよ。決して一般市民の給与は高くありません。それは市長も認識してほしいです。

ただ、給与が高いのは市の職員だけと言われてますよ、そういうことも市長はちょっと認識不足じゃないかと思っていますから、今後、よろしくお願いします。

次に、市長は、南日本新聞で、私の考えと題した部分で、産業競争力を強化し、雇用創出、市民所得の向上、市民所得の向上ですよ、自主財源の持続的確保を図ります。正しい認識と問題解決スキル、メリハリのある自治体経営で弾力性のある財政構造を目指し、4年後、市民の幸せ度が今よりふえていることがゴールと述べております。

市民所得向上と自主財源の持続的確保を図るための具体的施策を市長にお尋ねします。

また、市長が述べている自治体経営を新しい視点で進めるとありますが、この具体性についてお伺いいたします。

○前田祝成市長　まず、市民所得向上と自主財源の持続的確保を図るための具体的施策、このお尋ねですけども、先ほど申し上げましたが、産業競争力を向上させる、産業を強くするというところで実現を図っていききたいというのはきのうからも申し上げているようなところですよ。そこで、自主財源の持続的確保、そして市民所得の向上というところを図っていくというのが、もう、私の政策の一番の柱になってきます。

そして、所信表明の中でも申し上げましたけれども、経営ですね、経営感覚を持った行政運営というところで申し上げますと、私は、定例課長会議の席でも、毎週、庁内の5S、先ほど御質問にもありました5Sというところの徹底について申し上げます。

5Sというのは、繰り返しになりますが、整理・整頓・清掃・清潔・しつけ、これの頭文字をとったものですね、それをトヨタの生産方式の中で、トヨタが世界的な企業になる上での非常に重要なメソッドとして使われているものですね。

そこについては御認識があられると思いますけれども、その5Sの徹底というのは、先ほど一般企業の出身の人間はもう当たり前だと、簡単にできるというようなお話でしたけれども、決して簡単にできる話ではなくて、非常に、やはり意識して徹底してやらないと一般企業でも達成できない。トヨタは達成できたけどトヨタ以外の会社、なかなか達成できないというぐらいのですね、難しいメソッドだと私は思っているんですけども、そこを徹底することによってですね、庁内の美化はちろん、コスト削減、仕事の効率アップによる生産性の向上、そして最終的には業務の整理整頓まで進んで、マンパワーの創出であるとか、あるいは人的リソースの有効活用というところまでつながっていく、そういうものまで期待できるものだというふうに私は思っております。

その5Sをこの4年間は徹底してやっていくというふうに、今、思いがあり、毎週の課長会議でそのことは徹底して皆さんに伝えているところです。

それと、経営というところでいうとですね、もう一つ問題意識を持っておりまして、それは、一つは会議のあり方なんですね、会議を変えていく必要があるかなというふうに、私は実は思っております。

少し驚いたんですけども、市役所内の会議では、なかなかホワイトボードですね、ホワイトボードがあまり使われていないというのが少し驚いた印象なんですけれども、会議がどうして

もペーパーベースで進んでおりまして、それぞれのペーパーにメモをとられているというようなこと、そこに書かれた内容がそれぞれの所有物でお互いに見せ合うこともございませんので、なかなか合意形成というところがちょっと甘くなりがちなのかなというふうに思っております。

で、当然会議後には議事録が出てきますが、その場の会議の中で、熱い議論とかアイデアというのが、なかなかパワーとして合意形成に反映されないのかなという印象を持っておりますので、この会議のあり方というのもですね、今後改善の余地ありかなというふうに私は思っております。

そして、その会議のあり方にも通じているのかもしれませんが、ロジカルシンキングとか、本当に論理的に考える手法、この方法もですね、仕事の進め方として必要なというふうに、今、思っております、何度も申し上げますけれども、仕事の主なものは問題解決になります。なので、あるべき姿と現状のギャップっていうのをしっかり問題として明らかにして、それを埋めていく、その原因分析を行って、その原因を追及して原因を探る。そして、その原因を解決していく、問題を解決していくというところをですね、しっかり仕事として、それを庁内のしっかりと文化としてですね、植えつけていくということが、やはり経営感覚を生かした行政運営、そのようになろうかなというふうに思っております。

このあたりがすぐに取り組める経営改善だと思いますし、この中から既存の枠にとらわれない本当に新しいアイデアが出てくる、そういう風土をつくっていく、そのように、今、思っております。

**○7番清水和弘議員** このことについてはですね、本当、トップのやり方次第で変わりますから、根気強くやっていただきたいと、これは要望とします。

次にですね、国民健康保険財政改善について質問していきます。

枕崎市の財政悪化で足を引っ張っている要因の一つに、私は国民健康保険財政状況があると考えております。過去4年間で見ると、約6億5,000万円程度、一般会計から法定外繰り入れをしている状況であります。

市民の医療費については、本市の場合、2月10日の新聞によると、激変緩和措置後の国民健康保険料、1人当たりの保険料必要額は年間10万6,000円になるとありました。現在の枕崎市の1人当たり医療費は、75歳以上の後期高齢者が約115万円を超え、また、65歳以上の前期高齢者1人当たりの医療費は62万円を超えております。そして、65歳以下の1人当たりの医療費は約36万円との状況であります。市長は公約の中では、医療費問題に触れていません。

本市がこれまで一般会計から国保財源として法定外繰り入れをしてきた金額を市民全体の住民サービスに利用することにより、市民からの不平不満も緩和されると私は考えております。

市長は、今後も一般会計から法定外繰り入れをしていく考えなのか、国保財政状況を市長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

**○前田祝成市長** 一般会計からの法定外繰り入れに対する基本的な考え方についてですが、法定外繰り入れは国保被保険者以外の市民の方に負担をお願いすることになり、本来実施すべきではないというふうに基本的な考え方をしております。しかしながら、直ちに法定外繰り入れをなくすことは、被保険者の国保税の急激な増加につながるため、段階的及び計画的に縮減していく、そういう必要性に迫られているのかなというふうに考えております。

そのようなことから、法定外繰り入れについては、国保被保険者の国保税の負担のあり方、そして国保特別会計及び一般会計の財政状況などを見きわめながらですね、慎重に検討すべきだというふうに認識しております。

法定外繰り入れを段階的及び計画的に縮減し、解消を目指すことで、本市国民健康保険の財政運営の安定化を図って、一般会計への影響を縮減したい、そのように考えております。

**○7番清水和弘議員** このですよ、国保財政のですね、抑制するためには健康寿命などを延ばす

方法があると思うんですけど、市長は、国保財政の緩和策としてどのようなことを考えていますか。

**○田中義文健康課長** 現在、本市では、国民健康保険財政健全化行動計画に沿って、国保税の適正賦課と収納率向上対策、医療費適正化対策など、さまざまな取り組みを実施しております。

昨日の一般質問でも答弁いたしましたように、今後は国からの要請に基づき、財政健全化対策等を作成し、実効性のある取り組みを推進していきたいと考えております。

国保財政が非常に厳しい現状に陥っている最大の要因は、1人当たり医療費の増加にあると考えております。

健康まくらぎ21に沿って、健診の受診勧奨を初めとする市民の健康づくりに関する各種施策の推進に努めることとあわせて、国保のデータヘルス計画に沿って、医療データと健診データの突合により、生活習慣病の発症予防及び糖尿病を初めとする生活習慣病の重症化予防の取り組みを推進しているところであります。新国保制度移行後も、これらの取り組みをこれまで以上に強化することにより、国保財政の健全化を図る考えであります。

なお、国保税の適正賦課に向けては、全庁的な協議を進めており、6月議会での税率改定を視野に入れながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

**○7番清水和弘議員** 我々議会はですね、本市健康保険財政状況を真剣に考え、また、調査にも行きました。そういう中でですね、昨年3月から健康推進条例作成のための委員会を8回実施してきました。この委員会も、2月7日が最終、まとめの委員会ということで、一応終了しています。

この委員会では、行政、議会、自治公民館、医療機関など、それぞれが実施すべきことなどを取り決め、医療費抑制につながる提言を記載しているわけです。

本当に本市の場合、医療費抑制は待たなしの状況に来ていると私は考えております。

2月7日の最終委員会で、副市長から、市長が精査した後、6月に提出する旨の提案がありました。なぜ6月に提出するのか、市長にお伺いいたします。

**○前田祝成市長** 提案の内容も見させていただいております。

市長として責任をもって条例案を提案するために、内容を精査する時間をいただきたいということがですね、最大のポイントです、考えたところです。そのため、3月議会での提案を見送らせていただいて、6月議会提案を目指すことと私のもとでいたしました。御理解をお願いいたします。

**○7番清水和弘議員** 次にですね、国民健康保険財政状況改善策の一つとして、枕崎市保健推進員設置要綱第3条第2項第2号には、おおむね40歳以上65歳以下の者で、健康で活動できると認められる者という項目があります。この要綱ができたのはですね、昭和63年です。

そこで、40歳代というのは一番働き盛りで、時間的余裕もないと私は思っています。また、現在の65歳は昭和63年代の65歳と比べて本当に元気度は違います。私は元気だと思っています。

したがってですね、こういうことを考慮して、第3条第2項第2号の年齢条項を改正すべきと考えますがどうでしょうか。

**○田中義文健康課長** 本市の保健推進員につきましては、設置目的として、保健推進員設置要綱の中で、地域保健活動を通じて市民の健康の保持及び増進を図ることと掲げてあり、活動としては、各種健診の受診勧奨をはじめとして、保健事業の各制度の推進及び普及などを掲げてあります。現在市内には、各公民館から推薦をいただいた119名の方々に活動をしていただいているところでございます。

御質問にあるように、設置要綱の中で、年齢の基準につきましては、おおむね40歳以上65歳以下の者と規定しているところでございます。おおむねと規定していることから、実際には規定された年齢以外の保健推進員の方もおられます。

保健推進員につきましては、従来から本議会等におきまして、担い手を探すことに公民館長が大変御苦勞されているという御意見を伺っているところでもございます。また、保健推進員の活動を充実していくためには、保健推進員の担い手は幅広い年齢層の方々をお願いするほうがよいかとも考えているところでございます。

そのようなことから、年齢に関する規定につきましては、今後、おおむね40歳以上65歳以下の者の部分を20歳以上の者に変更したいと、そのように考えているところでございます。

**○7番清水和弘議員** 保健推進員はですね、公民館長が一番力を発揮しているみたいですけど、1人の保健推進員がもう20年以上やっている人もいますよ。これでは私は活性化されなと思っていますから、これはもう20年以上より、できるだけ2年、3年置きに順繰りかえていく。それによって一人一人ふえていくわけなんです。それを要望します。

次にですね、枕崎活性化策についてお尋ねしていきます。

本市の場合、財政状況が厳しい中、私は費用対効果を考慮して計画は立てるべきだと考えております。

本市の行政面積は74.8キロ平米、県内で一番小さいです。また、水資源も厳しい状況だと考えております。このような状況下において、1次・2次産業の企業誘致は、私は本当に難しいんじゃないかなろうかと考えておるんです。

そこで、本市の交流人口増加のための活性化について、金山坑道など、金山地区には多くの歴史的建造物が見受けられます。また、西白沢地区には正月にダイヤモンド富士のような光景が見られる地域もあります。去年は、大和慰霊碑西側の海辺に海蝕双橋など、世界に1つしかないといわれる双橋も確認され、交流人口増加につながる要素は、周辺自治体に遜色のないものがたくさんあると私は信じております。

これらの点を線でつなげることにより、交流人口の増加につながり、雇用や活性化にもつながると考えますが、これも市長にお伺いいたします。

**○下山忠志水産商工課長** 本市内の周遊観光ルートについては、現在、体験をキーワードに電動アシスト自転車を利用し枕崎駅からアトストリート、だしとり体験、お魚センターでのカツオのわら焼きたたきづくり体験、鯉船人めしをはじめとした食の堪能、明治蔵での焼酎工場見学等を経て、火之神公園までをめぐる市内周遊コースが定着し、一定の成果が見えてきております。

一方、質問者も言われますとおり、開聞岳を望むダイヤモンド富士や海蝕双橋など、新たな観光資源があることは承知しておりますので、今後、アクセスのあり方など研究の必要があると考えております。

観光による交流人口の拡大を図り、産業振興、雇用機会の創出につなげていくためには、今後も本市の特性を生かした観光メニューの拡充に努めるとともに、南薩近隣の関係団体との連携強化による広域的な観光ルートの構築にも力を注ぐなど、多様化する観光ニーズに対応した魅力ある観光地づくりを一層推進していくことが必要であると考えております

**○7番清水和弘議員** 今、水産商工課長の場合は、田布川、金山、こういうルートもありますから、ちょっと後で確認して見とってください。

それとですね、最近の新聞なんですけど、鹿児島空港への外国人旅行客は増加していると記載されておりました。また、2月28日の報道では、国土交通省が27日、官民連携の国際クルーズ拠点港湾に鹿児島港を選定し、2022年から利用を開始、1年間に50回の寄港をするとのニュースがありました。

旅行客の交流増加につなげるために、南薩地域全体で計画立案を実施することで、私は一層の交流人口増加につながると思いますが、今どのような計画でやっているのでしょうか。

**○下山忠志水産商工課長** 本市におけるインバウンド対策でございますけれども、昨年から実施をしてきております。南さつま市、南九州市、本市、指宿市、南大隅町を含めた4市1町の実行

委員会で取り組んでおります。香港をターゲットにした観光ルートの作成、そういった物流も含めて、そういった事業を展開しております。

そういうことによりまして、香港の方々にとっては、枕崎というふうな土地の名前は知られておりませんが、九州あるいは南九州、鹿児島というふうなところで土地の名前を知られております。

そういった中で、鹿児島県南部広域の5市町が広域的に取り組んで、今、その地域の観光資源を香港のほうに知っていただいて、そういった周遊コースもつくってきていただいております。

その結果、昨年から、数字は持ち合わせておりませんが、香港から本市に来ていただいている数は伸びてきているところでございます。

また、物流においても、そういった香港での展示会とか、そういったところに今出かけて行って、そういう発信をしているところでございまして、その契約が結ばれたというふうなことはございませんが、これをきっかけに各市内の業者の方々も進めようとしておりますので、今後、また見守っていききたいなというふうなかたちで考えております。

**○7番清水和弘議員** 次にですね、火之神公園地域にはですね、泉源温度が50度ぐらいの温泉が湧き出ております。

私は、火之神公園に鳥居を建て、あずまやを建設、その周囲に足湯などを流すことによって交流人口の増加が認められると考えておるんです。

火之神地域の活性化による交流人口増加は市長が真っ先に考えなければならないと思いますけど、これは市長、答弁をお願いします。（「水産商工課長」と言う者あり）市長をお願いします。

**○前田祝成市長** 観光ルートの開発についてはですね、今、水産商工課長の答弁でもありましたようにですね、総合的に考えた中で、枕崎としての一番の売りは何なのかということをしつかりと検討した上で、施策を練っていく必要があろうかと思っております。

火之神が、当然、観光資源としてですね、ポテンシャルの高い地域であるというふうには認識しておりますので、そのあたりもですね、踏まえて、総合的に判断したい、そのように考えております。

**○7番清水和弘議員** これは水産課長にお尋ねしますが、枕崎の場合ですよ、今現在、温泉が湧いているところはあるんですか。

**○下山忠志水産商工課長** 温泉施設につきましては、掘って汲んで温泉を設置している業者はおります。

ただ、温度がそれほど高くないということで、それに追加して温度を上げて、そこで、その温泉、泉源を利用している施設はございます。

**○7番清水和弘議員** 今、水産課長から温度が足りないというような発言がありました。

ここにですね、あるんですよ、記録が。今、私は、1週間ぐらい前に確認に行きました。ところが、もう700メートル、それぐらいで75度以上の温水が出ています。しかし、現在は、その管理者によると、温泉は45度ぐらいでいいもんだからということで、今、400メートルのところから泉源を取り出しとるというお話でした。

そしてですね、今、この温泉もちゃんと使われておるんですよ、足湯にも。それは、水産課長は確認されていないですか。私はこれ、この1期目のときも質問したらですよ、いやそういうのはありませんということでした。だから私は今回確認に行ったんですよ。ちゃんとあるんですよ。そして利用してる方もおるんです。

私は、それをですね、火之神公園のほうに引っ張って足湯にしたら、本当に交流人口がふえると考えておるんです。真剣に考えて答弁してくださいよ。

**○下山忠志水産商工課長** 火之神地域の温泉を活用した整備につきましてはですね、以前、火之神公園に土地を有する方が個人的に検討したことを聞いておりますけれども、泉源の泉質、そし

て掘削長、地質の状況をかんがみ、結果的に維持管理に費用がかさむことが確認され、費用対効果の面から断念した経緯があると伺っているところでございます。

○7番清水和弘議員 この資料をやりますから、確認してくださいよ。私、この資料をもらってきましたよ、これ。飲用には、確かにだめというのがあります。しかし、ちゃんと性能分析もされているんですよ、現在使ってますよ。これは後で確認してくださいよ。

次にですね……。

○下山忠志水産商工課長 その資料は、後でいただければありがたいなと思います。

先ほど申しましたように、火之神につきましては、立神病院というふうなところもでございます。そこも温泉施設をしておりますけれども、ちょうどその地域につきましては、春日鉾山からの流れが火之神方向と湯穴の方向に流れているというところでございます。

そうした中で、鉾山の水質で、泉質でございまして、掘って、ボーリングをして、ポンプを噴き上げる。パイプに赤さびがどんどんついて、立神病院についても維持管理については大変厳しいところがあるというふうなかたちで伺っております。

火之神公園に個人的に温泉を掘ってというふうな方にも、その中身を聞きましたけれども、さすがに、やはり鉾山の赤さびがついて、管理が深ければ深くなるほど難しいというふうなところから断念したというふうなことを聞いておまして、そういった、今後、どのような状況に変わっていくのか、あるいは工法的にまた新たな工法が開発されるのか、そういったところも見ながらですね、今後研究の必要があるのかなというふうなかたちで考えております。

○7番清水和弘議員 今、鉄分なんですけどね、これは温泉の成分1キログラム中にですね、一番少ないんですよ、18.9ミリグラム、このようになっているんですよ、鉄の成分に、赤さびの原因とするのは。いろいろありますけど、後で成分表をお渡しいたします。

次にですね、南九州西回り自動車道の整備について質問いたします。

この道路を日置市、南さつま市、枕崎市まで延伸することにより、九州北部や熊本などから直接本市に人や物の流れが来て、本市の活性化に大きく貢献できると考え、私は平成23年に市議会議員になったときからですね、同問題について国会議員や周辺自治体の方に話をしてきました。

そして、今回、先ほどの衆議院選挙で3区から出馬しました小里衆議院議員は、この南九州西回り自動車道の整備を掲げております。

本市もですね、このような声がある中、南九州西回り自動車道延伸について、周辺自治体と一緒にになって要望する考えはないのかお伺いいたします。

○前田祝成市長 南薩地域から鹿児島市のみならず九州の高速道路網とを連結する薩摩半島の骨格道路としては、これまで地域高規格道路として南薩縦貫道、この整備促進に取り組んでおまして、昨年3月に全線開通が実現したという事実がでございます。現実がでございます。

お尋ねの南九州西回り自動車道の南薩地域までの延伸ということですが、南薩地域からは、鹿児島インターを起点として、九州自動車道、南九州西回り自動車道への、九州の高速道路網への連結ということで、今申し上げましたように、南薩縦貫道のほうが整備が実現している中で、さらにですね、南九州西回り自動車道の南薩地域までの延伸の要望をということにつきましてはですね、その必要性とか、多額の費用あるいは時間を要するというのを考えた場合ですね、今の時点では考えておりませんというところです。

○7番清水和弘議員 このことはですよ、日置市の宮路市長とかですよ、南さつま市の本坊市長とも私は意見交換したほうがいいと思いますよ。

次にですね、三島村営船みしまの本市寄港についてなんですけど、三島村に対してはですよ、本市のカツオ船が海難のときいろいろお世話になっております。

そういう中でですね、みしま丸の寄港、みしま丸が本市に寄港することによってですね、三島村の住民の医療費の問題解決になると、解決につながると私は考えておるんです。

市長は、みしま丸の本市への寄港再開についてどのように考えてますか。

○前田祝成市長 三島村が鹿児島市と結ぶ村営船フェリーみしまを平成28年10月1日から一便増便して週4便とされたことに伴いまして、平成27年10月から行われていた月1便の枕崎航路は運休とされたという事実は、これまでも説明してきておりであります。これは、三島村のほうの意向で現在の状況となってきたものでありますし、現時点でこちらのほうから呼びかけるといったようなことは考えておりません。

今後の交流という面では、おっしゃられたように黒島流れの犠牲者の冥福、その辺をしっかりと意識して黒島流れの犠牲者の冥福を祈り、三島村の方々への感謝の心、それをしっかりと育てるとともに、本市の歴史、祖先の偉業について理解を深めることを趣旨とした少年の船も継続して実施しておりますし、このような歴史的なつながりといったことは大事にしながらですね、交流を深めていかないといけないというふうには思っております。

○新屋敷幸隆議長 これをもって一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時31分 散会

# 本 会 議 第 4 日

(平成30年3月20日)

平成30年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第4号）

平成30年3月20日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	1 2	市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
2	1 3	枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	1 4	枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	1 5	枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	〃
5	2 0	枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
6	2 3	枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
7	2 4	枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	2 5	枕崎市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	1 6	枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
1 0	1 7	枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃
1 1	1 8	枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃
1 2	1 9	枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	〃
1 3	2 1	枕崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃

14	22	枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
15	26	公の施設の指定管理者の指定について	〃
16	27	専決処分の承認を求めることについて	予 特
17	1	平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）	〃
18	2	平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
19	3	平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
20	4	平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）	〃

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
7 番 清 水 和 弘 議員  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長  
本 田 親 行 総務課長  
下 山 忠 志 水産商工課長  
佐 藤 祐 司 財政課長  
松 崎 信 二 建設課長  
田 中 義 文 健康課長  
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長  
中原田 修 二 下水道課長  
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長  
松 田 博 監査委員事務局長  
吉 留 謙 二 建設課参事  
加 藤 省 三 市民生活課参事  
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長  
丸 山 屋 敏 教育長  
田 淵 修 学校教育課長  
中 嶋 章 浩 文化課長  
中 原 浩 二 消防長  
永 留 正 文 警防課長兼消防署長

久木田 敏 副市長  
東中川 徹 企画調整課長  
原 田 博 明 市民生活課長  
山 口 英 雄 福祉課長  
川 崎 満 農政課長  
神 園 信 二 税務課長  
松 田 誠 水道課長  
神 山 芳 文 市立病院事務長  
山 崎 公 広 監査委員  
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長  
永 江 隆 水産商工課参事  
俵積田 光 昭 選管事務局長  
田 中 幸 喜 総務課参事  
田 代 芳 輝 教委総務課長  
末 永 俊 英 生涯学習課長  
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長  
森 菌 智 之 消防総務課長  
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので御承知おき願います。

日程第1号から第8号までの8件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[禰占通男総務文教委員長 登壇]

○禰占通男総務文教委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から第8号までの8件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号市長等の給与に関する条例及び枕崎市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、本市の厳しい財政状況を考慮し、市長等の給料の月額については、平成30年4月1日以降、条例の本則の額を適用せず、市長の任期中に限り、市長5%、副市長及び教育長は4%の減額をしようとするものです。

委員から、これまで市長の交代時期に市長等の給料のカット率の変動があったが、今回、市長のカット率が前市長のものと同様となった背景の説明を求めたところ、市長等の給与に対する市長自身の考え方としては、基本的にその職務の責任の度合いに応じたものでありつつも、地域の実情や市の財政状況を踏まえ、広く市民の理解が得られるものでなければならないこと、一般質問の市長答弁でもあったように、まず、最初の市長等の給料については、現状からスタートすることが適当であると考えられたとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、職務の級が6級以上である職員の給料の減額措置を廃止するほか、人事院勧告に準じ、当該職員のうち55歳を超える者の給料等の減額措置を廃止する等のため、所要の改正をしようとするものです。

委員から、この議案に関連して、平成27年度から実施されている給与制度の総合的見直しの中で諸手当について見直されているが、本市に該当するものはあるのかとの質疑に対し、本市においては、管理職員特別勤務手当が該当しており、災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内での手当を支給するとなっているとのことです。なお、その手当の支給については、出勤状況等を確認し、3月に対応することとしているとのことです。

また、単身赴任手当については、現在、県の消防学校に派遣している職員に対し適用があるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務について、個人番号及び特定個人情報を利用する事務を追加するほか、関係条例の条文整備を含め、所要の改正をしようとするものです。

今回、子ども医療費、ひとり親家庭等の医療費、重度心身障害者の医療費の助成に関する3つの事務について、独自利用事務として行う事務を規定する条文を定めるとともに、これらの事務を処理するに当たって、特定個人情報の庁内連携を可能とする条文を追加するほか、これらに伴う条文の整備を行うとのことです。

委員から、今後追加する事務が予定されているのかとのことに対し、今回追加する3件の事務を含め、これまで20件程度は検討しているが、今回追加するもの以外の必要性について、現時点では、各課からの申し出は特に上がってきていないとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号枕崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防法の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置許可申請に対する審査等に係る手数料の額を改定しようとするものです。

今回の改正では、設置の許可に対する審査及び完成検査前の検査に当たる基礎・地盤検査及び溶接部検査に対する手数料がそれぞれ増額となるとのことです。

委員から、本市への影響額について質疑があり、対象となる規模の大きい施設が設置された場合、手数料の額についても非常に大きなものになると思われるが、審査には高度な専門的技術を要し、消防法第11条の3の規定に基づき、その審査を危険物保安技術協会へ委託することから、完成検査手数料を除き、納入された手数料の90%程度は危険物保安技術協会へ支払うこととなるため、手数料に係る実収入としてはあまり大きな額にはならないとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号枕崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額等に係る規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正後の国民健康保険税の課税額については、第2条第1項に、次に掲げる額の合算額とすると定め、まず、第1号に、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く部分の納付に要する国民健康保険税の課税額を基礎課税額と、次に、第2号に、県の国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る部分の事業費納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額として後期高齢者支援金等課税額と、次に、第3号に、県の国民健康保険特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る部分の事業費納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額として介護納付金等課税額と定めているとのことです。

委員から、今後、国保税の算定方式が3方式となった場合、第2条第2項から第4項までの各項に掲げている資産割額の部分の改正がなされると考えていいのかということに対し、現時点において、今後の国保税の算定方式をはっきりと定めていないが、3方式となった場合、当然、資産割額は削除されるものと思っているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、これに準じ、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額の改定をしようとするものです。

今回の改正により、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額は、配偶者217円、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子333円、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者が217円となるとのことです。

委員から、平成28年11月の給与法の改正により、平成29年度以降、扶養手当支給額が改正されることとなり、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額の改定を行うとのことであるが、今回、公務災害の場合であり、そのとらえ方はどうなるのかとのことに対し、

非常勤消防団員に係る損害補償の基準を定める政令において、損害補償の支給額が、基準政令で定める補償基礎額を基礎として、これに一定の割合または日数を乗じて算定されるように定められており、配偶者あるいは子等に関し、消防団員の扶養を受けている場合に、この基礎額に一定の金額を加算するとなっているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物に係る公表制度を定めようとするものです。

今回の改正は、消防法令に重大な違反のある防火対象物について、法令違反の内容などを利用者等へ公表することにより、利用者等に防火安全に対する認識を高め、火災被害の軽減を図ることが目的であるとのことです。

なお、公表事項については、違反防火対象物の名称及び所在地並びに違反内容を消防本部のホームページなどで行うこととしており、平成30年7月1日から施行するとのことです。

委員から、今現在考えている公表の方法について質疑があり、消防本部ホームページに掲載、また、消防署において違反対象物の一覧を閲覧することによって公表することを予定しているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号枕崎市空き家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、空き家等の所有者または管理者が判明しない場合などにおいて、当該空き家等に倒壊、崩落、飛散その他危険な状態が迫っており、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができるようにしようとするものです。

委員から、最小限度の措置を講ずるとはどのようなことかとの質疑に対し、簡易な緊急安全措置として、コーン設定、トラロープの展張による設定、立入禁止等の啓発看板の設定などの立入禁止措置が考えられ、飛散等による二次的災害が切迫している場合、被害が及ぶことが明らかであるときなどについては、物件全体をネット等で被覆し、飛散防止措置をすることを考えているとのことです。

なお、空き家については、あくまでも個人財産であることから、財産権の侵害等を考慮し、必要最小限度の措置により対応すべきものと考えているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

**○新屋敷幸隆議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

**○12番豊留榮子議員** 議案第14号枕崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

今回の条例は、特定の個人を識別するための個人番号の利用は、子ども医療費助成制度等の実施に伴う条例の制定ということですが、マイナンバーは税や社会保障などの情報を国が管理し、個人情報自治体や国の機関との間でやりとりができるなど、日本国民すべてを国が管理することができるというものです。

また、けさのニュースですが、日本年金機構から500万人分の書類に記載されたマイナンバー

や配偶者などの所得などに関する情報を都内の業者が扱っていたようですが、このデータが外部に流出したのかは、まだ定かではありませんが、大変なことです。

また、3年前ですが、2015年にも年金機構から125万件の個人情報流出する大問題も起きています。このようにマイナンバーをめぐるのは、ミスが続出しているところです。

国や自治体にとっては便利な個人番号でしょうが、国民にとっては無用なものであるとマイナンバーに反対してきたことから、この条例の一部を改正する条例の制定に反対をして、討論いたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号及び第2号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号及び第13号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、起立により採決いたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第4号から日程第8号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号、第20号及び第23号から第25号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号から第15号までの7件を一括議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉松産業厚生委員長 登壇]

○吉松幸夫産業厚生委員長 おはようございます。

ただいま議題となりました日程第9号から日程第15号までの7件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ報告いたします。

まず、日程第9号枕崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準じ、所要の改正をしようとするものです。

改正の主な内容は、受給資格等の確認に係る条文の整備で、従来、小学校就学前の子供の保護者から教育・保育の給付に係る認定申請があった場合、市町村は、認定に際し当該保護者に支給認定証を交付するものとされていましたが、今回の改正により、自治体の事務負担の軽減のため支給認定証について任意交付化されたとのことです。

今回の改正は、市内に住所を有する児童が市内の認定こども園、保育所を利用する場合はもちろん、保護者の事情等により市外の保育所、認定こども園等で保育給付を受ける場合についても該当するとのことであり、本年3月1日現在の支給認定児童数は536人になっているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定めるほか、介護保険法の一部改正等に伴い、罰則規定の一部を改正するものです。

平成30年度から平成32年度までの保険料率については、同期間における保険料収納必要額をもとに基準額を年額67,700円と設定し、各段階の保険料率については、国が示している保険料基準額に対する各段階の負担割合に従い、それぞれ設定したとのことです。

委員から、今回の介護保険料の値上げの理由は何かということに対し、平成30年度から介護医療院という新たな介護保険の適用施設が51床分出てくることになり、施設給付費の見込み額がふえることが主な理由であるとの答弁がありました。

また、本市の第6期の介護保険料は県内19市中一番安いのが、今回の値上げで、第7期の介護保険料はどのような位置になるのかとの質疑に対し、県内19市中、安いほうから3番目の位置になることが見込まれるとの答弁がありました。

本件は、反対があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、これに準じ、枕崎市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例ほか2条例について所要の改正を行うほか、条文の整備をしようとするものです。

今回の基準省令の改正の主な内容は、共生型地域密着型サービスに関する基準の新設、介護医療院の創設に伴う条文の整備、看護小規模多機能型居宅介護事業所にサテライト型が創設されたことに伴う条文の整備、身体的拘束等の適正化に係る基準の整備などであるとのことです。

委員から、新しく出てくる介護医療院の従事者は確保できているのかということに対し、現在、医療療養病床として使っている51床を介護医療院に変更するものであり、事業所においては人員確保のことも十分考慮して、今回、介護医療院に転換すると判断されたものと思っているとのことです。本市における今後の医療従事者・介護従事者等の確保に関して、市としてどういった対策ができるのか、今後、関係事業所等の意向を聞きながら検討していきたいとの答弁がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号枕崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正に伴い、同法の規定により国が定める基準に準じ、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものです。

この法律による介護保険法の一部改正により、平成30年4月1日から、居宅介護支援事業に係る事業所指定等の権限が、都道府県知事から市町村長へ移譲されることとなり、同時に、居宅介護支援に係る事業の人員及び運営に係る基準についても、厚生労働省令で定める基準を参酌して市町村が条例で定めることとされているとのことです。

今回制定しようとする本市の基準条例（案）は、平成30年1月18日に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による改正後の基準省令に定める基準に従った内容となっているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号枕崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、後期高齢者医療制度加入時における住所地特例の見直しがなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正の内容は、住所地特例の適用を受けている国保被保険者が後期高齢者医療に移行した場合でも、住所地特例が適用されることになり、前住所地の広域連合が保険者となる住所地特例の見直しに伴い、本市後期高齢者医療に関する条例の条文の整備を行うものです。

委員から、遠距離にある施設等に入所した方の医療または福祉的なサービスにおいて、不便は生じないのかとの質疑に対し、入所者本人が入所する施設において必要なサービスを受けるものであることから、医療または福祉的なサービス面での問題は生じないと考えているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第14号枕崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合の上限を定めるものであり、塩浜公園以外の他の都市公園については、基準どおり上限を50%と定め、塩浜公園は、運動公園であり他の都市公園よりも運動施設が集中しているため、将来的に運動施設を計画する際に支障を及ぼすことが懸念されるため、基準を十分に参酌した上で上限を70%と定めるとのことです。

塩浜公園の現在の運動施設率は、北側のプール施設から南側の武道館までの多目的広場を含めた全体面積に対し、67%になっているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第15号公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本件は、枕崎駅前観光案内所の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

枕崎駅前観光案内所は、開設当初より指定管理者制度を導入し、その管理をこれまで枕崎市観光協会に指定してきたところであり、引き続き平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間、枕崎市観光協会を指定管理者に指定しようとするものです。

枕崎駅前観光案内所の指定管理に係る年間の委託料は、平成29年度までの過去4年間は260万円となっているとのことです。

また、平成28年度の利用者数は、県内の方が1万0,044人、県外の方が5,005人、外国の方が332人であったとのことです。

本件は、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 議案第17号枕崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

安倍政権の経済政策「アベノミクス」が始まって5年間がたちました。大型公共事業の拡大や大企業への連続の減税、そして、公的年金や日銀の資金を使った株価のつり上げなど、大企業と富裕層のもうけをふやす政策でした。

その一方で、国民には消費税を初め、社会保障の連続改悪を押しつけてきました。その結果、所得の面でも、資産の面でも経済的な格差と貧困が大きく拡大したといえます。そして高齢化が進む中、高齢者にとって今ではこの介護保険制度が生きる支えとなっているところでもあります。

介護保険法の改悪で、昨年は要支援1と2の方への予防給付を介護保険から外し、ことしは3年に1度の介護保険料の改定の年です。

本市は、所得の低い順に第1号被保険者から第9号まで保険料が示されていますが、所得によって金額が上がっていきます。第1号被保険者で現在年額の2万8,300円が3万3,800円と年5,500円の値上げとなります。年金は減らされ続け、介護保険料は値上げされ年金から天引きです。この先、年金収入だけで生活している高齢者は本当に大変です。

高齢者の負担を少しでも軽くするためにも、国からの補助をふやすよう市からも要請すべきです。このような市民の生活を苦しめる介護保険条例の改正に反対をして討論いたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第9号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号は、起立により採決いたします。

日程第10号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第11号から日程第15号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号、第19号、第21号及び第22号の4件は原案可決、議案第26号は可決されました。

次に、日程第16号から第20号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作予算特別委員長 登壇]

○吉嶺周作予算特別委員長 皆さんおはようございます。

ただいま議題となりました日程第16号から日程第20号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に吉嶺周作、副委員長に城森史明委員を選出いたしました。

審査の過程における当局説明及び委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、特に意見等の出されたものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第16号専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

今回、専決処分を行った補正予算は、12月議会で追加補正後、12月後半のふるさと応援寄附金の状況が予想を大幅に超える伸びを示し、12月末で寄附金収入見込み累計額がふるさと応援寄附金の歳入予算を超え、返礼品経費に不足を生じる見込みとなったことから、緊急に補正を行う必要があったものであるとのことです。

ふるさと応援寄附金については、補正後の寄附額を5億1,620万円と推計して専決処分を行ったとのことですが、専決処分後、3月7日現在で既に5億1,720万円を超える寄附額となっており、年度末までの返礼事業などの歳出予算が確実に不足する見込みとなっているとのことです。

委員から、本件に関連して、議会が議決した予算について、その執行のあり方に疑問を持つところがある。議会が予算を議決するという意味を重視していただきたいとの意見がありました。本件は、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

次に、日程第17号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）について申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、減債基金費、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、市営住宅建設事業などです。

委員から、障害児通所支援事業の増額補正の理由についてただしたところ、主な理由は、児童発達支援の利用者が実人員で13名程度増加したことによるものであるとのことです。

また、今回、利用者が当初の見込みより増加した要因は、健康センターで行われている各種健診の際に、発達上の障害がうかがわれる児童の保護者に対して障害児通所支援事業の利用に係る指導がなされており、指導を受けた保護者が早期に対応されたことなどにより利用者が増加したものと考えているとのことです。

この件に関し、委員から、障害児通所支援事業の利用者に対する効果を個別には把握していないとのことであるが、事業の効果が得られるような施策を立てていく必要があると思うので、事業の効果的な利用について検証してほしいとの要望がありました。

次に、災害対策費に関し、防災行政無線デジタル化に向けた進捗状況と、市長が公約に掲げたコミュニティFM局の整備との競合について質疑があり、防災情報等の伝達手段は、FM放送等も含めて総合的に検討した結果、防災行政無線のデジタル化による方法と決定され、現在、実施設計業務を委託しているところであり、来年度から工事に入る計画であるとのことです。

また、市長が公約の中で掲げたコミュニティFM局の開設については、防災を第一義に、さまざまな情報を市民が共有していくことを方針としており、その費用対効果や実際行っている市町村の状況を含めて今後検討していかなければならないと考えているとの答弁がありました。

この件に関し、委員から、今回の防災行政無線とコミュニティFM局を両方とも整備するとなると非常に無駄であることから、コミュニティFMに関する課題等を今の段階で早く把握して、できるだけいかたちで防災対応が図られるようにしてほしいとの意見がありました。

市営住宅建設事業に関し、市営瀧山団地の事業計画は、全体で5棟24戸を建設する計画であり、現在、10戸を建設中であるとのことです。

また、今回の補正で10戸を建設し、さらに平成31年度に4戸の建設を計画しているとのことです。

事業の進捗状況としては、造成工事が終わり、現在、建設中の1・2号棟については、1月11日に抽選を行って入居者を決定しており、入居は4月初旬を予定しているとのことです。

市立病院に対する負担金は、平成27年度が9,006万3,000円、平成28年度が9,946万5,000円、平成29年度が補正後で1億0,487万円であるとのことです。

公営企業会計に対する負担金は、国が繰り出しの基準を定めており、今回の市立病院の負担金についても、その基準に基づき一般会計から一部負担するものであるとのことです。

また、普通交付税あるいは特別交付税で財源措置されており、基準財政需要額あるいは特別交付税の特別財政需要の中での算定額に基づいて支出しているとのことです。

この件に関し、委員から、市立病院に対する負担金は、一般財源から持ち出す額が大きいことから、一般財源を他の市民サービスに係る事業へなるべく使えるように改善し、将来的には負担金を減らしていくようにしてほしいとの要望がありました。

民生費の医療等助成費の財源内訳が一般財源から起債に変わった理由について質疑があり、過疎対策事業のソフト分については、当初で限度額を5,630万円としていたが、過疎団体全体の要望額が発行限度額の合算額に達しないときには、その発行限度額の2倍を上限として借り入れが可能となっており、今回、調整がなされ、3,130万円のソフト分の追加借り入れが認められたこ

とによるものであるとのことです。

また、今回、追加借り入れが認められた過疎対策事業のソフト分の内訳については、医療費助成関係でひとり親家庭等医療費助成に700万円、子ども医療費助成に540万円、衛生関係で予防接種事業に600万円、水産業関係で200カイリ対策費補助に800万円、教育関係で特別支援教育支援員事業に490万円となっているとの答弁がありました。

この件に関し、委員から、本市の場合、何といっても財政が厳しいことから、過疎債のソフト分が今回のように追加で認められると非常に財政上有利になるため、今後とも努力してほしいとの要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第18号平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,716万円を減額し、予算総額を42億5,141万7,000円にしようとするものであり、補正の主な内容は、平成29年度実績見込み等に基づく歳入歳出全般にわたる見直しを行ったことによる増減であるとのことです。

委員から、法定外繰り入れに係る改善策等についての質疑に対し、一般会計からの法定外繰り入れの金額については、補正前で821万9,000円であったものを、今回1億4,178万1,000円の増額補正を行い、最終的には1億5,000万円計上したところであるとのことです。

一般会計からの法定外繰り入れを行わないようにする対策としては、基本的には国保税の引き上げか、医療費の抑制になると考えているとのことです。

また、国保税の抑制のためには、市及び加入者が医療費抑制に向けた努力を行う必要があると考えており、市では、データヘルス計画及び健康まくらざき21に基づき、特定健診の受診率向上、特定保健指導の実施率向上、生活習慣病の重症化予防事業等をこれまで以上に取り組む考えであり、市の取り組みとあわせて、住民の健康に関する意識の改革も重要であると考えているとの答弁がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第19号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,839万円を減額し、予算総額を8億1,835万4,000円にしようとするもので、補正予算の内容は、公営企業会計適用費の業務委託の執行に伴う委託料の減、社会資本整備総合交付金額確定に伴う下水道整備費の委託料の減、公債費元金の財源内訳変更であります。

公営企業会計適用業務委託料の減については、当初、事業費を4,000万円組んでいたが、入札を行った結果、1,807万6,000円の減となったことによるものであるとのことです。

公営企業会計適用までの作業については、平成29年度においては、資料状況の把握を行い、年度別歳入歳出決算額の一覧表、年度別工事一覧表、建設改良費、税抜き処理、建設支出、財源総括表の作成を行っているとのことであり、平成30年度からは、固定資産調査、固定資産システムの登録データ作成、マニュアル作成等を行い、段階的に進めていく予定であるとのことです。

この件に関し、委員から、公営企業会計適用に当たっては、それまでに、各年度で具体的にどのような調査を実施するのか把握してほしいとの要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第20号平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量において、年間患者数及び1日平均患者数を補正し、収益的収入

において、入院収益等の増に伴い医業収益を1,720万円の増、負担金等の増に伴い医業外収益を3,922万1,000円追加するほか、補助金の増に伴い附帯事業収益を2万3,000円追加し、収益的支出において、給与費及び経費の減に伴い医業費用を1,439万2,000円の減、支払利息及び手数料の増に伴い医業外費用を1,000円増額しようとするものです。

補正後の収支は、総収益6億6,629万3,000円に対し総費用7億0,229万4,000円となり、3,600万1,000円の純損失となる見込であるとのことです。

収益的収支については、当初1億0,600万円程度の赤字と見込んでいたが、赤字幅が7,000万円程度圧縮され、3,600万円程度の赤字になると見込んでいるとのことです。

委員から、患者数の増加に向けた取り組み及び経営改善に向けた取り組みについて質疑があり、外来患者数が減ってきていることについては、本市の人口減少に伴う影響をはじめ、市立病院には内科しかないこと、受診する患者は高齢者が多く、受診するための交通手段の確保が難しくなり、距離の遠い患者は近い病院へ転院したことなどが考えられるとのことです。

経営改善策としては、平成29年2月の診療分から入院基本料の基準を2から1に上げたことに伴い収益が上がってきており、年間700万円程度の収益の増収になると見込んでいるとのことです。

また、平成30年度に診療報酬改定があり、診療報酬改定の内容を精査し、診療報酬の増加が見込めるように積極的に取り組んでいきたいと考えているとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第16号から第20号までの5件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は承認、議案第1号から第4号までの4件は、原案可決と決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了しました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時26分 散会

# 本 会 議 第 5 日

(平成30年3月27日)

平成30年枕崎市議会第1回定例会

議事日程（第5号）

平成30年3月27日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1	5	平成30年度枕崎市一般会計予算	予 特
2	6	平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計予算	〃
3	7	平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算	〃
4	8	平成30年度枕崎市介護保険特別会計予算	〃
5	9	平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算	〃
6	10	平成30年度枕崎市立病院事業会計予算	〃
7	11	平成30年度枕崎市水道事業会計予算	〃
8	29	平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）	
9	30	副市長の選任について	
10		委員会調査期限の延期について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員  
3 番 吉 嶺 周 作 議員  
5 番 吉 松 幸 夫 議員  
7 番 清 水 和 弘 議員  
9 番 沖 園 強 議員  
11番 下 竹 芳 郎 議員  
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員  
4 番 城 森 史 明 議員  
6 番 俵積田 義 信 議員  
8 番 禰 占 通 男 議員  
10番 茅 野 勲 議員  
12番 豊 留 榮 子 議員  
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長  
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記  
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
松 崎 信 二 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
中原田 修 二 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
下 山 香代子 会計管理者兼会計課長	田 中 幸 喜 総務課参事
丸 山 屋 敏 教育長	田 代 芳 輝 教委総務課長
田 淵 修 学校教育課長	末 永 俊 英 生涯学習課長
中 嶋 章 浩 文化課長	豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	山 口 太 総務課行政係長
中 山 俊 吾 総務課行政係主任	東 園 美 紀 総務課行政係主事

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おき願います。

日程第1号から第7号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作予算特別委員長 登壇]

○吉嶺周作予算特別委員長 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から日程第7号までの7件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、特に意見等の出されたものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第1号平成30年度枕崎市一般会計予算について申し上げます。

平成30年度一般会計予算の規模は101億7,440万円で、前年度と比較して2.2%の減少となっています。

当初予算は骨格予算であり、政策経費の大部分を計上していないということではありますが、前年度と比較して2.2%の減にとどまっているのは、普通建設事業費の補助事業において、継続事業である浜の活力再生施設整備事業を計上していることや、歳入において、ふるさと応援寄附金4億1,000万円が前年度当初予算と比較して大幅増を見込んでいるため、積立金等が増加していることが大きいとのことです。

総務費中、地域おこし協力隊活動補助は、平成29年度までは家賃補助以外の消耗品、通信運搬費、研修経費などについては、それぞれ歳出予算の科目区分に応じて執行していたとのことです。が、隊員が活動しやすい環境にするため、それらの経費を補助金として支給し、その後、精算する方法に変更するものであるとのことです。

地域おこし協力隊員に対する行政のかかわりとしては、情報発信の仕方や活動を通して感じた必要な取り組みなどについて、連携をとりながら進めていきたいと考えているとのことです。

この件に関し、委員から、地域おこし協力隊員は、地域の方々とのかかわりが一番重要になってくると思うので、その隊員が途中で離れることのないように市が支援し、枕崎の力になるように育ててほしいとの要望がありました。

衛生費中、汚泥等運搬経費補助については、平成28年4月1日からアクアセンター万之瀬が供用開始となり、それまで枕崎衛生センターに搬入していた汚泥収集運搬業者が、初期投資としての経費で中継タンクや10トン車の購入費等により、新たに発生した経費が経営の負担となってきたことから、関係市と南薩地区衛生管理組合において協議した結果、初期投資としての経費である中継タンク、10トン運搬車及び新たに発生した燃料費、投入料金について助成をする経費であるとのことです。

運搬経費補助を行うことになった経緯については、平成22年度から汚泥再生処理施設についての協議を行っている中で、平成23年度に、汚泥運搬業者から、運搬等の経費に対して補助してほしいとの要望があり、南薩地区衛生管理組合と関係市で協議した結果、中間槽の整備及び中間槽からの運搬経費については業者の責任において行うという考えを示していたとのことです。

その後、平成28年4月にアクアセンター万之瀬が供用開始となり、同年11月ごろ、関係する運搬業者から何とか補助はできないかとの相談があり、その時点では、1年間、実際にかかった経費が出たときに検討することになったとのことです。

また、平成29年7月に、平成28年度における経費をもとに関係市と南薩地区衛生管理組合で協議を行った結果、業者負担分を料金値上げとして住民へ負担させるのではなく、市で負担をしてはどうかとの協議がなされ、補助することになったということです。

労働費中、地域就業機会創出・拡大事業については、シルバー人材センターが高齢者の就業機会の創出、拡大を図るために実施する新規の事業であり、その内容は、シルバー人材センターが休耕農地所有者等の依頼を受けて、休耕農地等の草刈り及びその後の草木等の堆肥化まで行うもので、高齢者の就労機会の拡大とあわせて農地再生にもつなげていくものであるとのことです。

委員から、近年、シルバー人材センターの会員登録数が激減している影響で、人手のほしい農家等が困っているといった状況があるが、会員の確保については働きがいのある環境づくりが大事だと思うので、経済情勢も勘案しながら、会員が労力に見合う日当額を得られるように市当局からも助言してほしいとの要望があり、当局からは、シルバー人材センターの運営において、会員の賃金引き上げは労働力の確保という面で効果はあると思うが、反面、利用する側にとっては料金が上がって困るという面も考えられるので、市から賃金引き上げを指導することは難しいとのことです。雇用の問題については、どの職種においても確保が困難な現状にあることから、雇用の実態を踏まえながらシルバー人材センターと協議してみたいとの答弁がありました。

農林水産業費中、農業振興資金に関し、委員から寒害等による農作物の被害状況について質疑したところ、ことしに入り2回ほど雪害・寒害が発生したということであり、1月12日から14日にかけての雪害・寒害で実エンドウの被害額が232万2,000円、2月5日から6日にかけての雪害・寒害では実エンドウのほか、ソラマメ、タンカンも被害を受け、その被害額は403万8,000円となっているとの答弁がありました。

この件に関し、委員から、実エンドウやタンカンなどの農作物については、寒害等に弱く露地栽培が難しい現状にあるが、これからの農業は、気象に左右されない生産性の向上と安定した所得を得るためにハウス施設の活用が必要だと考えるので、農業施設に対する助成制度の充実について国・県に働きかけてほしいとの要望がありました。

本市の水産業における養殖の分野についての構想をたざしたところ、枕崎は、カツオ漁業とかつおぶしをつくって300年の歴史を誇る水産加工業で栄えてきたまちであるが、現在、本市の漁業は、カツオ漁業のほか、近海魚の沿岸漁業や種子島、屋久島、三島、草垣群島周辺などの漁場での沖合漁業が行われており、企業等による養殖分野の立地の話は今のところ出てきていないとの答弁がありました。

これに対し、委員から、今後、水産業においては、養殖の分野が非常に大きなウエートを占めていくものと考えられるが、現に、本市の隣接市でいち早く養殖が進められている状況にあるので、本市としても、カツオに限らず、全体的な見通しを立てて今後の水産業に対する取り組みを進めてほしいとの要望がありました。

農業委員会の委員等の募集に関する質疑に対しては、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集に当たっては、市長と農業委員会が協議の上、枕崎市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集要項を作成し、市のホームページ及びお知らせ版に掲載して募集を行っているとの答弁がありました。

この件について、委員から、農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任については、委員の任期に応じて継続的になされるものであることから、その時々で募集要項を出して対応するのではなく、継続的に実施する際の規則を定めるべきであり、規則等の制定に当たっては、関係の農業者が選任の手續等についてははっきりとわかるように対応してほしいとの意見があり、当局からは、農業委員の選任に関する規則を定めることについては、農業委員会等に関する法律施行規則によると、農業委員の推薦の求め及び募集に関する必要な事項は、市町村長が定める、また、推進委員については、農業委員会が定めると規定されており、必ずしも規則で定めなければならないということではないが、県下各市の状況や要綱等を定める必要性を考慮すると定める必要があると判断されることから、定める方向で今後検討するとの答弁がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計予算及び日程第3号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算の2件について申し上げます。

国民健康保険特別会計の予算総額は36億8,842万1,000円で、前年度当初予算と比較して7億2,783万5,000円、16.5%の減となっています。

保険給付費は、予算総額の約75.8%、27億9,752万7,000円を計上しており、新制度への移行に伴い、保険給付費総額から審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費を除いた額については、県支出金に新設された保険給付費等交付金の普通交付金の額と同額を計上しているとのことです。

また、新制度への移行に伴い新設された国民健康保険事業費納付金は、予算総額の約22%、8億1,253万5,000円となっています。

委員から、平成30年度当初予算を赤字が出る計画で計上した理由についてただしたところ、当局からは、標準保険料率を算定するために必要な国保税で集めるべき額と現行税率に基づく国保税見込み額との差額は約6,000万円となるが、その額を解消するとなると、約10%の大きな税率改定を伴うことや、3方式への移行をどのようなかたちで進めていくかという課題があり、現時点では決定していないこと、また、事業費納付金の算定においては、医療分、後期分、介護分についてそれぞれ計算されるが、後期分と介護分は、医療費水準等、本市の特殊な事情は影響を受けないことから、これまでと大きく変動はないと考えている中で、平成30年度において現行税率に基づく国保税と差額が生じているのは、平成28年度の介護納付金、後期高齢者支援金の精算の影響等を受けていることが大きいとのことです。

委員から、国保の制度改正に伴って財政運営主体が県へ移行するにもかかわらず、県内各市町村の保険料率等にばらつきが見られるので、本市と近隣市町村との保険料率の違いや算出された金額の根拠について整理しておいてほしいとの要望がありました。

後期高齢者医療特別会計の予算総額は3億2,603万9,000円で、前年度当初予算に対して590万2,000円、1.8%の減となっています。

後期高齢者医療保険料は、2億1,426万6,000円を計上しており、前年度当初予算と比較して374万3,000円の減、割合で約1.7%の減となっています。

後期高齢者医療保険料の被保険者の賦課限度額は、現在は57万円で、平成30年度からは62万円に引き上げられることになっているとのことです。

この2件については反対があり、それぞれ賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成30年度枕崎市介護保険特別会計予算について申し上げます。

介護保険特別会計の予算総額は26億3,445万5,000円で、平成29年度当初予算額より約5.5%の増となっており、歳出予算の主なものは、総務費、保険給付費、地域支援事業費、諸支出金などです。なお、保険給付費については、今般策定中の第7期介護保険事業計画と同額の給付費総額を計上しています。

委員から、介護保険制度改正により介護老人保健施設に入所している方の退所を促すことにはつながらないのかとの質疑に対し、介護老人保健施設については、本来在宅で暮らすことが一時的に困難になった方が必要な機能訓練等を行い、最終目標は自宅に帰れるように機能回復をする施設であることから、在宅の生活が可能になったと判断されれば施設を退所することになると思うが、在宅での暮らしが困難な状況であればその施設を退所させられることはないと思っているとの答弁がありました。

また、施設介護サービス給付費が前年度と比較して2億1,500万円程度ふえている理由をただしたところ、医療療養病床から介護医療院へ51床分移行すること、市外の介護老人保健施設等の利用者が増加していることを踏まえたことによるものであるとのことです。

委員から、介護医療院については、新たにつくると保険料に反映されるが、医療・介護という

全体的な連携を考えたら、非常にいいことだと思っている。特に、今度の診療報酬改定において、介護施設のみとり等の面について新たに診療報酬が加算されるという面も出てきていることから、単に介護事業の面だけから非常に費用がかさむという単純なとらえ方はやめたほうがいいのではないかと考えており、総合的に検討してほしいといった要望・意見等がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます。

公共下水道事業特別会計の予算総額は8億1,567万4,000円で、率にして8.8%の減となっています。

歳出予算の主な内容は、公営企業会計適用費は公営企業会計適用業務委託料等で1,860万2,000円、処理施設管理費は終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理費等で1億8,737万5,000円、下水道整備費は終末処理場のストックマネジメント基本計画策定等で2億2,090万2,000円などです。

委員から、公営企業会計への移行準備についてただしたところ、移行に係る作業状況については、平成29年度から平成31年度の3年間で専門業者に公営企業会計適用業務委託を発注して進めているとのことでした。

現在、発注している委託業務の内容については、事業開始当初の昭和50年度から平成28年度までの工事台帳や決算書等、あらゆる書類をもとにした資産調査・評価業務に加え、条例・規則等の作成や貸借対照表の作成の支援、会計システム導入にかかわる支援など、公営企業会計に移行する際の移行事務支援業務も盛り込まれており、平成30年度以降は、これらの調査業務と並行して、固定資産管理に係る登録データの作成業務等に移っていく予定であるとのことでした。

この件に関し、委員から、平成32年度からの公営企業会計への移行に当たっては、極力早い時期にしっかりとした財政計画を立てていくことが重要だと考えるので、その点も踏まえて、遅きに失することのないよう取り組んでほしいとの意見等がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成30年度枕崎市立病院事業会計予算について申し上げます。

平成30年度の診療報酬改定は0.9%のマイナス改定で、平成28年度診療報酬改定に続きマイナス改定となり、極めて厳しい状況が続いているとのことでした。

新年度の業務予定量は、病床数55床、年間患者数を入院で1万7,885人、外来で1万4,025人、1日平均患者数を入院で49人、外来で55人と定めたとのことでした。

委員から、市立病院の物流管理に関し、院内物流管理システムの導入について質疑があり、当局からは、院内物流管理システムについては、現在導入しておらず、仮に導入するとなれば経費もかかるので、導入については費用対効果を見きわめて判断することになるとの答弁がありました。

この件に関し、委員から、医療機器にしても医薬品にしても、高価なものが多いと思うので、院内物流管理システムの導入については、費用対効果がよければ、利益を上げる点から必要ではないかと思うとの意見がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成30年度枕崎市水道事業会計予算について申し上げます。

業務の予定量は、給水戸数を1万0,500戸、年間総給水量を275万5,000立方メートルと予定しているとのことでした。

委員から、給水戸数が減っていく中で、水道事業区域外の簡易水道の団体を取り込んでいくことの見通しについてただしたところ、水道事業区域外には5簡易水道、6小規模水道があり、実使用人口は1,129名であることから、上水道を接続するとした場合、区域外では配水管の整備あるいは施設の整備にかなりの出資がかかるので、今の段階では水道事業として取り組む考えはな

いとの答弁がありました。

委員から、水道事業区域内だけでなく区域外も含めて、枕崎市全体をつなぐと費用はどのくらいかかるのか、それに伴い水道料金はどうなるのか試算をしてほしいとの要望がありました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 ただいま報告のありました、議案第5号平成30年度枕崎市一般会計予算から11号の枕崎市水道事業会計予算まで、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

まず、30年度枕崎市一般会計予算におきましては、衛生費に関して、地域自殺対策強化事業に力を入れて計画策定に取り組むなど、また、子供が授かりにくい方には不妊治療費助成事業を続けています。そして、27年度から実施しております産後ケア事業がどんなに大切なことか、産後の女性は、特に初めての出産となれば、体調はもとより精神的にも不安定な状況に置かれます。

本市に産婦人科医院があるということで、産前・産後、安心して過ごすことができると、みんなが頼りにしているところです。そして退院後は、乳児家庭全戸訪問事業、これで自宅へ子供さんの成長とお母さんの様子も伺いながら訪問してくれる事業に引き継がれていきます。さらに、地域の中で支え合う産後ケアなるものが始まれば、これから結婚、出産を考えている若い方々の不安を和らげ、安心して産み育てられるようなまちづくりに発展をし、少子化対策の一翼を担っていく事業になるのではないのでしょうか。

また、教育費の就学援助費は、国の増額に沿って増額されたことや、新入学生徒学用品費等入学前支給が30年度は中学1年生に実施されること、これは評価すべきことであります。

しかしながら、社会保障・税番号制度関係費など交付金からとはいえ、社会に大きな不安を与えているマイナンバー制度です。問題がたびたび起きています。

働く人の給与から住民税を徴収するための通知書は、市区町村から雇用主に送られます。昨年5月に送る分から働く人のマイナンバーを通知書に載せるよう総務省が自治体にゴリ押しをしたといいます。ところが、漏洩が多発したことから、総務省は、昨年12月に書面により送付する場合には当面マイナンバーの記載を行わないとする事務連絡を出したといいます。

そして、3月19日には、日本年金機構から500万人分の書類に記載されたマイナンバーや、配偶者などの所得に関する情報を都内の情報処理会社が扱い、再委託を禁じた契約に反して、中国の業者に作業を任せていたことが発覚しました。この日本年金機構は、3年前にも125万件の個人情報流出させているという事故を起こしています。管理体制が万全だとはとても思えません。このように危険がつきまとうマイナンバー制度は、即廃止すべきです。

次に、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計につきましては、30年度から国保の広域化、都道府県と市町村の共同運営が実施されます。

本市は、これまで一般会計からの法定外繰り入れをしながら国保会計を維持してきました。

そもそも1958年に成立した国保の発足時から国民皆保険を支えるために、健保組合などの被用者保険に入れられない非正規や中小零細事業所の労働者、そして無職の方や高齢者、自営業者などが加入し、事業主負担がなくて、国保の財政は自立運営が困難な構造でした。そうした中で、医療費が倍化しているにもかかわらず、医療給付費に対する国の負担は2分の1から3分の1に削減されてきました。本市は、一般会計から国保会計への繰り入れを行いながら、住民の負担を少しでも和らげる対応を行ってきたところです。

ところが、国は、今回の制度改悪を機に、自治体により一般会計からの繰り入れを徐々になくしていく方向が強調されているところです。住民からは、払える保険税、暮らしを破壊しない保険税であってほしいと要望も出されています。引き続き一般会計からの繰り入れを国に認めさせ、国保税の値上げを抑えて引き下げにも力を注いでいくべきではないでしょうか。

また、後期高齢者医療は75歳という年齢で市民を分けるのではなく、このような制度は廃止すべきです。

次に、介護保険特別会計につきましては、3年に1度の介護保険料の改定の年となり、本市も4月からの介護保険料の値上げが決まりました。

現在の制度は、介護保険の利用がふえ、介護に従事する労働者の賃金などに充てる介護報酬が引き上げられると、これがまた保険料や利用料の負担増にはね返る仕組みです。そのために介護が必要な高齢者やひとり暮らしの高齢者が多い自治体ほど保険料などがより高くなってしまおうと言われております。介護サービスの利用を減らすか断念するか、厳しい選択をせざるを得ない人も出てくることでしょう。高齢者の暮らしと命を脅かすものです。

30年度は、新たな施設介護として介護医療院51床の入院施設が設立されました。

現在、介護度の重い方の介護は数カ月の入所と退所を繰り返しながらの介護が必要で、家族の方の負担も大なるものです。家族介護の負担軽減につながるよう、利用料の負担軽減も含め、必要な介護が保障され、安心して利用できる制度として成り立つように、現在25%の国庫負担割合を10%引き上げ、将来的には50%に引き上げるよう、国に要望すべきではないでしょうか。

何よりも、高齢者が安心して介護が受けられるよう、そして支える家族も安心して暮らせるような介護保険制度であるべきです。

次に、公共下水道事業特別会計においては、公営企業会計に向けての準備が進められているところですが、水産加工業者の下水道への未接続がまだ残っているようです。

観光に力を注いでいる本市としては、カツオのまち、枕崎のイメージが損なわれないよう川や海への汚染対策は万全でなければなりません。また、終末処理場付近に時折発生するという悪臭についても完全に排除することはまだできていないようです。

今後、長寿命化計画の中で、汚泥処理等の臭気対策として臭気設備の改築・更新を実施する予定とのこと、悪臭も改善されていくことと思いますが、この終末処理場がまち中にあることから、市民の日常生活を阻害することのないように注意を払っていくべきです。

次に、枕崎市立病院事業会計においては、入院や外来患者の減少が続いているところですが、厚生労働省が3年に1回実施しているという、受診や受療行動の調査結果においても、入院・外来患者が減少傾向にあるということです。それは確かに減少傾向の一つの大きな要因だとは思いますが、しかし、これからは患者さんが足を運んでくれるよう、そして市立病院として存続させるには何をなすべきかを念頭に置き努力していただきたい。

また、今はどこの職場においても専門職が不足していると言われております。看護師さんたちが働きやすい職場をみずから構築できるよう、そして総看護師長も院内から選任できるようにすべきではないでしょうか。

最後に、水道事業会計におきましては、人が生きていくためには水ほど大事なものはありません。

日ごろから常時、点検・検査がされているこの安心安全な水道水を使わせてほしいと要望している地域があります。この先高齢化が進み、集落での水道施設の維持管理が難しくなることから要望しているところですが、市は、水道事業の区域外でもあり、企業として採算がとれないので水道を引くことはできないと言われてますが、水道事業も利用者の高齢化が進み、給水人口は毎年のように減り続けています。今年度は100戸数の減となっているようです。

このような状況を打開するためにも、ましてや同じ枕崎市民です。安心安全な水が行き渡るよ

う、住民の声を聞き、一般会計からの繰り入れも視野に入れて、検討していただきたいと思いません。

日本共産党は、以上の点から予算に反対をして、討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第1号から第7号までの7件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第1号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第29号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ380万円を追加し、予算総額を118億9,380万円にしようとするものです。

補正予算の内容は、ふるさと応援寄附金の額の増加に伴うふるさと応援基金積立金及びふるさと納税返礼事業の増額であります。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して回数  
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。――討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第8号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第30号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号副市長の選任につきましては、小泉智資氏を副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して回数  
の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○4番城森史明議員 副市長はですね、我がまちと同様に合併をしなかった阿久根市に勤められておられますが、その中で、具体的な、非常に重要な地方創生特命参事とか、企画調整課参事を務められておられます。

その中でどのような仕事をされてきたのか、市長はどのような把握をされておられますか。具体的な成果でもありましたらお願いしたいと思います。

○前田祝成市長 小泉氏ですが、今、阿久根市の地方創生特命参事ということで、2年間阿久根市で勤められました。

具体的には阿久根のブランド確立、そして観光振興、雇用創出、移住、こちらのほうの担当、そして出産、子育て支援についても、取り組まれております。再生エネルギービジョン策定、その実現可能性の調査、そして事業検討委員会の運営ですね、あとその再生エネルギービジョン

にしましては、ワークショップを実施したり、出前事業を行ったりという活動をされているということです。それと、観光まちづくり戦略策定業務ということで産官学金連携事業ということで、チャレンジショップほか観光まちづくりのための戦略策定をされております。

お伺いしたところによると、阿久根にあります高校のですね、加工品のブランド化ということにも取り組まれたというふうには聞いております。あと、婚活であるとか、ふるさと納税に関して業務を行っているということも聞いております。

小泉氏にしましては、略歴にもありますように、広告代理店での仕事が長かったんですけども、その中でですね、36年間の広告代理店の仕事の中で、昭和60年から平成3年までの6年間、鹿児島営業所のほうで営業をされております。そして平成20年から平成26年までの6年間、こちらも鹿児島営業所のほうで所長として活躍されております。12年間、鹿児島のほうに住まわれているという経歴がございます。

以上です。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第9号副市長の選任について、投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、4番城森史明議員、6番依積田義信議員、7番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成10票、反対3票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第30号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第10号委員会調査期限の延期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

国保運営健全化・健康増進対策特別委員長から、お手元に配付のとおり委員会調査期限の延期についての申し出がありました。申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成30年第1回定例会を閉会いたします。

午前10時22分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明  
及び各委員から出された意見・要望

平成30年 第1回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①禰占 通男	少子化と人口減による影響について	<p>1 JR九州のダイヤ改正について</p> <p>(1) JR九州は、3月のダイヤ改正で県内のすべての在来線において減便することを発表した。本市への影響について伺いたい</p> <p>(2) 中止を要請する九州各県の知事連名の要請書や、九州地域鉄道整備促進協議会の要望書が提出されている。指宿枕崎線沿線自治体としての対応はどのようになされたのか</p> <p>(3) 将来的な人口減に対して、上下分離方式にも言及している。沿線自治体や本市の考えはどのようなものか</p> <p>(4) JR九州の社長発言で、将来、路線を残したければ、国・自治体の費用負担が必要ととれる内容もあるが、本市財政で対応可能か</p> <p>(5) 沿線自治体への概要説明もなされたようであるが、本市への対応、本市からの要望などの内容等について伺いたい</p> <p>(6) 九州新幹線長崎ルート暫定開業の2022年度まで、新たな大規模改正に踏み切らない考えを示している。今後の指宿枕崎線の利用促進についての考えを伺いたい</p> <p>2 鹿児島県警は、「鹿児島県警察の機能強化基本計画」(案)において、小規模警察署の再編整備について検討するとしている。枕崎警察署はどうなのか</p> <p>(1) 県民から意見を公募している。内容の把握はなされているのか</p> <p>(2) 再編が実施された場合、不都合、不便はないのか</p> <p>(3) 小規模警察署の再編整備による懸案として、支</p>	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
②豊留 榮子		<p>援の強化と警察力の整備を挙げている。治安などの面から不安な要素はないのか</p> <p>3 少子化及び人口減対策について、市長としての考えを伺いたい</p>	
	<p>学校給食費の無償化について</p>	<p>1 学校給食費の無償化のために市独自の助成制度を設けることはできないか</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
	<p>就学援助制度について</p>	<p>1 日本の義務教育は無償となっているが、実際には入学する前にランドセルや制服、靴などの準備にお金が必要となっている。こうしたことから、入学前に入学準備金を支給できないか</p> <p>2 就学援助制度の活用・充実を図っていくべきである と考える (1) 国の援助項目の中で、本市がまだ実施できていない項目はどういったものがあるのか  (2) まだ実施していない項目について、対応していくべきではないのか</p>	<p>市 長 副市長 教育長 課 長</p>
	<p>国民健康保険税について</p>	<p>1 国保の広域化に伴い、4月からは県が運営主体となり新しい仕組みがスタートする (1) 国保税の均等割額については、せめて世帯における第3子（高校生以下）以降の子供分は全額免除し、保険税の負担を軽減することはできないか  (2) 市民の国保税の負担を抑えるために、一般会計からの法定外繰り入れをもっとふやすことはできないか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>
	<p>南薩広域ごみ</p>	<p>1 南さつま市金峰町高橋が建設候補地となっていた</p>	<p>市 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③永野慶一郎	<p>処理施設について</p> <p>市長の公約について</p>	<p>が、進捗状況はどうなっているのか</p> <p>2 広域ごみ処理施設の建設に向けた今後のスケジュールはどうなっているのか</p> <p>1 公約の中で、乗合型デマンドタクシーを活用した新しい交通システムづくりと掲げている</p> <p>(1) 交通システムづくり及び交通弱者と呼ばれる方たちへの対応や対策を市長はどう考えているのか</p> <p>(2) 交通手段の乏しい高齢者の実状・実態はどの程度把握しているのか</p> <p>(3) 高齢者等の移動手段の確保・支援について、庁内関係各課と協力・連携して検討を進めていきたいとのことであったが、その後、調査・検討はされているのか</p> <p>(4) 既にデマンド交通を運行している自治体との情報交換等はされているのか</p> <p>2 ふるさと納税を有効活用した子育て支援への取り組みとある</p> <p>(1) 今後、ふるさと納税はどのように取り組んでいこうと考えているのか</p> <p>(2) ふるさと納税を生かした子育て支援は具体的にどのように取り組んでいくのか</p>	<p>副市長 課 長</p> <p>市 長 課 長</p>
④立石 幸徳	本市産業における労働力について	<p>1 本市の地場産業（水産業・水産加工業・農業など）や建設業における人手不足の実態について</p> <p>2 外国人活用の見通しについて</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	社会保障制度改正の影響について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新国保制度における赤字削減・解消策について（1月29日、厚生労働省より通知された国保会計赤字保険者に対する本市の対応について）</li> <li>2 枕崎市老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画について               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者のいる世帯数の中で、ひとり暮らし世帯の増加について</li> <li>(2) 介護医療院の整備と特別養護老人ホームの増設について</li> </ol> </li> <li>3 5年ごとの生活保護基準見直しによる本市受給者への影響について</li> </ol>	市 長 課 長
	J R九州のダイヤ改正について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 3月17日からの指宿枕崎線の9本の減便について</li> <li>2 今後の指宿枕崎線の路線存続について</li> </ol>	市 長 課 長
⑤城森 史明	市長の政策方針について	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市長は、選挙公約で3つの政策課題を掲げている。その中の1つに子育て支援があるが、市長はどのような考えで臨むのか</li> <li>2 産業競争力向上とあるが、市長の得意なプレゼンテーション力を生かしたトップセールスには大いに期待するものがある。枕崎市全体の産業競争力向上のために、どのような考えを持っているのか</li> <li>3 農業や地元小売業においては、後継者不足により今後急激に衰退すると予測されており、産業競争力向上においては致命的な問題である。どのような対応をするのか</li> <li>4 枕崎市は、従来、南薩地区において「南薩の雄」と呼ばれ、リーダー的存在であったが、近年は行政</li> </ol>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>面において孤立化しているとの多数の市民の声がある。南薩の発展なくして枕崎市の発展はない。</p> <p>今後の行政面において、南薩地区の近隣都市と、どのように良好な関係を構築していくのか</p> <p>5 枕崎市の行財政における最大の問題点は、厳しい財政である。財源の担保なしには、行政は何もできない。</p> <p>先日の南日本新聞に「市職員の給与は高すぎる。民間同様、財政状況に見合った水準にするべきだとの市民の声は根強い。」という記事が掲載された。このような状況の中で、前市長は、平成27年度からの3年間で、みずからの給料と期末手当を4回もふやす政策を実施してきた。</p> <p>市長みずからがリーダーシップをとり、みずから身を切る財政改革を推進すべきではないのか。市長はどのように考えるか</p> <p>6 枕崎市は、南薩地区の観光の中で食のまちという位置づけであり、その中で、お魚センターは重要な役割を果たしている。食の拠点として確固たる拠点とすべきだと思うが、どのように考えるか</p> <p>7 新聞等で本市における企業誘致が、ここ数年実現されていないとの指摘がある。企業誘致についてどのように考えるか</p>	
⑥清水 和弘	市長選挙の結果と公約について	<p>1 投票率が前回比4.12ポイント減少した結果の判断について</p> <p>2 枕崎を一つにと言っている具体的内容について</p> <p>3 第6次枕崎市総合振興計画と前田市長の公約の違いについて</p> <p>4 持続可能な財政強化を実施するための具体的プロセスについて</p>	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>5 本市財政状況をP D C Aによる数値目標を設定し、改善すべきと考えるが、市長の考えを</p> <p>6 農林水産業の6次産業化の推進、収益性向上の具体策について</p> <p>7 市内の経営者は、若者が就職してくれないと言われるが、解決策について</p> <p>8 自治体経営を新しい視点で進めるとあるが、具体的にどのようにするのか</p> <p>9 市長が述べている枕崎のあるべき姿とはどのようなことか</p>	
	<p>国保財政改善策について</p>	<p>1 本市国民健康保険財政状況は、近年、一般会計から法定外繰り入れをしている状況であるが、今後の市長の対応は</p> <p>2 本市国民健康保険財政状況の改善策について</p> <p>3 耕作放棄地を利用することで高齢者の健康寿命の延伸につなげられないか</p> <p>4 枕崎市保健推進員設置要綱に規定する年齢制限の改定について</p>	<p>市 長 課 長</p>
	<p>活性化策について</p>	<p>1 魅力ある観光ルートづくりによる交流人口の増と雇用の場の創出について</p> <p>2 火之神地域を活用した活性化策について</p> <p>3 南九州西回り自動車道延伸に向けた要望の考えは</p>	<p>市 長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
		<p>4 三島村との今後の交流のあり方について</p> <p>5 コンテナ取扱施設整備に関する検討・協議の進捗状況について</p> <p>6 空き家の利活用策について</p> <p>7 市営野球場の改善について</p>	

平成30年第1回定例会予算特別委員会における  
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第27号専決処分の承認を求めることについて

○当局説明

- ・ ふるさと応援寄附金の額の増加に伴い、平成29年度枕崎市一般会計予算の補正を必要としたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、議会の承認を求めるものである。
- ・ 専決処分した歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ4,150万円を追加し、予算総額を116億3,220万円にしようとするもので、当初予算額より11.8%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の内容は、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴う、ふるさと応援基金積立金とふるさと納税返礼事業である。
- ・ 今回、専決処分を行った補正予算は、12月議会で追加補正後、12月後半のふるさと応援寄附金の状況が予想を大幅に超える伸びを示し、12月末で寄附金収入見込み累計額がふるさと応援寄附金の歳入予算を超え、返礼品経費に不足を生じる見込みとなったことから、緊急に補正を行う必要があったものである。
- ・ 補正財源は、寄附金3,900万円、繰越金250万円の増で措置した。
- ・ ふるさと応援寄附金については、補正後の寄附額を5億1,620万円と推計して専決処分を行ったが、専決処分後、3月7日現在で既に5億1,720万円を超える寄附額となっており、年度末までの返礼事業などの歳出予算が確実に不足する見込みとなっている。

○委員からの意見・要望

- ・ 議会が議決した予算について、その執行のあり方に疑問を持つところがある。議会が予算を議決するという意味を重視していただきたい。

◎議案第1号平成29年度枕崎市一般会計補正予算（第7号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,780万円を追加し、予算総額を118億9,000万円にしようとするもので、当初予算額より14.3%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費の補正は、国の補正予算に伴う市営住宅建設事業を追加するものである。
- ・ 地方債の補正は、過疎対策事業ほか8事業の変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、減債基金費、国民健康保険特別会計繰出金、市立病院負担金、市営住宅建設事業などである。
- ・ 補正財源は、地方交付税8,076万6,000円、国庫支出金6,916万円、諸収入5,728万8,000円、市債4,850万円、繰越金4,416万6,000円、市税3,386万円、地方消費税交付金1,160万円、株式等譲渡所得割交付金ほか738万3,000円の増、繰入金7,791万7,000円、県支出金1,460万5,000円、分担金及び負担金240万1,000円の減で措置した。
- ・ 認定こども園の現在の利用状況は、立神海の風こども園は1号認定11人、2号・3号認定100人であり、べっぴん山こども園は1号認定14人、2号・3号認定70人である。
- ・ 障害者医療費の増額の理由は、療養介護医療費の支給対象者が生じたことによる増額である。療養介護医療費は、病院において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話、その他必要な医療を要する障害者に対し、その病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話に要する経

費である。療養介護医療費の公費負担は、本来かかった経費の自己負担分3割の額と利用者が実際に負担する限度額との差額を公費で負担するものである。

療養介護医療費の公費負担の負担割合は、国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1となっている。

- ・ 更正医療費の受給者数は、ここ数年は110人前後である。更正医療費の全体の額は、数年前と比べると数百万円程度増加している。
- ・ 障害児通所支援事業の増額補正の主な理由は、児童発達支援の利用者が実人員で13名程度増加したことによるものである。

今回、利用者が当初の見込みより増加した要因は、健康センターで行われている各種健診の際に、発達上の障害がうかがわれる児童の保護者に対して障害児通所支援事業の利用に係る指導がなされており、指導を受けた保護者が早期に対応されたことなどにより利用者が増加したものと考えている。

- ・ 障害児通所支援事業は、発達障害等のある児童に対して集団生活への適応のためのサービスなどを提供することを目的としている。なお、この事業を子供たちが利用した効果については数的に検証できるものはないが、通所を通じて、同じような環境でほかの子供たちと触れ合ったりする中で、社会適応能力の向上につながっていると考えており、社会生活に適応できるような効果は出ていると思っている。
- ・ 生活保護の状況については、本年2月現在で、受給世帯が186世帯、人員が234人である。年齢区分では、0から9歳までが6人、10から19歳までが17人、20から29歳までが5人、30から39歳までが9人、40から49歳までが26人、50から59歳までが33人、60から69歳までが52人、70から79歳までが56人、80から89歳までが25人、90歳以上が5人となっている。
- ・ 障害者が施設に入所して昼間受給する生活介護の状況については、平成26年度が76名、平成27年度が83名、平成28年度が86名とふえているところである。
- ・ 降灰防止・降灰除去施設等整備事業の減額は、入札執行に伴う減である。
- ・ 広域漁港整備事業の減額は、当初では、国への特定漁港整備事業に係る平成29年度事業要望額に応じた市の負担金を計上していたが、内示額が少なかったことにより負担金を減額するものである。
- ・ 県単漁港整備事業の減額は、平成29年度事業として、漁協燃油庫前面の臨港道路舗装と白沢津港西側護岸整備事業を要望し、その負担金を計上していたが、臨港道路舗装がゼロ内示となったこと、また、白沢津港西側護岸整備事業の護岸整備については、整備に当たり工法検討が必要となり、調査設計業務に移行したことにより市町村負担金対象外となったことに伴い減額するものである。
- ・ 水産基盤機能保全事業の減額は、当初、中央臨港道路の道路補修整備を計画し、事業費2,000万円、そのうち本市負担金400万円として計上していたが、内示額の減少により、事業費800万円、本市負担額160万円で、内港マイナス4.5メートル岸壁の改修整備を行うこととしたことによる減額である。
- ・ 砂防費は、委託料については、岩崎地区の急傾斜事業の委託費として500万円を計上していたが、内示額の減少により全額を減額するものである。  
工事請負費については、当初、岩崎地区と宇都地区の分で2,000万円を計上していたが、内示額の減少により1,300万円減額するものである。  
負担金補助及び交付金については、木口屋集落の中洲川県単砂防事業を要望していたが、不採択により、全額を減額するものである。
- ・ 住宅環境整備費は、木造住宅の耐震改修工事の応募者がいなかったことにより、全額を減額するものである。

- 住宅建設費の工事請負費は、長寿命化工事の執行残と潟山団地の新築工事費を相殺したものであり、補助率は2分の1である。
- 災害対策費の防災行政無線デジタル化実施設計業務は、現在、実施設計を委託中であり、本年3月15日に成果物が提出される予定である。この委託料の減額は、指名競争入札による執行残を減額するものである。  
 なお、今回の実施設計では、防災行政無線の機器メーカー8社の全業者が参加できるような仕様書を作成することとしている。
- 防災情報等の伝達手段は、FM放送等も含めて総合的に検討した結果、防災行政無線のデジタル化による方法と決定され、現在、実施設計業務を委託しているところであり、来年度から工事に入る計画である。
- 防災情報等の伝達手段に関し、市長が公約の中で掲げたコミュニティFM局の開設については、防災を第一義に、さまざまな情報を市民が共有していくことを方針としており、その費用対効果や実際行っている市町村の状況を含めて今後検討していかねばならないと考えている。
- 今回の防災行政無線の整備については、デジタル化を図る中で、防災情報等を確実に伝えるためメール送信や音声の伝達など機能の向上を図ることとしている。また、高齢者等の災害弱者に対しては戸別受信機の設置も必要であると判断しており、防災行政無線の整備に係る全体事業費の中にその設置に対する補助も含めて取り組んでいく予定である。  
 戸別受信機の設置については、6月議会前に、枕崎市自治公民館連絡協議会総会あたりで市の考え方を説明したいと考えている。
- 多面的機能支払交付金事業の減額は、各地区で実施されている事業の対象農地面積が減少した部分の減額と、施設の長寿命化のための事業に対する交付単価が100%から92.2575%に下がって交付されたことによる減額である。
- 青年就農給付金の減額は、当初3人の新規青年就農者を見込んでいたが、最終的に1人となったことによる減額が主である。
- 農業委員会費の委員等報酬は、農地利用最適化交付金を委員14人に対して3月の年度末に年額として一括支給するものであり、1人当たりの報酬は約17万円になる予定である。
- 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の公募は、市ホームページ及び市報で行った。公募に係る募集要項は内規として定めており、現在、本市の例規集には掲載していないが、今後検討して掲載していきたいと考えている。
- 農地利用最適化交付金は、農地利用最適化交付金成果実績シミュレーションにおいて、農業委員会の活動による農地集積面積が54.5ヘクタールで目標に対して242.2%、遊休農地関係で遊休農地面積の解消面積が27.4ヘクタールで達成率が56.7%と算出しており、その実績に基づいて国が出してきたものもある。
- 農業委員会委員への実績に基づく報酬については、実績に合わせて配分することができるが、ことしは初年度であったことから、その分の報酬については均一に配分しようと考えている。
- 子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援法に基づく事業に対して交付されるものであり、今回の補正額181万2,000円の内訳は、子育て援助活動の事業に関する部分が12万円、病児・病後児保育事業のカンガルーのポッケの部分が1万3,000円、放課後児童クラブにかかわる部分が79万1,000円、一時預かり事業に係る部分が88万8,000円となっている。
- 防災・安全交付金事業（市営住宅建設事業）の補正の内容は、平成30年度に計画していた潟山市営住宅の交付金が平成29年度の補正予算で確定したことに伴い、工事費の2分の1の額を計上している。

- 市営潟山団地は、全体で5棟24戸を建設する計画であり、現在、10戸を建設している。また、今回の補正で10戸の建設し、さらに平成31年度に4戸の建設を計画している。事業の進捗としては、造成工事が終わり、現在、建設中の1・2号棟については、1月11日に抽選を行って入居者を決定しており、入居は4月初旬を予定している。
- 桜山小学校近くの木造の市営住宅は、現在、管理戸数が6戸で入居者は1名であり、入居者が退去されたときは、建物を撤去し更地にする予定である。  
桜山地区における市営住宅建設の計画については、平成31年度までに検討したいと考えている。
- 公営企業（市立病院）に対する負担金は、平成27年度が9,006万3,000円、平成28年度が9,946万5,000円、平成29年度が補正後で1億0,487万円である。
- 公営企業会計に対する負担金は、国が繰り出しの基準を定めており、今回の市立病院の負担金についても、その基準に基づき一般会計から一部負担するものである。また、普通交付税あるいは特別交付税で財源措置されており、基準財政需要額あるいは特別交付税の特別財政需要の中での算定額に基づいて支出している。
- 公営企業会計に対する負担金に関し、基準財政需要額に算定されている額は、平成29年度は8,897万1,000円であり、内訳は、救急医療に要する経費が3,629万4,000円、病床数に関する部分が4,530万円、元利償還金の経費が約740万円である。
- 病院事業に対する繰出基準の対象は、救急医療の確保に要する経費、改革プラン推進に要する経費、医師の派遣を受けることに要する経費、児童手当に要する経費、企業債元金・利子償還に要する経費、共済追加費用の負担に要する経費、医療機器等の購入に要する経費、不採算地区病院の運営に要する経費である。
- 不採算地区病院の運営に要する経費に関し、不採算地区病院の定義として、許可病床数150床未満であって最寄りの一般病院までの到着距離が15キロメートル以上であるものまたは直近の国勢調査に基づく当該公立病院の半径5キロメートル以内の人口が3万人未満のものとなっている。市立病院は、この条項に該当し、不採算地区病院に当たる。
- 奨学金の補正は、当初で86人を予定していたが、決定者が28人減の58人となり、貸与支給決定額に伴い減額するものである。  
出願者が減少した要因は、少子化による減少をはじめ、ほかの制度と比べて手続きが煩雑であること、国・県の給付型奨学金の創設によるもの、高校・大学などの独自の制度が充実してきたことなどが考えられる。また、奨学金募集の広報については、お知らせ版及び広報まくらぎきで案内をしているが、特に高校3年生に対しての周知がまだ足りないと考えている。そのほか、在学中にアルバイトを始めたことによって更新をしなかった方、複数の奨学金を借りていた方が、たくさん借りられるほかの教育ローンや奨学金に一本化したといったケースもある。
- 民生費の医療等助成費の財源内訳が一般財源から起債に変わった理由は、過疎対策事業のソフト分については、当初で限度額を5,630万円としていたが、過疎団体全体の要望額が発行限度額の合算額に達しないときには、その発行限度額の2倍を上限として借り入れが可能となっており、今回、調整がなされ、3,130万円のソフト分の追加借り入れが認められたことによるものである。
- 今回追加借り入れが認められた過疎対策事業のソフト分の内訳については、医療費助成関係でひとり親家庭等医療費助成に700万円、子ども医療費助成に540万円、衛生関係で予防接種事業に600万円、水産業関係で200カイリ対策費補助に800万円、教育関係で特別支援教育支援員事業に490万円となっている。
- 普通交付税については、平成28年度の決算額と比較すると1億3,000万程度減少している。その要因として、基準財政需要額の中で公債費の交付税措置額が1億円近く減となっているこ

とが非常に大きいところである。なお、当然に歳出の中で公債費がそれ以上の減となっていることから財源的にどうこうということではない。

- ・ 今回の補正分の普通交付税の増については、昨年7月25日に額が決定をしてから留保してあったものを最終補正予算で計上したものである。
- ・ 財政調整基金の繰入金7,741万7,000円の減額となった主な理由については、市税が3,386万円増額になっていること、地方消費税交付金が1,160万円増額になっていること、諸収入において、県市町村振興協会の交付金として、今年度に限りサマージャンボ宝くじの収益金の特別配分が4,700万円程度あったことなどによるものである。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 障害児通所支援事業に関し、利用者に対する効果を個別には把握していないとのことであるが、事業の効果が得られるような施策を立てていく必要があると思うので、事業の効果的な利用について検証してほしい。
- ・ 今回の防災行政無線とコミュニティFM局を両方とも整備するとなると非常に無駄であることから、コミュニティFMに関する課題等を今の段階で早く把握して、できるだけいかたちで防災対応が図られるようにされたい。
- ・ 市立病院に対する負担金は、一般財源から持ち出す額が大きいことから、一般財源を他の市民サービスに係る事業へなるべく使えるように改善し、将来的には負担金を減らしていくようにしてほしい。
- ・ 本市の場合、何といたっても財政が厳しいことから、過疎債のソフト面が今回のように追加で認められると非常に財政上有利になるため、今後とも努力してほしい。

#### ◎議案第2号平成29年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,716万円を減額し、予算総額を42億5,141万7,000円にしようとするもので、当初予算より3.7%の減となる。
- ・ 補正の主な内容は、平成29年度実績見込み等に基づく歳入歳出全般にわたる見直しを行ったことによる増減である。
- ・ 療養諸費及び高額療養費については、一般及び退職分の平成29年度の実績見込に基づく減であり、療養諸費合計で1億0,732万9,000円の減額と、高額療養費で800万円の減額となっている。
- ・ 共同事業拠出金については、鹿児島県国民健康保険団体連合会の平成29年度決定通知に基づき、高額医療費拠出金を2,852万3,000円減額し、保険財政共同安定化事業拠出金を5,368万2,000円減額した。
- ・ 償還金及び還付加算金については、平成28年度療養給付費等負担金精算返納金1,723万8,000円と国及び県の平成28年度特定健康診査・特定保健指導負担金の精算返納金313万6,000円を増額した。
- ・ 以上の財源として、繰入金1億3,709万8,000円の増と、国庫支出金4,138万円、療養給付費等交付金2,959万8,000円、県支出金908万1,000円、共同事業交付金8,897万6,000円、諸収入1億4,522万3,000円の減で措置した。
- ・ 共同事業については、従来からあった高額医療費共同事業のほかに、平成18年度から保険財政共同安定化事業が新設され、その対象額は新設時30万円以上であったものが平成27年度からは1円以上が対象となっている。
- ・ 共同事業交付金と共同事業拠出金がそれぞれ減額となっているが、その相関関係については、

交付金の金額は、それぞれの市町村の対象となる医療費実績に基づき、毎月、国保連合会で算出を行い、その金額の積み上げが最終的な実績額となる。一方で、拠出金は、県全体の交付金額をもとに、本市の過去2年前から3年間の交付金の実績額や本市の被保険者数が県全体に占める割合で按分する制度となっている。交付金が減少した理由は、対象となる医療費が減少したためと考えており、拠出金の減少した理由は、県全体の対象となる医療費が減少したことが最も大きな要因と考えている。

- ・ 交付金が減額補正となった理由については、当初予算計上に当たり、国保連合会が算定した額を計上したが、本市の対象医療費の減額により、国保連合会が決定した金額が減額となったためである。
- ・ 一般会計からの法定外繰り入れの金額については、補正前で821万9,000円であったものを、今回1億4,178万1,000円の増額補正を行い、最終的には1億5,000万円計上したところである。
- ・ 一般会計からの法定外繰り入れを行わないようにする対策としては、基本的には国保税の引き上げか、医療費の抑制になると考えている。

国保税の抑制のためには、市及び加入者が医療費抑制に向けた努力を行う必要があると考えており、市では、データヘルス計画及び健康まくらざき21に基づき、特定健診の受診率向上、特定保健指導の実施率向上、生活習慣病の重症化予防事業等をこれまで以上に取り組む考えであり、市の取り組みとあわせて、住民の健康に関する意識の改革も重要であると考えている。

- ・ 県内の市町村における葬祭費の給付状況は、現在、統一となる2万円の市町村が27市町村であり、そのほかに、1万円が6市町村、1万5,000円が2市町村、1万6,000円が1市町村、2万4,000円が2市町村、3万円が5市町村となっている。

### ◎議案第3号平成29年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

#### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,839万円を減額し、予算総額を8億1,835万4,000円にしようとするもので、当初予算額に対し8.5%の減となる。
- ・ 繰越明許費は、社会資本整備総合交付金事業のうち6,946万6,000円を平成30年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 債務負担行為の補正は、公営企業会計適用業務委託の契約締結に伴うものである。
- ・ 地方債の補正は、事業債の変更に伴うものである。
- ・ 補正予算の内容は、公営企業会計適用費の業務委託の執行に伴う委託料の減、社会資本整備総合交付金額確定に伴う下水道整備費の委託料の減、公債費元金の財源内訳変更である。
- ・ 補正額は、公営企業会計適用費951万6,000円の減、下水道整備費6,887万4,000円の減である。
- ・ 以上の財源として、繰越金1,791万4,000円の増、国庫支出金3,303万5,000円、繰入金1,746万9,000円、事業債4,580万円の減で措置した。
- ・ 明許繰越しを行う社会資本整備総合交付金事業の内容については、約28%補助金が削られたことに伴い、当初計画していた松之尾中継ポンプ場関係の修理ができなくなったことから、2号最終沈殿池の汚泥掻寄機の工事、沈砂池汚水ポンプ施設設備の電気工事、管渠、マンホールのストックマネジメント実施方針策定の委託である。
- ・ 松之尾中継場の施設の更新については、12月議会で2号ポンプの修繕費を計上し修理したが、長寿命化計画の中では、1号ポンプも含め、すべてをやりかえる計画を立てている。
- ・ 公営企業会計適用業務委託料の減については、四、五年前から、処理場等施設の取得台帳、資産台帳、管路施設の管渠工事の内容確認書を作成しており、それらが業務委託の中で利用でき、その部分について改めて作成する必要がなくなったことから、当初、事業費を4,000万円

組んでいたが、入札を行った結果、落札価格が2,192万4,000円となり、1,807万6,000円の減となったことによるものである。

- ・ 公営企業会計適用までの作業については、平成29年度においては、資料状況の把握を行い、年度別歳入歳出決算額の一覧表、年度別工事一覧表、建設改良費、税抜きの処理、建設支出、財源総括表の作成を行っている。平成30年度からは、固定資産調査、固定資産システムの登録データ作成、マニュアル作成等を行い、段階的に進めていく予定である。
- ・ 臭気については、職員が近くの店まで歩いて行って確認を行っているが、すごいにおいがしているということはない。

対策として、活性炭の入れかえ、汚泥の積み込み時のドアの開閉を迅速に行うこと、通風口上部をミストシャワーによりにおいを抑えるなど、随時対応はしている。今後、長寿命化計画の中で、汚泥処理棟の臭気対策として臭気設備の改築更新を実施する予定である。

3月5日ごろ、周辺においてにおいがした原因については、現在、2号の搔寄機改築更新作業に伴い、1号及び4号の引抜弁の更新作業を実施したことによるものであると思われる。

- ・ 臭気指数については、施設の外周道路で東西南北の4カ所での測定結果は0である。ただし、場内で20カ所程度測定しているが、沈砂池の入り口前、流調上部では若干出ている状況である。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 公営企業会計適用に当たっては、それまでに、各年度で具体的にどのような調査を実施するのか把握してほしい。

#### ◎議案第4号平成29年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第3号）

##### ○当局説明

- ・ 今回の補正は、業務の予定量において、年間患者数及び1日平均患者数を補正し、収益的収入において、入院収益等の増に伴い医業収益を1,720万円の増、負担金等の増に伴い医業外収益を3,922万1,000円追加するほか、補助金の増に伴い附帯事業収益を2万3,000円追加し、収益的支出において、給与費及び経費の減に伴い医業費用を1,439万2,000円の減、支払利息及び手数料の増に伴い医業外費用を1,000円増額しようとするものである。
- ・ 補正後の収支は、総収益6億6,629万3,000円に対し総費用7億0,229万4,000円となり、3,600万1,000円の純損失となる見込である。
- ・ 資本的収入及び支出においては、負担金の増に伴い、収入を251万7,000円追加しようとするもので、補正後の収支は、収入251万7,000円に対し支出が4,117万4,000円となり、収入額が支出額に対して不足する額3,865万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金3,706万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額158万9,000円で補てんしようとするものである。
- ・ 収益的収支については、当初1億0,600万円程度の赤字と見込んでいたが、赤字幅が7,000万円程度圧縮され、3,600万円程度の赤字になると見込んでいる。
- ・ 圧縮できた赤字7,000万円の内訳については、収益においては、医業収益では1,720万円の増となり、その項目ごとでは入院患者が1,460人ふえることに伴い入院収益が2,500万円の増、外来患者が1,270人減ることに伴い外来収益が2,100万円の減、一般会計負担金が1,385万円増となっている。医業外収益では3,922万1,000円の増となり一般会計の負担金関係で4,200万円程度ふえたことが大きい。支出においては、医業費用では1,440万円程度の減となり、その項目ごとでは給与費が1,080万円程度の減、委託料の人件費分が360万円の減となっている。医業外費用では1,000円の増としている。

- ・ 入院患者数が当初より1,460人ふえる見込みとなった理由については、高齢者のうち認知症の重症予防のための早期入院の増によるものである。
- ・ 入院患者数の推移については、平成23年度2万0,604人、平成24年度1万9,263人、平成25年度1万9,438人、平成26年度1万9,502人、平成27年度1万8,863人、平成28年度1万6,957人となっている。なお、平成23年度と平成24年度を比較し、急激に落ちていることについては、病院の建てかえ工事の際に、病床数を60床から55床に減らしていることによる影響があると思っている。
- ・ 外来患者数の推移については、平成23年度1万7,549人、平成24年度1万7,180人、平成25年度1万7,366人、平成26年度1万6,962人、平成27年度1万6,083人、平成28年度1万4,933人となっている。
- ・ 外来患者数が減ってきていることについては、まず、本市の人口減少に伴う影響があると思われる。また、市立病院には内科しかないことも影響しているのではないかと考えている。また、当院を受診する患者は高齢者が多く、受診するための交通手段の確保が難しくなり、距離の遠い患者は近い病院へ転院したことも考えられる。

なお、全国的な動向については、厚生労働省が3年に1回受療行動調査を実施しており、全国の病院において、入院・外来患者は減少傾向にあることが出ているところである。さらに、厚生労働省が公表している2015年の人口動態統計の結果において、鹿児島県では、死亡した場所の割合が、在宅死が8.3%で前年度と同じ、病院、診療所で亡くなった方が81%で、前回との比較で1.4ポイントの減、施設で亡くなる方が8.7%で1.4ポイントの増となっていることから、病院から施設への入所者がふえている傾向が見られ、近隣の市内の病院、またほかの公的病院においても、外来患者数は減ってきている傾向にあるようである。

- ・ 経営改善策としては、平成29年2月の診療分から入院基本料の基準を2から1に上げたことに伴い収益が上がってきており、年間700万円程度の収益の増収になると見込んでいる。また、平成30年度に診療報酬改定があり、診療報酬改定の内容を精査し、診療報酬の増加が見込めるように積極的に取り組んでいきたいと考えている。また、今後、枕崎市内に限らず、近隣で病床をもっていない医院との連携を図っていく予定である。また、健康フェスティバルや公民館での健康講座を通じ、市立病院の周知を図ろうと考えている。なお、平成29年度は看護師による講座を2回程度、院長が公民館に出向き講座を3カ所程度開催している。また、平成29年度に新たに合ったホームページ等を利用し、積極的に情報発信等を図っていきたいと考えている。

## ◎議案第5号平成30年度枕崎市一般会計予算

### ○予算の概要

- ・ 平成30年度一般会計予算の規模は101億7,440万円で、前年度と比較して2億3,060万円の減、率にして2.2%の減少となっている。
- ・ 当初予算は骨格予算であり、政策経費の大部分を計上していないが、前年度と比較して2.2%の減にとどまっていることは、普通建設事業費の補助事業において、継続事業である浜の活力再生施設整備事業3億5,155万5,000円を計上していることや、歳入において、ふるさと応援寄附金4億1,000万円が前年度当初予算と比較して大幅増を見込んでいるため、積立金等が増加していることが大きいところである。
- ・ 義務的経費は、60億3,934万4,000円で、公債費が減となったものの、人件費が一般職人件費の増などで増、扶助費が障害児通所支援事業や施設型給付費の増などで増となったことから、前年度と比較して2,078万9,000円の増、率にして0.3%の増となっている。予算総額に占める義務的経費の割合は59.4%で、骨格予算で政策経費の大部分を計上していないこともあり、

前年度に比べ1.5ポイント高くなっている。

- 投資的経費は、7億0,556万2,000円で、普通建設事業費において、補助事業費が浜の活力再生施設整備事業を計上しているものの、政策経費の大部分を計上していないことで減となっており、単独事業費では南浜館大規模改造事業や小型動力ポンプ付水槽車更新事業などを計上しているものの、政策経費の大部分を計上していないことで減となっており、県営事業負担金についても当初予算ではすべての事業を計上していないところである。その結果、前年度と比較して4億8,477万7,000円の減、率にして40.7%の減となっている。予算総額に占める投資的経費の割合は6.9%で、骨格予算で政策経費の大部分を計上していないこともあり、前年度に比べ4.5ポイント低くなっている。
- その他の経費は、34億2,949万4,000円で、ふるさと応援寄附金が増額となった影響で、積立金や物件費が増となったことにより、前年度と比較して2億3,338万8,000円、率にして7.3%の増となっている。予算総額に占めるその他の経費の割合は33.7%で、前年度に比べ3.0ポイント高くなっている。
- 市税は、最近における景気動向や税制改正などを踏まえ、21億2,651万円を計上しており、前年度と比較して4,519万7,000円の減、率にして2.1%の減となっている。
- 地方消費税交付金は、地方財政計画における地方消費税の伸び率などを踏まえ、4億0,400万円を計上しており、前年度と比較して1,260万円の増、率にして3.2%の増となっている。
- 地方交付税は、国の地方財政対策などを踏まえ、32億8,000万円を計上しており、前年度と比較して1,000万円の増、率にして0.3%の増となっている。
- 国庫支出金は、12億7,354万円を計上しており、臨時福祉給付金給付事業の減や骨格予算の影響で、前年度と比較して3億4,895万9,000円の減、率にして21.5%の減となっている。
- 県支出金は、10億8,520万2,000円を計上しており、浜の活力再生施設整備事業の増などにより、前年度と比較して3億5,944万1,000円の増、率にして49.5%の増となっている。
- 寄附金は、ふるさと応援寄附金の増により、4億5,688万9,000円を計上しており、前年度と比較して2億6,603万6,000円の増、率にして139.4%の増となっている。
- 繰入金は、財政調整基金や減債基金、地域振興基金、ふるさと応援基金などからの繰り入れで、4億0,195万1,000円を計上しており、前年度と比較して8,049万7,000円の増、率にして25.0%の増となっている。
- 市債は、5億3,095万1,000円を計上しており、骨格予算で政策経費の大部分を計上していないこともあり、前年度と比較して5億0,534万8,000円の減、率にして48.8%の減となっている。
- 自主財源は、34億3,147万4,000円で、寄附金が増加したことにより、前年度と比較して2億2,464万6,000円の増、率にして7.0%の増となっている。自主財源の歳入全体に占める割合は33.7%で、前年度に比べ2.9ポイント高くなっている。
- 依存財源は、67億4,292万6,000円で、骨格予算で政策経費の大部分を計上していないこともあり、市債をはじめ、国庫支出金などの減により、前年度と比較して4億5,524万6,000円の減、率にして6.3%の減となっている。依存財源の歳入全体に占める割合は66.3%で、前年度に比べ2.9ポイント低くなっている。
- 一般財源は、65億1,992万3,000円で、市税や臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税、財政調整基金繰入金などが減になったことにより、前年度と比較して7,328万円の減、率にして1.1%の減となっている。一般財源の歳入全体に占める割合は64.1%で、前年度に比べ0.7ポイント高くなっている。
- 特定財源は、36億5,447万7,000円で、ふるさと応援寄附金が大幅に増加しているものの、骨格予算で政策経費の大部分を計上していないこともあり、市債をはじめ、国庫支出金などが

減少していることにより、前年度と比較して1億5,732万円の減、率にして4.1%の減となっている。特定財源の歳入全体に占める割合は35.9%で、前年度に比べ0.7ポイント低くなっている。

- ・ 平成30年度の特徴的な事業としては、番号制度の独自利用のため、医療費助成に係るシステム改修費、シルバー人材センターが取り組む地域就業機会創出・拡大事業への補助、国民体育大会推進費、公共施設等の老朽化対策として、サン・フレッシュ枕崎多目的ホール移動観覧席改修工事、図書館耐震補強工事、南浜館大規模改造事業など、また、平成31年度に開催予定の枕崎国際芸術賞展開催準備経費、中学校費の就学援助費で新入学生徒学用品費等入学前支給などを予定している。また、そのほかの新規事業として、空家等緊急危険防止措置関係経費や自殺対策計画策定業務委託、汚泥等運搬経費補助なども予定している。
- ・ 地方消費税交付金の社会保障財源化分の収入は1億6,570万円を見込んでおり、社会保障施策に要する経費は36億1,214万円で、前年度より3,441万2,000円の増、一般財源で4,077万8,000円の減となっている。事業費がふえているのに一般財源が減少しているのは、ふるさと応援基金を前年度より多く活用していることによる。

#### ○当局説明

- ・ 総務費中、職員研修関係費は、自治研修センターが実施する新規採用職員研修及び新任の課長、係長の研修に要する経費が主なものである。また、特命研修として、やねだんの研修への参加や、市内のNPO法人を講師に招いて、独自に障害者差別法等の研修等を実施している。さらに、ゼロ予算事業として、業者等の主催する法制研修等も開催している。
- ・ 平成29年度において職員研修に参加した職員数は、新規採用職員研修が15人、基礎研修が13人、新任課長研修が5人、新任係長研修が7人、やねだんの研修が2人である。また、全職員を対象とした障害者差別法の施行に伴う研修等も実施している。
- ・ やねだんの研修に関し、柳谷集落では、行政に頼らない自治の精神で地域の活性化を目的として活動されており、それを広げたいという趣旨で研修が行われている。その研修に参加した職員については、それぞれの業務で直接的に役立てる場合もあるが、直接業務には役立たなくても、地域活性化の精神などについて学べて仕事に役立てているものと思っている。
- ・ 防犯灯設置費補助は、照明器具の設置費補助について19カ所分の予算を計上しており、要望したすべての公民館が必ず1カ所は設置できるように交付する予定である。
- ・ 防犯灯維持費補助は、公民館が支払った電気料をもとに年間の総電気料を計算し、その額に応じて予算の範囲内で按分して補助している。
- ・ 地域の防犯灯を市の補助により一気にLED灯に交換することは経費的に難しい。なお、防犯灯設置費補助により防犯灯を新たに設置するときは、LED灯での設置補助を行っている。
- ・ 水銀灯の使用状況に関し、市内の街路灯は、国の事業を平成25年、26年に紹介され、5通り会についてその事業を活用しLEDに改修している。なお、それ以外の通り会は、現在、ナトリウム灯などを使っている。
- ・ 道路灯については、5基分をLED灯に交換するよう予算を計上しているところである。公園灯についても、以前から球切れなどの際に長寿命化事業等によりLED灯に切りかえてきている。道路灯、ナイター照明などで切りかえが間に合わない分は、予備を事前に購入しておきたいと考えている。
- ・ 防犯灯は、市内に2,301灯が設置されている。防犯灯をLED化したときの契約料金等については把握していない。
- ・ 防犯灯の設置に対する補助は、照明器具については全額補助、鋼管柱は経費の3分の2を補助している。
- ・ 危険空家等対策経費は、危険空き家等の解体撤去工事に対する補助の上限が30万円であり、

当初予算では4軒分を計上しているが、状況に応じて補正予算で対応していくことになると考えている。

- ・ 危険空き家に関し、住民から直接苦情が寄せられたケースは、新町と恵比須町からの2件である。

市民等から苦情等が寄せられたときは、すぐに対応して現場を確認に行っている。

なお、危険空き家等の適正な管理については、状況に応じて特措法に基づき助言・指導等を行っており、緊急な措置が必要な空き家等に対しては、条例を根拠として即時執行などを行うこととしている。

- ・ 空き家等の管理は、一義的には所有者にあると考えており、特定空き家になったときは、助言・指導等を行っている。また、放置しておく危険空き家になりかねない空き家に対しても、来年度から適正な管理等について情報提供をしていく予定であり、現在調査を行っているところである。
- ・ 退職手当負担金に関し、本市は、平成27年度から鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当制度に加入している。

毎年度の負担金については、当該年度の給料総額に1,000分の230の負担率を乗じて納入している。

なお、負担率を1,000分の230と設定したことについては、10年を一期間として平成27年度から平成36年度までの間に必要となる退職手当の額が30億円程度と推計されたことから、10年で平準化した場合、毎年度の負担金の額は3億円程度必要となるとして設定している。

なお、特別職についても、一般職と同様に同制度に加入して毎年度負担金を納入しているが、負担率については1,000分の280となっている。

- ・ 特別職の退職手当の額は、鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当制度に加入した平成27年度以降は、退職の日における給料月額に組合の条例で定めている率を乗じて算出されている。
- ・ 社会保障・税番号制度関係費は、社会保障・税番号制度の導入が円滑に行われるために、通知カードの処理・マイナンバーカードの申請及び交付事務に係る経費である。このうち、通知カードとマイナンバーカードの生成等に係る事務の委任に要する経費が440万2,000円で、残りの経費は、その事務に関する経費として計上している。
- ・ マイナンバーは、住民票のある方に対してすべて通知されており、出生や国外からの転入者を含め、ほぼ100%に近い方々に通知カードを配付している。

マイナンバーカードの現在の交付件数は2,374件で、割合は全体の10.90%となっている。

マイナンバーの利用については、各種届け出、確定申告、年金の請求、各銀行等での預金や保険の受け取り、雇用関係での会社への届け出などに使われている。
- ・ マイナンバーに関し、本市において、通知カードの誤配送は起きていない。

マイナンバーカードについては、申請された方のカードが地方公共団体情報システム機構から市に送られてくる。その後、市から申請された方へはがきを出し、受け取りに来られた際に、市が本人確認を行って交付しており、誤交付は起きていない。
- ・ 地域おこし協力隊推進事業の実施に伴う効果として、隊員の取り組みに対する視察等や県内の地域おこし協力隊員の相互の交流活動により、交流人口の増にはつながっているものと考えている。また、経済的な効果はということについては、金額的なものということではなく、地域が振興していることで効果が出ているということである。
- ・ 地域おこし協力隊員の報酬は、現在活動している隊員1名と、平成30年度から新たに活動する隊員1名の2名体制で進めていく予定であり、昨年度当初予算と同額を計上している。
- ・ 地域おこし協力隊活動補助は、平成29年度までは、家賃補助以外の消耗品、通信運搬費、研修経費などについては、それぞれ歳出予算の科目区分に応じて執行していたが、隊員が活動

しやすい環境にするため、それらの経費を補助金として支給し、その後、精算する方法に変更するものである。

- ・ 地域おこし協力隊員に対する行政のかかわりとしては、情報発信の仕方や活動を通して感じた必要な取り組みなどについて、連携をとりながら進めていきたいと考えている。
- ・ 若者定住育成協議会の負担金については、活動内容として、枕崎高校、鹿児島水産高校、穎娃高校、薩南工業高校の4高校の2年生を対象にして、企業訪問を実施している。平成29年度の事業では、3月16日までの日程で7コースに分かれて実施しており、参加した生徒数は175人で、訪問企業は、市内企業、市外企業、合計で20企業である。そのほか、市内の企業に就職した新規採用の方々を対象としたビジネスマナーや、交流会、スポーツ交流会などを実施しており、平成30年度も継続して実施する計画である。

企業訪問に参加した生徒からは、訪問した企業に対してお礼文も兼ねた感想文を書いていただいております、その感想を訪問した企業へも報告している。その感想の中には、これからの将来に向けた職業選択に向けて参考になったという意見が多くある。

また、平成28年度の実績として、実際に訪問した企業へのインターンシップに参加し、2名の方がその企業への就職が決まったとの連絡も受けている。

- ・ ふるさと納税返礼事業に関し、協力事業者等に対する影響は、ふるさと応援寄附がふえたことにより、返礼品の取扱事業者のみならず生産者等に対しても経済的な効果が出ていると考えている。
- ・ ふるさと納税返礼事業の協力事業者は、返礼品の提供等に継続して協力していただいております、事業に対する評価はしているものだと考えている。  
協力事業者においては、返礼品発送の繁忙時期にはアルバイト的な雇用の増はあると思うが、この事業を評価しての雇用確保や新たな設備投資といったことは、今の時点での判断は難しいと考えていると思っている。
- ・ ふるさと納税関係事業費は、これまで、返礼品の報償金や、委託料、使用料などが企画費の中でほかの部分と一緒に計上されていたが、ふるさと応援寄附がふえることによって返礼関係の事業費も大きくなってきたことから、ふるさと納税関係の歳出を明確にするため、今回新たな目として設けたものである。
- ・ 委託料は、ふるさとチョイスや楽天など、ふるさと納税ポータルサイト等への出店に係る経費及びPRに係る経費を計上している。
- ・ ふるさと応援寄附金は、平成30年度から返礼品の調達価格の割合を3割以下に引き下げることから、寄附件数・寄附額の減少が見込まれるが、ふるさと応援基金の積立額は、平成29年度と同額程度を確保できるように努めたいと考えている。
- ・ ふるさと納税の取り組みに関し、総務省は、ふるさと納税を活用する事業の趣旨、内容、成果などをできる限り明確にする取り組み、ふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取り組みなどを進めていくことが重要であるとしている。このことから、本市で実施する事業を特定して賛同する方々から寄附を募るといったクラウドファンディング型の募集や、体験型等を通じて寄附者との継続的なつながりを持つ取り組みなど、関係人口の確保に関する取り組みについて検討を進めていくことにしている。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、総合戦略に位置づけられた事業で地方創生を推進する上で効果の高いものについて地方公共団体が地域再生計画を策定し、内閣府の認定を受けた事業に対する寄附が前提であることや、市内に主たる事務所等を有する事業者からの寄附は該当しないなどのさまざまな制約があることから、今のところは制度の活用に向けて具体的に検討するところまでは進んでいないが、今後、情報収集、情報発信に努めながら、本市が取り組むことのできる事業について検討を進めていかなければならないと考えている。

- ・ 一般管理費の顧問弁護士に係る委託料に関し、小学3年生の事件の訴訟に係る費用は、着手手数料として216万円を予備費から充用している。現在、この訴訟に係る弁護士費用は、訴訟委任時に支払いを行ったこの着手手数料で対応されているが、今後、仮に審判決が出て控訴となった場合は、また新たな経費が発生することもある。また、裁判が終了したときは、報酬が発生することになる。

この事件の訴訟については、平成29年9月27日の第1回口頭弁論以降、訴訟の争点と証拠を整理するための弁論準備手続が4回にわたり行われている。なお、この手続が今後いつまで続くかはわからない。

- ・ 稚内交流事業については、今後、さまざまな交流をするに当たっての打ち合わせ等が生じた場合の1回分の旅費を予算計上している。
- ・ 統計調査費の増額については、住宅・土地統計調査が実施されることによるものである。
- ・ 指宿枕崎線輸送強化促進期成会の負担金については、平成28年度では、事務局の会議費や事務費、要望活動の旅費やPR用のノベルティの作成等の事業費として使用されている。
- ・ 鹿児島県鉄道整備促進協議会の負担金については、県とJRの在来線・肥薩おれんじ鉄道の沿線自治体からの負担金で、平成29年度の予算では、会議費、要望・陳情の際の経費、明治維新関連ガイドマップの作成、ホームページの更新等の利用促進費として使用されている。
- ・ JRへの対応のあり方については、これまでJRに対し要望を行い、また、JRと自治体側が協力しながら利用促進策を実施してきている中、輸送密度の公表、ダイヤ改正による減便等がなされてきたことから、指宿枕崎線輸送強化促進期成会、鹿児島県鉄道整備促進協議会、また、県や各自体も含め、危機感を再認識して、今後の対応を考えていかなければならないと思っている。

また、今後、鹿児島県鉄道整備促進協議会、指宿枕崎線輸送強化促進期成会の幹事会等や総会等が開催されることから、これまでと状況が変わっているという認識を共有し、今後の取り組みや研究について考えていかなければならないと思っている。

- ・ 上下分離方式とした場合については、肥薩おれんじ鉄道に対し、県を含め、県下全市町村からの10億円の支援等の際に、市長会、議長会では大きな議論となったが、今回、報道にあるような自治体が下の部分を保有することとなると、施設の更新や災害の復旧に係る負担は大変大きなものがあると思っており、また、鉄道はつながっていることから、各自自治体の負担割合等について、県下沿線自治体を大きく巻き込んだ中で議論がされていくものと思っている。

なお、報道等によると、JRの社長と常務の上下分離についての見解が若干違うような面も出ていることから、本市において、上下分離となった場合の負担の試算等については検討の段階にはないところであるが、今後開催される鹿児島県鉄道整備促進協議会の幹事会等で、これまでの動きを受けてどのような協議がなされていくのかを踏まえた上で検討していくことになると思っている。

- ・ JRの利用促進については、年間を通しての利用の増加は難しい面がある中、沿線自治体、民間を含め、JRとも協力をしながら観光面での利用促進策を行っており、今後もさまざまな利用促進の強化をしていかなければならないと思っている。
- ・ JRの利用促進策として、通学に対する補助も考えられるが、地元の高校への通学に補助をするとした場合、市外の生徒に本市が補助をするのが適当であるのかなどといった面もあることから、補助を行うことは考えていないところである。
- ・ 庁内で所有している公用車は、70台である。
- ・ 公用車分の自賠責保険料について、予算は、それぞれの目的に応じて編成されることから、各部署で所有している公用車の車検の予定がある場合は、その目的に応じた費目に計上されることとなる。

- 公用車のリースと購入の割合については、車にかかる経費が大きいことから、以前は、財政状況等から購入できずにリースで対応してきていたが、市内の業者等からリースであってもメンテナンスや車検を市内でできるようにしてほしい、また、できるだけ購入をしてほしいなどの要望があったことから、現在は、軽自動車については購入、普通車についてはリースというかたちで行っている。
- 高齢者の足の確保については、本会議の一般質問の中で市長からの答弁でもあったように、まずは喫緊の課題である交通弱者の足としての目的を、通院、買い物に限定した福祉的な意味合いのタクシー活用の仕組みづくりから進めるべきではないかとも今の時点で考えているとのことである。  
1月から2月にかけて実施した市長とのヒアリングにおいて、市長から、検討するに当たりスケジュール感を意識して取り組むよう、また、先進事例をきちんと調査するように指示を受けており、今後、スケジュール的なものを含め関係課で協議して、検討・研究を進めていくことになる。
- 交通弱者に対する取り組みについては、最終的には財政を伴うこと、行政がどこまでインフラ整備を行うのか、タクシーチケットを配付するにしても市街地からの距離により料金の差が出てくるなどさまざまな課題があり、また、近隣の自治体と比較すると地形的に有利な土地柄であるとの見方や、交通協議会での協議においても路線やバス、タクシーの利用等についてもさまざまな案が出ているが、これまで具体的に実現には至っていない。
- 高齢者の移動手段の確保については、時代の変遷の中で、今、バスを利用するとした場合、小人数でも定期的に運行させなければならないことから、デマンドタクシーが一番適当であると思っている。これから、民活型で対応するかなど、どのような方法があるのかを早急に、十分検討していかなければならないと思っている。
- 民生費中、食の自立支援事業は、自宅で調理できない方などに対して、福祉給食サービスを行う事業であり、1食当たり450円となっている。なお、扶助費に計上している予算は、非課税世帯に対して1食50円分を補助し負担軽減を図るものである。
- 福祉給食サービスの利用状況は、平成29年度予算での配食見込み数は年間10万食を超えていたが、利用が減少してきており、平成30年度は9万6,000食程度を見込んでいる。  
配食数の減少の要因としては、給食サービスをする民間事業者等を希望する方がふえているのではないかと考える。
- 福祉給食については、福祉課長及び複数の職員が毎年検食を行って食味などを検証する中で、高齢者等の食事を考慮し改善すべき点があるときは社会福祉協議会へ伝えている。
- 福祉給食サービス事業は、家庭において調理が困難なひとり暮らしや高齢世帯などの食を支えることと、あわせて利用者の安否の確認、見守りといった重要な意味合いがある。
- 福祉給食サービスの利用に係る市民への広報については、市の広報紙やホームページなどでお知らせしている。
- 福祉給食サービスの利用申し込みに関しては、民生委員などから福祉課に、自分で食事をつくれぬ方についての相談が来て、実際に状況等を確認に行き、配食を開始するといったケースが多くなっている。
- 福祉給食サービスは、高齢者の見守りという重要な役目も持っているが、この意味合いは民間の配食サービスには薄いことから、今後とも事業を維持していきたいと考えている。
- 乳幼児医療給付制度システム改修費については、平成30年10月から、県が主導して非課税世帯の未就学児に対して現物給付化することに伴うシステム改修費であり、内訳として、本市のシステムの改修分が118万8,000円程度、県のシステム開発費に係る本市負担金が5万4,000円程度となっている。

- ・ 新たに実施される非課税世帯の未就学児に対する現物給付化については、住民税非課税世帯の未就学児のみが窓口無料化となることから、ほかの世帯の子供たちについては、これまでどおり窓口で一たん払っていただき、償還払いで無料となる。
- ・ 医療費自己負担分の窓口無料化については、県に要望を続けてきたところであり、県は、システム改修に係るイニシャルコスト、現物給付化した場合の医療費の増大等を県、市町村含めて2億6,000万程度ふえると試算をしており、それらを考慮し、今回は非課税世帯の未就学児のみが対象となったところである。  
 なお、県が県内全市町村統一して実施しないと、本市単独で実施することは困難である。
- ・ 県内の各自治体の未就学児の医療費窓口無料化の状況については、非課税世帯以外にも拡大し運営を行っている自治体の状況は把握していないが、現在、県が未就学児の医療費に対し補助を出しており、県が行う制度以上に拡大するとした場合には補助対象外とするようなことも出していることから、新たな財政負担を生じることを考慮すれば、自治体単独での実施はないのではないかと考えている。
- ・ 身体障害者手帳の所持状況については、平成24年度が1,863人、平成25年度が1,432人、平成26年度が1,368人、平成27年度が1,354人、平成28年度が1,364人である。  
 なお、平成25年度が前年度と比較し400人程度減っている理由については、本来、手帳所持者が死亡した場合には手帳を返還しなければならないが、そのようなことが十分なされていなかったことから、返還等の届け出を適正にしてもらい、返還の届け出のなかったものについては、職権で手帳返還をしたことによるものである。
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の所持状況については、平成24年度が138人、平成25年度が142人、平成26年度が149人、平成27年度が157人、平成28年度が166人である。
- ・ 療育手帳の所持状況については、平成24年度が207人、平成25年度が196人、平成26年度が204人、平成27年度が211人、平成28年度が211人である。
- ・ 障害者の家族には、精神的な負担が、かなりあると思っている。そのような家族の負担軽減も含めて、自立支援の給付等を実施している。
- ・ 地域見守りネットワーク支援事業費が減額となっている理由については、平成29年度では、59の公民館に233人いる在宅福祉アドバイザーを対象に研修会を開催する予定としていたところ、百四、五十名程度の参加しかなく、その実績に合わせ研修会等の費用等を算出したことによるものである。
- ・ 在宅福祉アドバイザーからの声として、声をかけても嫌がったり、地域の活動に参加されない方への対応についての問い合わせが多くあり、その対応としては、そのような方々へも日ごろから声をかけ続け、つながりを持っていただくようお願いしている。
- ・ 老人クラブ運営費補助は、老人クラブ連合会の運営費、各単位の老人クラブ運営経費に対し助成をするものである。
- ・ 単位老人クラブについては、加入者がだんだん少なくなっており、老人クラブ連合会でも、積極的に会員の拡大について取り組んでいただいているが、なかなか加入者がふえないと聞いている。
- ・ 単位老人クラブ数は、平成25年度は33だったが、平成28年度が30、平成29年度は29と聞いている。
- ・ 市全体の老人クラブの会員数は、平成25年度は1,730人だったが、平成29年度は1,440人と減少しているところである。
- ・ 老人クラブへの加入促進については、市は広報紙に掲載する程度であるが、老人クラブ連合会における会員の拡大の取り組みとして、グラウンドゴルフ大会等を実施している。
- ・ 老人クラブの拡大については、今後、地域包括ケアの観点からも、元気な高齢者を少しでも

多くふやし、元気な高齢者が支援の必要な方を支えていただくことも目標の一つであることから、サポートできることがあれば検討していきたいと考えている。

- ・ 障害児通所支援事業は、心身に障害のある幼児等に対し、市が小規模な通園の場を設け、通園の方法により、さまざまな療育に係る指導等を行い、障害のある幼児等の早期療育を推進する目的で行っているものである。

事業には、発達的におくれた幼児たちの児童発達支援、障害児等を放課後に預かる放課後等デイサービス、障害者事業所の方が保育所等に訪問するといった保育所等訪問支援がある。

平成28年度の利用人員は、児童発達支援が実人員で47人、放課後等デイサービスが39人、保育所等訪問支援が8人、障害児の相談支援が42人となっている。

- ・ 市内の障害児通所支援事業を行っている事業所は、枕崎校区に2カ所、立神校区に1カ所、別府校区に1カ所ある。
- ・ 障害児通所支援事業の利用が伸びてきていることについては、健康センターできめ細かな健診を実施しており、その際、子供の発達状況に応じて、保護者に対し、早い段階で通所支援を促すなどの指導等をしていることから、利用者が増加しているのではないかと考えている。
- ・ 事業の周知については、市の広報紙、ホームページ等で周知しているが、新年度はパンフレットを作成して、広く配付しようと考えている。
- ・ 事業を利用した場合の個人負担は、市が補助していることから無料となる。
- ・ 児童クラブ設置育成事業が400万円程度増額した理由については、国が示す児童クラブ運営費の補助単価が変更されたことによるものである。
- ・ 難病の対象医療については、年々拡大され358程度になっているが、本市の難病患者の状況は把握していない。
- ・ 更生医療費の支給状況については、平成28年度で、腎臓関係が97、心臓が4、肢体の関係が1、肝臓が2となっている。
- ・ 一時預かり事業については、本市に2つある認定こども園の1号認定子供について、本来の教育時間外に預かってほしいという要望にこたえるために実施するものであり、平成29年度の補正及び平成30年度当初予算で計上したものである。
- ・ 高度職業訓練促進給付金等事業については、母子家庭の母あるいは父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭等の資格取得による経済的な自立の支援等を目的としており、対象者が資格取得等のための訓練を受講したときに、その費用の一部を負担するものである。

最近の実績は、平成28年度に1件あり、この事業で資格所得のための講座を受講した方がいる。

- ・ 被保護世帯の状況については、平成24年度が世帯数205で人員268人、平成25年度が212世帯で269人、平成26年度が214世帯で273人、平成27年度が200世帯で261人、平成28年度が196世帯で250人である。

このうち、生活扶助は、平成24年度が169世帯、平成25年度が171世帯、平成26年度が174世帯、平成27年度が165世帯、平成28年度が163世帯である。

医療扶助は、平成24年度が252人、平成25年度が247人、平成26年度が246人、平成27年度が214人、平成28年度が197人である。

住宅扶助は、平成24年度が120世帯、平成25年度が122世帯、平成26年度が123世帯、平成27年度が117世帯、平成28年度が112世帯である。

- ・ 生活保護世帯が減少してきている理由については、現在、生活保護世帯に対する就労自立支援プログラムにおいて就労支援を実施しており、収入を得られる仕事に就くことができ、生活保護世帯から脱却したところが一番多いと思っている。

- 生活保護者の就労状況については、就労できる世帯の方には就労できるように適切な就労機会を提供する取り組みを実施しているが、就労するには、雇用する側の希望等もあり、これまでその人に合った就労の場がなかなかないことから進んでいなかった面があるが、近年は、希望に合った就労の機会もだんだんふえてきており、徐々に自立につながってきている状況にある。
- 衛生費中、地域自殺対策強化事業は、取り組みの背景として、平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行され、その中で自殺対策の地域間格差の解消を目指し、すべての都道府県及び市町村に自殺対策計画策定が義務づけられたところであり、厚生労働省からは、市町村に対して平成30年度中の策定を要請されている。また、厚生労働省が策定した計画策定のガイドラインにおいて、庁内に市長または副市長をトップとするいのち支える自殺対策推進本部（仮称）を設置して、庁内の横断的な体制を確立することが求められている。そのほか、地域の中でのネットワークづくりと、若年層対策として小・中学校での自殺予防教育の実施などが求められていることから、計画策定に係る費用及び若年層対策の費用などの予算を計上したところである。

若年層対策については、自殺率が全世代を通じて減少傾向にある中で、29歳以下の若い世代が減少につながっていないことから、若年層対策の強化が求められており、その取り組みの一環として、平成30年度は小学校または中学校における自殺対策に向けた講話の実施を検討している。

- 自殺に至る要因としては、従来は精神保健上の問題が大きな問題とされていたが、社会が複雑化することにより、失業の問題、貧困の問題、学校でのいじめの問題など、さまざまな要因が言われている。また、厚生労働省の報告では、自殺に至る平均的な要因は平均4つ絡んでいるともいわれており、ひきこもりについても要因の一つに入っていると考えている。

自殺対策に向けた具体的な取り組みについては、今後、県との協議や近隣市町村との情報交換を行いながら、実効性のある計画策定に向けて検討していきたいと考えている。

- 本市におけるひきこもりの実態は、これまで調査を行っていないことから、把握していないが、平成30年度に自殺対策計画を策定する際に、アンケート調査等を行う計画であることから、ひきこもりの実態などについても把握できるのではないかと考えている。
- がん検診に係る費用は、本市の従来からの方針として、乳がん検診は2年に1回行うこととしており、平成29年度は実施をされない年度であったが、平成30年度は実施年度に当たることから、増額となっているところである。
- がん検診の受診率向上に向けた取り組みについては、現在、集団健診の場を活用して各種がん検診を特定健診と一緒に受診できるようにしている。また、平成30年度からは、健康センターと別府中学校の武道館の2つの健診会場を地場産業振興センターに集約し、健診環境の整備を図りたいと考えている。それに伴って、別府地区が対象になる健診日にはバスを運行する予定である。

保健推進員に依頼していたがん検診の受診希望調査は、年度途中で受診を希望する方が多く見られることなどを考慮して平成30年度から実施せず、全世帯に受診券を配付することとしている。

各種がん検診の検診日の設定に当たり、平成30年度は、地場産業振興センターで行うセット健診の中で、できる限り1回で受診できるように健診実施機関とも調整していきたいと考えている。

- 産科医療体制確保支援事業として産科医対策と助産師対策の2つの事業があり、産科医対策については平成30年度も継続して実施するが、助産師対策については、市内の民間産科医療機関において、平成29年度に助産師が不足するという状況に陥り、1人分の助産師確保のた

めに、鹿児島大学病院及び鹿児島市立病院からの派遣に要する費用の一部を助成するために実施した事業である。産科医療体制確保支援事業費が減額となっている理由については、平成30年度は、市内の民間産科医療機関において助産師の確保のめどがついたことから、助成の必要がなくなったことによるものである。

- 汚泥等運搬経費補助については、平成28年4月1日からアクアセンター万之瀬が供用開始となり、それまで枕崎衛生センターに搬入していた汚泥収集運搬業者が、初期投資としての経費で中継タンクや10トン車の購入費等により新たに発生した経費が経営の負担となってきたことから、関係市と南薩地区衛生管理組合において協議した結果、初期投資としての経費である中継タンク、10トン運搬車及び新たに発生した燃料費、投入料金について助成をする経費である。
- 運搬経費補助を行うこととなった経緯については、平成22年度から汚泥再生処理施設についての協議を行っている中で、平成23年度に、汚泥運搬業者から、運搬等の経費に対して補助してほしいと要望があり、それについて南薩地区衛生管理組合と関係市で協議した結果、中間槽の整備及び中間槽からの運搬経費については業者の責任において行うという考えを示していた。その後、平成28年4月から供用開始となり、同年11月ごろ、関係する運搬業者から何とか補助はできないかと相談があり、それについては、1年間実際かかった経費が出たときに検討することとなり、平成29年7月に、平成28年度における経費をもとに関係市と衛生管理組合で協議を行った結果、業者負担分を料金値上げとして住民へ負担させるのではなく、市で負担をしてはどうかとの協議がなされ、補助をすることとなったところである。
- 日置市は以前から運搬に対して補助を行っており、今回、南さつま市、南九州市及び本市の枕崎衛生センターに搬入していた業者分に対し補助を行うこととなった。
- 南薩地区衛生管理組合への汚泥等運搬経費補助分の負担割合については、構成市それぞれで積算がなされ、負担金を決定している。
- 南薩地区衛生管理組合議員とその組合の構成市の市議会議員の先進地視察については、今後地元への説明が控えており、住民への説明について理解していただくために、まず、組合議員11名と南さつま市議会議員14名が1月30日から31日にかけて視察をした。また、4月中旬には、日置市、南九州市、枕崎市の議員も先進地視察を予定している。
- 犬牟田の共同斎場の改修計画については、施設が建設以来25年以上たち、炉が老朽化している。炉は汚物処理まで含め4炉あるが、すべて改修する計画としている。  
改修に当たっては、葬祭に支障のないよう1炉ずつ残しながら改修を行う予定である。  
なお、今後、人口減が見込まれ、また南九州市が火葬場に関し共同処理から離脱するとの話もあることから、汚物炉を含めた4炉を2炉に減らす計画である。
- 健康増進事業費の備品購入費の機械器具費については、現在、健康課で使用している車が老朽化により使用できなくなったことから、買いかえるものである。
- インフルエンザ予防接種助成事業については、市内でのインフルエンザの蔓延防止や、子育て支援対策として実施しており、生後6カ月から未就学児までの子供に対して、1回当たり1,000円の助成を2回実施しており、今後も効果等を見守っていきたいと考えている。
- 小・中学校のインフルエンザの状況については、枕崎小学校、立神小学校、枕崎中学校、別府中学校、立神中学校でインフルエンザによる学級、学年閉鎖があったと学校から報告を受けている。
- 小・中学校におけるインフルエンザ蔓延防止策としては、休み時間に窓を開ける、外から帰ってきたら手洗い、うがいをきちんとする、給食では、向き合って食べるとウイルスが飛ぶ恐れがあることから、同じ方向を向いて食べるなどの対策をしている。
- はり・きゅう等施術料助成事業費は、受診券等の発行の事務費も含め628万4,000円である。

- ・ はり・きゅうの受給については、施術者がはり・きゅうの施術をしたときに受給券を1枚回収し、その回収した券を添えて毎月請求してくることから、その際に適正な請求をしているかのチェックをしている。
- ・ 水質検査事業での検査については、河川では21カ所を年4回、海域では10カ所を年2回、事業所は28カ所を年2回実施している。
- ・ 検査対象事業所は、汚水処理施設を設置している事業所であり、下水道には接続していない事業所である。
- ・ 事業所が設置している汚水処理施設の規模については、事業所の規模により異なっている。
- ・ 事業所が汚水処理した後については、河川及び海域に流しており、立神地区では、馬追川へ1カ所、棧敷川へ2カ所、花渡川へ1カ所、海域へ2カ所ある。
- ・ 労働費中、地域就業機会創出・拡大事業については、シルバー人材センターが高齢者の就業機会の創出、拡大を図るために実施する新規の事業であるが、その内容は、シルバー人材センターが休耕農地所有者等の依頼を受けて、休耕農地等の草刈り及びその後の草木等の堆肥化まで行うもので、高齢者の就労機会の拡大とあわせて農地再生にもつなげていくというものである。
- ・ シルバー人材センターの運営において、会員の賃金引き上げは労働力の確保という面で効果はあるだろうが、反面、利用する側にとっては逆に料金が上がって困るという面も考えられるので、市から賃金引き上げを指導することは難しい。なお、雇用の問題については、どの職種においても確保が困難な現状にあることから、雇用の実態を踏まえながら福祉課を中心に協議してみたいと思う。
- ・ この取り組みは、南九州市による先行事例を参考に1年程度の試行期間を経て、今回の事業化に至ったものであり、就業機会の拡大という点では3人で100日程度の雇用が見込まれるとうかがっている。
- ・ 新規雇用創出就労環境改善事業は、平成29年度からハード・ソフトの両面で事業を創設しているところである。  
 ハード事業については、従業員のトイレ、更衣室、シャワー室等を整備する場合に男女別に区分したものを整備するなどの福利厚生施設整備事業、労働時間管理適正化システムの導入など労働時間短縮のための設備導入事業、分煙設備等の職場環境改善のための設備導入事業で、事業費は50万円以上で、補助率2分の1の補助限度額50万円である。  
 ソフト事業については、統一した制服、作業着の導入など就労環境向上事業で、補助率2分の1の補助限度額20万円である。  
 両事業とも、事業を実施する年に終業時年齢35歳未満の者を正社員又は正職員として新たに雇用していることを要件としている。なお、平成29年度はソフト事業で1件の利用があったところである。
- ・ 農林水産業費中、農業次世代人材投資事業補助については、名称変更とともに同事業の経営開始型において以下のような要件の見直しがされている。①交付完了後、交付期間と同期間営農を継続することを要件化した。②市町村段階で経営、技術、営農資金、農地それぞれに対応したサポート体制を強化すること。③交付3年目に経営確立の見込み等について中間評価を行い支援方針を決定すること。④早期に経営確立し事業を卒業する者に対し資金にかえてさらなる経営発展につながる取り組みを支援すること。
- ・ 補助額が前年度に比べて減額となった理由は、前年度まで8名いた継続の方が事業完了に伴い5名に減ったこと、これまでの実績を踏まえ新規の方の見込みを3名から2名に減らしたことによるものである。
- ・ 家畜防疫対策事業は、鳥インフルエンザが間近に発生した場合に消毒液その他を配ることを

目的とした事業であるが、これまで実績がないところである。

- ・ 農道については地域住民による管理が原則だが、大塚地区については、住民の手に負えない箇所を部分的に農道維持修繕工事で補修するものである。工法については、勾配がきつく砂利を敷いても路面の流出を防げない箇所のため、水で固まる性質をもつ鉄鋼スラグという材料を使い施工しようと考えている。
- ・ 寒害による農作物への影響については、今年に入り2回ほど雪・寒害が発生したが、その被害状況については、1月12日から14日にかけての雪・寒害で実エンドウの被害額が232万2,000円、2月5日から6日にかけての雪・寒害では実エンドウのほかソラマメ、タンカンも被害を受け、その被害額は403万8,000円と報告している。
- ・ 防災面からの農業用施設の整備に関しては、お茶以外に花き、果樹、野菜の分野でも降灰防止・降灰除去整備事業で取り組んでいるが、受益農家3戸以上で被覆施設等が概ね3,000平米以上というのが主な採択要件となっている。そのほか、農業農村活性化推進施設等整備事業という3分の1補助がある県単事業もあるが、これも受益戸数3戸以上を要件としている。
- ・ 本市の基盤整備地区における秋冬作野菜の作付状況については、特に伸びているキャベツ、大根のほか、その他野菜として高菜、ブロッコリー等が徐々に増えている。  
作付面積については、平成29年度の調査によれば、キャベツは10年前の8.9ヘクタールから25.8ヘクタールに、また、大根は10年前の3.9ヘクタールから24ヘクタールに、その他野菜は8.4ヘクタールから21.8ヘクタールに伸びているところである。
- ・ 松くい虫防除対策については、現在取り組んでいる枯れた松の木を切る伐倒駆除と、枯れるのを防止する薬を樹幹に注入する樹幹注入の方法があるが、この薬の有効期限が7年とされており、前回の平成23年度、平成24年度に行った箇所の薬剤効果が切れたこと等から、今回、樹幹注入による防除を計画したものである。火之神公園内は市有地の部分を主に行っており、薬剤注入による防除は来年度を予定している。
- ・ 林業を取り巻く現状は、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代などで森林経営意欲が低下する中、所有者不明の山林が増加の傾向にあり、森林組合などの林業事業体が事業を行う際に所有者等の特定に手間がかかるといった状況が生じている。  
こうした現状を踏まえ、平成28年5月、森林法の一部改正に伴い、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報を整備、公表する林地台帳制度が創設され、平成31年4月までに整備することとしており、今回取り組む市町村森林所有者情報活用推進事業は、林地台帳を整備したうえで管理・更新しながら、林業関係者に情報を提供することにより森林の作業集約を促進していくという事業である。
- ・ 林業に関連し、かつおぶし用のまき不足の問題については、本市内での調達には困難なため県内各地の業者から調達しており、また、県内においては、本土で足りない分を離島からも調達している現状にあるとうかがっている。
- ・ 枕崎は、カツオ漁業とかつおぶしをつくって300年の歴史を誇る水産加工業で栄えてきたまちであるが、現在、本市の漁業は、カツオ漁業のほか、近海魚の沿岸漁業や種子島、屋久島、三島、草垣群島周辺などの漁場での沖合漁業が行われており、企業等による養殖分野の立地の話は今のところ出てきていない。
- ・ 鹿児島水産高校では、ヒラメ、マダイの養殖のほか、チョウザメの種苗の育て方を実施しているようである。トコブシについては、教育の一環として幾らかは採取して育ててはいるが、具体的な養殖というところまでは至っていないということで聞いている。
- ・ 水産資源の資源管理の問題については、現在、世界的に最も危惧すべき状態にあることは認識している。カツオの場合は、何とか原魚を確保できている状況にはあるが、沿岸漁業におけるクロマグロが本年7月からTACの主要魚種に追加されるなど、激減した資源の回復のため

の対策は日本全国避けて通れない問題であるので、今後は、さらに視野を広げて調査・研究をしていかねばならないと考えている。

- ・ 沿岸漁業による漁獲量が減少している原因については、さまざまな要因が重なっていると考えているが、枕崎の沿岸水域を調査する中で、一つには以前はホンダワラやトサカノリなどの藻場が多かったが、近年は、これまで南洋で見られてきたコーラルリーフの異常発生が、本市沿岸海域でも見られ、藻場の数が減少し魚のすみかが少なくなってきたということを、実際に潜って調査した漁業者の方々から聞いているところである。
- ・ 沿岸漁業における対策としては、魚のすみかをつくることが大切であることから、平成28年度に実施したイセエビ礁の設置に加え、平成30年度予算でお願いしている水産多面的機能発揮対策支援事業に取り組んでいくとともに、今後、新たな漁場整備5カ年計画の中で共同漁業圏内に魚礁の設置を要望しているほか、浮き魚礁など魚の住める環境を今後整備していかねばならないと考えている。
- ・ 商工費中、温泉については、特に具体的には調べていない。極端な言い方をすれば、どこでも深く掘れば出てくるとも言われているが、費用対効果について検証していないことから、現在、温泉施設を新たに設置することは考えていない。
- ・ 温泉の利用について、民間の温泉施設で一般にも開放しているところがあることは承知していないことから、どのような利用ができるか等を調査してみたいと思っている。
- ・ がんばる商店街支援事業補助については、平成29年度は該当がなかったところであり、平成30年度は枠予算として前年度と同額の補助限度額50万円を予算計上している。
- ・ チャレンジショップ促進事業補助についても、平成29年度実績はなかったが、枠として前年度と同額の165万6千円を計上した。
- ・ 商店等新規出店支援事業補助は平成28年度から取り組んだ事業で、利用者に家賃を向こう2カ年補助することとしているが、これまでの実績は、平成28年度が4件、平成29年度が6件の利用となっている。平成30年度予算については、平成28年度・平成29年度からの利用者の家賃分の継続分に新規分2件の枠を加えた158万5,000円を前年度分より増額してお願いしている。
- ・ 商店街の活性化に関する先進地視察等は特に行ってはいないが、他の商店街との連携という点では、本市の通り会の方々ともども鹿児島市宇宿商店街と活性化に向けた意見交換を随時行っているところである。
- ・ 企業誘致に係る取り組みとしては、本市も加盟している県の企業誘致推進協議会が主催する東京または大阪で年1回開催される企業立地懇話会に出席して、用地の案内や補助金制度など本市の企業誘致に関する情報発信を精力的に行っている。
- ・ そのほか、県の東京、大阪両事務所に配置されている企業誘致担当者から情報提供や、あるいは関東枕崎会、近畿枕崎会及び東海枕崎会の会長さんに企業誘致推進委員を委嘱し、いろんな機会を利用して企業進出の情報を得た場合には連絡していただけるようお願いするなど、情報収集の強化に努めているところである。
- ・ 平成29年度に大阪で開催された懇話会には、関西・中部地区の製造業、ソフトウェア業、研究開発機関、ゼネコン、金融機関など様々な業種の企業が参加している。
- ・ 国内外観光客誘客事業については、平成27年度からインバウンド対策を中心とした様々な事業をお魚センターに委託して取り組んでいるが、これらの事業効果としては、お魚センターのみならず市内各所への外国人観光客の入り込みに波及しており、総体的な外国人観光客の延べ人数は平成28年度が4,344名で、平成29年度は12月末現在で5,728名となっている。
- ・ 平成29年度から実施している香港における南部広域観光・物流促進事業では、この事業を展開している本市を含めた4市1町の観光資源を現地の旅行エージェントの方々に見ていただ

き、そこで受けた印象をもとに広域の観光ルートを作成して、誘客を行っているところである。

現在、香港・鹿児島間に直行便が就航していることから、これを利用して枕崎の食をはじめとし、南九州市の特攻平和会館、指宿市の砂蒸し温泉、南大隅町の雄川の滝といった観光スポット等を3泊4日あるいは4泊5日の行程でのルートで来ていただいているようである。

- ・ 今後見込まれる大型クルーズ船の鹿児島寄港に伴う観光面での対応については、業界の方からも案内が届いており、市の担当課職員が鹿児島寄港に合わせて出向いて枕崎の特産品を紹介、試食していただくなど、寄港の際には枕崎まで足を延ばしてもらえるようPRに努めているところである。
- ・ 火之神公園整備事業は、駐車場トイレ設備改修、管理棟補修及び流水プール設備改修工事で、具体的には、駐車場トイレについては浄化槽のふたの取りかえ、女子シャワーユニットの取りかえ、タイルの補修、男子トイレ小便器取りかえ工事、管理棟については壁と天井の爆裂補修工事、流水プールについてはポンプモーター用のベース取りかえ、南側ポンプ修繕、排水弁の取りかえ、更衣室屋根塗装改修工事を行うものである。
- ・ 毎年10万人を超える来場者が訪れる南薩摩最大のイベント・さつま黒潮きばらん海「枕崎港まつり」、かつお祭り、春の市等の会場の一部となる地場産業振興センター東側に隣接する松之尾駐車場については、路面がすり減り進捗が著しいことに加えて、駐車場内に設置されたトイレの老朽化が激しく、一般利用者や観光客から不便であるとの声が寄せられていたことから、カツオのまち賑わい空間創出事業としてこれらの整備を行っているところである。
- ・ この事業は、県の地域振興推進事業を活用し平成29年度から平成30年度の2カ年で実施するもので、トイレの整備は3月末に完成の予定である。平成30年度においては、まつり会場整備として駐車場の路面の舗装工、外柵、区画線及び照明灯の整備を計画している。
- ・ 土木費中、道路維持補修工事費については、老朽化が激しい箇所への舗装補修、通学路等で側溝にふたがなく危険で緊急性のある箇所の整備、宮前地区浸水対策の側溝改良などを計画しているが、対象となる路線延長が長いことから単年度での対応は難しい。なお、現在工事中の板敷線に関連して、指摘のあった迂回路区間の深い側溝がある箇所については、平成30年度からの整備路線として計画している。
- ・ 板敷線の市道整備事業は、現在工事中である板敷集落内の道路の残り部分を、平成30年度も前年度に引き続き改良工事として要望している。
- ・ 水尻グラウンド交流促進整備事業については、県の補助事業を活用して整備を進めてきており、平成30年度は水尻公園内のグラウンドの暗渠排水工事及び西側・東側両方に休憩施設の整備を計画している。なお、同公園内に新設されたトイレ以外にもうひとつ設置できないかとの要望については、公園の規模的にも無理であり2カ所目の設置は考えていない。
- ・ 消防費中、消防通信システムについては、通信指令台に災害電話が入ると、固定電話、携帯電話とも入電されるが、位置情報の取得では、固定電話からのものはピンポイントですぐに表示されるが、携帯電話からのものは、受信するアンテナの位置等の状況により、絞り込みに大体20秒程度かかる。
- ・ 教育費中、南浜館の床については、大規模改造の中で改修するようになっている。
- ・ 第1回枕崎国際芸術賞展の評価については、審査員からは非常に高い評価を得ている。
- ・ 今後の国際芸術賞展については、第2回展に向けて準備を進めていくこととなるが、経済効果が図られるように努力していきたいと考えている。
- ・ 第2回国際芸術賞展の審査員については、国際公募展の審査員としてふさわしい方を調整しており、前回展と同様に、国内から2名、海外から1名の審査員を招集したいと考えている。
- ・ 小・中学校の読書冊数については、平均冊数で、小学校は平均110冊前後、中学校は45冊前後となっている。

- ・ 教職員に対する空調設備の設置状況については、平成29年度に校長室には冷暖房設備を設置したところであるが、職員室や各教室には空調施設がないことから、暖房についてはストーブで対応している。
- ・ 奨学金の滞納状況については、平成25年度が滞納者数45名、滞納額1,233万3,940円、平成26年度が滞納者数34名、滞納額1,230万1,880円、平成27年度が滞納者数27名、滞納額1,220万1,800円、平成28年度が滞納者数23名、滞納額1,233万7,240円、平成30年3月6日現在で滞納者数20名、滞納額1,067万7,500円となっている。
- ・ 学校で使用する備品等については、各学校へは生徒数に応じて予算配分をしており、その中で対応することとなる。
- ・ 金管バンドについては、枕崎小学校、桜山小学校、立神小学校にあり、別府小学校にはない。
- ・ 吹奏楽部については、枕崎中学校と桜山中学校にあり、立神中学校と別府中学校にはない。
- ・ 学校が保有する楽器については、さまざまあり、それぞれの楽器の耐用年数は把握していないが、だいぶ古くなっているのは確認している。また、だいぶ以前に寄附とか、PTAの購買部の売上益金で購入したものもあり、最近では、枕崎小学校で、平成27年度に15万4,000円のトロンボーン、19万7,000円のフリューゲルホルンを購入しており、あとは修繕で対応している。  
 なお、立神小学校では、別府小・中学校に金管バンド等がないことから、足りない楽器を長期間借りている状況である。
- ・ 備品費については、枕崎小学校の場合、平成29年度の備品費178万4,000円のうち、楽器等の教材備品については87万9,000円配分をしている。
- ・ 子供が授業に使用する備品の優先順位は、学校からは机やイスなどの授業で使う物の要望が多いところである。
- ・ 学校における備品の購入については、各学校の生徒数に応じて備品費を配分しているが、購入に当たっては学校長の判断で購入しているところである。
- ・ 学校の設備の改修に係る費用に比べ、教育に係る備品費が非常に少ないため、ふるさと納税を備品購入に活用することについては、確かに、非構造部材の耐震化工事等に係る費用に比べ備品費の額は少ないが、ふるさと納税の活用については、庁内全体で検討すべき案件であると思っている。
- ・ ワシントンヤシについては、平成29年度予算で枕崎小学校4本、別府小学校3本、計7本分を計上しており、春休み期間中の3月26日に伐採する予定であり、1本当たり3万円の費用がかかる。
- ・ 各学校の特別支援教育支援員数は、枕崎小学校が6人、桜山小学校が2人、別府小学校が2人、立神小学校が4人、枕崎中学校が3人、桜山中学校が1人、別府中学校が1人、立神中学校2人である。
- ・ 各学校の特別支援教育支援を受けている児童生徒数は、枕崎小学校が12人、桜山小学校が5人、別府小学校が4人、立神小学校が8人、枕崎中学校が15人、桜山中学校が2人、別府中学校が2人、立神中学校が7人である。
- ・ 特別支援教育支援員の対応については、それぞれ子供の特性に合わせた指導ができていると考えている。
- ・ 各学校の校則については、それぞれの学校の校則について詳細には調べていないが、本市において、報道されているような髪の毛の色の児童生徒もいないし、そのような指導はないと考えている。
- ・ 自治公民館再編推進事業の取り組み状況については、自治公民館等の総会、あるいは市公連の総会のときに制度の説明をしている。そのほか、毎年アンケート調査も実施している。

昨年度末までは、2つの公民館が再編に向けて進んでいたが、現在、話がなくなったことから、事業自体は何も進んでいないところである。

- ・ 公民館再編の話がなくなった理由として、制度の補助金が近隣市と比較すると少な過ぎること、また、当事者の役員が非常に難儀をし、後に何かあった場合、当事者がいろいろ言われるという声を聞いている。
- ・ 再編推進事業の今後については、補助制度ができてまだ年数がたっていないが、期間を過ぎても、どこからも希望がなかった場合には、制度の見直しが必要ではないかと考えている。
- ・ 本市に1人いるALTの活動状況については、主に中学校に指導に行っており、月に何回か小学校も訪問している。このような状況では、小学校の英語の指導が十分でないことから、英語補助員を採用して小学校の指導に当たっていきたいと考えている。
- ・ 枕崎市青少年国際交流事業補助については、平成29年度では、県の県青少年国際協力体験事業でラオスに2名行っており、県から個人負担は15万円と指示があり、それについて半額7万5,000円を補助している。鹿児島県青少年海外ふれあい事業では、行き先が香港、シンガポールとなっており、県から個人負担は3万円と指示があり、それについて半額の1万5,000円を補助する予定としていたが、この事業は非常に競争率が高く、本市からも1名希望していたが選考に漏れてしまったことから、未執行となっている。
- ・ 新入学生徒学用品費等入学前支給については、平成31年度の中学校への入学者に対し支給しようとするもので、対象者は33人、額は4万7,400円である。なお、平成30年12月時点で該当する子供を把握し、平成31年3月に該当する子供の保護者に支給しようと考えている。
- ・ 小・中統一して新入学児童生徒学用品費等入学前支給をすることについては、中学校への入学生の場合は、小学校に在学していることから周知ができるが、小学校への入学生については、いつ、どのように申請書等の配付を行うか等を検討し、入学前支給について勉強していきたいと考えている。
- ・ 第2回国際芸術賞展の審査員の選考については、第1回展と同じ審査員に当たっているところである。千住先生はニューヨークで活躍され、保科先生は東京芸大の副学長、曲先生も台湾の現代美術でアジアでも有名な方でありなかなかお忙しい方々なので、本市に来ていただく日程とあわせて調整をしている。
- ・ 国民体育大会推進費については、平成32年度に国民体育大会が開催されるに当たり、平成31年度にはそのリハーサル大会が開催され、その大会の開催に当たり準備あるいは大会運営が円滑に、効率的に推進するための経費であり、主なものは非常勤職員の報酬、費用弁償、また、今後設立予定の国体の枕崎市実行委員会への負担金である。
- ・ 大会の開催に当たり、総合体育館の暑さ対策については、国体は平成32年10月、リハーサル大会は平成31年5月末ごろに開催され、暑さ対策がそこまで必要な時期ではないのではないかと考えている。ただ今年、九州ブロック大会が枕崎で開催されるが、開催時期が8月中旬の盆以降を予定しており、対策として、開催期間中のスポットクーラーのリース、大型の扇風機の増で対応したいと考えている。また、昨年夏のなぎなた大会開催時には2階の窓の改修工事をしており、北側の窓があかない状態になっていたが、その改修工事が終わったことから、窓の開閉ができ、暑さ対策にはなるのではないかと考えている。
- ・ 小学校の維持修繕費の修繕料が増額となっている理由については、学校の施設は毎年老朽化が進んでおり、さまざまな箇所の修繕が必要となっていることから、昨年度より40万円ふやしたところである。
- ・ 旧金山小の施設の管理については、現在、NPO法人が開催しているドローン教室、同じくNPO法人が開催している遊びのデパート等において教室棟や体育館を使用する際に、窓をあけて換気等をしたり、それ以外にも窓をあけたりして換気には努めている。

- ・ NPO法人の施設の利用状況については、ドローン教室が2カ月に1回、遊びのデパートが平成29年度で2回開催している。
- ・ 跡地の利用促進の取り組みについては、全体的な使用についてはまだ庁内で意思決定がされていないところであるが、枕崎明日葉の会や自然花からは利用の要望が来ているところである。
- ・ 施設の使用料については、教育委員会の行政財産であることから、その都度使用料を徴収している。
- ・ 金山小学校跡地利用の今後の方針については、県内において、相当廃校になり、その後の活用がされていないというのを承知しているが、企業が利用するなど、さまざまな使い方をされているところがあることも承知している。跡地利用に関しては、ここ数年間いろいろ模索してきているが、専門的に定着して利用するまでには至っていない。その理由として、一時、企業が入る予定があるような流れの中で、使用料の問題が解決できなかったことがある。財産の面で、地域の活性化の面からある程度譲歩したかたちで、いろいろ協議してきたが合意に至らず、現在、行政財産としてNPO等を中心に、数回程度その都度借りて使用していただいている状況である。

今後、まだ具体的に一つの団体あるいは幾つかの団体等が定着して施設を借りるところまでは進んでいないが、使用料等の詰めをしっかりと行うことで、具体的に進んでいくのではないかと考えていることから、新たにもう一度仕切り直しをして、具体的に検討をしていかなければならないと考えている。

- ・ 食育及び給食における地産地消については、食育基本法が制定され、本市においても食育・地産地消推進計画を定めている。その計画に基づき、学校における食育推進として、栄養教諭を中心に、地元の食材を使った献立、生産者のお話しや生産者とのふれあい給食、調理担当者と一緒に給食を食べるなどして児童生徒に食育教育を行っている。

また、全中学生を対象に、去年は、10月24日を弁当の日と定め、その日は自分で弁当をつくってくることとし、弁当の食材はできるだけ地元の食材を使う取り組みを行っている。賛否意見はあるが、子供たちに食に関する意識を持ってもらうために取り組んでいる。

- ・ 給食でのパン食と米食の比率については、週5食中、米飯が月・水・金で、パンが火・木となっており、月に1回だけソフト麺を提供している。
- ・ 給食の米飯中、枕崎産の米の使用については、平成28年度で年間2,660キロ使用している。1日の給食で米を使う量が大体百二、三十キロとなっており、月1回は使っている状況である。
- ・ 児童生徒の食物アレルギーへの対応については、献立を見た家族の方からの情報を確認しながら給食を提供しており、これまで学校から給食を食べてアレルギーが発症したという報告は受けていないところである。

なお、平成29年度では、14名がアレルギー代替・食除去食対応となっており、牛乳除去が15名程度いる。

- ・ 給食センターで働いている職員については、現在、調理、配送業務を民間会社に委託しており、その職員が、正規職員、パート職員含めて22人おり、うち調理業務に携わっている職員は18人である。また、市の職員が2人、学校栄養教諭が2人在籍している。
- ・ 生涯学習課が所管する社会教育指導員については、市民会館に2名常駐しており、青少年関係の補導に関する業務、女性研修や生活学校など大人の生涯学習に関する支援、教育相談業務等を行っている。
- ・ 保健体育課が所管する社会教育指導員については、総合体育館に2名配置しており、教育に関する見識と豊かな経験を有し、かつ社会体育に関する指導技術を身につけている方であり、市体育協会やスポーツ少年団の指導育成等の事務等も行っている。
- ・ 歳入中、固定資産税は、前年度に比べて大きな落ち込みとなったが、この理由としては、平

成27年度の評価替えのときは土地・家屋分の減少はあったものの、太陽光施設の増設で前の年度とほぼ変わらない税収を確保できていたが、平成30年度は評価替えの影響に加えて、償却資産である太陽光の増設が落ちついたことによるものと考えている。

- ・ 平成30年度評価替えによる影響については、土地分が9.7%の減、家屋分が3.9%の減、償却資産分が6.2%の減で、そのうち現年分は対前年度比94.2%の9億9,900万円程度、5,600万円程度の減と見込んだところである。固定資産税総体では、対前年度比94.4%で5,023万7,000円の減額を見込んでいます。
- ・ 空き家については、空き家等に関する特措法に基づき勧告を行った場合には、固定資産税の住宅用地に対する課税標準の特例措置はなくなるが、現在、本市でこのケースに該当している特定空家等は1件である。

空き家等の解体撤去後の固定資産税に係る土地の評価は、除去後の土地利用のあり方や、除去した跡地の周辺の状況などによって変わってくる。

- ・ 遊休農地に対する課税のあり方は、台帳地目を基本とするが、実際上は現況地目を確認したうえで課税していくことになる。
- ・ 平成30年2月末現在における市税の徴収率については、対前年同時期で、市民税が0.6ポイント減の84.0%、固定資産税が0.1ポイント減の89.3%と厳しい状況にあるが、現在、出納閉鎖までに対前年度比以上の収納率を上げるため、税務課職員一丸となって臨戸あるいは夜間徴収等に懸命に努めているところである。
- ・ 地方消費税交付金に関し、平成30年度から地方消費税の清算基準が見直されたが、その変更内容は、商業統計、経済センサス統計に基づく統計カバー率を改正前の75%から50%に、また人口基準については17.5%から50%に変更されたほか、改正前は7.5%の係数が用いられていた企業の従業者数の統計数値は廃止されることになっている。
- ・ 地方消費税の清算基準の改正については、大都市などの大消費地では多くの消費税が落ちる一方で、地方部の方々が大都市で消費している実態もあり、これらの現状を踏まえ全体的なバランスを図っていこうという考え方の変化だと考えている。
- ・ 地方交付税の予算計上に当たっては、国から示された推計方法に基づいて推計し、当初予算ベースで前年度比1,000万円の増であるが、前年度の算定結果から比較すると率にして2.4%の減として見込んでいます。
- ・ 交通安全対策特別交付金は、通学路等における危険箇所の防護柵、カーブミラーの設置及び道路の区画線等の整備に充てるための財源となっており、平成30年度も前年度同額の450万円を見込んでいます。
- ・ 停止線、横断歩道に関しては、県公安委員会が管轄しており、基本的には道路管理者が新設または引き直すといったことはできない。なお、停止線にかわるものとしてドットラインであれば道路管理者で施工することは可能であるので、危険度が高く安全策がどうしても必要だという交差点等については、要望があれば新年度予算で優先度を見ながら検討したい。

#### (総括)

- ・ 学校給食においては、通常、乳製品や卵などをブレンドしたパンを提供しているが、乳製品、卵のアレルギーを持った児童生徒には、それを除去したパンを提供している。なお、小麦のアレルギーを持った児童生徒はいない。また、米粉のパンについては、小麦と米粉をブレンドしたパンを提供している。
- ・ 地元産の米の使用率は、価格ベースで約16%である。そのほか、地元の食材利用として、野菜類、枕崎牛、カツオ加工品などを給食の食材として取り入れている。
- ・ 教育振興費の国際化推進自治体協議会の負担金は、語学指導を行うALTの招致を行っている国際化推進自治体協議会に対し、外国青年招致事業の実施運営の費用として、ALT1人当

たり7万2,000円、渡航費用負担金として、ALT1人当たり15万円、合計22万2,000円を負担するものである。

- ・ ふるさと納税の寄附者からの使途の指定について、3月7日現在の金額ベースでの比率は、自然環境保全まちなみ景観等の関係が9.1%、快適で便利なコンパクトなまちづくりの関係が1.8%、農林水産業をはじめとする地場産業の振興、観光等の関係が12.0%、出産・子育て支援等の関係が19.8%、教育・文化・芸術・スポーツの振興等の関係が9.7%、地域づくり団体との協働によるまちづくりの関係が1.3%、その他まちづくりに関する部分が1.9%、使途の指定がない部分が44.4%となっている。
- ・ ふるさと応援寄附金は、当該年度の寄附金をふるさと応援基金に積み立て、翌年度以降にその基金を財源として寄附者から指定された事業の予算に充当するものである。
- ・ ふるさと応援基金の繰入金の使用は、生活環境の整備等に690万円、農林水産・観光振興等に1,860万円、福祉の増進、健康増進等に5,240万円、教育・文化・芸術・スポーツの振興に2,510万円、使途の指定なしの部分から7,820万円、合計で1億8,120万円の繰り入れを計上している。
- ・ 使途の指定がなかった寄附金については、当初予算の編成方針において重点事項と定めた公共施設の老朽化対策に3,000万円を充当するほか、使徒の指定のあった事業の実施に当たり、事業に要する経費に充当する財源が指定のあった寄附額だけでは不足する場合に、寄附金の状況を見ながら、使徒の指定のなかった部分から充当するかたちで対応している。
- ・ 平成30年度当初予算は、市長就任後間もないため、骨格予算として編成しており、各課から予算要求があった事業のうち、政策的な判断を要する事業については留保しているものがある。

財政課で6月補正まで留保している事業は、現段階では約8億円であるが、6月補正への計上については、今後の建設事業関係交付金の決定状況などによって事業費は変わってくる。

国庫補助金については、防災安全交付金、社会資本整備総合交付金等の国庫補助金について、現時点では約2億1,300万円を留保をしている。

- ・ 所有者不明農地に関し、平成27年度に農地中間管理機構を活用した担い手の集積を推進する上で、相続未登記農地が大きな障害になっているとして、今後の本県における農地の有効活用を効率的に推進するために、県農業会議が農地流動化促進事業の一環として実態調査を行っている。この調査は、農地台帳の登記名義人が死亡している相続未登記農地と所有者が市外在住で相続未登記のおそれのある農地について、その農地の筆数と面積を調査するものであり、調査結果については、鹿児島県の相続未登記の農地は、筆数が71万9,285筆、比率は41.2%で、面積が5万9,869.7平米、比率は38.2%であった。

本市分は、筆数で44.3%、面積で39.6%という調査結果を報告している。

- ・ 所有者不明農地については、全国的にも調査が行われており、国は、その調査結果を利用して、農地の有効活用等に係る手続の簡素化を図るための法案づくりを進めていると聞いている。
- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集に当たっては、市長と農業委員会が協議の上、枕崎市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集要項を作成し、市のホームページ及びお知らせ版に掲載して募集を行っている。
- ・ 農業委員の選任に関する規則を定めることについては、農業委員会等に関する法律施行規則によると、農業委員の推薦の求め及び募集に関する必要な事項は、市町村長が定める、また、推進委員については、農業委員会が定めると規定されており、必ずしも規則で定めなければならないということではないが、県下各市の状況や要綱等を定める必要性を考慮すると定める必要があると判断されることから、定める方向で今後検討する。
- ・ 枕崎市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集要項で規定している農業委

員会委員等評価委員会の委員は、農政課長、農政係長、農業委員会事務局長、農地係長の4人であり、委員長は、農政課長である。

- ・ 農地利用最適化交付金は、平成29年度分については、県農業会議と協議を行い、交付金額を算定していたが、農業委員の積極的な活動により成果・実績が伸びたことに伴い、増額となったものである。

各目標に対する達成度の評価点については、農地集積は、平成29年度に農業委員が関係した農地集積面積の合計が54.5ヘクタールであり、目標の22.5ヘクタールに対し、224%となり、評価点は13点となっている。

遊休農地解消は、遊休農地が解消された面積の比率であり、目標の24.2ヘクタールに対し達成面積は13.7ヘクタールで、達成率は57%となり、評価点は9点となっている。

- ・ 農地利用最適化交付金に関し、その報酬の関係では市議会議員の兼職禁止規定には該当しない。
- ・ 鹿児島県市町村総合事務組合の退職手当制度に係る一般職の退職手当に関する条例の改正については、同組合と自治労県本部との交渉において、国と同じ内容で4月1日から改定を行うことで合意がされ、同組合議会に上程の予定である。
- ・ 退職手当は、基本的には、退職の日における給料月額に、退職理由、勤続年数別に定められた支給率を乗じて計算された額に調整率を乗じて算出される。その調整率が、現在は100分の87であるが、今回の改正では、100分の83.7に引き下げる内容となっている。このことは、退職手当の水準について、5年に1回、人事院が官民の均衡を図るために調査をしており、公務のほうは78万1,000円程度、率にして3.08%程度上回ったとして勧告がなされ、それに準じて地方公務員においても改正を行うものである。なお、今回の改正は、毎年度の退職手当負担金の額への影響は出てこない。

## ○委員からの意見・要望

- ・ 自殺対策に向けた取り組みに関し、本市におけるひきこもりの実態を調査してほしい。
- ・ 自殺対策については、本市だけの問題ではないことから、南薩地区4市で連携を強化して取り組んでほしい。
- ・ 地域おこし協力隊員は、地域の方々とのかかわりが一番重要になってくると思うので、その隊員が途中で離れることのないように市が支援し、枕崎の力になるように育ててほしい。
- ・ 福祉給食サービス事業に関し、おいしさは大事な要素であることから、利用者の意見も聞きながら、おいしさの向上に努めてほしい。
- ・ 障害者の更正医療に関し、今後、難病患者も障害者という位置づけで医療費扶助を行っていくこととなることから、本市の対象見込み者の状況を的確に把握しておいてほしい。
- ・ JRに対し、2018年度までの固定資産税の軽減は何とかできるものの、1年後には九州全域で毎年度約60億円の固定資産税がかさんでいくこととなると、当然、JRから上下分離というようなものを言いだしかねない状況は推察できている。そのようなことも含め、対応が遅きにならないように検討しておいてほしい。
- ・ 生後6カ月から6歳までの子供に対して、インフルエンザ予防接種に係る費用の助成として、1人1回当たり1,000円を2回出しているが、病院ごとにインフルエンザ薬を打つ技術料が違うことや、子供に注射を打つ難儀等を考慮すれば、ゾフルーザという新薬を1回服用するとインフルエンザに効果が期待できると聞いている。この薬がインフルエンザの予防に効果があるのではないかと考えており、薬価は1錠2,400円であることから、来年度に向けて活用できれば、財政面等においても相当助かるのではないかと思うので、その辺の検討をしてほしい。
- ・ 市内の民間の温泉施設において、一般に開放しているところがあり、高齢者の健康、本市の

医療費を考えた場合、健康増進のためにその施設を利用するようにしてほしい。

- ・ シルバー人材センターの運営に関し、近年、会員登録数が激減している影響で、人手のほしい農家等が困っているといった状況があるが、会員の確保については働きがいのある環境づくりが大事だと思うので、経済情勢も勘案しながら、会員が労力に見合う日当額を得られるように市当局からも助言してほしい。
- ・ 実エンドウやタンカンなどの農作物については、寒害等に弱く露地栽培が難しい現状にあるが、これからの農業は、気象に左右されない生産性の向上と安定した所得を得るためにハウス施設の活用が必要だと考えるので、農業施設に対する助成制度の充実について国・県に働きかけてほしい。
- ・ 別府の畑かん地区は、現在、蔬菜等の栽培が盛んで生産量も非常に高くなってきており、指宿から枕崎にかけて畑かん施設の広がる南薩の大地は、将来、食糧供給基地として有望視されているので、産業競争力の強化という点から農業分野への支援についてもさらに力を注いでほしい。
- ・ まき業者の実態については、以前は本市内にも専門の業者は相当数いたものの、高齢化に伴いほとんどいなくなり、かつおぶし業者がまきの確保に苦勞している窮状もうかがえるので、関係機関・団体等とも連携しながら、まき業者の確保に向けて何らかの対応ができないか検討してほしい。
- ・ 今後、水産業においては、養殖の分野が非常に大きなウエートを占めていくものと考えられるが、現に、本市の隣接市ではいち早く養殖が進められている状況にあるので、本市としても、カツオに限らず、今後の水産業に対する取り組みに当たっては、全体的な見通しを立てて進めていってほしい。
- ・ Show-1 グルメグランプリなどで注目を集めた枕崎船人めし、大トロ丼といった枕崎のオリジナルメニューは、対外的に食のまち・枕崎のPRに大きな効果があったと感じているが、まちの魅力を発信できる場で食のまちのPRに一層努めていくことが商店街活性化、地域活性化、ひいては交流人口の増加にもつながると思うので、このような機会が失われていくようなことのないよう取り組んでほしい。
- ・ 昨今、スマホ等の情報端末の使用が進んでいる中、読書冊数の平均が小学生で110冊程度、中学生で45冊程度あるということは、まだまだ本離れしていないと考えており、さらに読書に親しむように努力してほしい。
- ・ 各校長室には冷暖房設備が設置してあるということだが、校長先生たちは職員に気を使って空調は使用しないとのことであるので、先生たちが授業等のいい準備ができるようするためにも、職員室の環境がよくなるように対応してほしい。
- ・ 桜山中学校の卒業式において、マイクの質が悪く、非常に不明瞭と感じた。先生と生徒のコミュニケーションは非常に大事なことであるので、先生の伝えたいことが生徒に伝わる必要があることから、学校の備品をきちんと整備するためにも、教育に係る備品費を増額したり、備品購入に当たりふるさと納税を活用するなどの検討をしてほしい。
- ・ 学校教育の英語の指導に当たり、本市には外国の方が数多く住んでいることから、その方々の活用も検討してほしい。
- ・ 国際化というのは今さら言うことでもなく、さまざまなかたちでなされていることから、本市の若者が1名でも多く国際化の体験研修ができるように調査してほしい。
- ・ 金山小学校跡地の利用については、現在、2カ月に1回程度の利用はあるが、廃校の利用については、民間が活用したり、地域おこしのようなものを一生懸命されているところもよく見受けられることから、使用料の面においても折り合いをつけて、できるだけ利用頻度がふえるようにしてほしい。

- ・ ふるさと納税に関し、クラウドファンディング型の取り組みについては、国際芸術賞展やきばらん海などの大きなイベントを指定するなどして、試験的にでも早急に取り組んでほしい。
- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任については、委員の任期に応じて継続的になされるものであることから、その時々で募集要項を出して対応するのではなく、継続的に実施する際の規則を定めるべきである。また、規則等の制定に当たっては、関係の農業者が選任の手続等についてはっきりとわかるように対応してほしい。

◎議案第6号平成30年度枕崎市国民健康保険特別会計予算

◎議案第7号平成30年度枕崎市後期高齢者医療特別会計予算

○予算の概要

- ・ 国民健康保険特別会計の予算総額は36億8,842万1,000円で、前年度当初予算と比較して7億2,783万5,000円、16.5%の減となっている。
- ・ 新制度への移行に伴い、歳入歳出全般について見直しを行った結果、歳入歳出それぞれにおいて、廃止となった科目と新設された科目がある。
- ・ 歳出の主なものは、総務費は、事務的経費として総務管理費930万6,000円、徴税費542万4,000円、運営協議会費14万8,000円を計上している。
- ・ 保険給付費は、予算総額の約75.8%、27億9,752万7,000円を計上している。新制度への移行に伴い、保険給付費総額から審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費を除いた額については、県支出金に新設された保険給付費等交付金の普通交付金の額と同額を計上している。
- ・ 療養給付費、療養費、高額療養費、移送費の一般、退職分のそれぞれの額は、普通交付金の額をもとに、各費目の本市の過去5年間の給付実績等により按分し計上している。
- ・ 出産育児諸費は、実績を考慮して22件の924万5,000円、葬祭諸費は、67件の134万円を計上している。
- ・ 新制度への移行に伴い新設された国民健康保険事業費納付金は、予算総額の約22.0%、8億1,253万5,000円を計上している。この額は、県が運営方針に基づき算出したものであり、内訳は、医療給付費分6億0,032万5,000円、後期高齢者支援金等分1億5,808万4,000円、介護納付金分5,412万6,000円となっている。
- ・ 保健事業費は、特定健康診査等事業費2,083万4,000円、人間ドック、がん検診補助、糖尿病重症化予防事業等に要する経費として、保健事業費2,247万7,000円を計上している。
- ・ 公債費は、広域化等支援基金償還金1,600万円を含む1,650万円を計上している。
- ・ 諸支出金は、267万円を計上している。
- ・ 新制度移行に伴い、従来の後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護給付費・地域支援事業支援納付金、共同事業拠出金の各科目が廃止となっている。
- ・ 歳入の主なものは、県支出金については、新制度への移行に伴い、保険給付費等交付金に普通交付金と特別交付金が新設され、予算総額の約77.0%となる28億3,985万1,000円を計上している。
- ・ 保険給付費等交付金の内訳は、審査支払手数料、出産育児諸費、葬祭諸費を除く保険給付費の財源となる普通交付金として、一般分27億6,505万3,000円と退職分1,388万9,000円の合計で27億7,894万2,000円を計上し、特別交付金は、保険者努力支援分909万2,000円、特別調整交付金分3,941万7,000円を含む6,090万9,000円を計上している。
- ・ 繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分1億0,134万4,000円と保険者支援分5,599万4,000円、出産育児一時金等616万円、職員給与費等1,462万7,000円、財政安定化支援事業5,745万5,000円の合計で2億3,558万円を計上している。
- ・ 諸収入は、第三者納付金350万円、歳入欠陥補填収入9,686万5,000円等、合計で1億0,139

万1,000円を計上している。

- ・ 新制度への移行に伴い、従来の国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金の各科目が廃止となっている。
- ・ 国民健康保険税は、総額5億1,134万5,000円を計上しており、前年度当初予算に対して2,139万6,000円の減、割合にして約4%の減となった。
- ・ 調定額の算定に際しての基本的な考え方として、全国的な景気については、内閣府の月例経済報告においては緩やかに回復していると昨年同期の報告より一段進んだ報告がされているが、本市の経済、雇用状況を取り巻く環境は回復の兆しを見せ始めているものの依然として厳しい状況は残されており、今後の注視が必要であると考えている。

平成29年度の本賦課時における本市国保被保険者1人当たりの所得を見ると、平成28年度に比べ109.5%と伸びを示していることから、1人当たり調定予定額は所得の増に応じて伸びるものとしたが、加入者の減少の影響が大きく、全体調定予定額及び収入予定額も減少し、予算計上額が2,139万6,000円、約4%減少した。

- ・ 収納率については、所得状況の著しい好転が期待できない厳しい納税環境の中で、これまで取り組んだ健全化行動計画に沿った努力の結果と成果を継続していけるよう努めたいと考えている。なお、現年課税分は、特別徴収分・普通徴収分を合わせて、一般分を95.9%、対前年度当初プラス0.1ポイント上昇と、また、退職分については、これまでの実績等をもとに95.5%、対前年度当初マイナス2.1ポイントと見込み算定した。

その結果、国民健康保険税の現年課税分は、医療給付費分3億3,262万5,000円、後期高齢者支援金分1億1,546万9,000円、介護納付金分4,684万2,000円の合計で4億9,493万6,000円を計上している。滞納繰越分は、全体の収納率を前年度当初予算と比較してマイナス0.4ポイントの24.0%と見込み、医療給付費分1,057万6,000円、後期高齢者支援金分350万1,000円、介護納付金分が233万2,000円の合計で1,640万9,000円を計上している。

- ・ 後期高齢者医療特別会計予算の予算総額は3億2,603万9,000円で、前年度当初予算に対して590万2,000円、1.8%の減となる。
- ・ 歳出の主なものは、総務費については、事務的経費として総務管理費138万2,000円、徴収費144万8,000円、合計で283万円を計上している。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者保険料2億1,426万6,000円、保険料を軽減した分の財源補てんとして保険基盤安定負担金1億0,809万円及び延滞金5万円を計上している。
- ・ 諸支出金は、保険料還付金30万円、還付加算金3万円を計上している。
- ・ 歳入の主なものは、一般会計繰入金は、事務費繰入金289万3,000円、保険料を軽減した分の財源補てんとしての保険基盤安定繰入金を負担金と同額の1億0,809万円計上している。
- ・ 後期高齢者医療保険料は、2億1,426万6,000円を計上しており、前年度当初予算と比較して374万3,000円の減、割合で約1.7%の減となっている。
- ・ 保険料の内訳は、特別徴収保険料1億5,386万4,000円、普通徴収保険料6,040万2,000円の合計で2億1,426万6,000円となっている。これは、広域連合納付金の被保険者保険料分の金額と同額となっている。

#### ○当局説明

- ・ 国民健康保険税が前年度に比べ減額となった主な要因は、調定額の算定に際しての被保険者数について、平成29年度当初予算の見積もりでは、一般分が6,374人、退職分が150人であったが、平成30年度当初予算では、一般分が6,091人、退職分が43人となり、被保険者数が大きく減少する見込みとなったことによるものである。
- ・ 国保被保険者数は、平成30年度以降は県が国の示した算定式に基づき各市町村の被保険者数を推計することになっており、平成30年度における本市の被保険者数は県が推計したもの

である。

- ・ 被保険者数の減少が数年続いていることは、人口減による影響が最も大きいと考える。また、平成28年10月からの社会保険の適用拡大についても影響していると考えている。
- ・ 国民健康保険税の収納状況は、一般被保険者の分は0.7ポイント上がり、退職被保険者分は0.2ポイント下がる見込みで、現年分と滞納繰越分を合わせて全体では0.6ポイント上がる見込みである。
- ・ 税の収納作業に際し、国保税は、国保財政健全化行動計画に基づき目標収納率の達成に向けて積極的に取り組むこととされていることを踏まえ、納税者から市民税、国保税の納税相談があったときは、国保税を優先して納入していただいている状況である。この国保税の収納率向上の取り組みでは、計画期間の3年間において、収納効果額を2,800万円とした目標を立てていたところ、3年間の効果額は約4,450万円となったところである。また、副次的な効果として、県の特別調整交付金の中で本市の実績が高く評価され、その交付金として3カ年の合計で3,250万円の効果が出ている。
- ・ 退職被保険者については、平成26年度末で退職者医療制度そのものが廃止になっており、平成26年度に退職被保険者の適用を受けていた方が65歳になるまでは、制度の経過措置期間の中で存続するが、65歳になると一般の被保険者になることから、最終的には制度の適用を受ける方はいなくなる。
- ・ 社会保険の加入者が、定年後すぐに国民健康保険に加入しない場合、加入者が減り国保財政にとってマイナスになってくるのではないかということについては、その方の保険税は入ってこないが、一方、給付規模も膨らまないところがあり、保険税と給付について同時に考慮する必要があると考える。
- ・ 国民健康保険の制度改正に伴い、歳入の予算科目の中で4つの大きな科目が廃止になった。廃止になった科目のうち、国庫支出金は、これまで市町村に入っていたものが県に入り、県において調整されることになる。  
療養給付費等交付金は、退職者医療に係る交付金であり、今後は県へ移行となり、制度そのものは縮減されていく。  
前期高齢者交付金は、都道府県単位で実施されることから、制度自体は県に移行する。  
共同事業交付金は、廃止になり、今後は県内全体の医療費を医療費水準と所得水準に応じて振り分けるかたちになる。
- ・ 国保の財政運営主体が県に移行されることに伴い、新設された事業費納付金については年度途中に増額になることはない。また、保険給付費のうち出産育児諸費等を除く経費は、県支出金の中の普通交付金で交付されるが、この金額についても、医療費が増加して予算を超えるような場合は、県と協議の上、予算を超える部分の補正予算を県のほうで組んで予算措置することを確認している。  
また、前期高齢者交付金が予算科目からなくなることで、毎年度の財政運営面での急激な変動は生じなくなると考えている。
- ・ 平成30年度当初予算において、歳入欠陥補填収入の予算を計上した要因は、平成30年1月12日に県から示された標準保険料率を算定するために必要な国保税で集めるべき額と現行税率による国保税見込み額を比較すると約6,000万円の開きがあることと、県支出金において県が過去の実績をもとに算定した見込み額と本市が算定した見込み額との差額と、保健事業費等の予算額と決算見込み額との差額を合わせると約3,600万円となり、合計で約9,600万円の赤字が見込まれることによるものである。  
歳入欠陥補填収入の解消に向けて、標準保険料率を算定するために必要な国保税で集めるべき額をもとに、税率改定についても検討を行ってきたが、県が示した標準保険料率の3方式、

4方式については、いずれも課題が大きいとして、さらに細かい分析を現在実施しているところであり、そのため、3月議会に向けての税率改定の協議が整わなかったということである。また、医療費適正化の関係でも平成30年度予算に早急に反映させることは難しいといったこと等により歳入欠陥補填収入を計上したところである。

- ・ 累積赤字額の解消に向けては、健全化対策の中で、ステップ1とステップ2の段階的な対策を講じることが示されている。

ステップ1では、平成28年度の赤字額を踏まえて、平成29年度中に6年間を計画期間とした計画を策定し、赤字額の縮減・解消に向けて取り組むものであるが、6年後までに赤字を解消しなければならないということではないと示されている。

ステップ2では、平成30年度の決算が赤字となった場合、平成31年度中に平成32年度から6年間の計画を策定し、6年間かけて赤字額の縮減・解消に取り組んでいくことになると考えている。

- ・ 標準保険料率を算定するために必要な国保税で集めるべき額と現行税率に基づく国保税見込み額の差額は約6,000万円となるが、6月議会に向けた対応として、その約6,000万円を解消するとすると、約10%の大きな税率改定を伴うことや、3方式への移行をどのようなかたちで進めていくかという課題があり、現時点では決定していないところである。
- ・ 事業費納付金の算定においては、医療分、後期分、介護分についてそれぞれ計算されるが、後期分と介護分は、医療費水準等、本市の特殊な事情は影響を受けないことから、これまでと大きく変動はないと考えている中で、平成30年度において現行税率に基づく国保税と差額が生じているのは、平成28年度の介護納付金、後期高齢者支援金の精算の影響等を受けているのではないかと考えている。

医療分の標準保険料率の算定方法については、まず、県が市町村ごとに医療費を推計し、それを積み上げた合計額をもとに、市町村ごとの医療費指数、県の所得係数、市町村ごとの県内全体に対する所得及び被保険者数の按分率などにより算出された結果に、市町村ごとの高額医療負担金や、前期高齢者交付金の精算分などを調整して事業費納付金を算定する。次に、保険者支援制度分等各市町村に交付される補助金などを増減して得られた額から県が定めた標準的な収納率により、標準保険料率の算定に必要な国保税総額を算定する。それを所得割、資産割、均等割、平等割のそれぞれの賦課割合に応じて割り振り、さらに市町村ごとに推計した所得総額、固定資産税総額、世帯数、被保険者数で割り戻して算出する。

- ・ 国からは、法定外繰り入れも考慮の上で制度移行を円滑に進めてもらいたいという考え方が示されており、現時点で法定外繰り入れに対するペナルティーはないが、解消・縮減に向けての対策については、県と協議の上、実効性のある計画を作成するように指導を受けている。
- ・ 生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組んでいく中で、住民の健康に関する意識を改革して生活習慣を改善すると、確実に効果につながると考えていることから、行政としてもできる限りの介入をしていかなければならないと考えている。
- ・ 後期高齢者医療広域連合納付金の被保険者保険料は、被保険者から徴収した金額をそのまま納付金として納付するものであり、保険基盤安定負担金は、低所得者の保険料を軽減する制度に基づき一般会計から繰入金で対応しているものである。なお、保険基盤安定負担金のうち、4分の3は広域連合から交付されるものであり、4分の1は一般会計で財政措置をする制度となっており、後期高齢者医療特別会計において財源不足が生じることは今後もないと考えている。
- ・ 後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料については、被保険者の保険料を年金から天引きによる方法で徴収しており、徴収率は100%となっている。また、普通徴収保険料は、被保険者本人が直接納入する方法により徴収している。

- ・ 後期高齢者医療保険料の被保険者の賦課限度額は、現在は57万円で、平成30年度からは62万円に引き上げられる。
- ・ 国は、後期高齢者医療制度の創設に当たり、国として、社会保障費が増大していく中で、このままでは若い世代に際限なく負担を増大させていくことになり、そのことを重大な問題ととらえ、若い世代の負担と後期高齢者の負担を明確にしたと考えている。  
後期高齢者制度は、国保と比較すると保険料の軽減割合が異なっており、制度発足時に制度の円滑な移行に向けて軽減措置の拡充等が設けられた。なお、国保と後期の間で、医療における制度の違いはないので、不利益は生じていないと考えている。
- ・ レセプト点検の1人当たりの効果額は、平成26年度は、内容点検が99円、資格点検が391円、平成27年度は、内容点検が37円、資格点検が321円、平成28年度は、内容点検が299円、資格点検が282円となっている。
- ・ 本市のレセプト点検は、医療事務有資格者である2人の嘱託員が行っている。  
レセプト点検の効果額については、点検するレセプトの医療費が高額である場合、点検により医療費が大きく減額になることもあるため、年度によって変動がある。また、レセプト点検による返戻数は、平成28年度は一月当たり約45枚であったが、平成29年度は一月当たり約68枚となっており、レセプト点検の取り組みの強化による成果が表れていると考えている。
- ・ 特定健診の受診率目標値について、国からは特定健康診査等実施計画に基づき、市町村国保に対して60%を目標とするよう指導がなされている。受診率の全国平均は毎年徐々に上昇してきているが、60%を超える市町村は少ない状況である。
- ・ 特定健診の受診率の推移は、平成25年度から平成27年度までは44%台が続いていたが、平成28年度は42.8%に落ちている。平成29年度は、現時点では元の水準の44%台に戻るのではないかと考えている。  
受診率向上の取り組みとして、平成29年度は、すい臓がん検診を実施し、その受診者が特定健診も一緒に受診していただく取り組みを行ったところである。平成30年度の新たな取り組みとしては、健診会場の一本化や、現在、空腹時のみで実施している健診を空腹時以外でも受診が可能となるような対応を検討しているところである。
- ・ がん検診の受診率は、平成28年度は、胃がんが7.4%、肺がんが10.4%、子宮が11.9%、大腸が10.0%、乳がんが14.9%、腹部超音波検診が32.1%であり、平成27年度から国の基準に基づき、がん検診の対象者の考え方が変わったことから、受診率は目標の50%には遠く及ばない状況となっている。
- ・ 本市においては1件80万以上の高額医療費が増加傾向にあるが、高額な医療費が多いということが国保の医療費全体を押し上げている要因の一つではないかと考えている。
- ・ 国保会計への法定外繰り入れの考え方としては、国保被保険者以外の市民を含めた負担の公平性を考慮するとともに、まちづくりに使える財源がその分減額してしまうことから、できる限り法定外繰り入れを減らす取り組みを、これまで以上に進めていかなければならないと考えている。
- ・ 医療費の抑制対策としては、保健事業及び医療費の適正化の取り組みの強化を図ることが重要であると考えている。保健事業では、医療費を引き上げている最も大きな要因として、高額な医療費の発生件数が年々増加しており、特に、本市は脳卒中の死亡率が高く、心筋梗塞の死亡率も高いといったことを踏まえ、まずは生活習慣病の発症予防対策を進め、あわせて生活習慣病を発症した方に対しては重症化予防を行っていくことを重点取り組みとし、その他データヘルス計画や健康まくらざき21の取り組みを着実に進めていきたいと考えている。
- ・ 喫煙対策に関しては、喫煙によって生活習慣病の重症化や脳卒中などのリスクを高めることから、本市としても禁煙の取り組みについて推進していかねばならないと考えている。

また、市内の飲食店における喫煙対策は、保健所が主体となって取り組んでおり、今後も保健所と連携して取り組みを強化したいと考えている。

- ・ ジェネリック医薬品の取り組みについては、これまでの取り組みにより利用率は年々増加傾向にあり、平成30年1月末現在、数量ベースで80.5%の利用率となっている。国は、平成32年9月までに80%を達成することを目標に取り組むよう指導しており、本市は既に達成しているところである。また、効果額としては、平成29年12月末で一月当たり約580万円の効果が出ており、平成23年度当初と比較すると、年間では約7,000万円の効果が見込まれている。
- ・ ジェネリック医薬品の効き目は、基本的には先発医薬品と全く変わらないと認識している。
- ・ 国保会計の財政運営に関し、国へ財政支援の強化を求める取り組みについては、これまでどおり実施していく。
- ・ 糖尿病重症化予防事業に関し、糖尿病患者の平成28年度のレセプト件数は4,751件で、個人負担も含めた医療費用額は約1億4,600万円となっている。これは、がんと筋骨格系等の病気を除いて、疾病的には一番多い状況であり、生活習慣病において高血圧を抜いて一番多い状況である。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 国保の制度改正に伴って財政運営主体が県へ移行したにもかかわらず、県内各市町村の保険料率等にばらつきが見られるので、本市と近隣市町村との保険料率の違いや算出された金額の根拠について整理しておいてほしい。

#### ◎議案第8号平成30年度枕崎市介護保険特別会計予算

##### ○予算の概要

- ・ 介護保険特別会計予算の総額は26億3,445万5,000円で、平成29年度当初予算額より約5.5%、1億3,750万9,000円の増となる。
- ・ 歳出予算の主なものは、総務費5,245万4,000円、保険給付費24億8,344万8,000円、地域支援事業費9,834万8,000円、諸支出金20万4,000円などである。なお、保険給付費については、今般策定中の第7期介護保険事業計画と同額の給付費総額を計上している。
- ・ 以上の財源として、支払基金交付金6億8,868万2,000円、国庫支出金6億7,050万4,000円、保険料5億0,022万1,000円、繰入金3億8,776万8,000円、県支出金3億8,699万9,000円、諸収入ほか28万1,000円で措置した。

##### ○当局説明

- ・ 保険料については、第7期介護保険事業計画の3年間の給付費総額をもとに保険料収納必要額を算定して保険料を設定しており、この計画期間中は、1号被保険者の動向にもよるが、年間5億円程度の必要額を見込んでいる。
- ・ 第7期介護保険事業計画については、今般策定作業中であり、現在、パブリックコメントは終わっているところである。議案審議前に事業計画について説明する予定としていたが、策定委員会の開催日程や諸般の事情により、間に合わなかったところである。  
今後、計画策定委員会の開催を予定しており、そこでの最終的な提言を踏まえた上で、議会の最終日の全員協議会において説明したいと思っている。
- ・ 総合事業の取り組み状況について、全国の他市においては、事業縮小や撤退するといった報道があることは承知している。その要因として、これまで要支援1、2の方に対する事業が地域支援事業として実施されることとなったが、従来の介護予防の基準を緩和して、ミニデイサービスといった選択肢がふえ、利用者の意向に応じて幅広いサービスの選択ができるようになったことにより、事業者としては、基準緩和型のものは、基準型と比較すると給付費自体の報

酬単価が下がり、採算性等の面で苦慮され、事業縮小や撤退となっているのではないかと考えている。また、介護従事者の確保の関係では、全国的に人材不足ということで国も人材確保対策を進めているが、なかなか思うようにいかないといった事情もあるのではないかと考えている。なお、本市において、事業縮小や撤退するといった報告は受けていない。

- ・ 介護保険事業計画策定に当たり、国が示す財政的なインセンティブについては、国が国庫負担金等において付与するとしている。付与するに当たっては、国・県からできるだけ可能なものについては数値目標を掲げ、具体的なことを盛り込むようにとされている。ただし、全ての項目において数値目標を設定することは不可能であり、そのような部分については設定しなくても構わないとの説明もあることから、示せるものについては具体的に計画に盛り込んだつもりである。
- ・ ケアマネージャーについては、資格取得者は5年ごとに更新研修がある。地域包括支援センターの主任ケアマネージャーには、資格者個人に更新研修の受講について1、2年の猶予期間があるとの通知が来ているようである。  
人数については、1事業所当たり6名程度いることから、市内に40人程度はいるのではないかと考えている。
- ・ 居宅介護サービス給付費が前年度と比較し6,990万円程度減となっている理由については、高齢者人口自体はふえてきているが、1号被保険者の要介護認定者数及び認定率が、平成28年度は1,400人程度で認定率は17.3%、平成29年度見込みでは1,330人程度で認定率16.3%と減少してきていること、また、介護度で要支援1、2、要介護の1から3までの比較的軽い方が居宅サービスを利用する数が減っていることを踏まえ、給付費が少なくなると見込んだことによるものである。
- ・ 他市において介護認定者数がふえているのに、本市は減ってきている理由については、具体的には検証していないが、要因の一つとして本市では平成16年から筋トレサロンを実施しており、日ごろから自分の健康維持と健康増進に努められている方が多く、高齢となってもまだその健康を維持できているというようなことがあるのではないかと考えている。また、要介護認定の切り替えの際、比較的介護度の軽い方が総合事業に移られていることも要因としてあるとされている。
- ・ 介護サービスの受給について、国は、要介護1、2を介護給付から外そうという動きはあるが、検討している段階であり、まだ結論は出ていないが、要介護度の重い方を介護から外すことはあり得ないと思っている。
- ・ 介護度の認定については、対象者の状態や対象者の家族への聞き取りにより調査員がきちんと調査し、また、必要であれば医者等の診断をもとに介護認定審査会での確に判定をしており、国の流れでも、要介護認定の基準等を厳格化するという動きがあるとの情報は得ていないことから、これまで要介護3だった方を理由もなく2に下げようようなことはないと思っている。
- ・ 介護老人保健施設については、本来在宅で暮らすことが一時的に困難になった方が必要な機能訓練等を行い、最終目標は自宅に帰れるように機能回復をする施設であることから、在宅の生活が可能になったと判断されれば施設を退所することになると思うが、在宅での暮らしが困難な状況であればその施設を退所させられることはないと思っている。
- ・ ミニデイサービスを実施している事業所は2カ所ある。
- ・ 介護従事者の確保については、全国的に介護従事者が不足となっており、国は早急に介護従事者を5万人確保するという目標を掲げているが、本市においても、各事業所や関係機関の方と話をする中で、確保については決して楽ではないと聞いている。今後、どのような方法で人材確保の支援をしていくのかなどについて、事業所の意見を詳しく聞きながら検討していきたいと考えている。

- 介護医療院については、日常的に医学的な管理を必要とする重介護者が、医学的あるいは日常生活上の介護を受ける場、不幸にして亡くなられる場合のみとりの場、住まいの場としての性格をあわせ持った施設である。そのようなことから介護医療院では、医療機関における入院期間が3カ月とされているような期間の設定はないところである。

なお、国が示したものによると、要介護1から入所できるとなっている。
- 介護ロボットの導入については、補助事業もあることから、事業者に対し導入してはどうかという働きかけはしているが、事業者からは、要介護者を抱えたりするのにパワースーツ型のロボットの導入を検討する話もあったが、装着するのに個々に調整が必要であり、かえって使いつらく導入しがたいという意見も聞いている。今後、介護ロボットが改善され、事業者のニーズに合ったものになれば、また積極的に導入を働きかけていきたいと考えている。

なお、補助が少ないとか、ロボットが高額なため導入を見合わせているという意見は聞いていない。
- 施設介護サービス給付費が前年度と比較し2億1,500万円程度ふえている理由については、医療療養病床から介護医療院へ51床分移行すること、市外の介護老人保健施設等の利用者が増加してきていることを踏まえたことによるものである。
- 本市がてげてげ広場で実施しているてんとうむし体操については、いちき串木野市のころばん体操と同じ体操であり、体操の源流は、高知県の理学療法士が開発したものである。

実績として、平成27年度から金山公民館で始めたのを機に、平成29年度には中村公民館をはじめ3公民館で実施し、現在8公民館で実施している。また、介護認定を受けている要支援1の方が3名、要支援2の方が4名、要介護1の方が4名参加しており、幾らか身体機能が低下している方でもできるような体操として実施をしている。

現在、筋トレサロン等を実施していない公民館に話を進めており、介護保険事業計画では目標を20公民館程度と掲げており、さらに広げていきたいと考えている。
- 住所地特例とは、介護保険施設がある本市に他自治体の方が入所してきた場合、住民票上は本市になるが、転入前の住所地がそのまま保険者となり、保険給付費を負担することになるというものである。
- 住所地特例に関し、他自治体の方が本市の介護保険施設に入所し、そこに住所を移し、その後一たん退所し、本市内に転居後、再度入所した場合には、住所地特例は適用されない。

なお、他自治体の方が本市の介護保険適用外の障害者施設に入所し、そこに住所を移し、その方が介護保険施設に入所した場合は、本市の住人として取り扱っていたが、今回、国が住所地特例の見直しを行っており、平成30年度からは障害者施設に入所する前の住所地が保険者になることになっている。
- 平成29年12月31日現在で、65歳以上の高齢者で要介護・要支援認定者の中で見守りが必要とされている認知症高齢者は949人である。
- 認知症の対応については、認知症総合支援事業において、平成30年度から認知症の方の初期集中支援として、鹿児島県が指定する認知症疾患医療センターであるウエルフェア九州病院と調整し、同病院の専門医1名、専門職の精神保健福祉士1名及び地域包括支援センターの保健師兼主任介護支援専門員1名の合計3名で認知症初期集中支援チームを設置し、認知症と思われる方やその家族に対して早期診断・早期対応に向けた支援体制構築の準備を進めている。

薬局、民生委員や公民館等の関係者から認知症に係る住民情報が入った場合、認知症初期集中支援チームが、認知症の診断や介護サービス等を受けていない方及びその家族に対して訪問支援対象者かどうかを見きわめて、受診を促すなどの初期対応に当たっていくこととしている。

また、認知症の方への正しい理解と症状の理解、元気な高齢者も含めて市民の協力・支援が必要であることから、市内の事業所や公民館等で認知症サポーター養成講座を開催しており、

昨年度末までに839名が認知症サポーターとなっている。平成29年度は2月末現在で496名が受講し、現在、1,335名が認知症サポーターとして認知症高齢者等にやさしい地域づくりに寄与していただいている。

平成29年度においては、市民会館で、認知症をテーマとした講演会も開いており、ウエルフェア九州病院の院長に医学的な見地で認知症の症状等を説明していただき、また、生活習慣病を予防することにより認知症の予防にもなることから、適度な運動と食習慣が大事であるという講話をしていただいたところである。また、認知症はだれもが発症するおそれのある病気であるという認識を深めていただくために、市外の劇団一座による認知症の創作劇を観劇していただくなど、より理解が進んだのではないかと考えている。

認知症は、初期の対応が非常に大事であり、早い段階でわかれば認知症の進行をおくらせることも可能と聞いていることから、住民には丁寧に説明を行い、認知症初期集中支援チームのことも周知していきたいと考えている。

- ・ 認知症サポーター養成講座については、平成29年度においては、職員研修として、障害者への接し方も含めて市職員70名程度が受講している。また、認知症サポーターを養成するキャラバンメイトが市職員に8名、市内の医療機関や介護事業所に15名程度おり、生涯学習課が各公民館で実施している成人講座等に出向き養成講座を開催したりしている。

今後も引き続き市職員及び地域の方々に受講をお願いしていこうと考えている。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 介護施設は、よく透析患者を毛嫌いすると聞いており、身近にそういう事例がある。福祉の手を一番差し伸べなければならない方々が、なかなか入所できない、サービスを受けられないという実態があることから、そのことについて調べてほしい。
- ・ 介護ロボット・機械の費用は数百万円するのに対し、その補助は10万円を限度にとんでいたと思っている。介護全体が本当にいいかたちで進んでいくように、いろんなかたちで国・県に要望を上げてほしい。
- ・ 介護医療院については、新たにつくると保険料に反映するが、医療・介護という全体的な連携を考えたら、非常にいいことだと思っている。特に、今度の診療報酬改定において、介護施設のみとり等の面について新たに診療報酬が加算されるという面も出てきていることから、単に介護事業の面だけから非常に費用がかさむという単純なとらえ方はやめたほうがいいのではないかと考えており、総合的に検討してほしい。
- ・ てんとうむし体操が実施されてから、これまで男性しか参加しなかったものに夫婦で参加したり、体の弱い方でも1人で参加してきいたり新しい流れが出てきており、非常にいいことだと思っている。また、これには高齢者元気度アップポイントも付与されることから、財源の続く限り広めてほしい。

#### ◎議案第9号平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計予算

##### ○予算の概要

- ・ 平成30年度歳入歳出予算の総額は8億1,567万4,000円で、前年度当初予算より7,876万1,000円の減で、率にして8.8%の減となる。
- ・ 予算の主な内容は、一般管理費が一般管理経費等で2,708万5,000円、公営企業会計適用費は公営企業会計適用業務委託料等で1,860万2,000円、処理施設管理費は終末処理場及び汚水中継ポンプ場の運転管理費等で1億8,737万5,000円、排水施設管理費は汚水管渠の清掃業務委託及び検針徴収事務委託等で3,250万5,000円、下水道整備費は立神北町地区の補助支線等汚水管路施設工事による面的整備、終末処理場及び松之尾ポンプ場の長寿命化計画に基づく改

築更新事業、終末処理場のストックマネジメント基本計画策定等で2億2,090万2,000円、公債費は元金が昭和63年度から平成27年度までの借入に対する元金償還で2億7,309万4,000円、利子が昭和63年度から平成29年度までの借入に対する利子償還及び一時借入予定額等に対する利子償還見込額で5,601万1,000円となる。予備費は10万円である。

- ・ 財源として、事業収入2億6,840万円、分担金及び負担金550万円、国庫支出金9,359万4,000円、繰入金2億6,066万1,000円、繰越金200万円、諸収入21万9,000円、事業債1億8,530万円で措置した。

#### ○当局説明

- ・ 公営企業会計への移行に係る作業状況については、平成29年度から平成31年度の3年間で専門業者に公営企業会計適用業務委託を発注して進めているところである。

現在、発注している委託業務の内容については、事業開始当初の昭和50年度から平成28年度までの工事台帳や決算書等、あらゆる書類をもとにした資産調査・評価業務に加えて、条例規則等の作成や貸借対照表の作成の支援、会計システム導入にかかわる支援など、公営企業会計に移行する際の移行事務支援業務も盛り込まれている。

平成30年度以降は、これらの調査業務と並行して、固定資産管理に係る登録データの作成業務等に移っていく予定である。

- ・ 下水道料金の改定については、水道課の方とも料金改定を見据えての話し合いは随時行っている。具体的な検討の時期は、平成31年度には消費税引き上げも控えており、公営企業会計移行に係る業務が完了し資産状況等をすべて把握できてからが具体的な検討に入りやすいのではないかとしたことから、現在据え置いている状況である。
- ・ 法適用企業となった場合の一番大きなメリットは、消費税の計算上、減価償却費分が控除される点だが、ただしこの影響額がどの程度になるかというのは、今現在実施している資産調査等の結果が出なければわからない。
- ・ 事業債の特別措置分は、平成18年度に創設されたものであり、創設の経緯については、当時の地方財政措置の見直しに伴って公費負担の対象が減少する事業も出てくるということで、平成17年度までに発行した下水道事業債の元利償還金について、従来の公費負担割合による額と新たな公費負担割合による額との差額を措置することになったのが始まりで、平成18年度当時から予算計上している。
- ・ 受益者負担金の納付状況については、平成30年2月末現在、現年度分の収納額は1,496万1,120円、率にして95.3%、過年度分の収納額は96万5,950円、率にして8.3%程度で、未納額は1,142万1,100円となっている。事業者分の未納額はない。
- ・ 受益者負担金の未納者への対策としては、職員において、一括支払が無理な方には分納という納付の方法もお願いしながら未納者宅を回っており、少しずつ成果を上げている状況ではある。
- ・ 受益者負担金の平成30年度予算については、受益者面積、受益戸数等ともに前年度と比較して少なくなっているため、前年度よりも減額となっている。
- ・ 下水道接続への取り組みに当たっては、合併浄化槽、単独浄化槽との維持費を含めた経費の比較についても説明しお願いに回っているが、高齢者世帯など経済的な問題から接続に至らないケースが見受けられる。
- ・ 下水道施設のコスト削減については、施設の改築更新で協定を結ぶ下水道事業団の専門的なノウハウを生かし、製品単価等の見直しによるコストダウンを図っているほか、最新機種の採用による経費節減に努めているところである。
- ・ 処理場、ポンプ場、管渠及びマンホール等、下水道施設全般の長寿命化に関しては、現在、長寿命化計画に基づき行っているが、施設の臭気対策については、この第2期計画をストック

マネジメント基本計画に名称を変更し取り組む予定としており、この中で汚泥処理棟の改築更新に含めて実施していく計画を立てているところである。

#### ○委員からの意見・要望

- ・ 平成32年度からの公営企業会計への移行に当たっては、極力早い時期にしっかりとした財政計画を立てていくことが重要だと考えるので、その点も踏まえ、遅きに失することのないよう取り組んでほしい。
- ・ 本市の下水道事業を公営企業会計にする意味合いは、事業経営が依然厳しい中で、資産や負債の現状などから経営上の問題点を分析し、しっかりとした経営感覚を持って事業を行っていくことにあると考える。
- ・ 消費税の計算で減価償却費分の消費税が控除されるというメリットもあるが、これまでの資産形成で生じている減価償却費を把握しておくことは、本市下水道事業の経営実態を明確に分析するためにも必要なことだと考えるので、機会をとらえて調べておいてほしい。

#### ◎議案第10号平成30年度枕崎市立病院事業会計予算

##### ○予算の概要

- ・ 平成30年度の診療報酬改定は0.9%のマイナス改定で、平成28年度診療報酬改定に続きマイナス改定となり、極めて厳しい状況が続いている。
- ・ 新年度の業務予定量は、病床数55床、年間患者数を入院で1万7,885人、外来で1万4,025人、1日平均患者数を入院で49人、外来で55人と定めた。
- ・ 収益的収入は、医業収益5億2,724万7,000円、医業外収益8,002万円、附帯事業収益960万5,000円の合計6億1,687万2,000円で、前年度より702万3,000円の増、収益的支出は医業費用7億1,035万円、医業外費用1,160万8,000円、附帯事業費用999万9,000円の合計7億3,195万7,000円で前年度より587万5,000円の増となり、収支差し引き1億1,508万5,000円の当年度純損失となる見込みである。
- ・ 資本的支出は、建設改良費のうち有形固定資産購入費として老朽化した機器の更新等に2,457万7,000円、リース債務支払額に1,356万4,000円、企業債償還金として2,071万4,000円の合計5,885万5,000円を予定し、過年度分損益勘定留保資金5,603万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額282万4,000円で補てんしようとするものである。

##### ○当局説明

- ・ 病床利用率の推移については、平成24年度が96%、平成25年度が96.8%、平成26年度が97.1%、平成27年度が93.7%、平成28年度が84.5%となっている。
- ・ 病床利用率が減少してきている一つの要因は人口減であると考えており、厚生労働省関係が3年に1回実施している受療行動調査では、全国的に入院・外来患者が減少傾向にあるということである。また、厚生労働省が平成27年に行った人口動態統計における死亡場所は、鹿児島県では在宅死が8.3%で前回と同じ、病院、診療所等で亡くなった方の割合が81%で、前回より1.4ポイントの減、施設関係で亡くなった方の割合が8.7%で、前回より1.4ポイント増となっていることから、施設等の入所者がふえているのではと推測している。それと、市立病院は内科しか持っていないため、その部分も影響があるのではないかとと思われる。
- ・ 患者数の減少に対して現在取り組んでいることとして、療養病棟の入院基本料を基本料2から基本料1に上げたことにより700万程度の増収を見込んでいる。今後の取り組みとして、病床を持っていない市外のクリニックへ出向き、患者の情報提供の依頼をしていく予定としている。また、市内各地で健康講座を行っており、平成29年度においては、看護師が2カ所の公民館で、院長が3カ所の公民館で講座を行っているが、そういったところでの情報発信等を考

えているところである。

- ・ 診療報酬の請求については、患者カルテを見て、医療事務の担当が診療報酬の単価等に基づき、適切に請求している状況である。
- ・ 包括医療費支払い制度（DPC）については、市立病院では採用していない。DPCは、大規模病院のほとんどが採用している状況であるが、中小規模の病院については、通常の出来高払いによる診療報酬の請求のほうがメリットがあるという考えで行っていない状況である。
- ・ 未収金対策については、救急などによる休日や時間外での受診の際に未収金となる場合が多いことから、休日や時間外の外来受診については、診療費用に充てるために3,000円を預かり金というかたちで預かっている。また、入院患者については、限度額適用の認定証の提示を求め、限度額の支払いだけで済むようお知らせしている状況である。一括納付が困難な方については、個別に納付相談をして分割納付にするなど、少額でも滞納額が減少するようなかたちで考えている。そして、次の来院時に支払いを求め、支払いがない場合は催告書等を送付して未収金対策に努めているところである。
- ・ 薬価及び診療材料価格については、診療報酬の改定と同時に厚生労働省から示されるが、調達については、販売業者に対して、病院側が使用する薬品、材料等を示して見積もりを提出してもらい、最安値のところから購入している。
- ・ 採用医薬品におけるジェネリック医薬品の割合については、平成24年度が41.9%、平成25年度が41.6%、平成26年度が44%、平成27年度が43.8%、平成28年度が46.5%ということで、40%台で推移している状況である。また、ジェネリック医薬品のほうが購入価格自体も当然安くなってくるので、ジェネリック医薬品を使ったほうが収益は上がると思う。
- ・ 医薬品等の在庫管理については、そのときの患者の症状によって使用する医薬品や診療材料等が変わってくるので、定数化は行っていない。また、医薬品管理の特別な委員会は設けず、担当の薬剤師と看護師により、今後処方される医薬品に基づいて発注・管理している。
- ・ 院内物流管理システム（SPD）については、現在導入しておらず、仮に導入するとなれば経費もかかるので、導入については費用対効果を見きわめての判断になると思う。
- ・ 現在、職員に対して、職場における満足度調査は行っていない。
- ・ 医療関係に要する蔵書関係については、看護師の医療に関する部分については、以前と比べて整えてきている状況である。医師の部分については、医師から要望があれば購入の方向で考えていきたい。
- ・ 市内の医療機関との情報交換については、管理者が医師会の理事であり、その中で情報交換等はなされているものとは考えているが、やはり今後を考えて、情報交換は必要な部分であると思う。
- ・ 平成30年度予算に関する注記Ⅰの4に新たな項目を明記した理由については、平成29年度当初予算編成時点では、市立病院が課税事業者であるという考えがなかったため総額表記で行っていたが、今回、課税事業者であることが判明したことに伴い、水道事業会計と同様、税抜き表記を明記したものである。
- ・ 外来患者数の推移については、平成24年度1万7,180人、平成25年度1万7,366人、平成26年度1万6,962人、平成27年度1万6,083人、平成28年度1万4,933人となっている。
- ・ 収益的収支については、平成29年度については当初1億1,600万円程度の赤字と見込んでいたが、3,600万円程度にまで圧縮できると見込んでいる。平成30年度についても、当初1億1,508万5,000円の純損失ではあるが、平成29年度並みには圧縮できるのではないかと考えている。また、当初予算については、平成16年度から赤字予算で編成せざるを得ない状況で行っているが、結果的に黒字になっている年度もあるので、今後も収益の増と経費節減を図って赤字幅を圧縮していきたいと思っている。

- ・ 収益的支出における医業費用の経費の増については、報償費と委託料の増が大きいのと思っている。報償費では、非常勤医の単位単価の増に伴い増となっている。委託料では、新たに購入した医療機器に伴う保守点検業務と給食業務委託の単価が増となっている。また、医療機器購入の際、委託料と保守点検込みで購入したとしても、購入する際の価格自体がふえてくると、最初の1年間はメーカー保証で対応していることもあり、経費的には同じになるだけで、価格的には変わってこないと思う。なお、当初予算では、企業委託分として5,635万6,000円を計上している。
- ・ 医業外収益において、平成29年度決算見込みでは約1億1,500万円であったものが平成30年度当初予算では約8,000万円となった要因は、一般会計からの繰り入れに伴う負担金額の違いによるものである。
- ・ 医業外費用において、平成29年度予定損益計算書では約2,500万円であったものが平成30年度当初予算では約1,100万円となった要因は、平成29年度予定損益計算書においては、仮受消費税から控除できない仮払消費税分を雑損失に含めていたことによるものである。
- ・ 医業外費用については、平成29年度と比較すると、支払利息及び手数料が減となっている。
- ・ 流動比率については、平成27年度が706.3%、平成28年度が620.1%、平成29年度が515.2%、平成30年度が当初予算ベースで313.7%となっている。
- ・ 病床数は現在55床であるが、そのうち個室料をとっている病床は8床である。利用料金については、一般病床20床のうち個室が4床あり、そのうち1床については2,500円、あとの3床は2,000円である。また、療養病床にも有償の個室が4床あり、いずれも1,500円いただいている。
- ・ 平成28年度においては、入院患者も減少しており、個室の利用率も低くなっていることから、個室の稼働率は75%であった。平成29年度については、入院患者数は伸びているので、個室の利用率は昨年度よりも伸びるのではないかと考えている。
- ・ 個室料の価格は、民間と比べると低く抑えられていると思う。公立病院ということで、個室料の設定を低く抑えざるを得なかったのではないかと考えているが、今後は情勢を見ながら適正な価格について検討を進めなければならないと思う。
- ・ 民間病院との給与の比較については、市立病院は公立病院であるため、給与体系が国家公務員に準拠しており、医療職の給料表において免許取得後の経験年数等に応じた給料の格付けをしているため、民間との比較は難しい部分があると思う。
- ・ 級別職員数について、医療職（1）4級の副院長が不在となっているが、常勤医2名体制で変わらないため、医療業務についての支障はない。  
医療職（3）4級の総看護師長については、特定任期付職員として採用していることから、医療職給料表は適用していない。また、雇用期間については、3年間をめぐりに任期を定めて契約している。総看護師長のポストについては、職員の中から上げるのが一番いい方向かもしれないが、まだ若い職員が多いことから、外部や民間で経験した看護師を採用している状況である。
- ・ 医療職（2）の技師長については、現在のところ特に設けてはいない。なお、医療業務については、技師長がいなくても十分医療行為等はできている状況である。

## ○委員からの意見・要望

- ・ 医療機器にしても医薬品にしても、高価なものが多いと思うので、院内物流管理システム（SPD）の導入については、費用対効果がよければ、利益を上げる点では必要ではないかと思う。
- ・ 不採算地区病院ということで、一般会計からの繰り入れも多額であるが、1億円以上の収支

のマイナスをなるべく縮めて繰り入れを少なくしてもらいたい。

- ・ 平成30年度予算に関する注記Ⅰの4が新たに書かれたことによって、税抜き方式ということが、はっきり対外的にも出されてくるので、今後はこういった面も気をつけて病院経営に当たってほしい。
- ・ 個室の利用料金については、利用する人たちにとっては安いほうがいいが、病院としては、収益を上げるためには見直したほうがいいのではないかと思うので、検討してほしい。

## ◎議案第11号平成30年度枕崎市水道事業会計予算

### ○予算の概要

- ・ 業務の予定量は、給水戸数を1万0,500戸、年間総給水量を275万5,000立方メートル、1日平均給水量を7,548立方メートルと予定している。これを前年度当初予算と比較すると、給水戸数で100戸の減、率にして0.9%の減、年間総給水量で8,000立方メートルの減、率にして0.3%の減、1日平均給水量では22立方メートルの減となっている。
- ・ 主要な建設改良事業は、老朽管更新事業6,199万2,000円、施設更新事業1,934万9,000円、拡張事業2,149万2,000円を予定している。
- ・ 主な工事としては、美初竹山北線ほか15線の老朽配水管更新工事、金山浄水場後塩次垂注入ポンプ取りかえなどの施設更新工事及び拡張事業として別府地区への連絡管新設工事等を予定している。

また、片平山配水池更新事業に伴う委託費として計画作成業務費690万円を計上している。

- ・ 収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益を4億4,367万6,000円、水道事業費用を4億2,579万2,000円とし、差し引き1,788万4,000円で、税抜き後で801万8,000円の当年度純利益を予定しており、前年度当初予算と比較すると、673万6,000円の増となる。

内訳としては、水道事業収益のうち、営業収益が989万7,000円の減、率にして2.3%の減、営業外収益が115万6,000円の減、率にして5.5%の減、水道事業費用のうち、営業費用が1,394万6,000円の減、率にして3.6%の減、営業外費用が639万2,000円の減、率にして10.3%の減となる。

- ・ 資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入を3,602万5,000円、資本的支出を2億4,863万3,000円とし、差し引き2億1,260万8,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金2,315万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億5,474万6,000円、建設改良積立金2,600万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額870万7,000円で補てんしようとするものである。
- ・ 収入の負担金302万5,000円は、市からの消火栓設置負担金5基分である。

### ○当局説明

- ・ 水道事業区域内には簡易水道が3団体、小規模が2団体、専用水道が2団体入っており、上水道接続率は91.7%である。簡易水道の3団体は、大塚地区簡易水道、深浦地区簡易水道、松下小園地区簡易水道である。
- ・ 水道事業区域内における簡易水道等の実使用人口は1,731名である。水道事業区域外には5簡易水道、6小規模水道があり、実使用人口は1,129名である。上水道を接続するとした場合、区域内ではある程度配水管を敷設しているので投資はそれほど要らないが、区域外では配水管の整備あるいは施設の整備にかなりの出資がかかるので、今の段階では水道事業として取り組む考えはない。
- ・ 老朽管更新事業は、昭和57年以前に敷設した老朽化による割れや衝撃に弱いV P管をH I V P管という耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管へ更新するもので、平成28年度に策定した管路耐震化計画により、基幹管路や重要給水施設管路及び管径50ミリ以上で漏水の経歴があるところを重点的に行っている。延長は全体で5万5,538.8メートルとなり、29年度末累積で1

万1,451.8メートル、およそ20.6%進捗している。残延長は4万4,087メートルである。

- 企業会計法でH I V P管の耐用年数は40年となっているが、耐震性や耐衝撃性を考えると、五、六十年は持つのではないかと考えている。
- いわゆる人口減少により、給水戸数は毎年100戸ぐらい減ってきている。給水人口は平成28年度末で1万9,037人であり、水道ビジョン計画では平成30年度で1万8,873人、平成40年度で1万7,067人と考えている。
- 厚生労働省より公表された新水道ビジョンに基づいて、今年度、水道事業の将来像と実現に向けた方策を策定した。30年度から49年度までの20年間について計画しており、主な事業としては、老朽管更新事業が30年度から49年度までで10億6,800万円、片平山配水池の施設更新が30年度から33年度までで3億8,300万円、枕崎別府系多系統化事業が30年度から34年度までで1億1,800万円としている。また、平成40年度以降に行う金山浄水場薬品沈澱池浄水池の更新に6億7,400万円を予定している。
- 水道ビジョンで計画している事業の中で、補助事業に該当するものはない。ただ、他会計からの出資金については、繰入基準に合致する分があると考えているので、一般会計と協議していきたい。
- 収益的収支の損益額については、平成38年度まで利益を計上しているが、資本的収支では施設更新などの事業費により、資金残高は減少していく予定である。水道事業としては、資産維持費として対象資産の3%となる1億5,000万円、突発的な事故対応のための資金として2億円、計3億5,000万円を最低資金残高と考えており、これを下回ると予測される33年度を料金改定時期に見込んでいる。人件費を含めて給水コストの低減化を図り、可能な限り料金改定の先送りに努めていく。
- 金山浄水場の急速ろ過池工事終了に伴い、29年度から職員を1名減にし、委託化した。操作は本庁水道課でできるので、主な委託業務は監視と点検である。深浦水源地については、昼間はシルバー人材センターに委託し、夜間は職員が出向いている。

#### ○委員からの意見・要望

- 水道事業区域内だけでなく区域外も含めて、枕崎市全体をつなぐと費用はどのくらいかかるのか、それに伴い水道料金はどうなるのか試算をしてほしい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 吉 松 幸 夫

枕崎市議会議員 茅 野 勲